

会 議 録 目 次

令和 4 年第 2 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○ 7 月 28 日（木）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の訂正について	5
議案第 59 号	6
議案第 60 号～議案第 63 号	20
議案第 64 号	32
閉 会	36

会 議 録 目 次

令和4年第3回曾於市議会定例会

会期日程	39

○8月26日（金）

議事日程第1号	41
開 会	44
開 議	44
会議録署名議員の指名	44
会期の決定	44
議長諸般の報告	44
市長の一般行政報告	44
建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（建設経済常任委員長報告）	45
議案第42号 曾於市ハラスメント防止条例の制定について（総務常任委員長報告）	46
諮問第1号～諮問第5号	56
同意案第1号	60
議案第65号、議案第66号	64
議案第67号	71
議案第70号	72
議案第71号～議案第73号	94
議案第74号～議案第76号	96
報告第3号～報告第6号	97
認定案第1号	99
認定案第2号～認定案第4号	129
認定案第5号～認定案第7号、議案第68号、議案第69号	131
散 会	138

○8月30日（火）

議事日程第2号	139
開 議	141
一般質問	
渡辺 利治 議員	141
徳峰 一成 議員	158
原田賢一郎 議員	178

上村 龍生 議員	195
散 会	206
○ 8 月 31 日（水）	
議事日程第 3 号	207
開 議	209
一般質問	
土屋 健一 議員	209
迫 杉雄 議員	219
片田 洋志 議員	237
矢上 弘幸 議員	252
散 会	262
○ 9 月 1 日（木）	
議事日程第 4 号	263
開 議	265
一般質問	
今鶴 治信 議員	265
瀬戸口恵理 議員	286
岩水 豊 議員	315
陳情第 8 号	326
散 会	326
○ 9 月 14 日（水）	
議事日程第 5 号	327
開 議	329
議案第 65 号、議案第 66 号	329
議案第 67 号	332
議案第 70 号	333
議案第 71 号～議案第 73 号	343
議案第 74 号～議案第 76 号	344
散 会	346
○ 9 月 27 日（火）	
議事日程第 6 号	347
開 議	349
認定案第 1 号	349

認定案第 2 号～認定案第 4 号	355
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 68 号、議案第 69 号	359
閉会中の継続審査申出について	363
閉会中の継続調査申出について	363
議員派遣の件	363
閉　　会	364

会 議 録 目 次

令和 4 年決算審査特別委員会

決算審査特別委員会設置

○ 8 月 26 日（金）

審査日程第 1 号	367
開 会	368
委員長の互選について	368
副委員長の互選について	368
散 会	369

分科会設置

○ 8 月 26 日（金）

審査日程第 2 号	371
開 会	372
日程の決定	372
分科会の設置	372
主査、副主査の選任	372
審査日程及び分科会付託	373
その他	373
散 会	373

○ 9 月 21 日（水）

審査日程第 1 号	375
開 会	377
認定案第 1 号	377
認定案第 2 号～認定案第 4 号	394
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 68 号、議案第 69 号	398
閉 会	402

令和4年第2回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

令和4年第2回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
7	28	木	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉會

令和4年第2回曾於市議會臨時会

令和4年7月28日

(第1日目)

令和4年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年7月28日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の訂正について

第4 議案第59号 土地の取得について

（以下4件一括議題）

第5 議案第60号 南九州畜産獣医学拠点事業牛舎等新築工事請負契約の締結について

第6 議案第61号 南九州畜産獣医学拠点事業教育棟建築改修工事請負契約の締結について

第7 議案第62号 南九州畜産獣医学拠点事業研究棟建築改修工事請負契約の締結について

第8 議案第63号 百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の変更について

第9 議案第64号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	15番	山田義盛	16番	大川内富男
17番	渡辺利治	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	久長登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

14番 原 田 賢一郎

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	畜 産 課 長	野 村 伸 一
企 画 課 長	外 山 直 英	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
財 政 課 長	上 鶴 明 人	建 設 課 長	園 田 浩 美
税 務 課 長	山 中 竜 也	水 道 課 長	吉 元 健 治
市 民 課 長	上 村 亮	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥		
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満		
大隅支所産業振興課長	福 満 誠		
財部支所産業振興課長	池 上 武 志		
大隅支所建設水道課長	上 迫 直 一		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和4年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、重久昌樹議員及び鈴木栄一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月28日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案の訂正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議案の訂正についてを議題といたします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案の訂正について説明いたします。

議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定について、訂正を申し上げます。

令和4年第2回市議会定例会議案書11ページの第5条中、「規則」と記載しておりましたが、「規則等」に訂正するものであります。記載誤りがありましたので、

おわびして訂正をお願いいたします。

○議長（久長登良男）

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

日程第４ 議案第59号 土地の取得について

○議長（久長登良男）

次に、日程第４、議案第59号、土地の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第４、議案第59号、土地の取得について説明いたします。

大隅支所庁舎整備事業用地として、曾於市大隅町中之内字五反田9123番２ほか13筆で、合計地積7,011㎡を取得金額4,991万7,420円で取得したため、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、土地取得一覧表及び地籍図を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第４、議案第59号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

何項目かにわたりまして質問いたします。

今回の提案は、今後の大隅支所の建替えに伴う新たな用地の取得についての提案であります。これまで、市としてもこの予定地はいろいろ検討されたと思うんですが、今回提案されている用地については、最初から一番手の候補地であったのかです。ね。さらに、面積的に今回は7,011㎡、約7反歩であります。これはおおむね妥当な面積と考えておられるか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、もちろん財源は一般財源であります。提案では、今回5名の地権者から14筆であります。地目は、田んぼと雑種地であります。地積は、今申し上げましたように7,011㎡、約7反歩でございます。取得価格は、1㎡当たり田んぼで

6,820円。そして、これは1反当たり直しますと、約682万円であります。もう一つの雑種地は、1㎡当たり7,620円、これも1反当たり約762万円となります。

質問であります、ここの土地の評価額は、田んぼ、雑種地についてはどれだけであるのか、比較参照の上で説明、答弁してください。あわせて、この添付地図で見ましても、市道に面したところも、例えば、ナンバーで言うと、ナンバー9とか10とかですね。あるいは、この奥深いところのナンバーの1、2も、1㎡当たり同額で取得いたしております。一般的に言えば、同じ用地でありましても、何筆かに分かれていて地権者が違う場合は、道路に面したところが土地の評価が高いというのは、これは一般的あるいは通例であります、今回一律で購入いたしておりますが、その考え方についてお聞かせください。

次に、順序が逆になりましたが、今回の用地取得は、全て外部に委託するのではなくて、全て市が独自に用地取得を行ったのか、確認させてください。

次に、今後の、用地取得後のスケジュールもあると思うんですが、おおむねスケジュールどおりの用地取得であるのかどうか、そして、おおむねのスケジュールについても説明してください。

以上、1回目でございます。

○市長（五位塚剛）

土地の取得の場所ではありますが、これは、この間、大隅の庁舎建設の在り方について、各種団体を交えての検討委員会を行ってまいりました。その検討委員会の答申でも、大隅町の文化センターの近くの高台辺りを検討してほしいということでありましたので、それも尊重しながらいたしました。一番最初の第一候補であります。

ほかのことについては、各担当課長から答弁させます。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、議員からの質問に対して説明、回答いたします。

まず、面積の妥当性ということでもありますけれども、参考資料を見ていただきますと、三角形をしている土地であって、まず面積といたしましては7,011㎡と、必要最低限の面積ということでも検討をしたわけですが、やはり西側に面しています道路からは、そんなに距離的、高さ、高低差はあまりないわけですが、東側に市道が通っております。この市道からは高さが大体五、六mありますので、今後の計画の中でも、市道からの、この東側からの道路の取付けの関係とか、それは今後の検討なんですけれども、そういう形で、どうしても勾配的に必要なものがあると。それと、建物も中央公民館が複合施設、当然支所の業務を行う施設と、この前の全協でも御説明しましたけども、図書館の関係とかいろいろあって、どうしても面積が必要と。それと、駐車場の関係ですが、大隅文化会館のほうに広い

駐車場あるわけですがけれども、そこから道路を隔てまして、この市道日之出線ですが、高低差が5mほどあるということで、複合施設を利用される方々の利便性を考えますと、どうしても大隅文化会館の駐車場では非常に申し訳ないといえますか、利用しにくいということで、今度の用地取得の中にも駐車場を、そういうことを考えて、この面積を検討して取得したいと考えたわけであります。

それと、土地の評価額といいますけれども、それぞれ土地に面している、道路に面している土地、そして、奥まってる土地あるわけですが、今回のこの土地の取得につきましては、土地の不動産価額評定委員会というのを開かせていただきまして、その中で、この土地を一律といたしまして8,100円を一応提案させていただいたところであります。

それと、道路に接している所と接していない所との取得価格が同一の金額であるかということですが、今、議員が言われたように、道路に接している所と接していない所で価格の差を設けるべきではないかということですが、一応どうしてもこの一帯として取得したいという考え方の下で、雑種地につきましては、単価的に1㎡当たり7,620円で、田んぼにつきましても、道路に面している部分と面していない部分がありますけれども、一律6,820円という形で取得しました。用地交渉をする中でも、いろいろとそういうところも説明いたしましたが、やはり高い所と安い所となると、交渉の中でもどうしてもここは一緒に買わないといけないというこちらの考え方もありましたので、一律でさせていただきました。

用地交渉につきましては、私の前任の課長、そして、その当時の課長補佐、それと、関係職員で最初いたしました。その後、4月になって私が引き継いだ後は、私と地域振興課の職員、そして前任の課長、そして補佐、当時のですね。その方々にも手伝いをいただいてまして、用地交渉については市で全部行っております。

それと、スケジュールにつきましては、用地交渉につきましては、今回の議会にお願いしたわけですが、どうしても早く取得をしないといけないという形がありました。スケジュールどおりにいってるかといいますと、そのとおりにいっていると考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

若干答弁漏れと、それから確認を含めて、2回目の質問をいたします。

場所については、市長答弁では、第一候補に挙がっているということでございます。客観的にもそれは私も感じ取れます。市が今回独自に100%行ったということで確認をさせてください。

それから、土地の評価については、詳しい説明がちょっと弱かったですので、も

う一回ですね。当然、どの土地でも地目に関係なく、この評価額が定められております。公共事業体が土地取得を行う場合は、基本的にはこれを前提として当然取得に当たります。民間との大きな違いはその点です。その点で、この用地については、それぞれ田んぼ、雑種地ですね。この評価額が1㎡当たり幾らであったのか、もう一回数字を確認させてください。そして、市道に面したところも、ここのところも一律で購入、まあこの点は購入の手法にもよりますけれども、これは私も致し方ないかなという形で了解をいたします。

先ほど質問し忘れましたが、この5人については、相続なんかを含めて、所有権移転においては何ら問題はないのか、支障はないのか。一般的には、この登記は全て終わっていないといえますか、あるいは、この不動産に一定の、ほかの外部の地権者が関わりを持っているといえますか、そうした点なんかもありますけど、この場合、その点が全てもう問題がないのかどうか確認をさせてください。

それから、今後のスケジュールについては、用地、今回の取得は、一応仮登記することで理解していいでしょうか。議会議決を経た後に速やかに本登記を行っていき、その後の主なスケジュール等についても報告してください。

以上、2回目です。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

まず、土地の評価の件ですけれども、当然田んぼと雑種地になりますと評価が違うわけですが……。

（「だから、評価は実際幾らですかという単純な質問なんです。それで、一旦それで終わりなんです」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

その点、少々お待ちください。すいません。申し訳ないです。

所有権移転が今後どういうふうに行われるかということですが……。

（「今、仮登記の段階ですか。それとも、同意書か何か待ってるんですか」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

今、同意の段階であります。仮登記というよりも、まず、今回のこの議会におきまして議決をいただいた後に、田んぼが含まれておりますので、農業委員会のほうに農地法の第5条申請を行いまして、県の許可になりますけれども、その許可証をもって本登記という形になります。

（「地権者との間、同意書を結んでるんですか。どんな今、段階なんですかということですか」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

今、地権者とは、今、覚書といいますか、この土地について市に売ると、そして金額も参考資料にありますけれども、その金額で売ることです。しております。

（「覚書ですね。覚書」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

はい。それと、土地につきましては、お一人の方が死亡されていますけれども、この相続につきましても、相続権のある方々の相続放棄の分についても書類を頂いておりますので、相続も所有権と同時に行うということで、もう了解を得ております。

申し訳ありません、ちょっと時間が掛かりまして申し訳ありません。一番最初に質問をされました田んぼと雑種地の評価ということですが、一応宅地の評価でありまして、金額としまして、全て同じ金額ですけれども、7,419円という形で評価をされているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、確認方々、最後の質問をいたします。

評価については、この用地取得を行った場所は地目に関係なく、1㎡当たり7,419円ということで答弁がありました。地権者について、1件だけですか、まだ相続がされていない。それは今後、一応所有権移転の段階で行いたいということで、もちろん抵当に入ってるところもないわけですね。それも3回目、確認してください。

今後の、まあいろいろ土地については、私も長年この議会の立場から質問をしてきましたけれども、その難しさは十分承知いたしておりますので、あまり細かいことは言いたくないんですね。ですから、場所的に、やはり今後に耐え得る客観的ないい場所であったら、それを最優先、当然して、市民の利便性を図るという点が、第一に大事じゃないかという観点からの質問であります。

そして、今後のスケジュールですね。一点、高さが道路に比べてありますけれども、このことを含めて、土地造成を含めて、問題点、支障点は今の段階で考えられないか。今の段階で予期せぬというか、恐れ、心配という点などいろいろないのかどうかですね。例えば、三角形になっておりますが、建物を建てた場合に、窓側をどちらにするか。日差しの関係であります。この三角形の土地がそれにふさわしい、そうした立地条件にあるのかどうかを含めて、予期せぬ点も、まあ予期してるかもしれませんが、あろうかと思うんですが、そういうもろもろを含めて、現在の段階で十分検討が必要な点があるとしたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

まず、抵当権の設定がされている土地があるのかということでありましたが、この参考資料の中でいきますと、お二人の方がされております。会社を営んでいる方と、その子供さんという形ですけれども、抵当権は設定されておりますけれども、今回の市との用地交渉の中で、金融機関との話をされたということです。それと、税理士さんとも話をされた結果、市との契約の中で、当然これは抵当権を抹消できるものということで、確認は取れております。

それと、今後のスケジュールですけれども、今現在、令和4年の予算でもお願いして、当初予算だったんですけれども、今言われた建物の関係、それと、もろもろいろんな配置の関係につきましても、現在、基本計画と構想と、そういう形で、今後、今言われた、どういうふうな形で支所の間取りをするのか、その前にいろいろと基本構想を検討をしていくというスケジュールになっておりますので、今のところスケジュールにつきまして、支障はないという言い方は私としてはあれなんですけれども、技術的なところにつきましては、建設課とも打合せをしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（上村龍生議員）

土地の広さと計画との関連について伺いたいんですが、7,011㎡ということで、当初の計画では、支所と中央公民館で、その後に、特に郷土館の話はまだ確定しているというふうには聞いてなかったんですけれども、この内容的なところでその確定をしたのか。郷土館もここに入れるのか。もし入れたときに、駐車場として全体のスペース的には妥当であると考えているのか。まずは、計画の中で郷土館をどうするのか。それは決定したのか。もし入れるのであれば、それでも足りるのか。その2点について伺います。

○市長（五位塚剛）

今、文化センターの隣に郷土館と図書館がありますけど、郷土館をこの支所の中に併設して造るということについては、考えてないところでございます。ただ、図書館については、この支所の一部の中に併設をしたいということで、この間、話合いをしてまいりました。郷土館については、旧岩川小学校の残った部分を利用していこうということで、話合いをしているところでございます。

○8 番（上村龍生議員）

そしたら、郷土館の中を分けるということなんですね、計画的には。図書館機能と、まあ郷土館というか、展示スペースを分けて考えていくと。今回の支所再編のほうには図書館だけを計画に入れるということで、これはもう決まったということの理解でいいんですかね。

○市長（五位塚剛）

図書館については、やはり必要だろうということで、支所のほうに来られた方、また公民館に来られた方々が図書を借りるという意味では、一緒に併設したほうがいいだろうということで、ほぼもう決まりでございます。

郷土館につきましては、同じような施設が財部にもあります。また末吉にもありますので、末吉の郷土館をうまく、まあ空調等もありますので、生かしながら、また、この財部・大隅に残していけるものについては、よく選別をしながらまとめる方向がいいだろうということで、その話を今しているところでございます。まだ確実に決定という文書化はしてないですけど、そういう方向で今、話をしているところでございます。

○8 番（上村龍生議員）

まだ検討中ですね。そうしたら、ぜひ検討していただきたいのは、今、郷土館にある資料館ですね。資料館を分けた場合に、特に岩川小学校跡地の場合に、それだけを分散しても、人が果たして見に来るのかなという不安はあるわけです、皆さんですね。ですから、ある程度人の集まりやすいところで、一個は、非常に文化財的にも貴重なものがたくさんあるんですよ。一般的には知られていないんでしょうけども、だから、人が目に触れやすいところに置いたほうがいいのではないかなという意見もございます。そのことを、また十分検討して決めていただければと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○17 番（渡辺利治議員）

今回このように提案されておりますけど、当然公民館も古い、危険、そしてまた、大隅支所も危険ということで、新しく造る、それは本当にいいことなんです。市民のためにも、勤める職員のためにもいいことなんですけど、ただ、避難所としての考えをどちらか持っていた場合に、また考え方によっては、あそこの構造改善センターは、やはり同じく避難所として使用するんですけど、ここの新しくできた所も避難所としての役割を果たしていくのか。それが1点目。

それと、現庁舎と文化会館をつなぐ橋、あれは今後どのようなようになっていくのか。そしてまた地域、あの周辺から来る、避難せざるを得ない、昼間ならまだしも、夜あった場合、どのようなルートで来たら一番安全なのか。まず、それが一番の課題だと思っているんですけど、どのような考えを持っているのか伺います。

○市長（五位塚剛）

大隅で災害が起きた場合、また、ほかの所で災害が起きた場合に、新しい庁舎を避難場所にするかということについては、まだ確定はしておりませんが、八合原の大隅農産加工センターを高台ということで避難場所としても指定しておりますが、そのときの状況によって、わざわざ危険なところを、まあどういうふうに集めていくかということについては、やはり慎重に協議をしたほうがいいだろうというふうに思っております。そのことについても、今後、具体的に協議をさせていただきたいと思います。

あと、今の支所の裏にある橋の問題であります、これを撤去とか、増築するとか、そのことについても、まだ具体的には決定はしておりません。長きにわたって旧大隅町の職員をはじめ、市民の皆さんたちが利用されているものでありますので、点検も含めて、必要ならば対策をしなきゃならないというふうに思っております。まだ全体的なものを含めて確定しておりませんが、今後、いろんな施設のことも含めて協議をしたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

新しい庁舎の避難場所としての考えはないということなんですけど、やはりそれも有効利用しようと思えばできないことはない。ただ、確定的な答えでないから、今後検討をする。それも当然かもしれませんけど。

あと、この橋の問題。やはり橋も、どこからが避難所に近いかというと、あそこを通ったほうが一番近いわけなんです、地域に関しては。ただ、その地域とか、あそこ付近を考えたときに、まだ危ない地域がいっぱいあります。じゃあ、高台はどうかという。高台に行くために、途中崩れたらいけない。今度提案されておりますけど、何て言われたかな。法面の工事をするようになっているんですけど、それらを含め早急にしていかなければ、実際市長が考えている日向灘沖、南海トラフ、あれらを考えているからこそ、今回の庁舎も早めにやったわけなんです、やはり市民安全が一番優先でございますので、絶対これは遅らせることなく、早急にしていかなければならない問題だと思っております。これらの改善策というのは、庁内のほうで何か持ってるんですか。

○市長（五位塚剛）

今後建設される大隅支所と公民館の併設については、当然公民館としては、避難場所として十分利用できるというふうに思っております。ただ、まだ建物を含めて今から設計に入りますので、その辺りも考慮しながらいきたいと思っております。そしてまた、あそこの地域は末吉町境でもありますので、あの地域の末吉の方々も、場合によってはこの公民館を利用した避難場所も利用できるというふうに思っております。そのことも含めて十分検討させていただきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

この問題については、末吉町、大隅町境にしてあそこにあるわけなんですけど、この避難場所としての機能というのは、前から私、言っているんですよ。岩南小が、公民館が使えなくなったという。それ以前からもなんですけど、当然危険区域、水害がある場所なんです。実際起きているわけですから。早急に言ってるんですけど、まだ今後検討します、そういうのは間がいい問題じゃないんですよ。だから、今回あえて申します。早急にこれしてください。

○市長（五位塚剛）

当然このことについては、内部検討はしておりますけど、まだ確定しておりませんので、必ず検討させていただきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

質疑、質問いたします。

3月議会で当初予算が出された際、駐車場スペースの問題で、今回の取得面積7,011㎡に対して、広いのではないかとというのが議会のほうからも出されました。そのときに出た回答といたしましては、今後必要最低限にとどめていくということでありましたが、今回面積が当初のままになったその理由、そして、用地取得費の単価についても、財部の用地取得が平米当たり4,900円、財部高校のところの進入口の買収単価が約6,000円ということであります。今回、平均価格として7,419円というのが妥当という妥当性の説明を求めます。

また、今、市長の答弁をお伺いしておりますと、今後、郷土館については検討します、図書館は併設したいと思っております、避難所としての活用も考えております、末吉の一部の人の避難所としても考えておりますということではありますが、用地取得をする場合、必要な建物を、実際面積を考えて用地を取得しないといけないと普通考えておりますが、どうもその問題点の先送りに見えてならない。もし避難所としての機能を持たせるのであれば、末吉の一部ということであれば、避難対象人数とか、一時的な避難場所としての対象人数をどれだけ見てるから、そのためにどれだけのスペースが必要とか、駐車場にしても、文化会館の利用、図書館の利用、支所利用者のニーズとか、そういうところを鑑みた上での面積になったのか。もし図書

館を併設します、中央公民館を併設しますということであれば、現在の支所も取壊しするわけですね。現在の支所の跡地、そして、図書館等の跡地、そういうのも駐車スペースに十分なると思うんです。そうした場合、そうした将来構想の中で、今回新しい支所を建て、複合的な施設として建てた場合の駐車は、駐車スペースとして何台確保の予定なのか、以上、まず質疑いたします。

○市長（五位塚剛）

駐車場としては、やはり市民の方々は、支所と公民館と図書館が併設になれば、やはりその近くに駐車したいというのは、これは人間の心理ですので、最低限はそれを確保する必要があると思います。前のほうに文化会館がありまして、その駐車場がいっぱいありますので、何らかの形ではそちらのほうも利用できるというふうに思っております。まだ郷土館をいつ壊して駐車場にするとか、今の支所を壊して、その跡をどうするかというのは、まだ確定しておりません。当然今、急ぎできるものは、今の庁舎がある中で、一日も早く安心して市民のいろんな相談事を含めて、住民福祉のための施設でありますので、早くそれをするための提案でありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、駐車場について御説明いたします。

まず、今回、今の現大隅支所の駐車場ですけれども、来客のスペース、そして、今、公用車、そういうものを含めると130、まあこれは建物を撤去した後の話ですけれども、更地になった場合は、130台ぐらい駐車できるスペースができるものと考えております。それと、あと文化会館もありますが、文化会館のほうが221台と考えております。今回新しく造る庁舎の場合ですけれども、確かに議員が言われるように、今後何台車のスペースを確保できるかということでは、まだ支所の建物の配置、そして当然利用者の利用頻度といいますか、それも含めて新たに設置すべきものと考えておりますが、今のところまだ台数とか、そういうのは決まったものはありません。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

全体像が見えないんですよ。7,011㎡の全体像が見えない。市長、その駐車スペースというのは、もちろん必要なんです。現在の支所の駐車スペース、中央公民館の所の駐車スペース、現在のですね。現状の駐車スペースがあって、何台駐められるよというのを含めて、今回新しい土地を取得した場合、今の支所を取り壊したところの駐車スペース、新しい部分の駐車スペースというのは、確保が必要だと思うんですね。ですから、それが7,011㎡になったんでしょう。だったら、ここで

台数どれだけ駐められるというのは、財政課の構想がちゃんとできて進めてるわけじゃないんですか。

それと、答弁されてない取得価格の単価についても、財部町の中心街の用地取得額と、大きな開きがある理由についてお伺いしてるんですよ。それについて説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

土地の売買については、当然土地の標準価格といいますか、基準価格があります。課税価格を含めて、当然私たちもそれは重視しながら検討いたしました。同時に、相手の方がどういう形で取得をされたか、そういう流れも当然必要になってまいります。売方と買方の合意がないと、これは取得はできませんので、この辺りは十分相手の方々も、この金額なら売却して、市のために役に立ててくださいということが出来るために、今回の価格を設定いたしました。面積については、あの地域をうまくまとめたときに、この面積になりましたけど、議会が取得を認めていただければ、今後基本設計をしながら、駐車場スペースの在り方も含めて、当然はつきりさせていきたいというふうに思います。まず基本的には、議会にこの土地取得を認めてもらうかというのが前提でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、財部支所近辺で4,900円で購入した土地があったということでございますが、この土地につきましては、財部の児童公園の近くにある土地でありまして、市民駐車場として利用する計画でございますが、これを取得した経緯としましては、土地の所有者から土地を寄附したいということがありまして、寄附していただいて市のほうで解体工事を行いますと、かなり大きな金額が掛かるということで、市の解体撤去補助金などを利用して、現在の所有者が解体した後、更に更地で購入しようということで、その当時の所有者と話をいたしまして、もう私の手元にはお金が残らなくてもいいですよということでしたので、この4,900円程度で購入することができたと、これを充てて解体をしていただいたところでございます。

また、支所周辺の土地を不動産価額評定委員会にかけていただいた土地がありますけれども、市役所周辺の土地でも坪2万円から2万二、三千円の間で交渉してはどうかという結果を頂いております。坪2万2,000円ぐらいにしますと、平米当たり、大体6,800円程度ではないかというふうに思っているところです。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

申し訳ありませんでした。

まず、この今回取得した単価につきましての妥当性ということでもありますけれども、まず、当初予算を編成する際に不動産価額評定委員会を開かしていただきますが、その前段の土地の評価ということで、県の不動産鑑定士会にお願いします。その中に入っていちゃいます南九州鑑定株式会社というところで算定させていただいております。

先ほどの、まず評価といたしましては、税務課の評価ですけれども、宅地並みだったんですけども、7,419円というのがありました。その後、鑑定士もそれを参考にいたしました。どうしてもあそこの土地については、もう宅地並みの、計算すれば評価だということで、最初は9,000円という形で評価をされておりましたが、それでも下げまして、一律8,100円ということになっております。

それと、その一因としましては、平成18年になりますけれども、大隅文化会館の駐車場がどうしても足りないということで、駐車場を増設する際、その当時の価格ですけれども、平米当たり1万2,300円という平米当たりの単価で買ったという経緯もありまして、今回の予算の中でも、8,100円とすると、どうしても上限をあと10%ほどということで、予算上は8,910円という形で、予算は6,246万8,010円という形でなっております。

今回の取得した金額につきましては、総体で資料に載っておりますけれども、4,991万7,420円と、予算との差額を申しますと、1,255万1,000円ほど予算よりも低く買えたということになっております。

以上です。

（「駐車スペース、駐車の数」は」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

先ほど現の大隅支所が更地になった場合の面積から勘案したときの台数、それと、大隅文化会館の台数は先ほど述べましたけれども、今回新しく造るところにつきましては、あくまでも計算は今後という形ですけれども、少なくとも50台ぐらいは駐めたいと、これは公用車も含めてなんですけども考えております。

ただし、今、基本構想中ですので、誠に申し訳ありませんけど、この台数が変更

する可能性もあります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

市長、用地取得に関しては、売り手と買い手の値合が必要というような答弁がありました。売り手が幾らでも高い値段を言ったからということで、仕方なくそれを買うというようなことはあってはならんことでもあります。ですから、売り手の意向、買い手の意向という意味ではなく、正当な評価の中での購入ということで考えていただきたい。

そして、全体構想が見えない中で土地を取得するなんていうのは、何坪の家を建てるから何坪の土地が必要というのが基本だと思うんですね。何台車を停めないといけないというのを考えてすべきであって、土地取得ありきで考えているようにでしか見えない。

ですから、その辺のことをもう一回、構想がはっきりしているのか、構想がはっきりしないまま土地取得ということで議会側に提案したのか、そこだけをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回の土地取得につきましては、大隅支所をどうしても建設するための土地取得であります。

ただ、今回の場合は、今、古くなっている中央公民館の併設と図書館も併設したいということと、市民のための駐車場を確保したいということで、それはもう確実にはっきりしております。

ただ、駐車場スペースを何台するかというのは、今度、基本設計をもって配置をしていきます。

また、近くに市の文化会館の駐車場がありますので、十分利用できますので、そのあたりは進めていきたいと思いますが、基本的にはもうはっきりしております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第59号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

今回の取得については、大局の立場から賛成いたします。

質疑の中で申し上げましたけれども、土地取得については、いろんな点で問題点が過去にもありましたけれども、今回の用地については、場所的にも利便性を含めて、将来的に見て妥当なところじゃないかという大きな立場で賛成をいたします。

ただ、私も2回、3回申し上げたし、もう同僚議員も、岩水議員は全体像が見えないということでありましたけれども、基本的には全体像を議論して、そして、はっきりさせた上で、その一環として、用地取得も提案に臨んでするには、大きな立場から基本というのは答えていただくというのが基本ではないかと考えております。

最終的な目的は、建物を移転して建てることですよ。その前段として、今日の提案の用地取得であります。

例えば、建物一つ取りましても、今まで議会に示されたのは、大隅支所と、それから中央公民館を一体として建設するということを建設の概算額を含めて議会に提示されておりますが、市長答弁にあります、例えば、図書館も一体として造ることについての概算額が全く示されていないんですよ。そうした場合に、財源内訳はどうなるか。

例えば、これまでだと、合併特例債を使うということが起債でありましたけれども、しかし、図書館を造るとなると、もう合併特例債は使えません。ですから、何を使うかというのを含めて、一体のものとして、やはり答弁していただくって。全てを早急にやりなさいということじゃないんですよ。全体像をやはりしっかりつかんだ上で、その一環として本日の提案に臨むということで、今後十分検討をしていただきたいと考えております。後に悔いを残さないためにも大事な点じゃないかと。

ただ、土地取得には賛成をいたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 南九州畜産獣医学拠点事業牛舎等新築工事請負契約の締結について

日程第6 議案第61号 南九州畜産獣医学拠点事業教育棟建築改修工事請負契約の締結について

日程第7 議案第62号 南九州畜産獣医学拠点事業研究棟建築改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第63号 百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の変更について

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議案第60号、南九州畜産獣医学拠点事業牛舎等新築工事請負契約の締結についてから日程第8、議案第63号、百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の変更についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第60号から日程第8、議案第63号まで一括して説明いたします。

日程第5、議案第60号、南九州畜産獣医学拠点事業牛舎等新築工事請負契約の締結について説明いたします。

南九州畜産獣医学拠点事業牛舎等新築工事につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、渡辺・鎌田特定建設工事共同企業体が8億4,150万円で落札者となり、7月15日付けで仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第6、議案第61号、南九州畜産獣医学拠点事業教育棟建築改修工事請負契約の締結について説明いたします。

南九州畜産獣医学拠点事業教育棟建築改修工事につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、株式会社川原田工務店が2億3,320万円で落札者となり、

7月15日付けで仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第7、議案第62号、南九州畜産獣医学拠点事業研究棟建築改修工事請負契約の締結について説明いたします。

南九州畜産獣医学拠点事業研究棟建築改修工事につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、川畑建設株式会社が1億5,675万円で落札者となり、7月15日付けで仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第8、議案第63号、百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約の変更について説明いたします。

令和3年9月30日に議決を頂きました百入橋橋梁災害復旧工事（下部工）請負契約について、橋台土留仮締切工の鋼矢板継杭施工の廃止等に伴い、当初契約金額2億1,428万円を225万5,000円減額し、2億1,202万5,000円に変更するため、7月15日付けで契約の相手方である株式会社有川組と変更仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負変更仮契約書、橋梁一般図等を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第5、議案第60号から日程第8、議案第63号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第60号について質問いたします。

この議案第60号については、僅か2社の共同経営体による入札となっております。一般競争入札といっても、これでは、限りなく随意契約に近い形の入札となっております。

私の長年の議員経験で、このような10億円近い大きな入札について、僅か2社が参加して入札を行うというのはあったかもしれませんが、記憶にありません。これまで、私は、やはり少ないということについて2回ほど本会議で指摘して、そして、市長答弁でも2回とも、なるべく入札参加者を増やしたいと。増やすというのは、一般的に5社以上ということになりますけれども、御指摘の内容から見まして。そ

れが僅か2社ということにとどまっております。このことについて答弁してください。

それから、質問の2点目であります。この入札の前提となる予算額でございます。これは、令和3年度の補正予算（第11号）で出されております。補正予算では、8億6,570万4,000円が3月議会で審議されて、これは繰越明許になっておりますが、この金額で間違いはないか確認させてください。

質問の3点目であります。入札の前提となる設計価格については、これまでの質疑の経過から見て、予定価格と設計価格は同額であるということで受け止めたいと思いますが、これも確認かたがた答弁してください。

それから、質問の4点目、これも入札の前提となる最低制限価格が、今回提示されておりますように7億7,710万7,716円と、これは予定価格のおおむね92%でございます。これも、一般的には、また旧町時代からを含めて、おおむね予定価格の70%前後というのが、旧町時代からの本市の経験的な流れでございます。これを92%に、例えば、議案第61号、62号もそうありますが、90%以上に引き上げたという理由について考え方があろうかと思しますので、答弁してください。

次に、質問の5点目、今回、渡辺・鎌田特定建設工事共同企業体の受注額の割合ですね、受取割合は何対何になっているのか答弁してください。

次に、議案第61号と62号をまとめて質問いたします。

この2件の請負工事については、予算は、これも同じく、令和3年度の補正予算第11号で出されております。合わせて7億8,892万円でございますが、これで間違いがないかどうか確認してください。

質問の2点目は、議案第61号と62号の落札額が消費税額を含めて3億8,995万円でございます。3億8,995万円、つまり予算額7億8,892万円の半分以下の落札に、もし、私の質問が、数字上間違っていなければ、こうなっておりますが、間違いはないか答弁してください。予算額と落札額の大きな差異についてでございます。

質問の3点目、関連して、私の質問が間違いないということの前提の質問でございますが、なぜ、約半額以下でこの落札が終わったのか。結果的に、これは経費が節減されたということじゃなくて、予算計上があまりにも大ざっぱではなかったかという疑問が出てきますが、この点での答弁をしてください。

同じく、議案第60号に比べて、61号、62号は合わせて設計額ですね、設計業者に対する支払い額が、この資料によりまして高くなっております。請負額は少ないんですけども、設計額が結果的に高くなった理由についても示してください。

最後に、議案第60号、61号、62号、言わば性急な形で今回提案されております。3月議会で前年度予算が提案されて、これも繰越明許になって、そして、今回提案

されておりますが、今後この事業を、工事を行う段階で、やはり手直しが出てくる
ことが心配されますが、その点、設計変更含めて心配はしなくていいのかどうか、
その点についても大事な提案でありますので、答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回のこの財部高校跡地の事業であります、国の補正を頂きまして予算を提案
いたしました。当然、立派な施設を造っていただきますので、入札につきましては、
曾於市以外にも、曾於郡部を含めて共同企業体で入札の参加を求めましたが、残
念ながら、向こうのほうからの参加がなかったのは実情でございます。

また、今回入札をいたしました、一番心配しているのが資材の高騰であります。
今、一般的に見積りを取る場合は、1か月以内、2か月ぐらいで見積単価というの
がほぼ決まってきます。その後になると、単価の高騰があつて非常に厳しいものが
ありますけど、このことについても心配しましたが、今回落札された方々について
も、十分この予算の中で頑張っていたきたいというふうに思っております。基本
的には、設計変更はないというふうに思っております。

ほかのことについては、各担当課長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

私のほうからは2点、お答えいたします。

1点目の入札参加が、J Vが2社ということでございますが、これは、範囲が曾
於市、あと志布志市、大崎町、いわゆる曾於地区内のものについてに条件を付けて
おりますので、これも前回の本庁舎増築、あと、岩川小学校、財部中学校、同じよ
うな形で、曾於地区で行ったところですよ。そうした場合に、参加者数の予定は8社
あったんですけれども、結果的には2社しか来ていただけなかったというのがござ
います。

あと、最低制限価格と、先ほど言われました、70%と言われましたけれども、
70%は低入札価格の基準でございます。以前は、ここの低入札価格を採用しており
ましたけれども、国等の指導等もありまして、品確法、適正な工事の執行というこ
とで最低制限価格を設けておりますので、それを設けた場合は、国が示す基準どお
りでやっておりますので、九十何%という数字になります。

ほかは担当課長が説明申し上げます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど議員からありました設計額と予定額の関係でございます。

曾於市におきましては、この設計額、予定価格は同額でございます。

それと、今回の出資割合についてでございますが、J Vの関係で渡辺組が60%、

鎌田建設が40%となっているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

私のほうからは、予算関係について答弁をさせていただきます。

まず、議案第60号ですけれども、こちらの予算の確認ということでございました。牛舎等新築工事につきましては、令和3年度の補正予算（第11号）で8億6,574万4,000円の予算額でございます。

次に、議案第61号、62号の予算額と執行額の差異は何かということでございました。

まず、議案第61号と62号の予算の全体額ですが、7億8,892万円が予算額でございます。このうち、今回の議案第61号と62号が2億3,320万円と1億5,675万円、3億8,995万円となっております。

まだ、このほかに、議決を要しない工事を発注あるいは入札予定のものがございます。細かく申し上げますと、研究・教育棟電気設備の1工区、それから、同じく、電気設備の2工区、それから、機械設備の1工区、それから、機械設備の2工区というものを発注あるいは発注予定としておりますので、予算額が過剰だったのではないかという御指摘は当たらないということでございます。

以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、設計変更についてお答えします。

設計変更につきましては、今回、材料価格が上がっていくという形も考えられます。それにつきましては、契約書で認められている内容ですので、それについての変更はあり得ると、一応考えているところでございます。

以上でございます。

（「議案の61号と62号の出資割合ですか、60号は答弁がありましたけど、61、62号のこの……」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

議案第61号と62号につきましては、1社ですので出資割合はないところです。

○19番（徳峰一成議員）

まず、この議案第60号の入札が2社にとどまったというのは、8社を予定していたけどもって、当然、それは私も経験的に想定できるんですよ。

ただ、2社が参加したことは、何らかの動きが、やはり建設業界の中であるのかどうかですね。

これまでも、何十という、これを超える、過去数十年間の中で提案がされており

ますが、この共同企業体を含めて、市外の旧曽於郡内の業者が参加しております。

それで、例外なく全部、合併前は旧末吉町、合併後は曾於市の業者が落札しておりますが、しかし、入札参加は、やはりお互い業者同士でそうした義理関係があるというか分かりませんが、一応参加はしていただきたいと思いますが、今回参加しなかったのは初めてじゃないかと思うんですね。何か業者間の情勢の変化というのはあるんですか。やっぱり、そういった点があり得るんですか。それだったら、やっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですね。

今後も幾つかの建物関係の建設等を控えておりますので、その点で、全くまだ議論がないのかどうか、これは大休寺副市長が答弁してください。いいことじゃないからであります。いろいろあったとしても、2社だけで8億円の事業を行ったというのは、限りなく客観的に随意契約に近いという判断をせざるを得ないやり方でありますので、やはり、今後は、これは避けていくべきだと思います。少なくとも行政の立場から見たら、業者間は業者間でいろいろあるでしょうけども、その点で答弁してください。

質問の2点目でございますが、確認いたします。

この種の入札は、最低制限価格がおおむね9割前後というのが今の全国の地方自治体の標準的というか基本的な流れ、考え方であるということで受け止めていいのかどうか、副市長のほうで答弁してください。

それから、今後の設計変更、あるいは、この請負額の変更について、一番心配というか考えられるのが、答弁にもありますように、資材等の今後の値上がりでございますが、これは、契約の内容上、変更ができるのかどうか、できないのかどうかを含めてお答え願いたいと考えております。

今後も資材等が上がっていくと思うんですね、間違いなく。その点で、この金額の中での対応、資材等の値上げに関係なくできるのかどうか、お答え願いたいと考えております。

それから、最後に、先ほどの2回目の答弁の中、結果的に議案第61号と62号は設計業者の受注額が大きくなっていますね、提示された資料を見ますと。これは、なぜ、結果的に高かったのか、答弁漏れでありますので、お答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今後、どのような事業がまた出てくるか分かりませんが、基本的には、たくさんの業者に入札に参加してもらうように、引き続き努力はしたいなと思っております。

ただ、今、お聞きしますと、特に志布志方面は、志布志の交番の近くにたくさんの企業が今、立地されておまして、建物関係が非常に今、工事が多いようであります。

私もなるべくたくさんの方々に参加してもらうように、また、PRもしていきたいと思っております。

設計変更の問題ではありますが、今回、入札を受けて落札してもらった会社については、ある程度の資材関係もちゃんと検討された上での入札だというふうに思っております。

今後、特別な、大きな社会的な変動がない限り、この入札の結果で、基本的には執行していただきたいというふうに思っております。

あとは、担当課長から、また、副市長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

この共同体の入札の在り方ですが、今回の件につきましては、非常に入札率が高止まりしているなというのを、私も感じております。

前ですが、財部中のときが5社、JVの参加がありました。ここ立て続けに2社しか来ませんでしたので、そこは何かの対策が必要かなと思っております。

また、市長からもありましたとおり、基本的には、市内業者の育成ということもありまして、市内でできるものはなるべく市内でということが一つあります。

しかしながら、大きな予算を伴うものでありますので、また、国庫等の補助事業も頂いていますから、そこはもう努力をすべきだと思っておりますので、また、例えばの話、前回の一般質問でもあったんですが、ここを大隅地区まで広げてはという案もございます。

また、鹿児島県内とかありますけど、もし、ここを大隅地区、鹿屋地区とありますけど、肝属を含めた場合に、大体JVで代表になられるところが17社に増えます。そこが17社にして幾ら参加があるかどうか、ちょっと読めないところですが、先ほどありました、手持ち工事ですね、あと、資材等の高騰、そういうところがありますので、そういう条件等いろいろ見ながら、また検討をさせていただきたいと思えます。

あと、最低制限価格につきましては、先ほども申し上げましたが、低入札価格を導入しておりました、70%という。70%を切っても失格ではないんですが、それらのところ、いろんな事情等も出てきました。結構50%で入札があったりとか、そうなった場合に、先ほど申し上げた品確法の問題、品質確保のですね。

そこで、こういう建設工事につきましては、ちゃんとした基準にのっとってやっていたかかないと、後々大変なことになりますから、国も示しておりますとおり、

最低制限価格を用いると。標準的な工期では、もうこれ以上、これ以下はもう失格ですよというような制度ですけど、国の基準をそのまま使いましてやっているのが実情ということでございます。

ほかは担当課長が申し上げます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、設計変更の契約の内容はどのようになっているかということについてお答えしたいと思います。

曾於市のほうでは、曾於市契約規則のほうに契約約款がございます。その中の第26条第6項において、賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更、これはスライド条項といいますけども、これが規定されているところでございます。この条項に基づき、請負金額が著しく不相当となったときは、受注者との協議により対応ができるということがあります。

以上でございます。

○企画課長（外山直英）

測量設計業務等の委託料が大幅に増額しているのではないかとということでございましたが、当初、この設計業務の予算につきましては、令和3年9月議会で補正予算をお願いしたところでございます。

この補正予算をお願いする段階では、当初、畜舎等の建設工事を1期工事、2期工事と2つの工区に分けて設計をお願いするというような予算立てをしていたんですけれども、その後、内閣府の協議によりまして、この2つに分けた2つの計画を全て1つで出してほしいというような協議がありまして、1期工事だったものを2つ合わせた設計をお願いしたと。結果、この金額になったというところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけども、今回のこの南九州畜産獣医学拠点事業については、これまでの全体事業費が令和5年度まで、一応文書で議会に提示されているのが、24億4,314万9,000円であります。その中で予算計上された上での今回のこの入札の請負契約の提案でございます。

質問であります。この24億4,314万9,000円で、全て、一応事業が終わるということの確認をさせてください。これ以上の増額は、やはり、やってはならないといえますか、余りにもこの起債事業の内容から見ても、市の負担が大きい事業でありますので。また今後、運営上の大きな課題も抱えておりますので、この24億4,314万9,000円の範囲内で、これはもう絶対にすべきだと思いますが、この点での確認

をさせていただきます。これが第1点。

それから、第2点目は、3回目であります、副市長答弁にもありましたように、2社参加の共同企業体というのが2回続けておりますが、可能な限り、市内の業者に仕事をしてもらうというのは、これは、私たち議員サイドも同じ気持ちであります。

しかし、やっぱり市民の感情を含めて、これは民間だったら、こうした方法を取らないと思うんですね。やはり、市外、県外を含めて、安いところから取るというか。これも、やはり一般市民の、また一つの側面の考え方でございますので、その点を十分、特に大休寺副市長、大変でしょうけども、今後大きな課題として、この取組を努力していただきたいと思っております。

最後に、第3点目、今後の資材等の高騰、賃金の高騰というのはそう考えられんかもしれませんが、資材等の高騰については、ただいま建設課長の答弁にありましたように、約款ですね、約款の中で、一応項目ありますけども、非常に文章が一般的、抽象的であります。どれぐらい上がった場合に、やはり、この検討するという項目が、課長、ないですね。

ですから、そのあたりについては、今後の資材等の値上がりにもよりますけれども、市としては、全くまだ、約款の解釈については、この議会での答弁はまだ持ち合わせていないのかどうか、もし議論されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

議員の言われましたとおり、そこは十分研究をして、今後やっていきたいと思っております。

○建設課長（園田浩美）

スライド条項につきましては、業者さんからの申出によるということになっておりますので、申出があったときに、その対応という形で今、考えているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（外山直英）

これまでお示した全体事業費の中で事業を遂行してほしいということでございます。

現在、予算化をしておりますのが21億円程度でございまして、当初お示した金額からしますと3億円程度、まだ余りといいますか余剰があるんですけれども、今後、馬関連の事業を設計あるいは工事を行います。今の時点で、この馬のほうは

4億3,000万円程度掛かるんじゃないかというような試算を今しておりまして、若干、当初お示しした全体事業費からしますと、増加するような心配もございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はないですか。

○9番（岩水 豊議員）

1点だけ、確認させてください、建設課長。

物価スライドの適用による申出により、契約の変更の可能性があるということなんですけど、これは、はっきりした基準とかいうのがあるんじゃないですか。例えば、請負額の何%以上とか、何かそういう基準がないと、例えば、両方協議の中でいって、業者のほうが上がったから調整してくださいと言っても、微細な金額であれば必要なかったりとか、大きな金額だったら、どうしてもというときに、先ほど市長の答弁からは、この価格で行くつもりでおりますとかいうような一方的な発注者側の意向だけで言われると、請負側としても厳しい部分も出てくると思うんですよね。だから、その基準というのを、もう一回示していただけないか。

○建設課長（園田浩美）

基準でございますけれども、申し訳ございません、資料を持ってきてないところなんですけれども、記憶によりますと、請負の残りの期間ですね、何箇月あるとか、あと、上昇したものに対しての説明できる資料ですね、そういうものがあつたと思うんですけれども、申し訳ございません、こちらのほうに手持ちの資料がないところでございます。

基準につきましては、県及び国のほうから通達が来ているところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

たしか私の記憶でも、残工事のたしか請負金額部分の1%か1.5%か超える場合のとかいうのが、何かあつたような気がするんですけど、これが、市長の答弁とはどうも食い違うように感じますが、確実に、これは、請負業者からの申出があつた場合には対応するという考えでよろしいですか。

○建設課長（園田浩美）

請負業者との話合いという形になっておりますので、そこについては対応したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

このスライド条項なんですけども、全体スライドとか単品スライドとか、幾つか種類がありまして、協議するといった答弁は分かるんですけども、協議した結果、業者の言い分をそのまま飲むかとか、いやいや、これだけもう規模が大きいので頑張ってくださいと、こちらの言い分を通すか、そういった協議の際の結論を決める基準などがあるのかについて、建設課長に一点、お伺いいたします。

○建設課長（園田浩美）

基準につきましても、先ほど申しましたように、国・県から通知が来ているところでございます。

その中で、どのような形で決めるかというのは、やはり両者の協議という形になっておりますので、そこを踏まえた形で相手方と話していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

全体の場合だったら1.5%で、単品だったら1%とか、そういった基準はあるんですけども、例えば、単品スライドであれば、日本国内における価格が著しい変動を生じるとか、幾つか表現の仕方がありまして、市として、例えば、業者が出してきた数字は著しい数字ではないと認識して蹴るのか、それとも、確かに著しい上昇ですねと思って受け取るのか、建設課長の今の答弁を聞くと、現場の協議で決めますとしかでなくて、どういう基準で、国や県が出している基準をもって、どういう基準で採用するのか、その点について、現場でどういった議論がなされるのか、それについて建設課長の答弁を伺います。

○建設課長（園田浩美）

インフレスライドにつきましては、県のほうから、その単価について公表というか、単価の改定があります。それに基づいたやり方という形になろうと思います。

それで、先ほど申しましたように、インフレスライド条項のほうは第6項でうたわれているんですけども、そちらに該当するのか、それとも単品スライドなのかという形で、そういうところも出てきますので、そこはまた確認しながら進めていきたいというところです。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

結論をお聞きしたいんですけども、市長答弁の中では、現在の価格の中で頑張っていたきたいと。つまり、今回の契約額で収めてほしいというのが執行部全体の結論であることは自明だとは思うんですけども、じゃ具体的に、仮に、業者の言い

分が通りましたと仮定しまして、大体何%、幾らぐらいの上昇が最大値で見込まれるのか、その点について、建設課長にお伺いします。

○建設課長（園田浩美）

一番、今、上がっているのが鋼材でございます。鋼材が、たしか29%程度上がっていると聞いているところでございます。そのほかにも、人件費なども若干上がっているところなんですけども、先ほど申しましたように、鋼材が令和3年4月を基準に申しまして、令和4年5月時点ですけども、これにつきまして29.5%値上がりしているという状況でございます。

そういう状況ですので、このまま値上がりが落ち着いてくれれば助かるなど、市のほうでは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案4件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案4件について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案4件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案４件は、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第64号 令和４年度曾於市一般会計補正予算（第４号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第９、議案第64号、令和４年度曾於市一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第９、議案第64号、令和４年度曾於市一般会計補正予算（第４号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の２ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に４億523万1,000円を追加し、総額を270億5,507万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、２ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を2,801万4,000円、県支出金は、商工費県補助金の地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費補助金を4,684万4,000円、財産収入は、有価証券売却収入の地域消費喚起プレミアム商品券売却収入を１億6,850万円、繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金を3,174万8,000円、市債は、災害復旧債の現年発生公共土木施設災害復旧費を6,060万円それぞれ追加するのが主なものです。

歳出については、商品券発行事業交付金等の追加により、地域消費喚起プレミアム商品券発行事業を２億2,403万円、市道法面改修工事等の追加により、緊急自然災害防止対策事業を2,125万2,000円、台風４号及び７月豪雨等による災害発生に伴う現年発生農地・農業用施設災害復旧費を6,140万6,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を9,392万3,000円それぞれ追加するのが主なものです。

以上で、日程第９、議案第64号を説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、財政課長に質問いたします。

今回の補正第４号で財政調整基金を3,174万8,000円取り崩しております。令和

3年度末の財調が約29億9,000万円ですが、現段階では10億5,000万円となっております。

今後、積立てを含めて、当然年度末は出てきますけども、これは財政当局が考えている当初のほぼ想定どおりの財調の基金残高というふうに受け止めていいのかどうか、10億円です、もう10億円割るかもしれません、今後ですね。特に、今いろんな事業を行っておりますが、資材高騰等を含めて一般財源で対応せざるを得ないことがあります得るかもしれません。そういったことをほぼ想定どおりとして考えて受け止めていいのか、この一点だけ答弁してください。

次に、歳出の中で金額的に今回大きいのが、先日の全協でも説明がありましたけれども、鹿児島県が主導する形で、曾於市も一定事務費等を負担する形でのプレミアム付き商品券の発行があります。金額的にも2億円を超えております。

去る6月議会でも市単独の、これは全員給付型の3億数千万円使った商品券事業がありまして、時期的にも本年度並行することになります。一方は全市民が対象、今回提案されているのは希望者に商品券を買っていただく事業であり、違いはありますけれども、並行いたしております。

質問であります、こういった形で全市民に周知徹底を図るか。先日の全協でも質問いたしたんですが、これを利用するかどうかは市民の判断によりますけれども、しかし、少なくとも、全ての高齢者、高齢者となりますと、私たち、市当局も含めて感じておられると思うんですが、もう80歳、90歳になると丁寧にかんで聞かせるように話をしないと、文章方だけではとても理解が厳しい、難しいのが一般的でございます。

さらに、自治会に入っていない方々を含めて、税金を納めているわけですから、少なくとも連絡周知だけは全ての市民に周知徹底を図るべきじゃないかと思っております。その点での周知徹底の在り方について答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、県からの要請もありまして、プレミアム商品券を発行することになりました。今、市独自でやっているものもあるし、また、今でもまだ取り組んでいるものありまして、市民の中には、この商品券のことが非常に複雑化している部分があります。ですから、この予算を可決していただけたら、基本的にはFM放送のラジオと市報、そしてまた、いろんな会合等がありますので、分かりやすく説明したいと思います。

ただ、自治会に入っていらない方々については、ぜひ、FM放送なんかを聞いていただいたり、また、いろんな方々からも御意見を聞いていただいて、こ

ういう事業があるよということを分かってもらえればありがたいと思います。

お年寄りの方については、ある程度理解ある方は積極的に活用されるでしょうけど、そうでない方もたくさんおられます。それについては、家族の方々の御協力を得ながら、周知の徹底を図りたいと思います。

あとは、担当課長からさせます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど議員からありました現在の財政調整基金が想定どおりであるかどうかというところでございました。

今回、財源調整としまして、4号補正で3,174万8,000円の財政調整基金を繰り入れたところでございます。昨年の同期が約20億円ほどありました。今回が、年度末現在のところ19億3,700万円ほどと若干少なくなっておりますが、今ありましたとおり、災害復旧、その他いろいろ資材高騰、そういったものも今後出てくると思います。

今現在としては、財政課としては想定内どおりではないかと考えておりますが、これからのいろいろなそういった緊急事業に備えて、財政調整基金についてもしっかりと積立て、繰戻しをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

先ほどの周知の件で御質問いただきましたけども、市長のほうで、先ほど答弁いたしましたけども、FMを通して、そしてまた、曾於市のホームページ、自治会便送便、それから新聞折り込みですね、それと、商品券の取扱店になっていらっしゃる、チューリップ券の販売業者と同様になりますが、ポスター掲示等も行いまして周知を行う予定でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

財調の取扱いは、一応想定どおりという答弁でありますので、本日の段階ではそのように受け止めておきたいと思います。

しかし、客観的な状況は、過去、これまでと違って、そう良い財政状況じゃないと受け止めておりますので、その点は、今後、議論を深めていきたいと考えております。

今回提案されている商品券の周知徹底でありますけれども、検証が必要じゃないかと思うんですね。私のところにも厳しい意見が何人かから直訴を含めて寄せられているんですよ。農林課関係は今度、一応、受付期間を延ばしましたよね。そのことを含めて、厳しい意見が寄せられております。いろんなコロナ事業のことは大い

に結構だし、大歓迎でありますけれども、この文章を見る限り、非常に分かりづらいというか、ましてや私たちもどなたでも、70歳、80歳、90歳、もう独り暮らしになったりすると、目を通すのも厳しいし、理解も非常に厳しいというか、FM放送も含めて、それだけでは、だから私、先ほど1回目、かんで聞かせるような説明が必要じゃないかって。文章もかんで聞かせるような、特に高齢者の場合はですね、そういう点は工夫していただきたい。これは第一点。

それから、第2点目は、自治会未加入者に対しては、はっきり言って冷たいといえますか、人によってはFMラジオも取っていない人もいますよ。そういったことを含めて、税金を払っているわけですから。税金が滞納したら通知書が出て、追加税も取られますから。

ですから、自治会加入者、未加入者を含めて、やはり、こうした市の税金を使った事業については、全てに基本的には通知するというのが時代の流れじゃないでしょうか。その点で、やはり検証が必要じゃないでしょうか。もうそろそろこの点については、自治会未加入者は非常に多いんですから。その点でも、五位塚市政の理念に関わるこの問題であります。相手がどう受け止めるか、するかしないかはもう個人の問題でありますけど、少なくとも行政としては、税金を使った事業でありますので、全ての市民に漏れなく、しかも、年齢によってはかんで聞かせるような文章の在り方を含めて、今後は切り替えてやっていくべきではないかって思うんですね。その点、特に、市長どうでしょうか。ぜひ切り替えて、その点は民主市政を今後前進させる上からも考えていきたいものでありますが、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちには、市政発展のために、いろんな形で協力を頂いております。当然、市が出す事業についても理解をしていただきたいと非常に思います。

ただ、自治会に入っていない方々が非常に増えてきております。若い人たちの中でもFM放送を聞かない人たちもおられます。そういう方々、また、お年寄りの方々、独り暮らしのお年寄りの方々で市政のことがよく分からないという方もいらっしゃいます。

そういう意味では、徳峰議員が言われるように、分かりやすく説明するというのは、私も基本だと思っております。市の職員のほうもいろんな形での手立てをしてまいりたいと思います。引き続き、このことについては努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、市長が答弁いたしましたように、同じような形で進めてまいりたいと思いま

す。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第64号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付託された事件は、全て議了しました。

これをもちまして、令和4年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 零時01分

令和4年第3回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和4年第3回曾於市議會定例会会期日程

会期33日間

月	日	曜	会 議	摘 要
8	26	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○閉会中の継続審査報告・審議・表決 ○議案等の上程・提案理由の説明・議案審議・ 決算審査特別委員会の設置・委員会付託 (補正・決算)
	27	土	休 日	
	28	日	休 日	
	29	月	休 会	
	30	火	本 会 議	○一般質問
	31	水	本 会 議	○一般質問
9	1	木	本 会 議	○一般質問
	2	金	委 員 会	
	3	土	休 日	
	4	日	休 日	
	5	月	委 員 会	
	6	火	委 員 会	
	7	水	委 員 会	
	8	木	委 員 会	
	9	金	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
	1 0	土	休 日	
	1 1	日	休 日	
	1 2	月	休 会	
	1 3	火	休 会	
	1 4	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正）
	1 5	木	休 会	
	1 6	金	休 会	
	1 7	土	休 日	
	1 8	日	休 日	
	1 9	月	休 日	敬老の日
	2 0	火	休 会	
	2 1	水	委 員 会	決算審査特別委員会
	2 2	木	休 会	
	2 3	金	休 日	秋分の日
	2 4	土	休 日	
	2 5	日	休 日	
	2 6	月	休 会	
	2 7	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（決算） ○閉会

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年8月26日

(第1日目)

令和４年第３回曾於市議会定例会会議録（第１号）

令和４年８月２６日（金曜日）
午前１０時開議
場所：曾於市議会議場

１．議事日程

（第１号）

- 第１ 会議録署名議員の指名
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議長諸般の報告
- 第４ 市長の一般行政報告
- 第５ 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
(建設経済常任委員長報告)
- 第６ 議案第４２号 曾於市ハラスメント防止条例の制定について
(総務常任委員長報告)

（以下５件一括議題）

- 第７ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）
- 第８ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）
- 第９ 諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）
- 第１０ 諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦について（小園伊津子氏）
- 第１１ 諮問第５号 人権擁護委員候補者の推薦について（森田永寛氏）

- 第１２ 同意案第１号 教育委員会委員の任命について

（以下２件一括議題）

- 第１３ 議案第６５号 曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について
- 第１４ 議案第６６号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第１５ 議案第６７号 曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第１６ 議案第７０号 令和４年度曾於市一般会計補正予算（第５号）について

(以下 3 件一括議題)

- 第17 議案第71号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第18 議案第72号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第19 議案第73号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(以下 3 件一括議題)

- 第20 議案第74号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第75号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第22 議案第76号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

(以下 4 件一括議題)

- 第23 報告第3号 令和3年度曾於市健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第4号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第25 報告第5号 令和3年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第26 報告第6号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

- 第27 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

(以下 3 件一括議題)

- 第28 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(以下 5 件一括議題)

- 第31 認定案第5号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定案第6号 令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第33 認定案第7号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
- 第34 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第35 議案第69号 令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

2 番 出 水 優 樹 3 番 瀬戸口 恵 理 4 番 矢 上 弘 幸

5番	片田洋志	6番	重久昌樹	7番	鈴木栄一
8番	上村龍生	9番	岩水豊	10番	湊合昌昭
11番	今鶴治信	12番	九日克典	13番	土屋健一
14番	原田賢一郎	15番	山田義盛	16番	大川内富男
17番	渡辺利治	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	久長登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 山中雅人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		鶴田洋一
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		平千力
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	竹下伸一
大隅支所長兼地域振興課長		安藤誠	農林振興課長		竹田正博	
財部支所長兼地域振興課長		荒武圭一	商工観光課長		佐澤英明	
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財	政	課	長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎
税	務	課	長	山中竜也	建設課長	園田浩美
市	民	課	長	上村亮	水道課長	吉元健治
保	健	課	長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	新澤津友子
介	護	福	祉	課	長	福重弥
福祉事務所長兼福祉課長		笠野満	代表監査委員		野村行雄	
大隅支所産業振興課長		福満誠	監査委員事務局長		森岡雄三	
			農業委員会事務局長		中山純一	

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和4年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、上村龍生議員及び岩水豊議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの33日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は33日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第５ 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（建設経済常任委員長報告）

○議長（久長登良男）

次に、日程第５、建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。
建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

記。

農林業・畜産振興に関する調査（第12回全国和牛能力共進会曾於地区最終予選会）。

１、調査地。

曾於中央家畜市場。

２、調査期間。

令和４年８月10日水曜日、１日間。

３、調査委員。

九日克典、鈴木栄一、出水優樹、今鶴治信、原田賢一郎、迫杉雄。

４、調査内容。

第12回全国和牛能力共進会曾於地区最終予選会は、８月10日に曾於中央家畜市場で開催され、出品頭数52頭のうち、大隅町５頭、財部町１頭及び末吉町19頭の計25頭が出品されました。審査の結果、本市から第２区（若雌の１）１頭、第３区（若雌の２）１頭、第４区（繁殖雌牛群区）１頭、第６区（総合評価群）６頭、特別区（高校生の部）、曾於高校であります、１頭の計10頭が曾於地区代表牛として鹿児島県最終予選会に出品されることが決定されました。

曾於地区では、「第12回全共鹿児島大会において、チーム曾於一丸となって日本一を勝ち取ろう！」を合い言葉に、出品対策に全力を注いできました。県最終予選会においても、本市から代表牛が選出されるよう期待を込めて、所管事務調査報告を終わります。

結果については、報告書の最後に添付してありますので、御参照ください。

○議長（久長登良男）

以上で、建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第 6 議案第42号 曾於市ハラスメント防止条例の制定について（総務常任委員長報告）

○議長（久長登良男）

次に、日程第 6、議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案第42号は、閉会中の継続審査となっておりましたが、8月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

1、議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定について。

本条例は、ハラスメント防止及び排除の措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、職員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる職場環境を確立することを目的としています。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

今回の条例案を提案するに至った経緯についての質疑に対し、ハラスメントに関する社会的な動向もあるが、本市においても過去に事案が発生しており、今後職員が減少する中で、メンタル不調による病休等を防止し、いち早く執務環境を整えたなどの考えから提案したとの答弁がありました。

本案を提案するに当たって、ハラスメントの専門的知識を有する方の意見を参考にしたかとの質疑に対し、全国の市町村で制定されている条例を参考に、本市で制定している規程と照らし合わせて案を作成したとの答弁がありました。

令和2年7月1日に曾於市職員のハラスメントの防止等に関する規程を制定しているが、ハラスメント防止の研修を実施しているかとの質疑に対し、市独自では実施していないが、県主催の職員研修において、過去3年間で60名程度が約1時間の研修を受講しているとの答弁がありました。

委員より、主に次のような意見がありました。

曾於市ハラスメント防止条例施行規則案の相談員に専門家がないのは、相談しづらい環境と考える。外部相談員の必要性も含めて検討が必要ではないか。

ハラスメント処理委員会について、公平性を担保できるかが明確でないため、委

員に法律の専門家などの第三者を明記すべきではないか。

市議会議員は政治倫理条例で対応できるのではないか。

市議会議員の責務を条例に明記すべきではないか。

ハラスメントという問題を明確化し、それを防止する上で、本条例の制定は大変重要である。

ハラスメントについては、今後増加傾向と考えられ、行政に携わる者が一体となって取り組む必要性は十分理解できる。

民間企業等においても、ハラスメントに対しては厳しく取り組んでいる。行政においても市一体となって取り組む内容の条例制定により、いち早く対応していくべきである。

本条例は、ハラスメントという問題を明記し、それを防止する内容となっており、仕事をしやすい環境を確立する上で重要である。

市議会議員や行政委員会委員については、それぞれで規程等を定め、前向きに取り組むことで、ハラスメントに対する抑止力になる。本条例で十分対応できる内容となっている。

運用面においては、随時検証等を行い、必要な場合には見直しを行っていくことで対応が可能である。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（「議長」と言う者あり）

○議長（久長登良男）

上村龍生議員の発言を許可します。

○８番（上村龍生議員）

ただいま議題となっております曾於市ハラスメント防止条例の制定に対する修正案を提出する動議をいたします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（久長登良男）

ただいま上村龍生議員より動議が提出されましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前１０時１１分

再開 午前１０時２８分

—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、上村龍生議員ほか5名から修正動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

○8番（上村龍生議員）

議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定について。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年8月26日提出、曾於市議会議長、久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員、上村龍生。

賛同者、同じく、瀬戸口恵理、賛同者、同じく、湊合昌昭、賛同者、同じく、九日克典、賛同者、同じく、大川内富男、賛同者、同じく、渡辺利治。

修正理由。時代の要請として、ハラスメント防止条例の制定は必要と考えております。その上で、議員が市民の福祉向上のため仕事をし、市民の負託に応えるためには、市長サイド等から干渉を受けない独立性が求められています。それが二元代表制と議会の自律権の一つの側面であります。特に、議員の身分に関する本条例では、それが求められます。その意味からすると、議員の身分に関する条例は、議会条例として定めるのが本来の姿であると考えられます。しかし、二元代表制と議会の自律権が担保される条文が明文化されれば、本条例1本でよいと考えます。

この考え方で原案を読むと、二元代表制と議会の自律権を担保する明確な条文が存在しません。そこで、これを明文化するために、議会の責務としての条文を第5条として追加するなど修正案を提出するものです。

具体的には、別紙修正案と修正案文の全文が掲載されております。お目通しをお願いいたします。

議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に2点伺います。

詳しい説明が先ほど総務委員長からありました。

全体として、今回のハラスメントに関わる条例の提案そのものは、全員が前向きに、肯定的に受け止めたと理解いたしました。

質問ではありますが、まず委員会審議の中で、私、総括質疑でも率直に質問しまし

た二元代表制から逸脱する内容ではないかといった点であります。ハラスメントの審査の対象に議員を含んでいる点は、二元代表制から逸脱している。このことは、委員会審議の中で全員共通の認識として確認がされたのかどうか伺います。非常に重要な内容であります。

もう1回申し上げますと、原案が二元代表制から逸脱している内容を含んでいるということは、委員全員の共通の認識として確認されたのかどうか、これが質問の第1点であります。

関連いたしまして、質問の第2点目。委員会におきましては、今、申し上げました二元代表制の逸脱との関連でありますけれども、原案に賛成された方は、どうして賛成されたのか。先ほどの委員長の説明の中で、若干規程うんぬんという項目がありましたけれども、賛成された方々の理由について、もし、委員会で討論がされていたら御報告をお願いいたします。

以上、大きくは2点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

ハラスメント防止条例の中身について、二元代表制が担保されているかということとありますが、これについては、二元代表制が担保されていないと感じている議員、また、全体として取り組む条例であるので、これでいいのではないかという判断をする委員の方もおられまして、逸脱しているのではないかという共通認識はされてなかったと記憶しております。

賛成される方々については、この条例で、議会を含め市全体の組織で、ハラスメントに対する対応ということと考えるということといいのではないかと。ただし、先ほど報告いたしました、運用面においては随時検証等を行い見直しが必要ではないかと、賛成者の中の委員の方でも、そういう意見を述べられる方もおられました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

再度確認いたします。非常に重要な点であります。

今回のこの原案の中に私たち市議会議員が入っている。これは客観的には、私は議員の見解の相違を超えて、明らかに二元代表制にそぐわない。もっと言ひまして、逸脱していると。客観的には、失礼ながら、読み取る力がある人はどなたでも、議員に限らず、そう解釈、受け止める、あるいは、理解できる内容ではないかと思うんですよ。この点で、委員会資料の中で、やはり、議会が入っているということは、二元代表制から少なくとも逸脱しているのじゃないかという、そうした明確な全員

の共通認識とはならなかったというふうに理解していいのかどうか。繰り返しますが、非常に大事でありますので、御報告をお願いいたします。議会人としての問題に関わる点であるからでございます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

私見を述べるわけにいきませんので、審査全体の流れとして、特に議員の言われるとおり、この条例に対する反対若しくは修正を出された委員の方々は、やはり二元代表制の根本を考えれば、執行部のほうで、この条例一本で制定するということについては、疑問を投げ掛ける方もおられました。また、逆に、この一本で条例を制定し、そして、議会としては、規程等、先日の修正が執行部のほうから出されたとおり、「等」を付けるということで、議会は議長権限において、条例に違反することなく、規程等を制定して対応すればいいのではないかという両方の意見があったところでもあります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ではありますが、議員、議案に賛成した方々の賛成の理由の関係で質問をいたします。

私たち議会は、条例が提案された場合に、最初から最後まで、客観的にも内容的にも、妥当性を含めて問題がないのかどうか、当然、私たちはそういった立場で読みます。この条例の原案は、誰がどう見ても、繰り返しますが、客観的には、これは見解の相違じゃないです。二元代表制から逸脱いたしております。そして、規則を含めて、その点はやはり同じ内容でございます。今、委員長が言われましたように、後になって、事後になって、この規則に「等」を加えたってことであります。「等」を加えていたとしても、少なくとも、私たち議員にかかわらず、第三者、市民から見た場合、やはり二元代表制から逸脱していると。どなたも考えざるを得ない、受け止めざるを得ない内容だと思うんです。それが条例としてなじむかどうか。近代の民主主義国家において、地方自治体において、条例規則を含めて明らかに客観的に二元代表制から逸脱している。これは誰が見てもそうではないかと受け止めておりますが、やはり「規則等」を加えることで、それは問題ないという立場で賛成されたのかどうか。もし、議論がされていたら御報告してください。なかったら、よろしいです。

○総務常任委員長（岩水 豊）

今言われる中で、まず「等」を加えるということで、例えば、曾於市議会、それとか、農業委員会等を含めて、そういうところが、その委員会、議会で、規程を条例に違反しない範囲内で定めることができるということで、「等」を執行部のほう

は加えたという説明でありました。

また、執行部の考えとしては、議員が起因する問題があった場合には、文章化してない中で、それは議会のほうで対応されればいいんじゃないでしょうかということ、明文化されてない部分について、議会側としては理解ができない部分を感じられました。

あと、規則等が出ておりますが、規則についても、条例と、一つとして提出されておりますので、条例についても、処理委員会等について、行政の関係者以外の第三者が必要ではないかという意見等もあったところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

私は、この委員会に所属しておりませんので、詳しい内容が分かりませんので、単刀直入にお伺いいたします。

この問題に当たりましては、先ほどから徳峰議員もおっしゃっているように、二元代表制という言葉がよく使われておりますが、私は、この二元代表制ということが基本的にどういうことなのか、あまりよく分からないんですよ。ですから、二元代表制の下で、下でということを常に説明されておりますけれども、これを委員長、どういうふうに理解したらいいんですか。私の考えでいきますと、都合の悪いときには二元代表制が出てきて、また、あるときには議会側が出てきたりして、非常に自分たちの身内に優しくて他人に厳しい。そういったやり方を取れて、非常に私はいぶかしげに思っているんですけれども、そのような中で、この審査の過程の中で、総務委員長は継続審査とされました。これは非常に難しいからということで、問題を先送りにされたというふうに考えますが、その中で私たちが聞いているのは、議会側の規程、規則、規則、規程ですか。そういうものが抜け落ちているということで、それはまずいんじゃないかというような経過がございました。そのようなことで、経過を踏まえまして、議長のところで規程を作成されまして、そして、また、議会運営委員会にも提示をされておりました。そのようなことから、委員長も納得をされたと思うんですけれども、継続審査に入ってくださいということでやった経緯もあります。ですから、その流れ的に非常に難しい内容だったのかなというふうに思いますが、1番の問題は二元代表制が起因しているのか。そこら辺を、1番の問題は何だったのか。ここに賛成意見、反対意見が羅列されておりますけれども、中身の審査、条例の審査が適切になされたのか。そこら辺が賛成討論、反対討論も、あまりここには書かれておりませんが、そこら辺りの説明は、ちょっと私も聞いて

おりませんので、あったのか、なかったのか。何が原因だったのか。委員長の分かっている範囲内でお答えいただきたいと思います。

○総務常任委員長（岩水 豊）

まず、継続審査に至った理由といたしましては、結論に至らなかったということで継続審査にしたところであります。あくまでも問題の先送りというわけではありません。

また、二元代表制についての見解については、個々の考えでありますので、私のほうから述べる立場にないと思っております。

採決に当たり、賛成反対意見につきましては、先ほどの意見を集約した形での賛成意見、反対意見が出ております。その内容で、二元代表制の中で、これが抑止力となり、二元代表制ではありますが、この条例の制定において、ハラスメントの抑止力になるという賛成意見。また、反対意見といたしましては、条例の中の審査をしたところで、相談窓口と専門的な弁護士、社会保険労務士等が入っていないということで、被害者が素直に相談できるのか。処理委員会についても法律の専門家が入っていないということでの疑念を持つことで、反対の意見があったところであります。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

継続審査は、それは結論が出なかったのだから、そのことは分かっています。要するに委員会の中では、皆さんもよく御存じのとおり、議会人としても、それから職員としても、いろんな事例が今までたくさんございました。ですから、私は、この問題については、議員の皆さんも全員参加で賛成をしてくださるもんだというふうに理解を私はしていたんですよ。何でかという、今までいろんな事案があつて、それが水面下でずっと漂っていて、これは何とかしないといけないよねというのがありました。けども、それも、ここがもう限界だよというところまで私は来たと思います。ですから、これは絶対必要な条例だというふうに認識をしていたんですけど、そういった現状を、議員の皆さんも、職員の皆さんも、みんな把握されていると思うんですよ。ですから、今回これだけは絶対作らないといけないという、そういった議論は出なかったですか。

○総務常任委員長（岩水 豊）

ちょっと聞き漏らしたところがありましたので、また言っていただければと思いますが、条例制定については、委員会の中でも理解できると。賛成者、反対者問わず。ただし、不備があると思う議員もいらっしゃって、そこを修正して、今回修正案も上がっているようでありますので、修正したりとか、見直しをしたりとかしな

がら。ただ、このハラスメント防止条例自体を否定する議員はいなかったと、意見を聞いた中ではいなかったと承知しております。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

○6番（重久昌樹議員）

議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例の制定について、原案に賛成の討論をいたします。

この条例は、職員のみでなく、市の三役、市議会議員、行政委員会委員など、市政に携わる全ての者が一緒になってハラスメントを防止し、その根絶に努め、良好な職務の環境を目指すものであると認識をしております。

また、その中で、運用については、それぞれの部署で、議会については規程、そのほかの部署については規則を定めながら運用していくと。もちろん運用するに当たって、見直し等は必要になってくると思います。曾於市におきましても、過去の事例とか、議員からも受けた事例、あるいは、そういうハラスメント問題が増加傾向にあるということも聞いております。ハラスメントについては、いかなる場合においてもあってはならないことであると思います。全ての人が注意して行動すべきことであり、研修等、あるいは、あらゆる機会を通じて、ハラスメント防止について周知していくことで、抑止力にもつながっていくと考えます。

この条例制定を機に、曾於市から1件もハラスメントが発生しないことを切望し、賛成といたします。

○議長（久長登良男）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は修正案に賛成であります。

先ほどの上村議員の説明で、基本的には同意、納得できるからでございます。

あえて名前を申し上げますと、質疑の中で原田元議長の方で、そもそも二元代表制とはという率直な質問がありましたけども、私は最初の条例をめぐったときに、明らかに二元代表制から逸脱していると率直に受け止めました。二元代表制というのは、いわば、当局の条例のハラスメントに関わるテーブルの上で、私たち議会あるいは議員が対象となること自体が根本的に間違っています。なぜかという、例えば、私が対象となって、市民から訴えられて、そして、副市長を座長とする委員会に呼ばれた場合、招聘された場合、強制力がありますか。強制力はないと思うんですよ。日当を払えと要求したら日当を払いますか。それは一つの側面としての二元代表制の矛盾点、問題点なんですよ。ここを、やはり、私、お互い考えていただきたいと思うんです。議会として、曾於市の歴史に悔いを残すことにもなりかねない大事な問題であると思っております。ハラスメント条例自体は大事であります。

議会は議会として作ったらいい。言っていることを含めて修正案に賛成であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

修正案に賛成の立場から発言させていただきます。

今回、修正案の中に、検討として、この条例の施行後3年以内に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとするというふうに付け加えてあります。私個人としては、ここがすごく大事な点であると考えていまして、今回、総務委員会の中でも、参考資料として、ほかの自治体の条例を提示いただいた中に、議会に対するハラスメント条例に関しては4市町村、職員に対しては2つの市町から、同様の見直しという点について、条例で制定されております。なぜ、それが大事かということなんですけれども、例えば、私が、もう大分前ですけども、新入社員だった頃に横行していたハラスメントというのは、ここ15年以上たった今はよくないことだという認識が大分社会に根付いてきたと思っておりますが、まだ、皆さんの中で、これはハラスメントだと分かっていなくてハラスメントをしていらっしゃる方がいるというふうに私個人としては思っているところなので、これはまた時代の流れとともに、ここからはハラスメントになるよというのが変わってくるものであると考えております。なので、随時見直しをして、ちゃんと時代に合った、本当に女性の方が、男性の方もハラスメントを受ける方がいらっしゃると思うんですけれども、全ての人が働きやすくなるためにここは必要だと思うので、修正案に賛成いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま出されております修正案に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会の中で、執行部の方が答弁されました。その言葉は、10月から財部、大隅支所からもいっぱい来ます。来た方々が住みやすい、仕事がしやすい環境のためにも、もしもがあってはならない。だから、こうして作るんだ。その言葉は、額面どおり受けたら本当にいいんだけど、一步裏を返せば、そういう温床が本所にあったのかと、そこを考えると、嘆き、悲しいですね。皆さん、一所懸命、毎日市長の下で本市発展のために頑張っておられる人間です。人間はこの条例がなくてもしてはならないことは分かっているはずなんです、あえて、ここでしたこと、提案されたことを我々も認めることといたします。

そして、先ほど来、二元代表制という言葉が使われておりますが、やはり、議会は議会、執行部は執行部、執行部は執行部なりにそれなりにちゃんと自覚を持って仕事をすれば、議会は議会人として、それぞれの立場において仕事をすれば、議員は議員なりに倫理条例規程を設けております。執行部にもそれなりの取決めがなされております。ですから、これを廃案というわけではなく、議会と執行部をはっきりと鮮明に分けた今回出されました修正案に対して、賛成の立場の討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

まず、本案に対する上村龍生議員ほか5名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（小園伊津子氏）

日程第11 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（森田永寛氏）

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第11、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、諮問第1号から日程第11、諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して説明いたします。

現委員である小原忠教氏、水枝谷孝志氏、坂口利幸氏、中山壽子氏、丸岡純昭氏の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き、小原忠教氏、水枝谷孝志氏、坂口利幸氏を推薦し、新たに、小園伊津子氏、森田永寛氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

以上で、日程第7、諮問第1号から日程第11、諮問第5号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

諮問第1号から第5号の5名の方について、通告要旨に基づいて質問いたします。新任であるか、再任であるか、あるいは、経歴については、年齢も含めて、タブレットの中に入っていることが後ほど分かりましたので、答弁よろしいです。

その中で、一つは、住所については、番地が書いてありますけれども、自治会等がもし分かっていたら、どの自治会に加入しておられるか。分かってなかったら、

答弁よろしいです。答えてください。

それから、2番目の質問は人権擁護委員の定数もやはり5名であるのか。任期は先ほど市長から報告がありましたけど、1年間の活動、3年間ありますので、2年度、3年度、4年度の途中までの活動、こういった活動を、出会日数を含めてされておられるのか、報告してください。

以上です。

○市民課長（上村 亮）

それでは、御質問にお答えいたします。

5名の方の自治会でございますけれども、小園伊津子様、こちら、菅渡西ということになっております。

そして、小原忠教様、高尾台ということになっております。

そして、森田永寛様、こちら、二重堀ということになっております。

あと、水枝谷孝志様でございますが、田平と。

そして、坂口利幸様、大良ということでお聞きしているところでございます。

次に、定数でございますけれども、そちらにつきましては、人権擁護委員法にございまして、曾於市の定数は9名でございます。

そして、今回そのうちの5名の方が任期満了となったところでございまして、交代となるところでございます。

活動でございますけれども、3年度の活動でお話させていただきますが、活動につきましては、鹿屋法務局のほうで常時受付をする常設相談が3回。そして、公民館等で行います特設相談が3回。そして、総会等の会議が3回。そして、花を育てることにより生命の尊さを学ぶ人権の花運動。そして、学校を訪問し、人権についてビデオ又は講話で、思いやりのことを学ぶ人権教室などを開催していただいたところでございまして、1年間の平均といたしまして、10回ほど活動していただいたところでございます。

4年度につきましては、現在、特設相談のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

質問を2点いたします。

一つが、年間の活動の中、市民から人権についての意見とか、苦情とか、相談等が寄せられて、それを踏まえて審議が、この3年間、3年度を含めてなされたケースはどれぐらいあるのか。これが1点、まさに直接的な委員としての業務の一つじゃないかというような立場から質問であります。

第2点目は、そういった場合に、人権擁護委員会のいわば拘束力といたしますか、拘束力はどこまであるのかですね、人権擁護委員の場合は。一定の拘束力、強制力はないと思うんですが、拘束力がどれほどあるのか。例えば、裁判で言いますと、調停の場合は民間も入っておりますけども、強制力はありません。一定の方向性を示しても。人権擁護委員の場合は、どこまで拘束力があるのか。それは法律上の第何条で規定されたのか。最も大事な点でありますので、もし、答弁ができれば答弁してください。

○市民課長（上村 亮）

それでは、案件の件数ということでございますけども、こちらにつきましては、人権擁護委員の方々につきましては、個人情報等もございまして、こちらのほうに報告は来ていないところでございますが、私のほうで、鹿屋法務局にお話をさせていただきまして、鹿屋法務局管内の件数であれば分かるところでございますが、こちらでよろしかったでしょうか。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（上村 亮）

まず、先ほどお話ししました鹿屋法務局管内では、62件ほどの件数があつたところでございます。

あと、拘束力ということでございますけども、人権擁護委員の方々につきましては、問題等が発生した場合、担当の法務局の職員の方におつなぎをするという形で行っていただいているところでございまして、拘束力ということは、その情報の引き継ぎ、また関係者の方への情報の引き継ぎということで対応していただいているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（上村 亮）

そちらにつきましては、人権擁護委員法で規定があるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（上村 亮）

申し訳ございません。第12条のほうに、委員の服務ということが書いているところでございます。そちらにつきまして、知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもって、その職務を遂行しなければならないとなっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

確認方々の次の質問でございます。

人権擁護委員というのは、人権擁護委員法に基づいて設置された正式な機関であ

りますよね。ですから、条例を含めて予算でも提起されております。ただ、人権擁護委員については、市民等から苦情等が寄せられた場合は、それを上の機関につなぐという範囲での役割という理解で問題ないのかどうか。拘束力を含めて、それ以上はないというふうに理解していいかどうか。また、そうした細かい定めが法律を含めてないというふうに受け止めていいのか。確認をさせてください。

以上の質問であります。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

拘束力ということですが、先ほどお話いたしましたように、委員の服務のところで、積極的態度をもって職務を遂行しなければならないということで、人権擁護委員の方につきましては、先ほどお話したように、おつなぎをするという業務と相談業務、そういう形になると考えているところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さん、議員控室にお集り願います。

—————・—————

休憩 午前11時21分

再開 午前11時28分

—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議題となっております諮問5件については、一括して採決いたします。
お諮りします。諮問第1号から諮問第5号までの以上5件については、適任である旨、答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第5号は適任である旨、答申することに決しました。

日程第12 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、同意案第1号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

現委員である川畑和徳氏の任期が、令和4年10月4日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、提案するものです。

なお、委員の任期は4年となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

通告要旨に基づいて、2項目質問いたします。

一つは、教育委員の定数。任期は4年ということでありました。

年間のおおよその活動について、日数を含めて教えてください。

2点目は、候補者の経歴。年齢はタブレットに入っておりますので、住んでおられる、新地なんですか。詳しくは新地のどこであるのか。

以上、2項目の質問であります。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

それでは、同意案第1号、教育委員の任命についてのただいま質問がありました、教育委員の定数等についてお答えをいたしたいと思います。

まず、定数等につきましては、教育長を含めて5名の委員で構成されているところでございます。教育長を除き4名ということでございます。

それから、教育委員の活動でございますけれども、教育委員の活動は、主に毎月行われます定例教育委員会を主としております。

それ以外に、研修ですと、県の教育行政説明会、それから市町村教育委員会の連絡協議会等がございます。

それから各種行事等におきましては、陸上記録会、運動会、新任教員の宣誓式、総合大学等への行事の参加がございます。

さらに、毎年年度初めに県の教育事務所で行われる学校訪問を除く学校全てに学校訪問を実施しているところでございます。

教育委員の活動としては以上でございます。

あと、委員の出身自治会でございますけれども、下新地ということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問であります。

教育委員の業務とか活動内容でありますけど、研修という言葉を出されましたけども、質問でありますけど、例えば、私たち議員の場合は、年間の予算を組んで、先日もありましたけども、独自の市外県外の研修を行っております。これは教育委員にとっても非常に大事だと思うんですが、教育委員会では教育委員の独自の、定められた内容の研修じゃなくて、独自の自主的な研修というのを年間幾らの予算を組んで、どれぐらい研修を行っておりますか。非常に大事だと思うんです。その点で、令和3年度でいいですけども、教えてください。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

教育委員の独自の研修と言われまして、いわゆる視察研修というのは年1回。いわゆる旧曾於郡区で行われます研修に参加することで、県外研修ということで実施をしているところでございます。それ以外に市内におきましては、それぞれ課題があるごとに研修を実施しているところでございます。

予算については、県外研修の旅費を毎年予算計上しているところでございます。

令和3年度におきましては、コロナの関係で実施していないところでございます。

例年ですと、県外研修ですので、宿泊費を含めて1人当たり1万500円、教育長の1万5,800円を含めて5名分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

川畑氏の推薦といたしますか、提案には賛成をいたします。

以前、教育委員会の何年かにわたる議会録、議事録を読ませていただいたんですが、率直に申し上げて、教育長も読まれていると思うんですが、委員会の意見、議論が少ない、弱い。これは、はっきり断言できます。その中で、総体的には、川畑委員は割と発言されており、そういった意味では、貴重な方ではないかと印象を持っておりますので、賛成いたします。

ただ、委員会活動の中、今、課長が言われたように、1年間に1人当たり1万5,800円の予算なんです。研修が。これでは、はっきり言って話にならないというか。1万5,800円ですよ。この点は、今後の委員会活動を川畑委員を含めてより活発にする意味でも、今後検討が必要じゃないかということを申し添えて賛成討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、同意案第1号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に渕合昌昭議員及び今鶴治信議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。渕合議員及び今鶴議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成18票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第1号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第13 議案第65号 曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について

日程第14 議案第66号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議案第65号、曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について及び日程第14、議案第66号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第65号及び日程第14、議案第66号を一括して説明いたします。

日程第13、議案第65号、曾於市南九州獣医学拠点事業基金条例の制定について説明いたします。

令和6年4月に運営開始予定である南九州畜産獣医学拠点事業の円滑かつ持続的な推進に要する経費に充てる基金を設置するため、提案するものです。

本事業の経費については、寄附金及び一般財源を充当しますが、基金の積立ては、寄附金の額に相当する一般財源等を原資とすることで、当面の間の運営補助を可能とするものです。

次に、日程第14、議案第66号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関し、地方公共団体の職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件についても国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、人事院規則の一部改正等に伴い、令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について、本市においても同様の措置を講じるものです。

以上で、日程第13、議案第65号及び日程第14、議案第66号を一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

議案第65号について質問いたします。

1点目、この条例での基金総額をどの程度で想定をしているのか、示してください。

2点目が、第5条についての処分のところですが、一般的にはランニングコストだと思いますけれども、第1号に掲げてある施設整備の内容、それと第3号で、その他の経費が掲げられていますが、その内容についての説明を求めます。

議案第66号です。

全体的なところで1点目に、今回の改正の骨子と主な内容、何か元になる改正があったと思うんですが、その内容を簡潔に説明を求めます。

2点目が、曾於市において対象人員がどの程度になるのか。説明を求めます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、基金総額についてお答えいたします。

まず、基金総額につきましてですが、総額で2億円を想定しております。

この2億円の根拠ですが、以前お示ししております財団運営費が年間約2,000万円程度掛かる見込みですが、仮に幾らかが赤字になったとしても、10年間は補填できる金額を限度という考え方を持っております。

それに2番目の第5条、処分のところの施設整備とその他の経費の考え方ですが、まず、施設整備につきましては、馬事業を除く部分は、今年度完備する予定でございます。

なお、馬管理につきましては、12月議会で提案を予定しているところでございます。

これによりまして、今後施設整備についてはないと考えておりますが、想定外に備えた条項というふうに考えております。

それと、その他の経費という部分ですが、こちらにつきましては、拠点施設以外における広報活動。例えば、都市部の獣医学生向けの広報活動などを想定しているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

議案第66号の今回の改正、骨子につきまして簡単に説明をということでございます。

今回の条例改正につきましては、昨年6月に育児介護休業法が改正されまして、時期を3段階に分けて施行するというところでございました。

本年4月1日からは、個別の制度の周知とか、雇用の環境整備ということで、本市におきましても3月議会で可決をいただいたところでございます。今回は、その第2段階目というところで、本年10月1日から施行されるものでございます。

もともと、なぜ、この法が改正されたかといいますと、最終目的は、男性女性共に主体的に育児を行うことによりまして、少子高齢化が急速に進行する中で、出産育児による離職を防ぎまして、希望に応じて、男女共に仕事と育児を両立できる社会の実現を目指すというのがもともとの昨年行われました法律の改正でございます。

こういうところで、今回の改正内容でございます。第2段階目ということになりますが、産後パパ育休の創設、それから育児休業の分割取得を可能とするものでございます。これらを緩和するために改正するものでございます。

今回の条例を改正することによりまして、男性職員が自身の業務の繁忙期を避けて、2回に分けて育児休業を取得することができるというようなこともありますので、取得率の向上が期待されると考えております。

2番目の対象職員数についてでございますけれども、先ほど申し上げました産後パパ育休というものの対象者は、産後57日間、8週間までの子供を持つ職員が対象となりますので、10月1日施行ということになりますので、現時点では対象者はないものと考えておりますが、今後、配偶者が出産された場合には、対象となる者が出てくるというふうに考えております。

育児休業の分割取得の対象者でございますけれども、地方公務員におきましては、最大で子が3歳になるまでの取得が可能というところでございますので、そのような職員を拾い上げますと、41人程度が対象になるのではないかと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

第65号のところで、基金は財団の2,000万円の大体10年分程度という理解でいいということですね。

それで、施設整備等については、今のところは特にはないという理解でいいと。想定外があったときに備えると。これは財団の2,000万円の範囲内という理解になるんですか。

それと、その他の経費、広報等というのも、これも財団のその2,000万円に含まれるという確認ですが、そこでよかったですか。答弁、再度求めます。

○企画課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

上村議員と若干重なる分がありますけども、なるだけカットして質問いたします。

まず、質問の第1点、基金目標の2億円についての考え方でございますが、ただいま課長から説明、答弁がありました。

質問であります、これは2億円を当初積み立てて、それから毎年財団関係の2,000万円を含めて取り崩していくということで、常時2億円じゃないという受け止め方でいいのかどうか。例えば、財政調整基金の場合は、再三質疑の中で答弁の中に、おおよそ30億円をめどとしたいということで維持いたしておりますが、今回の2億円については、目標を2億円として、それから毎年取り崩していって、途中で、また、継ぎ足しという考え方はないということなのか。第1点であります。

それから第2点目は、この第5条に関わる問題で、これも確認でありますけども、第5条第1項の整備というのは、やはり、ちょっと読んで、最初引っかけたんです。もう既に馬エリアを除いても、大方予算が提案されて、請負議案も可決になっているわけでありまして、今後残りのエリア関係については、先日全議員にプラスアルファ分の追加予算が、予定額が示されておりますが、これはこの基金の中から取り崩さないということで、大事な点でありますけども、確認をさせていただきたいと思います。また、そうでなければいけないというか。事業の最終段階になって、この基金から取り崩すこと自体が発想としてはあってはならないことであるので、確認いたします。

ですから、課長答弁にありますように、この第1項の（1）の整備については、課長答弁は想定外と言いましたが、想定外というのを基本として理解していいのかどうか。これが第1点。

それから第2点目に、項目の第2点の管理運営にも充てるということでありますが、管理運営は先ほど答弁がありました、毎年2,000万円ということで、受け止めていいのかどうか。これが確認であります。

そのために、あくまでも、この市長答弁でありました令和6年4月から開業した場合、この年間の管理運営を含めて、積み立てた基金から取り崩して活用して、それ以外の、あるいは、それ以上の一般財源からの管理運営は充てないという基本的には理解の下で、この基金自体は理解していいのかどうか。これが第2点目であります。

それから、第3項目の事業に要する経費です。これも広報活動等を中心にしてということで、基本的には事業に要する経費もそう掛からないというふうに理解していいと思うんですが、そのあたりも全くまだ当局から議会には示されておりません。白紙の状態であります。だから、今、空中での議論をせざるを得ない段階です。ですから、これも詰めて、やはり、議会に示す必要があるんじゃないですか。一般的な空論での質疑にならざるを得ない側面がありますので、その点を含んで答弁してください。

次に、議案第66号も同僚の上村議員とダブりますけども、まず質問の第1点は、今回の条例改正の主な内容です。主な内容について答弁してください。

それから第2点目は、これまでの既定の条例を使って、どれぐらい年間に活用がされているのかどうか。

もう2回目以降の質問を申し上げます、関連いたしますので、現行の条例を使った場合に、出産育児の期間です。期間あるいは休業等の補償、これはどういった補償を含めて行われているのかどうか。それについては、特に男性の場合は、現行の規定ではどうなっていて、今回改正でどうなったのかを含めて説明してください。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、まず議案第65号の基金の考え方といいますか、先ほど目標額につきましては2億円ということでお話をしましたけれども、この基金の考え方ですが、条例には明記しておりませんが、おおむね2億円を上限というふうに考えております。2億円から取り崩していくと。常時2億円ということではございません。取崩し型というふうに考えております。

それから、第5条の処分について。まず、第1号の施設整備ですが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、今年度あるいは12月以降に施設整備についておおむね完了いたしますが、今回施工しております校舎が何分古い校舎でございますので、想定外を想定したものでございます。

それから、2番目の管理運営の部分は、おおむね財団運営に要する経費というふうに考えているところなんですけれども、何分議員の御指摘のように、机上の空論にならないように、あらゆる部分を想定した条例案というふうにさせていただいております。

それから、最後の3番目の事業の経費につきましても、今、想定しておりますのは、施設以外での広報等を例に挙げましたけれども、それ以外にまだシミュレーション上、様々なことを想定しておりますので、今後に備えた条例案というふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今回の条例改正の主な内容ということでございますが、今回の条例改正によりまして、先ほど申し上げました、産後パパ育休の取得期間……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

産後パパ育休。生後57日までの間で、生まれてから8週間過ぎるところまでの間で、配偶者である男性が育児休暇を取得できるというのを産後パパ育休というふうに言われておりますので、その内容と、それから育児休業ですが、育児休業といいますと、女性で言えば8週間を過ぎてからのことになります。その取得要件の緩和。それから先ほど申し上げました分割取得が可能になるということで、その自分の仕事が忙しい時期を避けて、2回に分けて取得できると、そのような内容を組み込んでいるものでございます。

これまでの条例によります取得者ということですが、これにつきましては、男性職員はまだ育児休業につきましては取得したことがないところでございます。女性職員は、子供が1歳になる前日まで全員が取得しておりますが、実績で言いますと、令和元年度が7名、令和2年度が6名、令和3年度が8名という人数でございますが、いずれも女性職員ということでございます。

休業の補償等でございますが、女性職員が出産した場合には、産前産後の産後の休暇ということで、8週間までは全額給与が補償されるところでございます。その後につきましては、子供が1歳になるまで。我々で言えば、共済組合でございますが、そこから約67%、3分の2の支給がございまして、これが180日まででございまして、これを過ぎますと50%ほどの支給になるところでございます。

男性職員につきましても同様でございまして、1歳になるまでは支給がございすけれども、それ以降はないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案第65号の中で、ちょっと答弁漏れ1点だけ。

あくまでも令和6年4月以降の年間の管理運営については、一般財源から出すことはなくて、基金から全額繰り入れて対応するという解釈でいいのかどうか。そうでないと管理運営の意味が不明確になる。不透明になる側面があるからでございます。

一般財源は一般財源で繰り入れて、また基金からも管理運営に回すというのは、

やっぱりいかなものかと。論理的にも。その点での1回目の質問であります。

それから議案第66号については、課長から説明がありましたけども、今回の改正は産後パパ育休が新しい点ではないかと受け止めておりますが、確認させてください。

そして、いろいろ課長から説明がありました。8週間までは、女性の場合は全額、その後1歳までは67%、その後は50%ということであります。

全体から見て、産後パパ育休を含めて、今後の曾於市におけるそういった育児休暇等について、男性を含めて、もし、課題があるとしたら、どういった点が課題が考えられるのか。今すぐではなくても。いろいろ曾於市特有の地域的な点もあるかと思しますので、その点がもしあるとしたら、あるいは、今後の課題として議論がされていたら報告してください。

以上です。

○企画課長（外山直英）

管理運営に関わる経費につきましては、基金を財源に運用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

産後パパ育休につきましては、8週間のうち4週間までパパになる男性職員は取得できると。その4週間も2回に分けて取得できるというものでございます。

先ほども申し上げました67%は、1歳までじゃなくて180日までで、180日を過ぎてからは、約50%になるというようなところでございます。今後の……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

1歳になるまでです。その子供が1歳になるまでが50%、その後はないところでございます。

今後の育児休暇の課題でございますが、本年3月の議会で、まだ1段階というところで、環境とか、あるいは、こういうものですよという周知をなささいという条例を可決していただきました。それを受けまして、6月の初めに職員に対する説明会をしたところではございますけれども、やはり、今言ったなかなか複雑な内容でありますので、こういう内容を職員に説明をする、周知をするというのが非常に重要で、それも対象となる職員だけではなくて、その同僚、特に上司の理解がないとなかなか男性職員は休むことができないということになりますので、そういうところが大きな課題だと思っております。これは本市だけではないかもしれませんが、今の時点ではそのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案配付表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分から再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第67号 曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、議案第67号、曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、議案第67号、曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

令和4年3月31日に曾於市立大隅南小学校が閉校したことに伴い、照明施設の名称を変更するため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第70号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第16、議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に12億8,778万8,000円を追加し、総額を283億4,286万3,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり、有機センター管理費のホイルローダー借上料を追加し、土地改良施設維持管理適正化事業を廃止しております。

第3条は、地方債の補正であり、7ページ及び8ページの第3表のとおり、現年発生農林施設災害復旧費を追加し、農道改良舗装事業ほか2件について、限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明いたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を8,805万5,000円、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を2,267万8,000円、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を6,216万1,000円、県支出金は、農林水産業費県補助金の農地耕作条件改善事業費補助金を1億7,497万4,000円、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を5,900万5,000円、過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金を3,131万5,000円、繰越金は、前年度繰越金を7億3,254万3,000円、市債は、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を5,040万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を2,400万円、それぞれ追加するものであります。

歳出については、財政調整基金への積立金の追加により、総務基金管理費を4億

5,351万4,000円、南九州畜産獣医学拠点事業基金への積立金等の追加により、南九州畜産獣医学拠点事業を1億1,672万円、ワクチン接種委託料等の追加により、新型コロナウイルス感染症対策事業を1億7,067万2,000円、肥育牛経営緊急支援対策事業給付金の追加により、肥育牛経営緊急支援対策事業を3,240万円、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金の追加により、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業を4,320万円、病虫害対策型助成金等の追加により、農地耕作条件改善事業を1億7,698万6,000円、7月豪雨等による災害発生により、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億3,538万2,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を4,973万5,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

議案第70号につきまして、委員会の予算説明資料の18ページの基腐れ対策の排水工事の件につきまして、内容的な説明を求めます。

それから2番目に、畜産課関係のコロナ対策の66ページ、67ページの内容の説明を求めます。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、予算説明資料18ページ、農地耕作条件改善事業費補助金につきましてお答えいたします。

農地耕作条件改善事業費補助金（病虫害対策型）につきましては、サツマイモ基腐病の蔓延防止及び発生予防を図るために、排水対策や土層改良に対しまして国が助成金を支払うものであります。県・市の負担はありません。

内容としましては、予算説明資料71ページのほうに記載してありますが、4つの耕種がありまして、反転耕、いわゆる天地返しです。それから混層耕、堆肥施用、明渠排水というものがございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

66ページの肥育牛経営緊急支援対策事業と67ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業についてお答えいたします。

66ページの肥育牛経営緊急支援対策事業につきましては、飼料価格・生産資材の高騰や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で枝肉価格も下落しておりまして、肥育農家の収益性が低下している状況にあるところで、経営悪化した肥育牛経営の体質強化を図るために肥育素牛を導入保留することに対しまして、1頭当たり2万円を給付するものでございます。

67ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業につきましては、肥育農家の収益性悪化が要因によります子牛価格が急落していることから、また繁殖農家でも飼料や資材等が高騰しているということを受けまして、農家の生産意欲の低下や規模縮小・廃業が懸念されるために、せり市に出荷及び自家保留した子牛に対して1頭当たり1万円を給付するものであります。

期間につきましては、価格が下落いたしました5月から10月までの6か月間というところでございます。

以上でございます。

○8番（上村龍生議員）

耕地課のほうからですけれども、内容的なところは大体分かったんですけれども、その場所的なところ、大体どの辺の計画があるのか、今後探すのか、今後の予定も含めてなんですけど、分かっている範囲で説明してください。

それから畜産課のほうの、これは国庫支出金が財源で充てられておりますけれども、コロナ関連だと思うんですが、その説明をお願いします。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、お答えいたします。

範囲というところでありますが、これにつきましては、曾於市内全域ということで行っております。今年の1月末に県よりウェブでの説明会がありまして、その後、県より令和4年度実施する市町村の募集がありましたので、農林振興課及び3役と協議の上、実施をするというところで4月以降動き出したところであります。

5月末までに要望調査ということで、農家の皆さんに事業への要望量を聞きまして、その後、6月末にその要望のあった皆様、あるいはまた事業を希望する皆様に対して申請の説明会というのを開催しております。その後、申請をされるという方に対しましては、7月末に個別に申請受付を行って、今回9月議会に上程をしたところであります。今のところ、人数としましては、85名の農家さんがいらっしゃるところで、620haの圃場で申請されているところであります。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今回のこの事業につきましては、コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けたというようなことで、今回財源といたしましては、地方創生臨時交付金を80%程度充てているというようなことでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

耕地課分は、とりあえず9月議会に諮るところまでの内容というか、この予算内容はそこまでという理解でいいですか。その後はあるのかないか、予測というかその辺はどうなんでしょうか。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

今この農地耕作条件改善事業というのが、基本的に3か年というその期間の中でやるというのが基本的な考えでありまして、県としましても、この3か年で集中してその耕作条件での基腐病に対するその事業を行うということで、あと3年間、令和4年、令和5年、令和6年という3年間で事業を考えているというところであります。

令和4年度分につきましては、令和5年度作付に向けての準備に係るものに対しての助成ということになりますので、一旦はこの金額で動くことになると思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○14番（原田賢一郎議員）

私、今回の補正予算書の4ページの歳入、それから歳出についての25ページでございますが、ネットワーク回線使用についての質問をいたします。

この中身といたしましては、私たちが全協でこの議員要求による資料の中で頂いておる資料でございますが、8月19日の全員協議会で配付された議員の資料要求による資料によると、4月分の使用量が突出しておりますが、この中身を市当局として分析されたのかお伺いいたします。

それから2番目、議会費は議長が関係経費を見積もりまして要求するということになっておりますが、市長と議長との間でどのような調整がなされたのかお聞かせください。

それから3番目、このことで公金が動いたことになるわけですが、公金が動くことになるこの認識をどのように認識されているかです。それと仮に職員がこういう当事者になった場合にはどうなるのかです。

それから4点目、このような事案が発生した場合、規定予算内であれば許されるのか、その辺の認識をどうお持ちかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、1点目の4月分の使用量が突出していると、中身の分析をしたかというところでございます。

これまでの使用量と比較いたしまして、4月分の使用量が突出いたしました。このことによりまして、契約業者より別途超過分の請求書が届いたところでございます。このことから個人ごと、日にちごとの一覧表を打ち出して精査したところでございます。

その結果、一人につきまして4月の一定期間の使用量が特に多くありまして、一人で60台分の月全体使用量の上限であります120GBを超える約137GBを使用していることが判明したものでございます。

2点目でございますが、議会費は議長が見積もって要求することとなっているが、市長と議長との間の調整ということでございます。

今回、議会から予算要求がありましたので、議会の意思を尊重をさせていただきまして、そのまま提案させていただきました。よって、市長が議長と直接、協議・調整したものではないということでございます。

3点目でございますが、公金が動くことになる認識についてでございますけれども、これまでの使用量から見ますと、通常の利用をしていれば基本額を超えることは今までなかったところでございます。今回、災害など特殊な事情がない中での追加請求がありまして、市の一般財源から支払ったことに関しては、同額の歳入予算が計上されているとはいえ、公金が動いたということの認識でございます。

職員が当事者となった場合はどうなるかということでございますが、市職員懲戒審査委員会規程をそのまま当てはめるとしますと、減給または戒告になるというふうに思っております。

4点目のこのような事案が発生した場合、既定予算内であれば許されるのかという御質問でございます。

既定予算内であったとしても、その支出については適正に執行されるべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（原田賢一郎議員）

今、総務課長から説明があったんですけれども、通り一遍の説明であったというふうに思いますが、実は私たちの頂いたこの資料によりまして、4月の間に、12日間ですか、この間にほとんど使っていらっしゃいますが、聞くところによりまして入院中だったというふうに伺っております。まさしくこの不正使用と言わざるを得

ない、そういう認識を持っておりますが、その中でも入院中に3日間は20GB以上を突破していますよ。どうすればこのような使用量が発生するのか分かりません。

私たちが調べました資料によると、DTIチップステーションという機関がございますが、この資料によりますと、1GBで一般的な動画なら120分、約2時間というのが目安ですというふうに書いてあります。これは高画質とかいろいろ程度の高いものになると90分になるとか、そういうことがデータとして上がっているんですけど、それにしましても突出しておりますが、ここも精査はされなかったんですか。

○総務課長（今村浩次）

このタブレットの中身の使用につきまして、通常の職員がっておりますパソコン等につきましては、そのログが全て残っておりますので、どの職員が何を見たというのは全てこちらで把握できます。追っていけるわけでございますが、今回の場合はNTTドコモさんのものでございますので、我々としては、その直近3か月分の中身だけは確認できます。それ以外につきましては、聞くところによりますと、警察の捜査とかそういうものであれば、そこは確認できるのではないかとということですが、通常はそれはできないというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

私ももう発言の回数が限られておりますので深く追及はできないんですけれども、ここに14万2,000円という金額が雑入で出ております。これは本人が払うということだと思うんですけれども、この計算が適正なのか、ちょっと私は疑わしいんですけれども、1人当たり2GBで予算計上をしているということでございますが、そうなると、この2GBを引けば135.15GBになりますね、その計算でやらなければいけないじゃないんですか。これは正常な使い方をした場合には、それには当てはまらないと思うんですけれども、明らかにこれは不正使用というほかなりません。この計算式は本当にこれでいいんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えしたいと思います。

予算上といいますか、契約上は1人2GB平均で60台、120GBあれば何かあったとしても賄えるだろうということで、その契約で支払いをいたしております。それが月110GBであろうが10GBであろうが、同額を支払っているというような契約内容になっております。

今言われましたとおり、例えば毎月でありますけれども、2GBを超える方もいらっしゃることは事実でございます。今回は突出しておりますけれども。そういうこ

とを考えると、その単なる2GBを引いた分というのは、私どももちょっとお答えができないところもありますけれども、今回の予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会からの要求に基づきまして、そのまま計上させていただいたところでございますので、私どもではそれ以上はちょっと答えられないところでございます。

以上です。

(「あとは3回目で質問できませんので、総務委員会に付託です。それから一般質問も出ておりますので、ちゃんと審議してください」と言う者あり)

○議長（久長登良男）

次に、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

第5号の今、原田議員が質疑しました4ページ並びに25ページについて関連する内容ですが、確認でしたいと思います。

今回の補正に上げるまで、今、当の本人が認めていることに対して支払い的なものやら打合せ的なものはどのように打合せが済んで、そして補正予算の14万2,000円相当が上がったのかです。

ということは、私たち議会のほうもタブレット部会があります。タブレット部会長をしている立場上、今までに平成28年から今日まで6年相当、こういう事案はありませんでしたが、今後の問題として対応していかなければいけないし、また二度とこういう問題があってはいけないというふうに考えますので、ぜひ、もしこういう事態になったときの対応を考えなければいけないと思いますし、職員がもしこうだったら、今さっき総務課長が答えられた内容で対応します。議会側は今言うように対応策がありません。

ですから、今日、補正予算に至るまで当の本人と打合せは済んでいるのか、まず答えてもらいたいと思いますが、もしこれが打合せが済んでおれば、議会費の雑入で入れるんじゃないくて、当然また別な形で雑入はできなかったのか、いろいろ考えるところです。今回初めてですので、考えることで質疑しています。

あと、それに対して、3月までは執行部のほうが60機分を全部払っていたんじゃないかという私は認識を持っていますが、4月以降突出したから、議会で今度は持てということで、補正が議会の雑入で出てきましたので、そのところを明確にしてもらいたいと思います。

議会費というのは、先ほど原田議員の質問の中に出てきたと思いますが、予算的組合せは市長に権限があって、地方自治法第149条の第2号でずっと市長がやっていくものであり、今回のこれで議長と市長が打合せがあったのかという質問でした

けど、なかったということ等は、もう一回教訓にして確認をしたいと思います。答弁できるところ、総務課長もですが、できれば市長にも答弁を求めたいと思います。

次、2点目の通告が87ページの社会教育費に出ております青少年育成費の事業視察研修ということで58万7,000円が出ておりますが、補正予算書を見ますと山形県鶴岡市が出ております。鶴岡市については、曾於市と盟約等があることで、ある程度私自身も内容的には理解をしていますが、どのような4名が研修されるのか、まず内容を説明してもらって、2回目に今後の対応を質疑したいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の通信月額追加分のものについては、多分議長のほうから我々当局のほうに予算要求があつてされたものであります。中身については、私もう全然相談も受けておりませんし、中身についても詳しくタッチしておりません。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

議会側との打合せ、本人との打合せというところでありましたけれども、我々は6月の初めに超過分の請求書14万2,162円の請求書を受け取ったところで中身を精査させていただいたところでございます。その中で、議会側の方が使っていたということがありましたので、議会事務局のほうと相談をさせていただいたところでございます。その最終的な結果としては、その超過分につきましては議会費の予算の中から支払うということでございました。

もともとのこの予算でございますが、本来でありますならば、4月以降は全て議会側で払うように予算を計上させていただいておりましたけれども、この御時世でなかなかその新しいタブレットが納入されなかったということで、本年4月分までは総務課の予算から全て支出をさせていただきまして、現在のこの我々が持っている60台の古いほうでございますが、その以降の5月分からは議会の予算で支払うということでございました。

今回その4月分ということでございましたので、本来ならば市のほうで支払う分でございましたけれども、いろいろそのような事情がありまして、超過分は議会事務局のほうから支払うとさせていただくというところでしたところでございます。ですので、我々は議会事務局の職員のほうと話をさせていただいたというのが実情でございます。

歳入の議会費のほうで今回雑入ということでございますが、歳出を議会費で今回計上しようということでありましたので、歳入のほうも議会費のほうで計上をさせていただいたということでございます。

確かに先ほど最後に言われました教訓にというところでございます。なかなかこういうところは想定しないところで、我々も市のいろいろな規程、懲戒の規程によりまして考えていかざるを得ないところでございますが、市全体、議会を含めまして全体で、このようなところをどうやって対処していくかというのも、今後早急に検討していきたいと思っております。

以上です。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは87ページの青少年育成費62万6,000円、青少年育成事業の内容についてお答えしたいと思います。

今回の補正予算につきましては、青少年育成事業視察研修費、あと研修先での車の借上料であるところでございます。

令和5年度、来年度なんです、曾於市内に在住している小学生、中学生、高校生を対象といたしまして、曾於市と友好都市であります山形県鶴岡市の子供たちとの青少年交流を今考えているところでございます。その事業に取り組むための事前準備の経費ということで今回お願いをしております。4名分でございますが、今のところでは教育長、社会教育課長、あと担当者2名の4名分を考えているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の教訓という言葉で言いましたが、今後どうしてもこういう事態に職員側も、そして我々議会側もあってはならないことということですが、そこには2GBというところで上げ幅が必要ではないかと思えます。ということは、ここではっきりした取決めをするべきと思いますが、総務課長、市長を中心にそういう取決めをタブレットについては今後していく考えはあるのかです。

当然、議会側も今、タブレット部会のほうではそうやっていこうという話までは出ておりますので、できれば足並みをそろえて2GBがいいということであれば、その上げ幅等のこともあるし、中には2GBを超えることもあるんじゃないかという話も出ております。ということは活動以外には使ったらいけないわけですが、活動とみなされるものに対してやっぱり使うこともあるだろうと。

そこ辺は今回を機にはっきりさせて、そして取決めを持ってもらって、そして今回のこの14万2,000円相当を個人持ちにすると、負担にするということも明確にしていく必要があると思います。聞くところによりますと、隣の薩摩川内市がそういうような対応を議会で行っているということを耳にしておりますので、本市もそういうふうに進めていくことが大事でないかと。

特に県内でも議会としてペーパーレス化をし始めた先駆者、先進地であり、先般は大崎町も調査研修に来ましたが、来年からというふうに、再来年からやるというような話が、曾於市よりも6年、8年遅れるんだと、端的に言いますとデジタル化に入っている状況ですので、ぜひいろんな意見を聞いて進めてもらいたいと思います。取組について当局のほうの答弁を求めたいと思います。

あと山形県の鶴岡市ですが、答弁にありましたように交流がずっと続いておりまし、さかのぼったもう旧町時代からのこの交流が続いて、現在もう温海町自体は合併でないわけですよ。そして青少年を連れていくということになりますと、以前は笠木小学校はここ何年か前までは交流が続いていたというような記事を読んだことがあります、その時点では温海小学校は廃校になっていたんです。ですからどこで交流があったのか、そのあたりは把握されているのか。

できるものなら鶴岡市内というよりも、やっぱり歴史的な場所であります関川、あの近くの地域を目指すことも一つの方法だし、今、関川の記念碑等があるところがどうなっているか分かりませんし、特にもう過疎化とか人口減少でどうなっているかは分かりませんが、ちゃんと歴史上の話をして勉強させれば、目的とするところの青少年育成につながると思います。ただ、頭から鶴岡市との青少年の交流ということだけでは、ちょっと入り口で足踏みしながら、もうちょっと努力してもらいたいと思いますが、教育長若しくは社会教育課長、そこまでの考えで行われるか。

あわせまして、やはり今後はどしどし鶴岡市との交流を、産業的なものもつないでいかなければいけないのではないかと。せっかく今日までのこの鶴岡市、温海町との歴史は延々と続いているわけですので。答弁を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

はっきりとした取決めをとということであります。今回の事案を受けまして、そして先ほど薩摩川内市の話もお聞きしましたので、ほかの自治体を含めて検討をさせていただきたいと思います。関係課、議会も含めまして、今後早急に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（中村涼一）

旧大隅町と山形県の旧温海町が交流を私領五番隊、大津十七の縁があって、ずっと交流をしておりました。今でも笠木小学校は、向こうの学校は統廃合されましたけれども、今も交流を行っているところでございます。

今回のこの交流視察を考えたのは、鹿児島県と山形県、特に山形県の庄内地方はいわゆる戊辰の役で西郷隆盛の寛大な措置によって、庄内の人たちは非常に鹿児島、

特に西郷隆盛を敬愛しているということで、そういうことでこれまでずっと鹿児島県と山形県の交流があって、その中で旧大隅町もそういう庄内の温海町との交流を続けてきたと。できればそういう縁のあるところとの青少年の交流を進めていきたいと。

今でも市当局や議会の御理解もあって、青少年の育成活動については、屋久島の宿泊研修、それから富士登山、シアトル研修といろいろありますが、県外のそういう地域との青少年交流というのは、新しい市になってからはできていない部分もございましたので、できれば令和5年度から向こうと、一番望ましいのは相互交流だと思っているんですが、向こうの事情もあると思いますので、とりあえず曾於市の子供たちを派遣して、西郷隆盛と縁のある、そしてこの曾於市と縁のある鶴岡、旧庄内、酒田、庄内町も含めますが、こういうところとの交流を深められたら、また自分の地域のこと、それから自分のこの鹿児島の西郷隆盛を含めた、いろんなそういう歴史も学べるんじゃないかと、そういう意味でこの計画をしたところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の教育長の答弁、そういうふうに進めてもらうことが予算の効果を出すことだというふうに受け止めますし、令和5年度に向けてぜひ進めてもらいたいと思います。

特に青少年の育成というのは、まちを、大きく言うと国を成すものですので、ぜひ本市も本腰を入れて、今までのやり方じゃなくて本腰を入れてぜひやってもらいたいと思います。一般質問も兼ねておりますので、ただ今後の取組だけ3回目の質問にしますが、青少年育成の社会教育課の事業に関して、ほとんど報酬とか補助金とかいうのに終わって、今年は958万6,000円という金額のように私は思います。

できますなら、同じ報酬でも同じ補助金でも、少しでも結果が見られるような事業に持っていつてもらいたいと思いますが、教育長の5年度に向けての見解だけ答弁を求めたいと思います。あとはまた一般質問でも質問をいたします。

○教育長（中村涼一）

迫議員のおっしゃるとおり、ただ補助金を下ろすだけのそういうのでは私はいけないと思いますので、こういう青少年活動も含めて社会教育団体、たくさん社会教育課、今抱えております。なかなかその中でリーダーの育成とかうまくいかないとこも正直ございます。そういうところを含めて、お金だけではなく、その内容までしっかり教育委員会として支援ができるようなそういう体制を考えていきたいと思っています。

特に今、私自身が考えておるのは、学校は学校教育課、それから社会教育は社会教育課であるんですが、この両方にまたがる部分については、学校教育課、社会教育課両方から取り組んでいこうと。学校も含めてそういう連携をしながら進めていくというのを来年度考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

データ通信の月額使用量超過分の経費にいたしましては、率直なところ、やはりルール作りが遅れているという点が受け止められております。通告要旨に書いていないので、前向きにやはりこれはルール作りが必要ではないかと思っております。

具体的な質問に入ります。

まず財政問題は、歳入歳出、通告要旨に出しておりますけれども、まず歳出の中で、この財調の積立てについて、今回4億5,351万4,000円が計上されておりますが、例えば昨年、一昨年度との関連で、大体想定された今回の計上であるのかです。その点で昨年、一昨年も比較して答弁してください。

一方、この歳入では、前年度繰越金、この積立てにも関連いたしますが、今回7億3,250万3,000円が予算計上されております。これも想定どおりであるのか。関連いたしまして、昨年、一昨年の9月時点での繰越金についても報告、紹介してください。

財政の3点目でございますけれども、この補正予算の中の34ページに、この地方債についての現在額等が記載されております。例えば、令和3年度末の現在高が256億円、一昨年度もほぼ同額であります。4年度末になりますと271億円となっております。この十数億円、一気に現在高が増えているんですけれども、この理由について報告してください。

あわせて、この中の4年度以降の償還見込額の中で、特に臨時財政対策債が4年度中の償還見込額が7億円になっています。非常に増えておりますが、この主な内容についても報告してください。

以上が財政関係でございます。

次に、32ページの南九州畜産獣医学関係については、先ほども質疑がありましたので1点だけ質問いたします。

この中で、旧武道館の解体が1,672万円で計上されておりますが、これはちょっと不可思議なんです。この旧武道館というのは、もともと存在していた建物です。

これから何かをするということじゃなくて、当然ここに畜産事業関係で今後の事業を行うんだったら、武道館を解体するっていうのは、客観的な明らかな以前からの事実なんです。これをなぜ今回あえて予算計上しているのかがちょっと理解が難しいんです。この点を説明してください。

次の質問、34ページの2,258万3,000円は、企業誘致関連の対策費であります。質問の第1点は、この企業の誘致関連であります、そのための今回の予算計上であるのかです。この事業は、八合原関係の事業も入っておりますが、そのための予算であるのか。

八合原については、これまで一般質問でも、私を含めて多くの、特に大隅出身の議員の方々が質問いたしており、これは必要でありますけれども、質問であります、この事業は全体的な総合計画にのっとっての事業でなければいけないし、金額があまりにも大きい。これは以前、同僚議員の質問にも八木副市長も答弁されてますよね。最終的には、金額が数億円単位の事業になります。これで今のこの年度途中の補正段階でこうした事業費を含めて予算計上されたらいいかなものか、ちょっと理解に苦しむんですが答弁してください。

そして、もともとこの事業は今回提案された総合振興計画の中に入っているのかどうかです。入っていたら、当初予算で計上すべき内容だと言えると思うんですが、こういった非常に大事な事業はですね、その点を説明してください。

次に、畜産関連の新型コロナ関連は同僚議員から質問がありましたので内容は省きますが、この中で養豚関係が入っていない。養豚はやはり和牛に比べて、あるいは酪農に比べて、今の段階では価格を含めてそう緊急な形で予算措置の必要がないということでの予算計上されていないのかどうか。そう想定をせざるを得ないんですが、どれぐらい価格について、まあまあ大丈夫ということと言えるのかどうかを含めて、数字的なところを含めて答弁してください。

次に71ページの1億7,698万6,000円、これも同僚の上村議員の質問がありましたけれども、これも全体像が見えないんです。課長、これは今回初めての新規の予算計上ですね。建設経済委員会には全体像が報告されて議論が進んでいるのかどうか分かりませんが、初めての事業、しかも1億円単位の事業、課長答弁にあります3か年事業ですね。いくらトンネル的な事業費の内容であるとはいえ、非常にこれは大事な事業であります。ですから、まず全体像を市が考えている全体的な事業について、かいつまんで報告してください。

そうした中で、もう既に課長答弁にありましたように、本年に入って農家を含めて、もうこの取組は事実上始まっていますよね。予算措置がされていないということでありまして、予算措置する前からもう事前準備を行っていくって、これも本来

おかしいんですけれども、議会にも、少なくとも委員会以外は初めて今回分かったということです。その点で、こういった場合は今後の教訓として全体像を、細かいことはいいですので、議員に内容を紹介するというか、そういった上での予算計上がいいのではないかと思います。私たち議員の理解を深める意味でも、あるいは来年度、再来年度に続く継続事業でありますので、これが質問のもう一つでございます。

そして最後の質問は、ここではこの1億7,497万4,000円の中で、具体的には反転耕、混層耕、堆肥施用、ちょっと分かりにくいんですが、それから、これは何ですか、何とか排水って。これをもっと分かりやすく説明してください。これは来年度、再来年度も同じ事業が続くわけです。非常に行政的な用語の紹介だけで終わっている。私たち議員は質問しなければ、深い立場での理解がしにくい点がありますので、この点も紹介しながら、この予算の立て方の算定根拠についても説明していただきたいと思います。

次の質問、72ページのこの耕地関連の現年発生、あるいは過年度発生、79ページの土木災害の現年発生については、もう簡潔に中心地だけ報告してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは今議員からありました、まず最初に財政調整基金の積立金のご関係でございました。

財政調整基金につきましては、今回決算が出た絡みで、その余剰金について積立てを行ったところでございます。令和2年度につきましては3億5,928万円、それから令和3年度が3億3,372万9,000円、そして今回の積立額、令和4年度ですけれども4億5,351万4,000円となっております。

これにつきましては、今回、実質収支額、歳入総額から歳出総額を差し引いた金額、それから翌年度へ繰り越すべき金額2億8,746万9,000円を引きました実質収支額が7億8,254万3,000円となりました。これを基にこの2分の1以上ということで、今回積立てをしたのがこの金額でございます。

前年度繰越金についてでございます、これには今言いましたように関連がございます。前年度繰越金につきましては、歳入総額、歳出あるんですが、繰越金の中でも今回、最終的に国の補正予算、そういったもの、それとコロナウイルス対策、こういったことで最終的な予算の確定ができない部分がございました。そういった形から今回、繰越金額が例年からすると多い7億8,254万2,000円となったところでございます。昨年が5億6,377万7,000円でしたので、約2億1,800万円ほど大きかったところでございます。

それとこの繰越金は想定内かと申されましたが、この繰越金につきましては、先ほども申しましたとおり、最終的な国の補正予算、それからコロナ対策に係る費用等のために不透明で予測できない部分があったために、このような形で繰越金が多くなったところでございます。

財政調整基金の積立てにつきましても、先ほど言いましたけれども、想定内かということでございますが、これにつきましては想定内という形でございます。

それから予算書の34ページについてでございました。令和3年度末の現在高が256億7,918万2,000円、令和4年度末の見込額が271億8,126万1,000円ということで、15億円ほど伸びております。これにつきましては、年々借入れが増加になっておるんですが、特に大きかったのが南九州畜産獣医学拠点事業、これを繰越明許費をして、それを全額令和4年度の予算のほうに持ってきたために、このような形で金額が大きくなったところであります。大きかったのはそれでございます。

それと臨財債についてでございました。臨財債については、令和2年度償還額が6億9,657万7,000円、それから令和3年度が7億1,947万5,000円という形でございます。令和4年度につきましては、今回この34ページに出てきておりますが7億398万4,000円ということで、末残高につきましては、令和4年度が62億3,407万円、令和3年度末が67億7,505万4,000円ですから、それからすると少なくなっているような形でございますが、臨財債につきましては、御承知のとおり財源不足、地方財政計画等で財源不足になるその2分の1を国と地方で折半という形でございます。その分の穴埋め分をこの臨時財政対策債で補填をするという形でございます。

特にこのような形で起債の償還見込額が1億6,300万円と少ないのは、償還年数が20年、うち3年据置きという形になっているために、このような形で償還額のほうが大きくなる、償還額について7億398万4,000円と大きいのが20年の据置きで、うち3年据置きということで、これがずっとたまった分で金額が大きいところでございますが、今回、令和4年度につきましては、国の地方債計画の中で1億6,300万円ほど、まだこれにつきましては確定が来ておりませんが、おおむねこれぐらいしか起債の借入れができないという形になっていることから、今回予算計上はこのような形になっているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、一般会計補正予算の32ページ、旧武道館解体工事についてお問合せでございました。

こちらの施設につきましては、令和4年度の当初予算で馬舎等設計業務ということで、もう既に本年5月に発注している業務の中にあった武道館でございますが、

鉄筋コンクリート造の一部2階建てなんですけれども、耐震性がないということが判明いたしました。

この段階で、旧武道館を改修して馬関係の馬具、馬に乗るためのくらなどを収める倉庫にしようと思っておったんですけれども、耐震性がないということもございまして、ここを解体して更地になった後に、この馬が入る厩舎を建築する計画となったところでございます。よって、今回補正予算でお願いすることになりますが、解体を1,672万円というふうに計上させていただいたところです。

次に、34ページの2,258万3,000円についてなんですけれども、こちらにつきましては測量設計業務の293万7,000円と工事請負費の1,801万8,000円が主なものですけれども、こちらは令和3年度に立地協定を締結いたしました株式会社湯前という会社がございます。こちらが新工場の増設を行いまして、8月18日から操業を開始しております。

会社の概要は、半導体製造ラインの大型部品を作っている会社でございますが、旧工場と新工場の間にこの農道がございます。この農道を使って、大型トラックなどに荷物を積替えをしたりして、大変不自由な作業をされておられました。また、本年5月には、農道周辺の地権者あるいは関係者のほうから陳情書ということで、市長宛てに農道の改良をお願いできないかというような陳情を頂いております。

そのようなこともございまして、今回補正予算でお願いするところでございますが、お尋ねの総合振興計画に当初載っていたのかということと言えますと、当初では載っておりません。今回のこういった陳情ですとか、企業の動向を踏まえて補正予算で対応しているところでございます。

以上でございます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

畜産関係につきましては、養豚についての御質問であるわけですが、今回の提案につきましては、肉用牛と酪農の支援対策というようなことでございます。

畜産の全ての畜種におきましては、現在飼料あるいは生産資材の高騰によります経営コストが上がって、収益性が低下しているということは全ての畜種で言えると思います。

今回提案申し上げますこの事業等につきましては、地方創生臨時交付金を財源として活用させていただきますけれども、この中では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により価格等が下落しているものということで、肉用牛と酪農につきましては、そのような影響を受けて価格が下落しているところであります。

一方、養豚につきましては、例年に比べますと現在でも105%程度の価格で非常

に高い取引がされております。養豚農家につきましても、先ほど申し上げましたとおり飼料費等で経営コストは上がっているわけですが、価格等が安定的に推移していることから、今回は肉用牛と酪農とさせていただいたところでございます。以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、耕地課関係につきまして述べさせていただきます。

まず71ページの農地耕作条件改善事業であります。全体像ということで、今回の補正につきましては、サツマイモ基腐病の対策ということで上げております。このサツマイモ基腐病につきましては、病気のほうが蔓延し始めているということで国・県のほうの対策がありまして、令和2年度より農林振興課のほうで既に事業が開始されているというところであります。

その流れで、今回この農地耕作条件改善事業ということで農林水産省の事業があるんですけれども、その中で今まで耕地課のほうではハード事業をやっていたのですが、その中の病害虫対策型ということで、メニューが新たに追加されたということで県から説明がありまして、農林振興課と協議した中で、今回耕地課の事業の中で今回やるということになったところであります。

先ほども説明しましたとおり、県から最初に説明があったのがもう1月末ということで、当初予算にはまだ、その段階ではまだ説明ということで、はっきりと県の方針も示されていないところでした。今年度になってから、各市町村がやるかやらないかというその意向調査があった中で、曾於市としても大変蔓延している中でやらなければならないということで手を挙げてやったところで、その後、5月、6月、7月と農家さんを対象とした案内をしながら、今回の予算の積み上げになったというところであります。

あと議会への報告がなかったというところでありますが、それにつきましては、予算等もまだはっきりしていない中で、なかなか正式に御説明する機会がありませんで、報告することもできておりませんでした。

あと事業の具体的な説明というところなんですけれども、71ページに4つの耕種が書いてあります。1番目の反転耕、これは天地返しのことです。助成単価としましては、助成額が1反当たり20万円、それから混層耕というのがプラウ等によりまして、畑の土をかくはんすると。そのことによって土壌分解が進んで、菌の繁殖が抑えられるということで上がってきます。それから堆肥施用というのが、化学肥料ではなくて……。

（「単価は幾ら」と言う者あり）

○耕地課長（朝倉幸一郎）

すみません、助成単価が1反当たり1万5,000円です。

それから堆肥施用というのが、助成単価が1反当たり1万5,000円であります。これは、いわゆる有機質の堆肥を使用していただくことによって微生物の活性化を促して、そういう菌の分解を図るということになっております。明渠排水というのは、その基腐れが排水がなされないと広がりやすいということで、畑の周りに溝を掘ってもらうことによって畑に水をためないということで、こちらのほうが助成単価が100m当たり1万円ということになっております。

今助成単価をお話ししましたが、国の説明としましては、事業費としては助成額は2分の1相当ということで言われておりますので、今農家さんのヒアリングの中では、この倍ですね、それだけの事業をやってくださいということでお話をしております。それですと、時間を掛けたりとか何回も耕うんしたりとか、そういう作業をしないとなかなかこの単価まで追いつかないところなんですけれども、こういう助成を受ける上で、それを念入りに作業をしていただいて、少しでも基腐れの発生を抑えていただきたいということで、農家さんには御説明をしているところであります。

71ページにつきましては以上であります。

続きまして72ページ、現年発生農地・農業用施設災害復旧費でございますが、こちらは7月3日から5日に襲来しました台風4号及びその後の7月豪雨によりまして、被災を受けた農地・農業用施設の復旧費用であります。

主なものとしては、補助災害復旧工事が農地11件、農業用施設12件の9,590万円、市単独災害復旧工事が農業用施設5件の1,610万円、応急作業委託料が32件の1,230万円でございます。

続きまして、73ページの過年発生農地・農業用施設災害復旧費の3,160万円でございますが、これは大内田頭首工の分でありまして、施工後に右岸側、高規格道路があるほうであります。その頭首工の本体の上流側の部分の既設の護岸の被災が施工後に確認されまして、その部分を復旧するものであります。また、本体工事又は護岸工事を行う際に、河川の中ということで多量の浸透水、それから湧水等が発生したために施工ができないということで、こちらのほうに仮設の矢板を追加するものであります。

いずれの内容も県農政局と協議をいたしまして、補助債として認められているものであります。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課分をお答えしたいと思います。

説明資料の79ページでございます。公共土木災害復旧費でございまして、これも耕地課と一緒に同じような形で7月15日から20日の間の集中豪雨により被災した公共土木災害復旧となっているところでございます。まず、道路が2件、これは大隅が1件、それから財部が2件、予算額としまして3,400万円ということです。

あと市単独災害復旧費としまして、道路が1件、これは末吉でございます。あと河川が4件、これは財部4件になります。この分が880万円となっているところでございます。

そのほかに、あと公共土木災害の委託料、それから用地取得費、それから立木補償、そのほかに災害応急作業委託という形で11件分あります。この11件分、全て財部となっているところでございます。これらが390万円となっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2、3点に絞りまして質問いたします。

まず、財部のこの獣医学関係の事業に関連して、財政関係について市長に質問をいたします。

これまで、例えばこの3年間、4年間の大きな事業では、桜ヶ丘住宅、岩川小学校、中央公民館、それからこの末吉の本庁舎、それから財部の今出されています獣医学関係の事業、ざっと5つの事業がありますが、私の計算では、当初の事業段階ではこの財部を含めて60億8,000万円であります。それが最終的には今度の財部を含めて82億円と約20億円以上、事業の途中で最後の1年か2年の間に増えております。

その中で、この財部の事業関係も総合振興事業計画に沿って考えますと、当初20億8,865万円です。課長、そうですね、20億8,865万円。だからそれがお手元の議員に配付された資料をトータルいたしますと、約6億円増えて26億7,694万円であります。これだけが例外じゃなくて、今申し上げたように、桜ヶ丘住宅からずっと続いております。結果として、このことが財政を厳しくしていることは客観的な事実であります。

26億7,000万円というのは、1年前の段階では私を含めて当局もどなたも想定しなかった、増えるということは予想されましたけども、これだけになるとはどなたも私も含めて想定しない金額であります。これを市長はどう受け止めているかです。後になって、やはり先ほど課長答弁にありましたように据置期間がありますので、その後、償還の中で影響が出てくると思うのですが、それが質問の第1点であります。

関連いたしまして、担当課長に1点だけ質問いたします。

この中の26億円の中の大きな部分の一つが増額分を含めて地方債であります。地方債が11億9,440万円です。この地方債の11億9,440万円の1つは起債名、2つ目はこの借入条件、3点目は交付税率、この3つを報告してください。これが質問の1点目であります。

それから2点目は、耕地課長から答弁がありましたサツマイモの基腐れに関連した事業です。

私はこれまでも一般質問等も含めて、曾於市の今後の畑作、農業振興にとって、非常にこれは重視しなければいけないという受け止め方で、荒っぽい言い方ですけども、やれる点は全部やるぐらいの、いろいろ反省点も手直ししながらサツマイモはやるべき対策じゃないかということで、これも前向きにもちろん受け止めております。

その中で、一応3か年事業でしょう、3か年事業ですから、議員はどうしても、私だけじゃないと思うんですが、曾於市の全体の農家を見る、あるいはサツマイモに従事しておられる方々を見るという立場で当然考えていくわけです。その中で今回予算提案された、あるいは2年、3か年を含めて曾於市全体のサツマイモの栽培農家の全体の面積的には何%ほどがカバーできるのかどうかです。

そうした位置付けで当然行政も考えていると思うんですけども、その立場から一言、この事業の位置付けについて、この基腐病対策の中の全体の位置付けについて報告してください。

それから、3点目は建設課長に質問いたします。

先ほど災害関係が出ましたけれども、もう私以上に長年おられますので知っているように、毎年、一部例外はありますけども、土木を含めてやはりこの9月議会、場合によっては12月議会で災害関連の大きな予算が計上されています。少なくとも七、八億円、場合によっては15億円を超えますよ、工事災害を含めたら。

今回は例外的ですけども、これに関連して曾於市内の関連する業者の方から市に一定の陳情なり要望は出されていないのかどうか、経営環境との関係です、そこを考えるのも議会もそうだし、特に当局は考えなきゃいけないと思うんですが、その点で要望等が出されていたら報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

この間、市としていろんな事業に取り組んできました。どの事業も市政発展のためにしなければならない事業であります。そして、基本である財政的な裏付けも十分対応してきました。やはり市としては、過疎債、合併特例債、緊急防災事業、そ

ういう有利な事業をしながら、先の事業も展望しながら、今やるべきことをちゃんとお願いしてやってきました。

ただ、状況として資材等が今高騰をし始めましたので、予想外の値上げ分が出てきておりますけれども、これは本当に申し訳ないけど今しなければならない事業として、内容を含めて十分精査しながら、また事業に取り組んでいきたいと思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

それでは、地方債の名称、条件などをお答えさせていただきます。

まず総合振興計画に載っております令和3年度分の地方債9億9,500万円の起債の名称ですが、補正予算債となっております。充当率100%の交付税参入率50%でございます。20年償還で、うち3年据置きというふうになっております。

お示ししております今後変更予定の馬関連の事業が4億2,590万7,000円というふうにお示ししております、1億9,940万円の地方債というふうに記載しており、起債を予定しておりますが、具体的にはまだどういった起債を使うかということは決定しておりません。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、農地耕作条件改善事業のほうを答弁させていただきます。

カバー率ということでお話がありましたが、作付面積の約56%を今回申請ということになっております。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、この基腐病に対する今後の展開、考え方ということであろうと思いますが、今、農地耕作条件の事業のほうが今年度から耕地事業として始まりました。今年度、来年度、再来年度という形でいきますので、農政サイドとしましては、この基腐病に対する直接採択事業というのは毎年続いていくものだろうと思っております。ちなみに、令和3年度が補助金で約1億2,000万円ほど、これは直採です所以市の予算は通りませんけれども、お支払いされております。

今後は、この耕地課の事業と農政の事業とすみ分けをして申請していただくという形になってくると思います。今年度の作付面積を約1,100haと見込んでおります。昨年からすると若干減っているというふうには思っておりますけれども、やはりこの面積を維持していかなければならないということから考えまして、こういった基腐病に対する取組に関する助成事業というのを有効的に活用しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、業者からの要望はないかということについてお答えいたしたいと思います。

私のほうで把握している部分では、要望というのは今のところないところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目だけれども、財政課長か企画課長に質問いたします。

今この南九州のこの拠点事業の中で、私が質問いたしました地方債の11億9,440万円、大変大きな事業、起債でありますけれども、正式名称が補正予算債ですね。これ初めて聞いたんですね、前からあったのかな。

いずれにしてもこの補正予算債ということで、私が前から危惧しているのが、市としては精いっぱい頑張ったということになろうかと思うんですが、交付税措置が50%なんです。この合併後、こうした10億円を超えるような、あるいは10億円に近いような大きな地方債で、交付税率がある面では50%というのは過去事例があったですか。そのように私は厳しく受け止めているから、市としてもかなり努力をされた点は私も認めますが。しかし結果として50%、これは非常に小さいんですね。その点で過去あったでしょうか。この1点だけ確認させてください。

○財政課長（上鶴明人）

それではお答えいたします。

交付税措置が50%以下となりますと、災害復旧事業の一般単独災害復旧事業債、これが47.5%というのがございます。そのほかでは学校の教育施設の関係で単独事業分があったときに50%……。

（「それは何ぼですか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

すみません、その額まではちょっとこちらのほうで今持っていないところでございます。それと令和2年度にしました空調の設備です。これも額は分かりませんが、学校施設整備、これも交付税措置が50%という形になっております。

一応国の予算がつくものにつきましては、50%というのがこういう形で多いところではございます。普通の単独、要するに中央公民館を建てる、そういったもの等につきましては完全に単独ですので、補助がついておりません。それに対しての70%という形で交付税は入ってきておりますが、全体を見ますと、今回の場合は50%は補助金に来て、その残りの50%は交付税措置があると考えますと、単純に

計算しますと75%と全体事業としてはなるということで、財政としては一応大変有利な財源として考えているところです。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、配付いたしております議案配付表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩	午後	2時36分
再開	午後	2時48分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第71号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第18 議案第72号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第19 議案第73号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、議案第71号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第19、議案第73号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、議案第71号から日程第19、議案第73号まで一括して説明いたします。

日程第17、議案第71号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に72万1,000円を追加し、総額を56億1,773万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正は組織再編によるものが主なもので、歳入については、一般会計繰入金金を55万6,000円追加し、歳出については、国民健康保険総務職員給を46万1,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第18、議案第72号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に52万3,000円を追加し、総額を6億4,632万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、組織再編等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を52万3,000円追加し、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を52万3,000円追加しております。

次に、日程第19、議案第73号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9,881万8,000円を追加し、総額を62億354万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の追加及び組織再編によるものが主なもので、歳入については、一般会計繰入金を85万2,000円、前年度繰越金を9,792万2,000円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、組織再編等により介護保険総務職員給を80万8,000円、予備費を9,792万2,000円それぞれ追加するものが主なものです。

以上で、日程第17、議案第71号から日程第19、議案第73号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第74号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第75号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第76号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第74号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてから日程第22、議案第76号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第74号から日程第22、議案第76号まで一括して説明いたします。

日程第20、議案第74号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4万4,000円を追加し、総額を6,818万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、9ページをお開きください。

今回の補正は会計年度任用職員に係るもので、歳入については、一般会計繰入金で4万4,000円追加し、歳出については、会計年度任用職員費用弁償等の追加により施設管理費を3万1,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第21、議案第75号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に108万円を追加し、予定額を5億6,656万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、組織再編等による職員給与費の増減により108万円を追加しております。

次に、日程第22、議案第76号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に210万6,000円を追加し、予定額を2億70万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、修繕費を210万6,000円追加しております。

以上で、日程第20、議案第74号から日程第22、議案第76号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第23 報告第3号 令和3年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第24 報告第4号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第25 報告第5号 令和3年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第26 報告第6号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（久長登良男）

次に、日程第23、報告第3号、令和3年度曾於市健全化判断比率の報告についてから日程第26、報告第6号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、報告第3号から日程第26、報告第6号まで、一括して説明いたします。

日程第23、報告第3号、令和3年度曾於市健全化判断比率の報告について、監査

委員の意見を付けて報告いたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率であります。実質収支額が7億8,254万3,000円の黒字であることから数値はありません。

次に、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた連結実質赤字比率であります。全ての会計で黒字決算となっていることから、数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率であります。本市の比率は7.7%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率であります。将来負担額がマイナスとなっていることから、数値はありません。

本市では、財政4指標のいずれも基準以下となりました。

なお、各指標の計算方法については、令和3年度曾於市一般会計主要施策の成果109ページから112ページに記載のとおりであります。

次に、日程第24、報告第4号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります。実質収支額が377万円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第25、報告第5号、令和3年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

流動資産の部が、13億2,622万5,000円、流動負債の部が、1億2,019万9,000円で、剰余金12億602万6,000円となり、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第26、報告第6号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

流動資産の部が5,870万8,000円、流動負債の部が3,863万2,000円で、剰余金2,007万6,000円となり、資金不足比率の数値はありません。

以上で、日程第23、報告第3号から日程第26、報告第6号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告4件については、以上で終わります。

日程第27 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第27、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、日程第27、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

本市の令和3年度当初予算編成は、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の5つを基本方針として、少子高齢化対策や保健予防及び健康づくりの推進、住みよい安全安心なまちづくり、農業や商工業等の産業振興、観光事業の推進、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備、教育の振興や充実に重点的に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額312億4,200万3,000円、歳出総額301億7,199万1,000円で、歳入歳出差引額は10億7,001万2,000円となりました。歳入歳出差引額から令和4年度へ繰り越すべき財源2億8,746万9,000円を差し引いた実質収支は7億8,254万3,000円となり、同額は令和4年度への繰越金となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税91億9,392万5,000円、国庫支出金56億6,703万7,000円、市税33億6,467万5,000円、市債31億9,160万円、繰入金28億1,675万3,000円です。

歳出目的別決算額の主なものは、民生費87億2,338万7,000円、総務費46億6,037万2,000円、公債費33億6,786万7,000円、教育費30億9,142万2,000円、商工費30億942万1,000円です。

財政分析については、令和元年度からの3か年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高及び市債残高の推移を含めて、報告いたしております。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

認定案第1号につきまして、3点質問いたします。

まず1番目に、決算の全体的なところです。令和3年度の臨時財政対策債の総額と償還額、さらには近年の推移を報告してください。

2点目ですが、合併特例債その他の起債で後年度国からの交付税措置がされる償還額の合計、令和3年度分の報告をしてください。

3番目、執行残の取扱いですが、翌年度への繰越し、それから基金の積立て、繰上償還等をされていると思いますけれども、基本的な運用の仕方を示してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からありました質問にお答えしたいと思います。

まず、令和3年度の臨時財政対策債の総額と償還額、さらに近年の推移について、お答えいたします。

まず、臨時財政対策債の近年の借入金額につきまして説明いたします。

令和元年度が3億9,820万円、令和2年度が3億9,180万円、令和3年度が3億6,430万円となっております。

次に、近年の元利償還金について説明いたします。

令和元年度が6億9,023万円、令和2年度が7億2,023万2,000円、令和3年度が7億3,608万4,000円となっております。令和3年度末現在高が67億7,505万4,000円となっているところでございます。

続きまして、合併特例債その他の起債で後年度国から交付税措置される償還額の合計令和3年度分について、お答えいたします。

令和3年度の普通交付税の公債費につきましては、元利償還金に対しまして一定の率を乗じて算入されます過疎対策事業債や辺地対策事業債、合併特例債等は、元利償還金が22億880万7,000円で、算入額は15億7,297万4,000円となっております。

次に、借入額や発行可能額に対して年度ごとに補正係数を乗じて算入されます緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債等は、対象となる同意額等の総額が170億4,310万6,000円で、算入額は7億7,773万9,000円となっております。

以上、この2つを合計しますと、23億5,071万3,000円が交付税算入されております。

続きまして、執行残の取扱い、翌年度への繰越し、基金積立て、繰上償還金についての基本的な考え方についてお答えいたします。

令和3年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は10億7,001万2,000円となっております。翌年度へ繰り越した事業の財源2億8,746万9,000円を差し引いた純繰越金は、7億8,254万3,000円となったところです。

令和4年度当初予算で前年度の繰越金5,000万円を計上しておりましたので、その額を差し引いた7億3,254万3,000円を今回、5号補正予算では計上しておりますが、繰越金につきましては、地方財政法の第7条によって2分の1を下らない金額を積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとなっておりますので、今回、財政調整基金への積立金を4億5,351万4,000円計上させていただいたところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

ちょっと一部確認ができないところもあったんですけども、2回目ちょっと確認がてらです。1番目のその臨財債のところですかね。これは最終的には償還額が令和3年度分では7億円、大きなところでいえば7億円強ということによかったですかね。ですよね。それでこの臨財債については、償還額が元利償還額相当は全額を後年度に国からの交付税措置があるという理解でよかったですよね。これが普通に考えたら交付税措置がされるのは、これ、研修での資料なんですけども、見えにくいかわからんですね。青い部分が基準財政需要額のところ。これ臨財債の償還額内ということですね。普通に考えたら、この2番目の臨財債の償還、国から返ってくるやつは5月にされると思うんですけども、実際は一番下のところですよ。基準財政需要額の範囲内で償還額が入っていると。これ、モデルケースですよ。ただ、ここのところでは計算をいろいろしているから分からんかもしれない。けどもイメージとしては、こういうイメージなんです。基準財政需要額に組み込まれてくると。だから基準財政需要額分が減ってきているということが、これはモデルケースなんですけども、言われているんです。これ、困ったことに、地方交付税措置される、2番目に聞いた合併特例債やその他の起債部分の地方交付税措置の部分、これもこの基準財政需要額の額は変わらずにその範囲内で国から返ってきていると。これは多分、多分というか、普通はこの上乘せ分で返ってきているというふうに思うんですけども、上乘せ分ではないという、これ私らも前から基準財政需要額は変わりませんよというのは国の担当者からも聞いていたんですが、この間の7月に会派で財政関係の研修を受けたときの講習の資料なんですけども、図で示してもらったのは初めてなんですけども、こういうふうな。これがどういうことなのかと聞いたら、この償還分が、この青のところは一般財源部分になるわけなんですけども、これに組み込まれてくると。後年度にですね。これ、実は去年の市長選挙のときにも議論になったんですけども。合併特例債、庁舎関係のところでも。だからこれは今からのこの財政運用の中で、これ頭の中にしっかり入れておかないといけないと思うんですけども、財政課長、この今の件はこの決算書とか、この財政計画なんかでは確認で

きないと思うんですけども、その辺どうですかね。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました、その普通交付税の中に含まれます公債費分、先ほど言いました過疎対策事業債、それから臨時財政対策債、そういったものが額が減っている。減っているのではなくて、中に組み込まれているということでございました。普通交付税の算定の中には基準財政需要額というのがございます。当然、この基準財政需要額、これを大本に全部合算しまして、その中から基準財政収入額を引いて普通交付税は算定されるわけですが、今現在、私どもが頂いているこの交付税、この交付税を算定するためにいろいろな指数、要するに人口、それから道路の延長、それから75歳以上の人口とか、そういったもろもろ、学校数、そういったものを一つ一つの積算をした台帳を作っております。その中でいきますと、確かにこの数字、今現在うちが借入れをしている金額、それに見合った金額がこの交付税算定台帳の中には、基準財政需要額の中には含まれているところではございます。

○8番（上村龍生議員）

計算されているんです。ところが全体的な基準財政需要額というのは変わっていないということなんですよ。ここの単年度、単年度で見ると分からないかもしれない。これはモデルケースですので。ただ、この基準財政需要額が組み込まれているというのは、元の数字が例えば10億円あった。償還分が1億円あった。本当は11億円にならんといかんのだけど、10億円の範囲内の1億円が償還分に充てられていますと。この基準財政需要額そのものが単価費用等を下げるなどを通じて基準財政需要額の全体が抑圧されているというような解説で、この間の研修でもらったんです。ですからこれ多分、皆さん認識していないと思うんですけども、これ、もう3回目になるからあれですけど、起債は住宅ローンと同じでこれは必要な部分としても使わんといかんと思うんです。ただし、後年度の負担は、通常のやつもあるし、今言ったこの基準財政需要額を下げてくるという側面もあると。いや、地方交付税はだんだん下がってくるわけ、人口減に伴って、それプラスアルファでまだ下がってくるよと。これを相当念頭に置きながら財政計画なり、今後の見通しつけていかんと数年後には本当にこの財調がなくなってくるかもしれないよということを考えながら財政運用をしていかんと思うんですが、市長、その辺のところをちょっと見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

当然ながら市の予算を組む場合には、いろんな歳入の計算をいたしてまいります。当然、県を通じて交付税についてもちゃんと相談しながらやっておりますけど、今言われるような問題も実際ないとは考えておりません。やはり私たちも当然これは

交付税措置がされるというふうに聞いておりましたので、そういうのはちゃんと確認が取れるように担当課のほうにも指導はさせますけど、今、モデルケース的なことを言われましたけど、私たちの今の曾於市の財政運営状況については、この間、また具体的に発表いたしましたけど、非常に有利な条件のある補助事業やら地方債を使った形で進めておりますので、基本的には全て今後の事業についても有利な条件のものを使いながら進めていきたいと思います。今言われたことについては、引き続き担当課としても国・県に対してもまた要望はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、決算の成果の部分から質問いたします。

まず、成果の12ページであります。地域コミュニティ事業につきまして、第1次モデル地区が3か所、そして第2次モデル地区もまた3か所、今選ばれてそれぞれにコミュニティ事業に取り組んでいらっしゃると思うんですが、コロナ禍の折、いろいろ最初に想定していたことがスムーズにいていない部分もあると思いますが、現在の第1次モデル地区、第2次モデル地区の進捗状況について、質問いたします。

同じく12ページの防犯関係でございます。市内9か所に街頭防犯カメラを設置、それと市内の事業者、6事業者に対してドライブレコーダー設置をされておりますが、これに対して、いろいろ事件等、資料の提供等に何かそういう事例があったかどうか伺います。

成果の17ページの空き家バンク制度について質問いたします。

この中で空き家バンク登録、申請数と登録件数は書いてございますが、空き家バンク住宅改修事業等補助金、この中に含まれると思うのですが、これが何件であったのか。それと中古住宅購入の助成も出ていますが、令和3年度は12戸ということで、この空き家バンク登録又は改修事業を使ったのが、この中古住宅の中にも何件が含まれていたかどうかを確認する意味で質問いたします。

それと成果の21ページです。宅地分譲整備事業であります。

令和4年度に財部の全24区画を分譲開始したところでございますが、それ以前の大隅町大隅南地区、また大隅町坂元地区の分譲地についての状況はどうであるか。また、令和4年度であります、財部の分譲地の状況は、現在のところどうなっているかを伺います。

それと、ちょっと通告に私がうっかりして漏れていたんですけど、分かる範囲でいいと思うんですけど、成果の22ページの光ファイバー網整備推進事業について質

問いたします。

今回の事業で曾於市内の情報過疎地域であったところも全て光ケーブルのほうに網羅されて、その中で新規開局エリアが280件、ルート拡大エリアから89件の申込みがあったというのはありますが、具体的に事例があった場合であります、企業とまたこの光ファイバーによる効果が具体的に現れた事例がもし報告等があったら答弁願います。

最後に、成果の54ページ、健康増進事業について質問いたします。

コロナ禍の折、なかなか中止になったりして、それと件数が減っているのが胃がん検診、肺CT検診はもう取りやめでゼロです。大腸がん検診は検便ということでそんなに減っていないんですが、子宮頸がん検診も大きく落ちております。乳がん検診も少しかりです。いろいろ腹部超音波、肝炎検査、前立腺、骨粗鬆症と非常にコロナで中止の影響を受けて減っておりますが、今回、令和3年度の検診ができなかったことでちょっと目的である早期発見、早期治療ができないおそれが出てきたんですが、これが影響をどのように及ぼすかを検討されていたら、その点について伺います。

以上、1回目の質問でございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、まず地域コミュニティ事業につきまして回答させていただきます。

第1・第2モデル地区の現在の進捗状況という問いでございました。

第1次モデル地区につきましては、柳迫、笠木、中谷地区でございますけれども、令和3年度当初に地域コミュニティ協議会を設立いたしまして、地域づくり計画の作成を開始いたしました。現在、令和3年度末で作成が終わったところ、あるいは令和4年度初めに完成をしたところ、ありますけれども、現在計画を実施している状況にあります、先ほど言われましたとおり、コロナ禍というのがありましてなかなかその活動ができていないというような現状もあるところでございます。

第2次モデル地区につきましては、大隅南、末吉の北部・南部の3地区でございますけれども、これもちょっとやり方を変えまして、まず地域づくり計画を策定してからコミュニティ協議会を設立するというふうに変えましたので、そのほうが課題に沿った協議会ができるというところでございました。現在、第2次モデル地区につきましては、3地区共に令和3年度に設立準備委員会を設立いたしまして、地区内の住民アンケート調査、あるいはワークショップを行ったところでございます。

この3地区につきましては、令和4年度に地域づくり計画を完成させるよう現在取組を進めているところでございます。

コロナ禍におきまして少しスピード感は鈍っているという認識はあるところでござ

ざいます。

それから防犯関係というところでございますが、一つ目の街頭防犯カメラ、今回、令和4年1月に設置いたしまして、3月に曾於警察署との防犯カメラの画像提供に関する協定書を締結させていただいたところでございます。これまでの事件捜査のための画像提供依頼でございますが、3件あるところでございます。末吉地区が1か所で2件、財部地区が1か所で1件というところでございます。

ドライブレコーダーにつきましては、これは警察署との協定を結んでおりませんが、現在、市といたしましてもこれで6事業所45台分に補助を行いましたけれども、現時点でその提供依頼をしたことはないところでございます。

総務課分については以上でございます。

○企画課長（外山直英）

では、私のほうは空き家バンクのほうから説明をさせていただきます。

まず、成果のほうに記載してございます空き家バンク登録及び空き家バンク登録住宅改修補助金のところですが、申請が26件ありまして、10件が登録となっております。この26件に対して10件の登録といたしますのは、半数以下なんですけれども、物件の位置ですとか物件の築年数によりまして不動産業者と契約が成立しない場合がございます。この件数を除いて登録された分が10件ということでございます。この10件のうち登録された持ち主、あるいは買主が住宅改修をした場合に改修補助金を出すのが、この下に出てきます住宅改修補助金なんですけれども、令和3年度は4件の申込みがございました。総額で1,843万9,634円の事業費に対して192万円の補助金を交付したものでございます。補助率が100分の30で、上限が50万円となっているところでございます。

それから宅地分譲整備事業、令和3年度の大隅坂元地区、大隅南地区の売却状況ですが、以前、大隅坂元地区、大隅南地区は、2区画まで購入可と条例改正をさせていただきましたが、その効果がございまして、大隅南で1区画、売却されております。それから財部地区宅地分譲地は、令和4年5月30日から分譲申込みを開始しまして、6月30日までを第1回申込み受付期間としたところです。この期間で16件、契約が成立しております。

それから光ファイバーですが、効果につきましては、私が聞いている範囲では個人の方が1件、それから企業の方が1件、高速通信ができて大変ありがたいという個人の方、それから企業からはコワーキングスペースといいまして、企業が空きスペース等を貸し出すようなスペースを作ることができたというような声を頂いております。

以上でございます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、54ページの健康増進事業についてお答えいたします。

内容としましては、検診の方が減っているが影響はなかったかというようなことであったかと思えますけれども、全体的に感染者の拡大防止ということで、検診時期の変更や中止及び一部中止をせざるを得ない検診があったということで、大幅な受診者の減少となったところでございます。

その中で中止及び一部中止とした胃がん検診・大腸がん検診・女性がん検診につきましては、集団検診から医療機関委託への個別検診やミニドック、また人間ドックなどに案内したところでございます。

また、節目の年齢のみの対象の肝炎ウイルス検査や女性がん検診につきましては、節目年齢のその年齢を本年度も救済措置という形で4年度に受診できるように対応したところでございます。その中でどうしても気になる症状がある方は、医療機関のほうを受診してくださいというような形で案内をしたところでございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

地域コミュニティ事業につきましては、やはりコロナ禍の折、最初の計画どおりにいっていないというところではあるが徐々に進んでいるということで、特にモデル地区でございますので、今後、曾於市内の全体の公民館がコミュニティ協議会に移行するためには非常に重要であると思っておりますので、今後とも進めていただきたいと思います。

その中でそれぞれの地区の課題が違うわけでありますが、住民のアンケート、ワークショップ等に第2次モデル地区では行ったということでございましたが、それぞれ内容は違うと思うんですが、特に大体大まかに共通するアンケート、ワークショップについての課題等が主なやつでも分かっておれば質問いたします。

それと防犯関係で、ドライブレコーダーについては、資料提供は市のほうも求めなかったということでございましたが、街頭防犯カメラについて3件、末吉で2件、財部で1件ということでございましたが、公表できるのであればどういう、警察からただ資料提供だけで事件とかそれについては説明はなかったのかもしれませんが、公表できる内容であれば質問いたします。

それと最初の質問のところで、ちょっと企画課の空き家バンクでございますが、その中の4件は分かったんでありますが、助成金をもらったのがですね。その中の中古住宅購入につながった、この中ではなかったのかというのを先ほど聞いたんですけど、これがちょっと漏れていましたので、また分かっておれば質問いたします。

それと以前、同僚議員の中で一般質問でもございましたが、この空き家改修補助

事業と中の荷物の整理が一緒の100分の30は、50万円の中に入っているということで両方は受けられないということでありましたが、今後検討するということでございましたが、その後、改修と中の清掃は両方もらえるようになっているのかどうか、質問いたします。

それと宅地分譲が2区画分ということで、大隅南地区が1区画売れたということで2区画分売れたということで効果があったとは思いますが、その後も何度も聞くのも聞き苦しいところではございますが、坂元地区のたしか6区画だったと思いますが、いろいろ営業啓蒙でチラシ等宣伝等で努力はされて予算はあったんですが、なかなか売れないということで、今後この6区画をどのように考えているのか、もし今後の方策として決まっておれば質問いたします。

それと光ファイバーもコワーキングスペースとして利用しているということで、徐々にその効果が現れているということで大いに大分予算も掛かったところでございますが、今後の曾於市の事業展開に希望の光じゃないかと思っていますので、これから推進をしていただきたいと思っております。

そして最後の健康増進事業でございますが、コロナで一緒に集まって検診ができないというのはやむを得ない事情であったとは思っております。その中で個別検診を勧めたということで、この中に数字としては出ないんでしょうけど、そういう鋭意努力をされているということは評価いたしますが、やはり令和3年度の検診が大きくできなかったということは今後の早期発見、病気の発生にも影響があると思いますので、引き続きこの点については調査、また気を付けていただきたいと思います。その点の配慮について、もう一度伺います。

○市長（五位塚剛）

コロナの関係で全体的に事業がなかなかできなかった部分もありまして、厳しい中での3年度の決算だったというふうに思っております。

宅地分譲の関係ですけど、特に大隅北校区のほうがなかなか売れておりません。今、北校区、坂元地区を中心として地域おこしのための施設整備事業を計画しております。これが一つの起爆剤となって、特に霧島方面からの人を呼び込む一つの方策ができるのではないかなというふうに思っております。これについても、都城を含めていろいろなところから、曾於市は非常に子育てがしやすい町だという声をよく聞くようになりました。そういう意味ではこの分野のところに力を入れてみたいと思っております。深川小学校のところにも高原町から5人家族が引っ越してこられました。非常に曾於市は子育てがしやすいと聞いてきましたけど、本当にそういうふうの実感的に思っておりますということを直接私もお聞きしました。そういう意味でも都城からを含めた曾於市がベッドタウンとなるような取組というのをもち

と力を入れていきたいというふうに思っております。

あとは各担当課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

コミュニティ協議会の関係でございますが、共通の課題というところでございます。

自治会の加入率が減ってきている中で、やはりその地区の皆さん方の連帯感というのが下がってきているのがまず挙げられるかというふうに思います。そして当然、少子高齢化によりまして、なかなかうまく活動が行えない、いろいろなところに課題が出てきているというのがあります。ある地区では地元の店舗が少なくなってきたので買物支援をどうするかということも大きな課題になっているというふうに聞いております。先ほどワークショップの話もいたしましたけれども、大隅南につきましては、先日8月21日に実施予定でございましたが、最近コロナウイルス感染者が非常に多いということで延期になったということも聞いておりますので、少しずつは進んでおりますが、なかなか大人数での会というのが今はできていないというのが現状かというふうに思います。

防犯につきまして、公表できる範囲内というところでございますので、事案だけ、場所等は申し上げられませんので、事案だけでございます。1つが児童に対する車での尾行案件です。2つ目が車上狙い・窃盗、3つ目が強制性交県青少年保護条例違反というところでこの3件で、現時点では警察からの依頼があったところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、空き家バンクにつきまして、1回目の答弁、漏れた部分がございました。大変失礼いたしました。

中古住宅購入の令和3年度が12件ございますが、このうち住宅改修補助金を利用された方が2件ございます。

それから以前、空き家バンクの条例改正の結果がどうなっているのかという御質問でございましたが、まだ結論には至っておりませんで、現在、いろんなケースがございます。そういった部分を分析、研究している状況でございます。

それから宅地分譲整備事業。坂元地区が7区画ございます。令和3年度で自治会使送便や新聞折り込み、それからきりしまフォーラム、リビングきりしま、タウンプラス、それからフリクリという雑誌もございますが、こういう広告媒体を使いまして販売活動をしておりますが、結果、販売には至っておりません。

それから大隅南地区、こちらは10区画ございまして、2区画売れているんですけ

れども、こちらと同じようにいろんな媒体を使っております。令和4年度に財部地区の16区画売却成立したと申し上げましたが、こちらは実は動画サイト、YouTubeで宣伝をしております。大変こちらに効果があったというふうに分析をしております。今後、大隅坂元地区、大隅南地区につきましても、こういった動画サイトでコマーシャルができないかという部分も研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、検診の関係の調査研究をしているのかという形であったかと思いますけれども、4年度に4月から5月にかけて検診を実施したところでございます。また、結果については、女性がん等も今やっているところでございますので、全ての結果が出てから調査研究、分析をしながら、影響があったか、なかったかなどの研究をしていきたいと思っているところです。

○11番（今鶴治信議員）

大体、今の説明で分かったところでございますが、やはり地域コミュニティ事業でございますが、コロナ禍の折、なかなか人を集めて活動するというのは本当制約があるというのは理解するところでございますが、やはり先ほどの課題である地域の連帯感、また高齢化、買物支援という、本当、私の地区でも同じ課題があるところでございます。その中でやはり自治会未加入が多い中で自治会にない方々も含めて地域の企業、いろんなところでコミュニティを活性化しようということでございますが、これからのことであると思いますが、その役員等また活動に自治会未加入の方も参加されているモデル地区があるのかどうかを伺います。

それと防犯カメラで3件の非常に重要な捜査の資料提供に役立っているんだというのが分かったところでございますが、現在、市内9か所でございますが、今後、防犯予防というものにもつながると思いますが、数をもっと増やす予定があるのかどうか、伺います。

空き家バンク制度でございますが、改修をした中で中古住宅の中の2件がそれでもた売れたということですね。それぞれに相乗効果が出て、いいことだと思っております。中のいろいろ亡くなった方の遺物等の掃除についての条例に対することは今後のことだということでございますが、要望等がまださほど上がっていないということであると思いますが、やはり一番の問題は、そういう亡くなった方の遺物をなかなか掃除ができないということと、やはり改修も行わなくちゃいけないということでそこら辺を臨機応変にできれば枠を拡大していただく方向になってもらえればいいと思うところでありますが、この件については市長に見解を求めます。

それと宅地分譲政策でございますが、努力されて、私たちがいろいろどうして売れないかと言うのは簡単なことでございますが、やはり大隅北の活性化策も市長が検討されているということで今後、有効利用したほうがいいとは思いますが、何かどうしてもといった場合は、無駄にならないように地域振興住宅も対象に拡大すべきじゃないかと私は思うんですが、そういうふうにご利用した場合は、やはり宅地分譲としての難しい面があるのかについて質問いたします。

それと健康増進につきましては、今年度は検診がスムーズにいつている状況であると伺っておりますので、重症化しないように今後も引き続き努力していただきたいです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

空き家対策の問題については、有効活用したいという地主さんもいるんですけど、中に家財が入っているために処分ができなくて、空き家対策に取り組むことができないという実態があるようでございます。このようなことについても、十分私たちも検討しております。実際、クリーンセンターに来るいろんなものを見てみますと、基本的にまだ十分使えるたんすやいろいろなものが立派なものが来ます。残念ながらそれを全部解体して処分しているという状況があります。そういう意味では、場合によっては全国的にはそういうまだ使えるものをリサイクルしながら、場合によっては、低価格で販売をするというののもいっぱいあるようでございます。そういうことも含めて、空き家がうまく利用できるように、引き続きこのことについては検討させていただきたいと思います。

あとは各担当課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

コミュニティ協議会関係でございますが、現在、自治会の未加入者が役員をしているところがあるかという御質問だったかと思います。

現時点では、最初の始まりが公民館長さんがその地域コミュニティ協議会の会長を兼ねるところからスタートするということでしておりますので、当然最初は公民館の組織を活用した形での組織でありましたので、現時点で未加入者の方を役員にしているところはないというふうに考えておりますが、今後1年、2年、そういう方をぜひ入れていただきたいと考えているところでございます。

それから街頭防犯カメラにつきましてでございますけれども、今後増やす予定でございますが、この防犯カメラにつきましては、5年間のリースでいたしておりますが、1台当たりのリース料とそれから電気料、火災保険料等を含めると、月2万円弱掛かります。3年間で20万円を超えるというふうに思いますけれども、そ

の費用的なところも鑑みながら、現在3件の依頼等がありましたけれども、一番最初に考えていたのは、行方不明者の動向捜索にも使えないかということも考えております。今、事案は発生しておりませんが、そういうところの検証をさせていただきまして1年、2年ちょっと見させていただきまして、今後検討していきたいと思っております。

なお、各地区の公民館長さんからも、うちの地区でぜひという話もありますので、そこあたりも考えながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○企画課長（外山直英）

宅地分譲整備事業について、地域振興住宅のような有効利用ができないかという御指摘でしたが、まず、この土地につきましては、寄附地でありまして、寄附された方の意向を酌んでいること、それから先ほど市長が申し上げましたが、大隅北地区活性化検討委員会というものが立ち上がっております。今後、このような動向も踏まえて、もうしばらくはこういった分譲という目的の中で推進していきたいというふうに考えております。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

15項目にわたりまして質問いたします。

まず第1点は、公債費比率、実質公債費比率が上がってきております。3年度末の財政状況は全体的にどうであるか、報告してください。

2点目、3年度、市内外から寄せられた職員等に対する苦情等について分類して報告してください。

3点目、3年度の職員の不祥事と処分について報告してください。

4点目、3年度職員の時間外勤務について、その中で特に多かった職場・職員も含めて合わせて報告してください。

次に、3年度における再任用職員、これは新たな採用、そして全体の再任用職員の総数について報告してください。

次に、3年度会計年度任用職員の実態、報酬等について、これらを分類して報告してください。

次に、3年度の職員採用試験について、その結果を含めて、1次、2次、市内・外、男女別に分けて報告してください。

次に、3年度の自治会未加入者の実態について、これは旧町ごとに、またそれらの特徴についても報告してください。

次に、自治会未加入者に対する税金や広報など通知の方法について報告してください。

次に、FM放送の3年度の運営について、市の負担金を含む関わりについて報告してください。数年前にFMについては不祥事が発覚して、議会でも議論してきたところでございます。現在の負担金を含む関わりについて、そしてこの監査の在り方について、また内部的にもハラスメントを含めて問題はないかどうかを含めて報告してください。

次に、3年度の税収、家賃収入の状況とその特徴について報告してください。

次に、3年度の特別会計を含む税、家賃の滞納、差押え、申請減免とその結果について報告してください。

それから、北部畑かん事業の総事業費、3年度までの工事の進捗、対象農家、平均年齢、加入者数、対象となる農地の作物ごと栽培面積などについて、事業終了また併せて事業終了の年度を含めて報告してください。

次に、区画整理保留地の処分状況、一坪当たり単価、残保留地について報告してください。

次に、毎年のご質問であります、特別会計を含む工事請負、また委託費の総件数、契約総金額、平均落札額、さらに受注額の大きい上位10社について、本数が市外の場合はその市外の自治体名を含めて報告してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員から質問のありました公債費比率及び実質公債費比率、令和3年度の財政状況について、お答えいたしたいと思います。

公債費比率についてですが、令和3年度の公債費比率は6.9%で、令和2年度に対して0.3%の減となりました。

また、財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき総務大臣へ報告いたします健全化判断比率における実質公債費比率は7.7%で、令和2年度に対して0.5%の増となっております。

これにつきましては、算出いたしました単年度の実質公債費比率が前年度とほぼ8%と変わらなかったんですが、3か年平均を取るために増になったものでございます。

なお、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため数値なしとなったところでございます。

将来負担比率につきましては、将来負担額が充当可能財源等を差し引いた額がマイナスであったため、数値なしとなったところでございます。

このことにより、本市におきましては健全な財政状況であると考えているところでございます。

続きまして……

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

続きまして、特別会計を含む工事請負費、委託料についての請負額、委託料の金額、件数、落札率、受注額の上位10社について、お答えいたします。

総額についてですが、工事請負費が37億9,568万円、委託費が33億2,141万円でありました。

件数につきましては、工事請負費が331件、委託費が956件で、平均落札率は工事費が96.41%、委託費が96.72%でありました。

次に、工事費受注額の大きい10社について、金額の大きい順に申し上げますと、工事費の請負額では、まず1番が渡辺・川畑特定建設工事共同企業体、7億818万円。2番目が川畑建設株式会社、3億3,932万円。3番目が株式会社有川組、2億6,896万円。4番目が株式会社渡辺組大隅本店、本社は鹿児島市でございます。1億5,000万円でございます。5番目が株式会社川原設備、1億4,200万円。6番目が株式会社竹之下電工、1億3,541万円。7番目が鎌田建設株式会社曾於支店、本社は霧島市でございます。1億921万円。8番目が株式会社久木野組、1億407万円。9番目が徳石建設株式会社、9,642万円。10番目が米森建設株式会社、9,454万円となっております。

次に、委託費請負額の大きい10社について、金額の大きい順に申し上げますと、委託費の請負額では、1番目が株式会社ナンチク末吉営業所、2億2,035万円。2番目がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店、1億4,254万円でございます。本社は東京都の調布市でございます。3番目が公益社団法人曾於市シルバー人材センター、1億3,530万円。4番目が岩川醸造株式会社、1億3,316万円。5番目が社会福祉法人曾於市社会福祉協議会、1億1,896万円。6番目が大隅衛生企業株式会社、本社は志布志市でございます。1億1,622万円。7番目が社会福祉法人輪光福祉会、9,921万円。8番目が株式会社池田電設、9,789万円。9番目が大隅建設協同組合、8,151万円。10番目が公益社団法人曾於医師会、7,573万円となっているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、まず苦情の関係につきまして、お答えいたしたいと思います。

令和3年度内でございますけれども、庁舎内に設置してあります意見箱、あるい

は最近、メールアドレスに、市のアドレスに寄せられる御意見等もありますけれども、合計で12件でありまして、そのうち行政に対する意見が9件、行政に対する苦情が2件、行政に対する相談が1件あったところでございます。

具体的に申し上げますと、苦情は、施設内の除草剤散布、コロナワクチンの接種証明についてでございました。

御意見につきましては、いろいろありましたけれども、施設利用申請書様式の見直し、あるいは市議会議員の定数削減、クリーンセンターへのごみ搬入関係、セイタカアワダチソウの除草の関係等についてあったところでございます。

令和3年度につきましては、少し例年より少なく、通常は20件程度苦情、あるいは御意見等があるところでございます。

それから不祥事と処分についてでございます。

令和3年度発生分といたしまして申し上げますと、この前、臨時議会も開いていただきまして条例も改正していただきましたが、飲酒運転による事故1件でございまして、6か月の停職処分としたものがあります。

その他の処分につきましては、交通違反が3件、いずれも私用車で、口頭訓告処分でございます。

それから、車庫駐車時の柱等への接触というのが非常に多いんですけれども、交通事故が20件で、このうち公用車13件、私用車7件でございまして、この処分につきましては、文書訓告が6件、口頭訓告が11件、所属長口頭注意が3件となっております。

続きまして、時間外勤務でございます。令和3年度の時間外勤務につきましては、特に多かった職場等についてお答えしたいと思います。

職員1人当たりの平均ということで申し上げますと、一番多かった部署が耕地課、次に建設課、次に保健課となっております。

職員個人として多かった職種と役職でございますが、土木技術職の係長が一番多く、その次に土木技術職の係員。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

全体で1年間で申し上げますと、567時間というのが一番多い職員でございます。年間ですね。

土木技術の係員が2番目、3番目には一般事務の係員ということでございます。続きまして、再任用職員についてでございます。

令和3年度におきましては、14人の再任用職員を任用していたところでございますが、内訳といたしまして、3年目が6人、2年目が1人、1年目が7人という14

名でございました。年々増加傾向にあります。

会計年度任用職員の実態等でございます。

短期間任用を含めまして、令和3年度中に任用された会計年度任用職員は257名というものでございますが、これは昨年度、令和3年度は市長選挙、市議会議員選挙、衆議院もありましたけれども、その事務、あるいはコロナ感染症対策や支援対策、特別な事情により増加したもので、特に多かったと考えております。

令和3年度末、本年3月31日の人数は225人でありまして、庁舎別の内訳で申し上げますと、本庁所属が87人、大隅支所所属が104人、これは学校関係が大隅支所所属としておりますので、多いところでございます。財部支所所属が34人でございます。225人のうち、フルタイムが33人、パートタイムが192人でございます。

報酬につきましては、補職により差異はございますけれども、フルタイムといたしましては、月額14万6,100円から業務内容によりましては26万1,200円の間で支給しております。パートタイムにつきましては、我々と同じ7.75時間勤務の日額といたしましては、6,957円を基本に支給いたしております。

また、期末手当といたしまして、年間1.45月を基本として支給したものでございます。

職員採用試験についてでございます。

1次、2次、市内、市外、男女別ということでございます。

一般事務の採用試験の1次につきましては、男性32人、女性12人の申込みがありましたが、受験者、当日に男性が25人、女性11人が受験いたしております。男性25人のうち、市内が9人、市外が16人、女性11人のうち、市内4人、市外7人が受験をされております。

1次の結果、男性15人、女性5人が2次に進みましたけれども、当日欠席等もありまして、受験者は男性が13人、女性が5人であり、男性13人のうち、市内が3人、市外10人、女性5人のうち、市内2人、市外3人でございます。

合格者は8人でありまして、いずれも男性、市内が1人、市外が7人でございます。

そのほかに保健師の採用試験につきましては、1次は女性のみ3人が申し込まれ、受験されまして市内が1人、市外が2人ございました。1次は3人とも突破されまして、2次を受験されましたけれども、合格者は2人で、市内1人、市外1人でございます。

建築技術の採用試験の1次に男性2人、女性1人が申込み受験されまして、男性はいずれも市外、女性は市内であります。1次の結果、3人とも2次を受験されまして合格者は1人であり、市外でございます。

全体では11人の新規採用職員というふうになりましたけれども、男性9人、女性2人、内訳は市内2人、市外9人でございます。

最後に、自治会の未加入の件でございます。

令和3年度におけます各町の未加入世帯につきまして、末吉町は世帯数で3,076戸、未加入率は37.6%、大隅町は1,209世帯で、未加入率は25.1%、財部町は923世帯で、未加入率は22.9%、市内全体では未加入世帯が5,208世帯、未加入世帯率が30.6%でありました。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

これは戸数で把握しておりますので、5,208世帯、戸数でございます。

また、自治会未加入率につきまして、令和2年度と比較しますと、末吉町と財部町は、未加入率が1.0%の増、加入率は1.0%減ということです。大隅町は、未加入率が1.1%の増、市全体で申し上げましても1.1%未加入率が増えたというものでございます。

自治会の未加入率の特徴でございますが、校区・地区ごとの未加入率を比較しますと、町の中心部に近い校区・地区ほど未加入率が高い状況にあるというところで、これは例年と同様でございます。ですので、毎年1%前後加入率が減っている、未加入率が増えているというのが現状でございます。

総務課分は以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、税務課分につきまして、お答えいたします。

まず、自治会未加入者に対する税の通知方法についてでございますが、納税通知書等の発送につきましては、自治会の加入・未加入を問わず、全ての対象者に郵送をしているところでございます。

次に、令和3年度の税収の状況とその特徴について、お答えいたします。

市税収入の主な内訳についてですが、現年度分の収入済額で市民税につきまして、主に給与所得の増によりまして前年度より472万61円の増で、11億7,401万2,222円、固定資産税は新築家屋の減及び償却資産の減によりまして前年度より3,934万7,918円減の17億7,131万2,737円、軽自動車税は軽四輪乗用車の新税率適用後の新規登録車両及び新規登録から13年経過した車両の増によりまして、前年度より69万3,100円増の1億6,970万5,400円で、現年度分の市税全体では2,204万9,475円減の33億2,182万3,465円となっているところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、前年度より5,385万6,413円減の7億5,182万6,787円となったところでございます。

続きまして、令和３年度の特別会計を含む税の滞納、差押え、申請減免とその結果について、お答えいたします。

市税の滞納の状況につきましては、個人市民税では現年度分が1,168万1,918円、滞納繰越分が2,267万9,410円、法人市民税では現年度分が67万5,300円、滞納繰越分が52万4,400円、固定資産税では現年度分が2,308万2,763円、滞納繰越分が6,448万7,242円、軽自動車税では現年度分が315万8,000円、滞納繰越分が631万100円となり、市税の滞納額は合計で現年度分が3,859万7,981円、滞納繰越分が9,400万1,152円で、市税全体では１億3,259万9,133円となったところでございます。

また、国民健康保険税では現年度分が3,029万7,313円、滞納繰越分が7,664万827円、後期高齢者医療保険料では現年度分が91万6,100円、滞納繰越分が76万4,500円、介護保険料では現年度分が283万7,600円、滞納繰越分が357万3,700円となったところでございます。

差押えにつきましては、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の差押え実績は、54名に対しまして363回、金額では348万272円の差押えを行いました。

減免につきましては、自主減免につきましては、市民税が申請件数３件に対し３件決定、国民健康保険税が、申請件数19件に対し16件決定したところでございます。

全体では申請件数493件に対し……

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（山中竜也）

介護のほうはなかったところでございます。

市税全体では、申請件数493件に対し490件を決定したところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、企画課分の、まず自治会未加入者に対する広報の通知方法についてお答えします。

市の実施する事業や催しなどの周知については、広報紙やFM放送を活用しております。

広報紙の配布につきましては、自治会加入者以外について個別発送はしておりません。ただ、市内の主な施設、財部地区が20か所、末吉地区が16か所、大隅地区が21か所、合計57か所に2,297部、広報紙を配置しております。

それから、FM放送について、市の負担金を含む関わりについてお答えをさせていただきます。

F M放送につきましては、開局 7 年目となりますが、これまで年平均約 1,800 万円を負担しております。

まちづくり曾於の運営の基盤となります広告宣伝収入につきましては、協賛企業の経営状態に大きく影響を受けるために変動しやすい状況が続いております。特にここ数年はコロナの影響もございます。これからも市の一定の関わりが必要であるとの認識を持っているところでございます。

企画課分は以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課分をお答えいたしたいと思います。

まず、家賃の収入状況とその特徴についてお答えいたします。

令和 3 年度分の住宅使用料につきましては、調定額 1 億 9,103 万 3,300 円に對しまして、収入済額は 1 億 9,044 万 2,400 円となっているところでございます。収納率につきましては、99.7%となっているところでございます。

特徴としましては、収納率が年々向上しているということでございます。これも現年度の滞納をつくらないようにと担当者の方が滞納者に対しまして小まめに電話を掛け、また連帯保証人に対しても支払指導通知書を出すなど、努めているところでございます。

続きまして、家賃の滞納、それから差押え、減免申請とその結果についてお答えをしたいと思います。

令和 3 年度の住宅使用料の滞納繰越分につきましては、調定額 1,985 万 6,110 円に對しまして、収入済額は 346 万 8,680 円となっており、収納率は 17.5%となっているところでございます。

調停は 0 件で、差押えはありません。明渡し強制執行が 1 件ありまして、あと減免申請につきましては、減免申請 0 件で申請した件数も 0 件となっているところでございます。

あと区画整理の保留地処分についての一坪当たりの単価、それから残保留地についてお答えしたいと思います。

令和 3 年度分の区画整理分譲地の処分状況は 2 区画で面積 603.7㎡、金額で申しますと 788 万 6,000 円となっているところでございます。

3 年度分の分譲地の平均坪単価は 4 万 3,000 円でございます。残りの分譲地は残りが 37 筆、金額でいいますと 1 億 5,859 万 8,000 円となっているところでございます。残り分の平均単価は約坪単価は約 4 万円という形になっているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

面積ですか。残りの面積につきましては、1万3,098㎡となっているところでございます。

今後の……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

残り38.9%となっているところでございます。

あと、今後の分譲地の価格につきましては、地価の公示価格や近隣の地価の動向を見据えながら検討していくと考えているところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、耕地課分の北部畑かん事業につきましてお答えいたします。

曾於北部畑かん県営事業の総事業費は201億6,248万円で、令和3年度までの工事費の進捗は123億3,092万円、進捗率61.2%となっております。

県営事業の終了年度につきましては、令和9年度の予定です。

曾於北部土地改良区の令和3年度末の組合員数は2,871名、平均年齢71.3歳で、水利用者は179名、水利用面積は127.3haとなっております。

対象となる農地の作物ごとの栽培面積は、主なものでカンショ483ha、飼料畑480ha、茶262ha、ゴボウ33ha、サトイモ24ha、ユズ19ha、バレイショ14ha、大根10ha、ネギ6ha、ショウガ4ha、ニンジン3ha、カボチャ3haとなっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

何点かに絞って質問いたします。

まず、財政関係ですが、先ほど課長はこの公債費比率は幾らか下がっているといった答弁だったですね。実質公債費比率は幾らか上がっているけれども、監査意見書では、管轄は違いますけども、8ページの中で公債費比率が3年度は9%、前年度は7.2%ということで1.8%上がっているんですよ。この監査意見書。これが間違いですかね。これは管轄が違いますので、実質公債費比率は3年度は7.7%、前年度が2年度が7.2%ということで上がっています。私が申し上げたいのは、一般的には単純な見方をすれば、公債費比率と実質公債費比率というのはお互い数字的には連動すると思うんですよ。一方が上がって、一方が下がるということはありませんでしょう。先ほども課長の答弁では、実質公債費比率は2年度が下がっているということだったから、もう1回、詳しく説明してください。

また、一般的に申し上げますと、今、この数年間のいろんな事業を考えた場合に、

公債費比率、実質公債費比率、いずれも上がる傾向にあると受け止めたほうが正確じゃないかと思っております。その辺の単純な質問だったんですね。今後、もちろん確実にこれ上がります。3年後、5年後、確実にこれは断言してもいいです。その点で正確に。

特に、もろもろの財政指標の中で、一番はやっぱり実質公債費比率でしょう。昔は公債費比率だったんですよ、30年、40年前は。今、実質公債費比率が一つの目安になりますので、その点で単純化して答弁してください。

次の質問。

時間外勤務につきまして、ちょっと詳しくまた総務課長から答弁してください。

土木では、ある職員の場合が567時間というのは、1人の職員ですかね、課長。上から3番ぐらいでいいですので、2番目がどこ、3番目がどこという説明してください。

そして、これは今の法律や条例との関係ですね、時間外勤務については一定の制限がなされてますよね。これに照らして問題がないのかどうか。いずれにいたしましても567時間というのは大きいですよ、これは。大きいですよ。コロナ関係の保健課じゃないわけだから、土木関係は。特段大きな災害というのがあったとは思えないんですよ、令和3年度は。そうした中で、職員全体の勤務条件というのは、常に目配りが必要じゃないかという立場からの質問であります。

次に、再任用職員については14名ということで、これまで、課長、そうですね。これは課長の話にあったように、今後も上がる傾向であると。

一方で、やはり職員採用がどうしても制限される。これは、もう地方自治体の責任じゃなくて、国のやり方に問題がありますので、これ以上は質問しないんですけども、やはり複雑な気持ちですね。若い職員もどんどん入ってもらいたい。しかし、国の制度で何年か前から、もう60歳で定年でも全額年金を払わないということで、こうした過渡的な、あまりいいやり方じゃないけれども、曾於市の場合も現状があるんで、これらの答弁はよろしいですよ、もう国の責任でありますので、これは。

一方で、会計年度任用職員の中のフルタイムが33人、パートが192人、特に私が質問したい2番目は、パート職員の192人でございます。この労働条件がどうであるのか。この6,957というのは何の数字でしょうか。

質問でありますけど、パート職員は概ね1か月に、職員によって違うと思うんですが、概ねどれぐらい給与をいただいているんでしょうか。

これも、やはり市民でありますので、若い人たちでありますので、一定の労働条件は常に目配りが大事じゃないかということで、これ、併せて副市長のほうも、気を付けておられると思うんですけど、一言、コメントをいただきたいと思っております。

ます。一番弱い立場の人たちでありますので。特にパート職員はですね。温かく今後、働いていただくという立場からも一定の目配りが引き続き大事じゃないかということで、課長と副市長から答弁してください。

次に、採用職員について2つの質問をいたします。

これまでも二、三回、質問したんですが、この令和3年度も、2年度までほどじゃないけども、やはりこの1次試験では市外の方々の合格者が多いんですが、2次試験になりますと相対的には、やはり市外の方々が少なくなっている。

質問でありますけれども、2次試験の面接は市の三役でやっていますよね。市三役としては、まさかと思うんですが、何名を市内から、何名を市外からということの話し合いはされていないと思うんですけども、結果として、やはり市内職員が2次試験で多くなってるというふうに単純に受け止めていいのか、これは質問の第1点であります。

令和3年度は2年度までに比べたら、若干、それが一定、変わってきてる点がありますけども。

それから、2点目は、課長の報告にありましたけども、例えばこの保健師、あるいは建築技師ですね。これは採用者が少ないということもありますけれども、受けた方が全員合格してますよね、課長。つまり、受験者が少ないんです。1人の採用に対して1人しか申し込まないとか、2人の場合、2人とか。これはやはりなかなか希望者が少ないんでしょうか。こういった資格を持った方々、もっと試験を受けて、競争性を発揮して採用したほうがいいと一般的には思うんですが、このあたりはどうなんでしょうか。例年のことなのかどうかですね、報告してください。

次の質問。

自治会未加入者については、課長答弁にありましたように、残念ながら年々1%単位で未加入者が相対として増えております。特に、旧末吉町と大隅町についてはですね。その中で、もう1本だけ絞って申し上げますけれども、未加入者に対する広報ですけども、税金の場合は当然のことながら、漏れなく通知しなくてはならないために全員、漏れなく郵送で税の納付書は出しております。

一方で、未加入者に対しては、相変わらずというか、3年度もこの全員には発送はしておりません。

これは、市長に質問ですが、もうそろそろ、やはり加入者・未加入者に関係なく、同じ市民でありますから、また税金を払ってるわけだから、また未加入者にも全員漏れなく税の通知を出してるわけだから、やはり少なくとも広報は、そうばかでない経費も掛からんでしょうから、やはり通知するということが大きな立場から見て、曾於市にとっても悪いことじゃない、いいことだと思うんですよ。市のやり方に対

して理解を深めていただく意味からも、そろそろこれは新年度からでも変えるべきじゃないか。市長の決断にかかっていると思うんですね。もう時代の流れとして。その点で市長の答弁を聞かせてください。

次に、FM放送について、担当課長に質問いたします。

今、この数年前に不祥事があってから、3年度を含めて大きな課題とか問題点はないというふうに理解しているのですかね。中の運営の在り方を含めて。まさかパワハラはないと思うんですけども、そのことを含めて。その1点目で、市はどういった形で協議会とかどうか分らんけども関わりを持ってるか。

デマと信じたんですが、そういった声がやっぱり私のところに寄せられてるものだから、正直にお聞きしたんです。やはり数年前の問題を今後に生かしていただくという立場から、私も前向きに、頑張っしてほしいという気持ちもありますので、そういった立場から、問題が生じないように、非常に市民のいろんな意見が寄せられる職場でありますので、放送ですからね。ですから、職員に負担が掛からない意味でも、つかんでる範囲内で報告してください。

次に、税の申請については、もうカットいたします。

北部畑かん事業について、課長に質問いたしますが、北部畑かんは対象農家が2,871人、そして平均年齢が70.3歳で、毎年約1歳刻みで平均年齢が高くなっていると思うんですね。その点で、今、水利用者が179人ですかね、課長。2,871人に対して179人ということは、もう1割にも達しないですね。そして、令和9年度には県営事業も終わって、全面的な運用開始となりますけれども、最初から難しい点は十分分かってるんですが、このあたりの手立て、方針は、もう今の段階じゃあなかなか見当たらないですかね、現状にして。一応、報告してください。カンショが483ha、あと、水利用を基本的にしない飼料畑が同じく480haということですね。なかなか厳しい状況なんですけども、これ、いかんともし難いまでのこの事業なんでしょう。一言、議論はされてないのか、お聞かせ願いたいと考えています。

あと、区画整理事業について、2件、3年度が売却されましたけども、今、残りが約39%、100%の中でまだ4割近い残保留地があります。これも五位塚市政の責任じゃないんですけどね、ないんですけども、なかなかこれ、大変であります。議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。もう保留地の単価を下げることだけじゃあなかなか厳しいと思うんですが、議論がされてたら議論の方向性についてお聞かせ願いたいと考えています。されてなかったらよろしいです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、採用試験の問題であります、市外の人を何人取る、市内の人を何人取る

ということは決めておりません。当然、1次試験を受けた方々を面接して、市の職員としてふさわしい方を採用しております。

あと、自治会未加入の方への市報の配布の問題は、今、答弁にあったように、どこでも市報をもらえるような体制を取っておりますので、引き続きこの状況で進めていきたいと思います。

畑かんの問題についてはこの間、議論もしておりますし、非常に厳しい状況だと思っております。各土地改良区のほうでも、もっといろんな形での推進をするように指導したところでございます。

区画整理の処分につきましては、この間、面積を分割してやるとか、いろんな方法を取り組んできて、毎年数件ずつは売れておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

ほかは、各担当課長から答弁させます。

○副市長（八木達範）

それでは会計年度任用職員につきましてお答えしたいと思います。

まず、現在の状況、条件等々につきましては、総務課長のほうで報告があったとおりでございます。今後も実態・報酬等につきましてはしっかり把握していきたいというふうに思っております。

終わります。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（八木達範）

実態につきましても、しっかり把握して、改善すべきはしっかり進めていきたいというふうに思っております。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど徳峰議員から指摘のありました公債費比率についてでございます。

まず、お詫びを申し上げます。今回、議案決算審査を受けて提出いたしました各種資料。特に今回、決算の説明資料の中で出している資料がございます。この中で、議員から総括質疑の質問が来たときに、再度、確認をさせていただきました。そうしたところ、実際、公債費比率というのは償還元金に対しての率となっておりますが、この令和3年度につきましては、償還元金に繰上償還が入ったまま、この率を計算してしまっていたところでございます。ですので、9.0%という形で表示をしてしまいました。繰上償還を除いた後の数字となりますのが6.9%が正解でございました。これについては誠に申し訳ございません。

（「審査意見書が間違っているか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

審査意見書が間違っているというか、私どもから出した資料が間違っていたということでございます。誠に申し訳ございません。

通常、先ほど言われたように、公債費比率と実質公債費比率というのは同じように右肩上がりで上がっていくんですが、今回、繰上償還をした関係で、公債費比率は下がりましたが、実質公債費比率は一般会計のみならず、公営企業会計、水道、それから下水道、そして一部事務組合、これの公債費に係る部分までも一緒になって算定いたします。実は、今回、公営企業、一部事務組合、こちらのほうの公債費に係る額が伸びております。その関係で、単年度としては昨年と同じ8.0%であったんですが、3か年平均をしたときにはこのような形で上昇した形になっているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

時間外勤務について、まずお答えしたいと思います。

個人ごとのところでございますけれども、一番多かった職員が567時間というところでございます。2番目は、先ほどの報告は外したんですけれども、国のほうに出向していた職員が471時間というのがありましたが、これはまあ特例ということで除かせて、先ほど報告させていただきました。

あと、3番目が先ほどの報告でいくと2番目ですけれども、338時間、4番目が……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

建設課です。で、次が総務課で318時間。これは選挙担当の職員でございます。

時間外勤務につきましては、月45時間以内、年364時間以内というのが基本でございますが、月80時間を超えた月があった月が例えば2か月続きますと医師の診断、診断と言いますか、診察と言うか、そういうのを勧奨していくというところでございます。それで、今回の令和3年度におきましては、1番目の職員が超えているということでございますが、選挙事務、あるいは災害事務につきましては特例業務ということで、また除かれるところがありますけれども、いずれにしても年間通じて多いというのは間違いのないですので、今後の大きな課題でございますが、事務量の平準化というのを今後図っていきたいと考えております。

それから、会計年度任用職員につきましても6,957円という数字でございますけれども、現在、一般の事務補助のフルタイムであれば、我々職員の行政職の1の1という等級を使っております。これが現在、14万6,100円であります。これを

我々が月21日勤務するということで、21で割りますと、1日当たり6,957円という数字が出てくるところでございます。基本的に1年目でフルタイムであったとすると、1日6,957円の21日分ということで、14万6,100円がその方の収入となります。さらに、これは1年目でございますが、2年目にはフルタイムであれば4号給上がりますので、何年か上がっていくということになります。

それと、期末手当分ということで、令和3年度は1.45月分でございますので、年間を通じて1.45月分の期末手当を支給すると。ただし、令和4年度からはこれを改善いたしまして2.6月に、年間2.6月にしてありますので、その金額を支給するということで、少しずつ改善はしているところではございます。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

パートにつきましては、先ほど言いました……

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

パートにつきましては、非常にたくさんの日数、時間の種類がありますので、一概には言えませんが、例えば週4日の7.75時間といたしますと月11万1,312円、週4日勤務で11万1,312円の月の収入、これに年間、今年度であれば2.6月分の期末手当が出るというような形でございます。その職員が続けて1年目、2年目、3年目としますと、この月16日の職員の場合は3号給ずつ年間上がっていきますので、その月の勤務日数によりまして次の年、2号給上がる、3号給上がる、フルタイムの場合は4号給上がるというところで改善をしているところでございます。

それから、職員採用試験の関係でございます。

市長等からもあったところでございますが、希望者が少ないのかというのが残っていたかというふうに思います。今、国のほうでも、国の国家公務員の関係とかもあります、なかなか応募者が少ないというのが現状でありまして、本市におきまして、前は100人を超える方々が応募された時期もありまして、会場を変えたりするときもあったところでございますが、最近は先ほどありましており50名前後というのが、募集人員がある程度、多い割には少ないというところでございます。特に一般職以外の、例えば土木技術等につきましては非常に少ないというのが現実でありまして、例えば、曾於市を受けられて合格したとしても、県、あるいは国のほうも同時に受けられていて、辞退してそちらのほうに行くというのも結構多いというのが現状でございます。これは、保健師、あるいは保育士、建築技術、いろんなところで共通の課題かなというふうに思っております。我々も例えば農業土木であれば、以前は鹿大の農学部の方に顔を出したり、あるいは県の農業大学校のほう

に顔を出したりしておりますけれども、なかなか募集される方が少ないというのが現状でございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、FM放送について再度、答弁をさせていただきます。

まず、以前、不正事例があったということを受けまして、その後、毎月定例会というものを実施しております。月ごとの請求事務、あるいは支払業務につきまして、企画課のほうで出向きまして会計帳簿等をチェックしている状況でございます。

それからもう1点、パワーハラスメントの声があるがということでございます。実は、私のほうにも第三者の方からそういった情報をいただいております。確認をしております。ハラスメントかどうかという部分につきましては、大変微妙なものでございますが、業務の指導の一環だったというふうに事務局から聞いていますが、ハラスメントにつきましては受ける側の状況もございますので、もう少し調査等、今、実施している状況でございます。

企画課分については、以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、先ほどの答弁で訂正がありますのでお願いをしたいと思います。

先ほど答弁のほうで、保留地処分の分についてですけれども、38.9%とお答えしたところだったんですけれども、計算をし直した結果、29.9%でございました。大変申し訳ございませんでした。残りが大体3割という形になっているところでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

一緒です。

○19番（徳峰一成議員）

二、三、絞って質問を申し上げます。

財政関係については、今後も議会サイドからも個人としても見極めてまいりたいと感じております。答弁よろしいです。

一つは、この時間外勤務ですね。課長答弁にも2回目にもありましたけれども、1か月に567時間、1か月に国の基準で45時間をオーバーしちゃいけないというのが、課長、あるわけですよね。それから超えてると。超えなかったらいいということでもないと思うんですよ。この点は、トップのほうで見極めて、超過勤務については対応していただきたいと思っております。市長のほうで答弁してください。

それから、2点目は、この職員採用試験についても1回目、2回目、課長からも説明がありましたけれども、全体として職員採用の申込者が少なくなっています。特に、その中でもこの技術関係が、保健師を含めて少ないと。努力はされてるようでありますけれども、もっと競争性を高めていいんじゃないかと思っております。やはり、採用されたら、基本的にはもう定年まで働いていただかなければ困る人たちでありますので、その点で今後、さらに検討と努力を重ねていただきたいと考えております。これが2点目、市長に答弁してください。

次に、3点目でありますけれども、会計年度任用職員の中のパート勤務でありますけれども、非常に数が多い中で、課長答弁にもありましたけれども、少ない方で11万円そこそこでしょう。これがいろいろ天引きされますので、10万円を割るんじゃないかと。ほとんどが若い人たちでありますので、ですから、やっぱり一定の生活権を確保するという意味でも目配りが必要じゃないかと。今どうしてくれという具体的なことじゃないんですけど、その点で引き続き注意を、留意をしていただきたいと考えております。大事な若者でありますので、その点でも一言コメントをしてください。

次に、畑かん事業については、なかなかいかんともし難い点がありますので、基本的には五位塚市政の責任じゃないです。もう答弁はよろしいです。区画整理についても努力をされてると思います。これも五位塚市政の直接的な責任じゃないと、私も思っておりますので。しかし、努力はしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

職員の勤務時間の超過の問題であります。当然、私たちも担当課長を通じて仕事の状況を把握しながら指導をちゃんとしております。今回の10月3日から庁舎再編に伴って、職員をこの本庁にまとめてきます。当然、今後は一人で担当するんじゃないくて、共同でお互いに仕事の中身をチェックしながら、共同してやるという体制作りも進めていきたいというふうに思っております。基本的には残業をなるべく減らす方向で努力させます。

あと、職員採用の問題についてもかなり努力をしてきました。採用年齢を上げたり、また採用の中身を見直ししたりして、なるべくたくさんの方々が受けられるようにしたいというふうに思います。

あと、パートの勤務の状況であります。これについてはこの間、何度も説明しておりますが、短時間のパートを求める方があの状況になっております。当然、その女性の方が長時間働いて安定した仕事に就きたいというのであれば、市内にはもうたくさんそういう勤務先があります。当然、御主人さんの扶養から離れないた

めに、パート的な中で申し込んでいるわけですので、それはそれで尊重していきたいというふうに思います。

いろいろと問題点もありますが、引き続き担当課長を中心として努力してまいりたいと思います。

あとは、担当課長から答弁させます。

(何ごとか言う者あり)

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております本案については、議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、本案については、議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定め、委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開催していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩します。

特別委員の皆さん、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開会されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に今鶴治信議員、同副委員長に岩水豊議員、以上のとおりであります。

日程第28 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第28、認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、認定案第4号、令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、認定案第2号から日程第30、認定案第4号まで一括して説明いたします。

日程第28、認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、逐次、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っております。平成30年度からは都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担い、市町村と共同で運営しております。

本市においては、加入者の高齢化等を背景に、依然として医療費は増加傾向にあるため、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防、重症化予防を目的に、特定健康診査及び特定保健指導事業等を実施しております。また、受診率向上の一環で、特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや健康意識の啓発のため、30歳から39歳までの早期介入健康診査・保健指導を実施いたしました。

特に、生活習慣病による合併症等のリスクの高い方には、医療費適正化及び重症化予防のため、特定健診後の個別支援や継続的な訪問指導、医療機関との連携によ

る糖尿病性腎症や慢性腎臓病対策を計画しましたが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症のまん延防止等特別措置の発令により、特定健診を中止したことや受診控えが見られ、受診者数の大幅な減少となりました。

決算の概要は、歳入総額56億5,104万8,000円、歳出総額54億4,583万2,000円で、歳入歳出差引額は2億521万6,000円となりました。しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金9,952万9,000円及び法定外繰入金2億5,000万円を差し引くと、1億4,431万3,000円の赤字となったところです。

次に、日程第29、認定案第３号、令和３年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払等を行っております。市町村は、所得割と均等割を基に、被保険者一人一人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行っております。決算の概要は、歳入総額5億9,912万9,000円、歳出総額5億9,792万1,000円で、歳入歳出差引額は120万8,000円となりました。この繰越額については、出納整理期間中の令和３年度分の保険料等であり、令和４年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第30、認定案第４号、令和３年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

我が国では少子高齢化が急速に進み、2025年には団塊の世代全てが75歳を超えることが予想され、日本社会は超高齢化社会の中で認知症高齢者などの要介護者の増加に向き合うこととなります。曾於市においても、65歳以上の高齢化率は既に40%を超え、介護予防に向けた地域包括ケアシステムの構築が課題となっており、曾於市独自の多様なサービス、総合事業に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額59億1,102万7,000円、歳出総額56億2,465万5,000円となり、歳入歳出差引額は2億8,637万2,000円となり、令和４年度への繰越金となります。今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう努めながら、健全財政に取り組んでまいります。

以上で、日程第28、認定案第２号から日程第30、認定案第４号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査とすることに決しました。

日程第31 認定案第5号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第32 認定案第6号 令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第33 認定案第7号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第34 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第35 議案第69号 令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（久長登良男）

次に、日程第31、認定案第5号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第35、議案第69号、令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第31、認定案第5号から日程第35、議案第69号まで一括して説明いたします。

日程第31、認定案第5号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

事業導入から20年目となる令和3年度は、設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収、浄化槽設置工事に係る入札執行及び現場指導監督に取り組みました。令和3年度は、設置基数50基の目標を立て、推進したところ、5人槽18基、7人槽4基、10人槽1基、20人槽1基の計24基を設置しました。決算の概要は、歳入総額8,782万円、歳出総額は8,405万円で、歳入歳出差引額は377万円となりました。

次に、日程第32、認定案第6号、令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について説明いたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります市民への清浄で安定した飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。令和3年度の給水戸数は、1万4,602戸となっ

ております。また、収益に影響がある有収水量率は89.5%、給水家庭における1月当たりの平均使用水量は18.8m³、使用料は消費税抜きで平均2,568円となりました。工事等につきましては、吹谷第3水源地さく井工事のほか14件の建設改良工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明いたします。初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。収入合計は消費税抜きで5億5,712万8,779円で、主なものは水道使用料の4億6,098万5,570円で、収入総額の約83%となっております。支出合計は5億120万721円で、当年度純利益は5,592万8,058円となりました。

次に、資本的支出について説明いたします。支出におきましては、総額2億6,915万4,902円となり、その内訳は建設改良費1億6,106万1,650円、及び企業債元金償還金分1億809万3,252円となっております。消費税を含めまして、資本的支出に不足する額2億6,915万4,902円は内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第33、認定案第7号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について説明いたします。

公共下水道は、生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であります。本市では平成9年度より事業を開始しており、25年が経過しております。令和3年度事業では、下水道浄化センター敷地内にある汚泥処理施設の外構を整備しました。令和3年度末の接続戸数は1,790戸、接続率は71.8%となっております。また、収益に影響がある有収率は95.3%、1戸1月当たりの平均有収水量は16.5m³、下水道使用料は消費税抜きで平均1,985円となりました。

それでは、決算の概要について説明いたします。初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。収入合計は消費税抜きで2億4,150万2,543円で、そのうち下水道使用料は4,339万1,660円、収入総額の約18%となっております。支出合計は1億9,834万6,409円で、当年度純利益は4,315万6,134円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。収入においては、総額2,056万5,555円となり、その内訳は、企業債が1,500万円、受益者負担金が556万5,555円となっております。支出においては総額1億2,069万8,642円となっており、その内訳は、建設改良費1,185万1,880円、企業債元金償還金分1億884万6,762円となっております。消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額1億13万3,087円は内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第34、議案第68号、令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明いたします。

令和3年度曾於市水道事業会計決算に伴い、当年度末処分利益剰余金が1億

6,350万4,130円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものでございます。

次に、日程第35、議案第69号、令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について説明いたします。

令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が6,328万6,837円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものです。

以上で、日程第31、認定案第5号から日程第35、議案第69号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

大きくは2点、2項目質問いたします。

まず第1点は、認定案第6号の水道事業会計の決算についてであります。まず第1点は、3年度の水道事業の財政状況について、収入並びに滞納、関連いたしまして、未収金については8,069万円ではありますが、その中で具体的に1年以上未収金の方々が何件で、約何千万円あるか、併せて差押えを含めて報告してください。あと基金、借入金残高、剰余金などを含めて報告してください。

関連いたしまして、ただいまの市長報告にも若干重なりますけども、特別損失が令和3年度は21万5,000円あります。2年度は2,000万円と非常に大きかったんですが、この内容についても説明してください。

それから質問の2項目めは、水源確保、水質、水圧、老朽化など、課題が幾つかあるかと思うんですが、課題とされているところは見られないか、報告してください。

以上、大きく2項目であります。

○水道課長（吉元健治）

3年度財政状況について、お答えいたします。

財政状況の収入につきましては、水道料金等の収益的収入合計が5億5,712万8,779円となっております。なお、資本的収入はございませんでした。収益的収入のうち給水収益は令和4年3月31日現在で4億6,098万5,570円、未収金は8,608万9,130円となっております。なお、基金につきましては、令和元年度をもちまして廃止しております。

借入金残高については、企業債の未償還残高は、令和4年3月31日現在で20億

1,670万6,809円となっております。剰余金につきましては、当年度純利益が5,592万8,058円で、当年度未処分利益剰余金については1億6,350万4,130円となっております。なお、先ほどございました未収金8,608万9,130円でございますが、この内訳ですが、こちら全部水道料金となっております。8,600万円につきましては、令和3年度6期の水道料金、こちらが令和4年3月31日が納期となっておりますので、ほぼ6期分全額に近い額が未収金ということで、この額となっておりますのでございます。なお、本年の5月31日現在におきましては、781万1,400円となっておりますのでございます。

（「差押え」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

差押えにつきましては、ございません。

水源の確保、水質、水圧、老朽化など課題についてお答えいたします。水源確保等の課題につきましては、大隅町の吹谷第1水源地の水量低下に伴いまして、令和3年度に吹谷第3水源地进行掘削しております。水量確保の目途が立ったことから、令和5年度から水源地区整備を行う予定でございます。また、老朽化につきましては、当面は末吉町の橋野浄水場の更新、住吉配水池の更新が必要と考えております。特別損失の21万5,615円につきましては、ちょっと手元に内訳を持っておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

（「何にも分からないんですか」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

はい、個別の内容はちょっと、内訳が今手元にないので、後ほど……。

（「今の質問の過程で職員に指示してください」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

はい。

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

休憩	午後	5時29分
再開	午後	5時32分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（吉元健治）

先ほどございました特別損失の過年度損益修正損の21万5,615円の内訳ですが、

こちらが過年度分の水道料金の還付などとなっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問、担当課長、大きな意味で、大休寺副市長のほうでも答弁をしていただきたいと思います。この令和3年度の水道事業は、主な財政指標等を見ますと、見方がいろいろあると思うんですが、必要以上の利益がだぶついて、あえてだぶついていると申し上げたいと思うんですが、だぶついているのじゃないでしょうか。

例えば1年間の、令和3年度の水道事業の一般会計で考えますと、年間約6億円ですね。6億円に対して3年度の純利益、純利益は約1割近い5,592万円でございます。これが第1点。それから年度末の現金保有高が、1年間の予算の2倍の12億4,052万円でございます。企業会計でありますから、一般会計と単純に比較はもちろんできませんけども、一般会計の予算の倍の現金を持っている。

それから関連いたしまして、内部留保資金。内部留保資金も年度末で12億4,348万円。12億4,348万円ということで、大きな内部留保資金を持っております。悪いことじゃないけども、必要以上にお金がだぶついている。ですから、数年前、その一部はやはり水道料金の引下げに回すべきじゃないかということで質問いたしました。志布志市よりも、都城市よりも水道料金が高いからでございます。

ここは一般質問じゃないですので、一応、質問をいたしますが、水道課長、あるいは大休寺副市長は客観的にはこうただぶついた今の水道事業会計の、少なくとも財政的側面から見ての状況があるんじゃないかと考えられますから、そのように受け止めていないのかどうかですね、これが第1点。

第2点目は、いずれにいたしましても、大きくは悪いことではございません。ですから、これまで再三申し上げておりますが、やっぱり中長期の計画に基づいて必要な整備を行っていくことが大事であり、これはこれまでも大休寺副市長のほうでも再三答弁がありました。それに対して、ただ箇条的な、令和4年度、5年度、6年度はどんな事業を行いますよ、何億円という、箇条的な今後の中長期計画でありまして、肉付けがされておられません。

やはり地方自治体でありますので、私たち議会にも分かる形で、肉付けを含めた中長期の整備計画が大事じゃないでしょうか。そのことは、この監査意見書の中の一番最後でも書かれております。私じゃなくて、監査委員が一番最後の最後の行で、今後の件については経営戦略に基づく中長期を見据えた施策を推進してくださいって。だから、そのためには箇条的なものではなく、やっぱり文書化して、肉付けして、そして第三者、議会を含めて分かる形での、この厚みのある中長期戦略が大事じゃないでしょうか。

これは非常に大事なことだと思いますので、その立場から担当課長、特に大休寺副市長のほうの前向きな答弁を頂きたいと思います。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。まず1点目の単年度余剰金は5,000万円、あと預金が12億円という数字でございますが、余剰金につきましては、一般会計のほうから6,000万円ほどの補助を頂いております。この金額が妥当かどうかという話しになるんですが、そこが多いとなれば減額をしていきますけれども、実際、簡易水道が上水道に一本化になりまして、新しい償還金については交付税措置がないということでございますので、そこを含めて将来的にどうなるかということで、我々は考えております。

この金額については、5,000万円の剰余金、あと現金、12億円ほど残っておりますが、あと内部留保も12億円ほど、これを私どもとしては妥当だと思っております。その根拠としましては、2番目の中長期計画とダブるんですが、一緒に申し上げますけれども、水道課のほうでも平成29年度にアセットマネジメント、こういうものを2068年までの分を作っております。

これについては、物価反映とか需要の抑制、あるいは長寿命化、そういうものも含めております。あと、平均の更新事業費等も年間1億円ほどと、ちょっと少ないんですけど、そういうものを含めて料金も据置きをした場合、そういうシミュレーションもできておりますので、それが毎年更新をしております。

今のこの預貯金、あと現金ですね、あと内部留保資金、今の水道料金の据置きますと、内部保留が枯渇するのが2055年には枯渇をしていきます。あと、水道料金についても、本来は今、1人当たり20トン、1家庭が月20トンした場合は2,700円なんです。これは実際、採算ベースに合わせれば、3,570円ないと収支が合わないんです。これにつきましては、今、一般会計のほうから6,000万円入れておりますので、何とかできます。

監査のほうからの意見書もあったとおりに、人口減少があります。それも加味してシミュレーションをしておりますので、そういうものについても、2030年には収支が逆転をしますので、そこあたりに使用料の見直しをするだとか、その前にそこあたりも含めてこれからまた負担金6,000万円、そこあたりの考え方も財政課と検討していかないといけないと思っていますので、現在のこの12億5,000万円の剰余金というのは、我々にとっては非常に妥当な数字だと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今の副市長の答弁というのは、一つの側面の説明ですよ。私たち議員、私だけな

く皆さん初めて聞くというか、個別的には数字聞いていますけどね。この議会の、当局のやり取りは、1年間6億円事業、いかななものかということを私は問題提起しているんです。一般会計の場合は、常に総合振興計画、常に財政計画に基づいて議論しております。そして様々な分野でも、一応長期方針が出されております、公共的な建物を含めて。

しかし、水道事業の場合はないんですよ、それが。箇条的な今後の方針しかない。質問すれば、その場その場で今の大休寺副市長の答弁になると。これが間違っていることは言っていないんです。だから深い議論がされていない。だから再三言っていますが、中長期の今の、大休寺副市長の答弁でもいいんですよ、それに基づいた、やはり中長期の戦略を、議会を含めて出すべきじゃないかって。それをたたき台にして議論を深めることが、これは当局にとってもいいことでしょう。

そうした、もっと近代的な在り方をやるためには、中長期の、今、副市長が答弁があった内容でもいいと思うんです、まず第一歩として。それを示すべきじゃないでしょうか。繰り返し言っていますけども、決算でありますので、前向きな答弁をしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

今、申されました一般会計の場合は、総合振興計画はございます。水道会計、企業会計については国からの指導もありまして、ストックマネジメントというものを、大きな予算を使って作っております。先ほど言いました2068年までのシミュレーション、そういうものも作るようになっておりますから、それを示すとなると膨大な資料になりますので、ここの考え方については、またできる限りの資料提供できればいいんですけど、そこについてはまた、今、10年間の主な施設の更新についてお示ししておりますので、そこあたりの概略版も可能な限りお示しをしていきたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

今度のはまた当初予算等もございますので、そのときはちゃんと準備できます。29年度からこれはもう作っておりますので、大丈夫です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案3件、議案2件については、

決算審査特別委員会に付託の上、審査とすることに決しました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案３件、議案２件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の本会議は、８月30日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

—————・—————・—————

散会 午後 ５時４４分

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年8月30日

(第2日目)

令和4年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和4年8月30日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員
通告第2 徳峰 一成 議員
通告第3 原田賢一郎 議員
通告第4 上村 龍生 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理	4番	矢 上 弘 幸
5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭
11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛	16番	大川内 富 男
17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成
20番	久 長 登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 山 中 雅 人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市	長 八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副	市	長 大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総	務	課 長 今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一

大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○17番（渡辺利治議員）

質問に入ります前に、本市の校長先生が不慮の事故に遭われ亡くなられるという事態が起き、本当に言葉を失いましたが、改めてここに御冥福をお祈りいたします。

では、17番、創政会、渡辺利治です。

通告に基づいて質問いたします。

鹿児島県が、新型コロナウイルスのB A. 5対策強化宣言が発令されて一月となりますが、感染の衰えの気配はなく重症者は増える傾向で、基礎疾患のある方は死に至るケースが増えております。

そこで、1項目の①の質問ですが、一向に終息の見えない現状をどのように受けているのか伺います。

次に、②このような状況の中において、曾於市もあらゆる分野でものすごい影響を受けておりますが、今後の市の発展、活性化に対する考えを伺います。

③では、感染拡大の要因として家庭内感染も考えられます。職場から家庭内へいろんな形でコロナウイルスは運ばれます。家庭内で1人、2人、しまいには全員が感染してしまいます。日本産科婦人科学会の最新の情報によりますと、妊婦は家庭内感染が多く、同居する家族なども感染防止に注意するよう呼び掛けております。感染してしまいますと、重症化すると早産のおそれが強まると掲載されております。

今回の補正予算に保健課52ページの新型コロナウイルス感染症対策事業で、3の事業の効果として、感染拡大を防ぎ、市民の健康被害及び社会的影響を最小限に抑えると明記してあります。今の状況下では、感染者をすぐには病院や指定のホテルへの隔離は難しくなっており、まして基礎疾患を抱えている家庭ならば不安は募るばかりです。感染者を減らすためと家族の心配をなくすためにも、感染していない

人を短期間だけ市が所有する空き部屋等を提供する斬新な発想についての考えを伺います。これも曾於市だけの問題ではないと思います。

次に、ハラスメント防止条例について伺います。

①マタハラ、パワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラ、票ハラ、全てが嫌がらせや迷惑行為を意味するもので、条例以前に、してはならないと道徳的には分かっているはずなのに守られないことが起きています。被害を受けた方は、すごいショックを受け、立ち上がられない状態ではないでしょうか。五位塚市政になってから、ハラスメントに該当する案件の状況を伺います。

次に、②同じ屋根の下で働く人が被害にあったときに、この条例で本当に楽しく明るい職場が保たれるのか、被害者は100%元の状態に戻り勤務できるための真の条例なのか伺います。気を使う職場で能力が発揮されますか。効率的な仕事がなされますか、明確に答弁してください。

③の質問ですが、今回可決された条例は、ハラスメントに該当する案件についてだけのものであり、議員には議員として品位を損なってはならないという倫理条例で明記されております。あってはならないことですが、議員から職員へあるいは職員から議員へハラスメントに該当する案件が起きたときの対処について伺います。

次に、④施行規則の第13条に秘密保持がありますが、情報開示請求には応じるのか伺います。

こんな私でも、たくさんの方々の相談があります。はっきりと正確な答弁を求め1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、新型コロナウイルス感染症対策についての①終息の見えない現状をどう捉えているかについてお答えいたします。

曾於市の感染者数は、7月下旬から爆発的感染拡大となっています。これは、オミクロン株の派生型のB A. 5系統へ置き換わったことやワクチン3回目接種から一定期間経過した方の感染予防効果が減衰してきたことが影響していると指摘されています。ただし、オミクロン株が流行の主体となつてからは、重症化する割合や死亡する割合は以前と比較して低下しております。また、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方に4回目接種を実施することで、重症化予防効果が期待できます。

国は、新たな変異株に対して引き続き警戒するとともに、これまでと同様に基本的な感染予防対策の徹底とワクチンの早期接種が重要と示しておりますので、国や県の感染状況を把握しながら、市民への感染防止対策の周知をすることが重要だと考えております。

1の②市の発展、活性化に対する考えについてお答えいたします。

令和2年11月に曾於市内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、市内で開催される各種行事、イベント等が新型コロナ感染拡大防止の観点から中止となっています。

今後は、基本的な感染対策を継続しながら、できる限りの社会経済活動の維持と医療逼迫の回避を両立し、コロナ禍前に開催していた各種行事、イベント等に取り組んでいくことで、市の発展、活性化につながると考えております。

1の③家庭内感染を防ぐために、非感染者を市有住宅に提供する考えについてお答えいたします。

同居家族に陽性者が確認された場合は、同居の家族は既に感染している確率が高いため、まずは家庭内での感染防止対策を取ることを保健所で指導しております。同居家族に高齢者や重症化リスクの高い方がいる場合は、保健所から陽性確定の連絡があったときに宿泊療養所の入所を希望していただき、保健所の調整を待ってもらうのが現状です。よって、同居の家族に市有住宅を提供することは、感染を広げる可能性があるため考えていないところです。

次に、ハラスメント防止条例についての①、五位塚市政になってからのハラスメントに該当する案件の状況についてお答えいたします。

職員間で17件、議員と職員間で4件、合計21件を認知しております。

2の②楽しく明るい職場となるための真の条例なのかについてお答えいたします。

職場からハラスメントを根絶し、職員等が快適に働くことができ、その能力を十分に発揮できるような職務環境を確保するための条例であり、この条例が周知されることによって、ハラスメントの抑止になると考えております。

また、このことによりメンタル不調者の出現を抑制し、一人の人間としての尊厳を保持することによって、職員等の社会的活動、家庭的活動を維持させるとともに、結果として市民サービスの維持、向上につなげようとするものであります。

2の③議員政治倫理条例とどちらで対処するのかについてお答えいたします。

今回のハラスメント防止条例は、市民を対象とせず、職員、市長等に対してハラスメントをしてはならないと明記し、ハラスメントを受けたと感じた職員等が1人であっても、相談した場合、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないとするものです。

よって、2つの条例には差異があると考えております。どちらで対処するかについてであります。政治倫理条例に基づく審査請求があった場合は、議会において政治倫理条例により対処されるものと考えております。

2の④、情報開示請求には応じるのかについてお答えいたします。

情報開示請求はできますが、ハラスメントに関する相談は、個人の内心、名誉に関する情報であり、個人が特定されることによりさらなる被害が生じるおそれがあることや、ハラスメント処理委員会が開催されたということ自体が明らかになることにより、個人が特定されるおそれもあることから、最終的には不開示になるものと考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま質問に対しての答え頂きましたけど、通告書には教育長も書いてありますけど、教育長の答弁はないんでしょうか。

○教育長（中村涼一）

教職員については、また教育委員会事務局については、これまでにハラスメントについて教育委員会が認知しているのは1件ございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

教育委員会で1件、職員と議会との件数、結構数が上がっておりますが、まずこの新型コロナウイルス感染症対策の中で、現状の捉え方というのは大体分かっております。

2番目の②の質問の中で、市の発展、活性化に対する考え方、これに回答書を見てもみますと、今後各種行事、イベント等に取り組んでいくと答弁がございしますが、このイベント等というの、等という文言の中には何が含まれますか。

○市長（五位塚剛）

市の活性化という取扱いですけど、いろんな活性化があるというふうに思います。通常の市民が生活するいろんな生活の問題の活性化、また行事いろんなイベントをすることによる活性化、また農業に関する——昨日もありました和牛能力共進会などの取組とか、いろんなことが想定されます。それで、そういう意味を含めて、等というふうに表現したところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

等という意味の言葉が分かりましたが、じゃあこの等ということだけでの表現では、我々には伝わらないわけです。そこで改めて、この中で市が発展するまた活性化する、そのためにはまちが潤わなければならない、ということはやはり仕事が増えなければならない、物が売れなければならない、物流が動かんとか世の中はますます右肩下がりになりますよね。だからその点から考えますと、今後の活性化のために、農林業に対する対策あるいは商工業とか、学校関係ではとか、学校もこのことによってもいろんな被害受けていますよね、その点をまず、農林業について答えてく

ださい。

○市長（五位塚剛）

コロナに感染をしたということで、当然ながら保健所に連絡をしながら、そうなった場合に、少なくとも今は10日以上職場には出られない、また学校にも行けない、いろんな問題あります。そのことによって、企業等も、従業員を確保できないとかいろんな問題があります。そういう中でのコロナ対策というのは、非常に厳しいものがありますけど、1人でも感染者を少なくするためのお互いにいろんな努力が必要だというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

そのために農林業に対する支援とその対策ですよ。これまでも結構していただきました。喜ばれております。その対策を今後どのような形でするのかを伺っているわけであります。

○市長（五位塚剛）

農林業に対する支援については、今回の9月補正でもお願いしておりますが、今後どのような形がもっとふさわしいのか、その辺りも議論しながら、随時国の支援もいただきながら、また農家の声も聞きながらまいりたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

雲をつかむような言葉ですけど、やはり具体的な例がないと正確な答えとは言えませんが、しかし時代が時代だけに、市の経済も圧迫しておりますから、そう目に見えた大きな支援はできないと思いますけど、やはりこういう業界に対する支援も本当に大事なんですよ。だから今後とも続けていっていただくよう求めます。

商工業についてもですが、これは全く答えは同じと受け止められるわけですが、別に変わった手法はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

商工業に関しては、今回のコロナの発生によって、仕事を閉鎖するという方もおられるようでございます。そしてまた、飲食業の方々は、特に夜のアルコールを提供する方々が本当に厳しい状況になって、昼間だけのいろんな工夫をしながらの営業されているようでございます。他のいろんな分野の商工業の方々もありますけど、一般的には、建設業とかそういう方々については、あまり大きな影響はないようでございますが、何といても人が集まる飲食業の方々が厳しい、またタクシー、観光業の方々が厳しいというに認識しております。

○17番（渡辺利治議員）

認識は分かっていると思います。それに対してどのような対策をしていくのかと聞いております。それでまた、飲食関係本当に厳しいんですよ。そこに対する

手立てなんです。今言われた建設業、これは市の発注業も結構遅れることなく進捗しておりますから、発注しておりますから、それに関わる人たちにして、またそれに関連する人たちも結構いいわけなんですけど、特に、今市長が言われた飲食関係、これに対する手立て、何か対処法ありますか。

○市長（五位塚剛）

今回も、商工業の方々に対する商品券の1人当たり1万円というのを議会にもお願いして認めてもらいました。具体的に今から商品券が回ってまいりますけど、多くの方々が、飲食店の方々が、そのことによって本当に経済的に支えになるということで、今評価されているところでございます。今後また状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

プレミアム商品券のことだと思いますけど、これもやはり、本当にお金に苦労する、今、1万円出して、1万2,000円分買うか、それともやはり2,000円がもったいないから、1万円がもったいないから、こつこつと生活していかなきゃならない、そういう状況の方もたくさんおるわけです。だから、ここで平等に配布という言葉は使っても、必ずしも平等に行き渡るわけではないんですよ。で、その商品券を買って、じゃどこで使うかとなると、これ飲食業も夜の仕事を指しますが、そこで使う人はごくまれというか、ほとんどいませんよね。やはり平等にこれ行き渡るような施策でないといけないんですよ。何かほかのような手立てはございませんか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、全ての市民に1人1万円ずつ、配布型の商品券を議決していただきまして、今実施しているところでございます。そのほかにプレミアム付の商品券というの、今段取りをしてお願ひしているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

両方とも使える人は100%いると思いますか。まずないと思いますけど。

次の質問に入ります。

教育長にお尋ねしますが、やはりこういうコロナ禍の中での子供たち、中学生含めて、その中で、やはり今までの先輩方は修学旅行もあった、いろんな行事、思い出もあった、でも今ない、あっても少しずつは戻ってきたと思うんですけど、今後の対策として、社会面を含めた対策はいかが考えておりますか。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

コロナも終息が見えないままもう3年目に入り、議員が言われるとおり、過去2年間、学校ではいろんな行事を中止してまいりました。また、教育委員会も社会

教育課を中心に、いろんなイベントを中止したり縮小するということが続けてまいりましたが、今年度に入って、本当にこれが3年も続いて、こういうことを続ければ、子供たちのためになるのかっていうことを、まずひとつ前提に、なんとか感染をコントロールできるようなものであれば、これまでのようにおそれてやらないっていう考え方ではなくて、何とか対策を考えながらやるっていう方向で、今考えております。

この夏休みについても、社会教育課のほうで、いろいろ行事がありましたが、できるだけやってまいりました。幸いなことに、そこでクラスターが発生するとかそういうことはなくて、子供たちにとって本当にいい思い出になったんじゃないかなと思います。

一方、学校のほうなんですけど、こちらについても、先ほど申し上げましたように、やはり中止するというのが、今度は逆に子供たちにとっては、マイナスの影響を与えるんじゃないかということで、いろんな行事については実施の方向でっていうことではありますが、市の行事も今の夏休みに入って、学校関係は特に児童生徒の感染者は減るかなと思っていたんですが、結構な拡大がございました。特に家庭内感染、それから今非常に頭が痛いのが、部活動とか、そういうので感染者が非常に増えて、むしろ授業期間中よりも増えている状況がございます。2学期以降どうするかということで、取りあえず、市の行事については今検討して、学校のほうでは、例えば音楽発表会とか陸上記録会については、バスの中での感染が心配ということで、残念ながら中止という方向で考えております。これについてはもう3年連続っていうことで、本当に学校には申し訳ないと思っているのですが、バス内での感染が考えられる事案が本市でもございましたので、今のところそういう方向で進めております。それ以外で可能なものについては、教育委員会としては、できるだけ実施してまいりたいと思いますが、やはりこの第7波、なかなかこうどこでピークアウトするのか見えない状況もございます。それから学校については、いろんな行事について、事前の準備等1か月、2か月前にしますんで、そういうことも考えて、苦渋の選択ということで幾つか中止にしています。

また、学校においては、先ほど渡辺議員のほうからありましたが、修学旅行、こういうのについても、まだ何校か残っている学校がございます。それについても、状況を十分判断しながら、できるだけ実施していく方向でお願いしているところです。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいまの答弁でありますように、やはり主役は生徒です。子供です。その子の

ためにもベストを尽くしてください。

それでは、③のほうに入ります。

コロナに感染した場合、市が国と合わせまして傷病見舞金を出しておりますが、この状況というか、この流れについてを、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

申請の流れということだと思いますので、申請の流れとしましては、まず感染された方が申請者になりますけれども、その方にまず傷病見舞金申請書兼請求書を提出していただくことになります。この様式につきましては、市ホームページからのダウンロードか、市の保健課のほうに連絡いただければ郵送でお届けすることになっております。そのほか申請書の添付書類としまして、感染、療養の事実が確認できる書類ということで、検査結果の証明書等になりますけれども、こういうのを準備していただくと、あと本人が確認できる身分証明書の写し、振込となる金融機関の通帳の写しを準備していただきまして、原則として郵送で保健課のほうに届けていただきたいと、窓口に来られても対応しておりますけれども、なるべく郵送でお願いしているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

では、この申請の流れは今伺ったわけですが、ではこの今年の5月だったですかね、9日の臨時議会で国のほうとまた市が3万円上乗せの1,000人分が予算化されておりましたが、この執行状況について伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

執行状況ですけれども、8月26日現在で4年度916名の方が今申請が終わっているところでございます。

（「何人」と言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

916です。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

1,000人の予算に対して916人、また今回新たに3,200人が予算化されていますね。

（「2,000」と言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

2,000、2,200人ですかね。2,200人されていますが、本当に助かるものでござい

ますけど、聞くところによりますと、これ家庭2人までとなっているのでしょうか。確認方々。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

要綱を作成してまして、その中で、1世帯2人までというふうに出ているところがございます。

○17番（渡辺利治議員）

この要綱は市で定めた要綱ですか。そうですね。

○保健課長（櫻木孝一）

はい、そのとおりでございます。

○17番（渡辺利治議員）

私たちの場合は、もう年齢が年齢ですので2人で住んでいますが、3名、4名、5名あるいはもっと上の方、両親を抱えてのもっと人数の多い方もおられますが、この家族2名に決めた理由というのはどこから来たのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

全国的にこの傷病見舞金は支給している自治体というのが、非常に少ないところがございます。全国で、昨年の12月でしたかね、臨時議会をお願いしまして、予算を頂いたところがございます。その時点では、まだ、この感染した方というところの自治体というと、全国的に本当に少なく、参考にするところがあまりなかったんですが、その中で参考にしたところ見ますと、人数制限2人までというところもありましたので、そういう形で2人までと制限をさせていただいたところがございます。

○17番（渡辺利治議員）

今の状況からしますと、2人じゃなくして、結構家族内感染で、家族4人、5人、感染された方を聞きますよね。だったらこれは規則だったら変えられますよね。ですよね。市長、変えられますね。

○市長（五位塚剛）

このことはよく議論をいたしまして、議会の方々にも1家族3名感染しても2名までということで、お願いいたしてもらいました。基本的に今変えるということは考えていないところがございます。

（何ごとか言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

規則の中では、ちゃんとそうしてあったとしても、変えられるから、私が言いた

いのは。だからこれを、やはり状況に応じて見直すのが、条例や法令やいろんなものなんですよ。やはり時勢に合った、マッチしたものでないと、本当の意味は伝わらないかと思います。市独自でやるんだっただけです、国ががんじがらめじゃないですから。国から交付金がきて、市はそれにプラスアルファしてやるわけなんですけど、変えられるものは変えてください。どうしても変える気はないですか。

○市長（五位塚剛）

コロナ感染者の状況を見て予算化をして、足らなくなったということで補正もお願いしました。基本的には、傷病見舞金でありますので、今のところ変えようという考えはないところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

私が幾ら変えてくださいって言っても、首を縦には振らないようですから次へ飛びます。しかし実際は変えなければならない問題なんですよ、現実的に。家族4人、5人感染して困っているんですよ。食料は保健所のほうからまた要請すれば来ますから。

それでは、これは申請してどれぐらい日数を要するものでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

申請から支給までの期間につきましては、申請書を提出していただき、それに不備がなければ、3週間から4週間程度というふうになっております。

○17番（渡辺利治議員）

感染拡大が少しでも防げることでありましたら、これは、市は国に対し割合でしましたら少ないお金での対処法なんですけど、この見舞金だけでなくしても、感染者が少なくなれば、相当これは経済効果がある事業だと思っておりますが、どう受け止めますか。

○市長（五位塚剛）

この新型コロナウイルスの感染者を少なくするというのは、私たちに曾於市だけの問題ではありません。やはり日本全国の問題、そして世界的な問題であります。そういう意味では、感染者をいかにして減らしていく、この新型コロナウイルスが変異していくこの状況を、どういうふうに克服しているかというのは、もっと国の方で対策をしていただきたいというふうに強く思います。

○17番（渡辺利治議員）

当然国の方もそれをしております。それに付随して市の方もする必要があるべきと思っており、ここに提案するわけでございます。それでまた、曾於市だけの問題ではありませんということもちゃんと1回目の質問の中でうたっております。非常に

厳しい問題だとは重々承知しておりますが、やはり感染しないことを祈るばかりでございますが、3番目かな、家庭内感染を防ぐための、市の所有する空き家、1回目の答弁にございますように、これは市長がここにちゃんと書いてありますけど、これなんか重々分かっております。当然、仮に子供が感染した場合、その家庭は当然濃厚接触している形で出られませんよね。それは分かっております。この段階じゃなくて、この前の事例から申しますと、多分課長は分かっていると思いますけど、出張から帰る途中で感染して、それがもう陽性と確認された場合、家に帰れば基礎疾患持っている旦那がおると、こういう例はよくある例なんです。だから職員がどこか出張して、帰ってくる途中で分かった、じゃあ今家に帰れば、家族みんなが濃厚接触者になるから、わざわざ帰れませんよね。だから、そのときに、一時的に避難する場所、健常者であつたら家に今の状態でいるんだけど、そこで健常者をどっかの所に移して、家族4人だったら3名移して、赤ちゃんは別ですよ、親がいないとできませんから、少なくとも中学校以上かな、その方々はどっかにいて、感染者の父親が家にいれば、それ以上広がることはない。このこと言っているんですよ。

だからそこで、この前の方もホテルに入れず、ずっと待っていました。車の中で待っていましたよ。もし、私が家に帰って、父親にうつした場合、もし亡くなったら一生悔やんでいかなければならない、相当悩んでの私への連絡、保健課への連絡、結局3日後ですかね、ホテルにやっと入ることができました。

これを市の方で、1部屋空けてくれば、そこを10日、12日、それで市民は本当に安心するんですよ。おまけに家族内での感染は完全に防げるわけですよ。感染者は自分の家において、買物行けない何もできないから、身内が外に部屋を持つとけば、差し入れも何でも援助できます。そのために、市が持っている空き部屋を貸すことはできないのかと問うているんですよ。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でもしましたが、仮に川内団地のところに空き家があつて、そこにそのコロナの感染者を1人だけ入れるとなったときに……

（「違う、違う、違う、感染していない方をと」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

先ほどあなたは、出張して感染になって、そのまま家に帰ると周りの方を家族含めて感染させるからという話をされたですよ。だから基本的にはそういう方を市の空き家に入れると、感染者がまた分からないところで広がる可能性があるからできませんという回答したところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

確かに1回目の答弁ではそのように答えています。私の言うところは、私の1回目の説明不足だったかもしれませんが、感染した方は家に帰って、重症だったら保健所の指示がありますよね、で、感染している方は家に帰って、していない残りの家族は、今、川内団地と言われましたけど、川内団地にでも入っとけば、川内団地の人にうつすことはまずないんですよ。接触者でもない、感染もしていない、普通の人ですから。そのときに、あの川内団地に、仮にそこに1部屋、家族3人入れるような手立てを考えていただけないでしょうかという質問なんです。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい話ですけど、当然感染された方が家に帰って、感染されてない家族は市の住宅のほうに住んでもらうということのお願いであるようでございますが、いずれにしても、感染された方が1人である場合は、何らかの食事のことをするためには、当然外部との連絡とか、また反対に感染されてない家族の方々との接触もないという前提ですけど、しかし何があるか分かりません。そういう意味で、市としてはこのことについては、感染された方は基本的に保健所と相談してもらって、そこにホテルに入ってもらって、また指定病院に入ってもらって、そういうことを基本的にはお願いしているところでございます。そのことについても議論しましたが、非常に何が起きるか分かりませんので、基本的には考えてないという答弁をしたところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

また水かけ論ですかね。独り者の場合はじゃどうするんでしょうか。食事の心配とか、保健所のほうから食事はどうされますかと、多分、いるいないを答えなきゃならないと思いますよ。そのときに家族がいた場合は、感染者は家にいてそれを受け取ってもいいし、あるいは家族に玄関に置いてもらって、そういう手法もあるんですよ。だから最小限に防ぐために、感染された方は家にいて、軽い方は、ホテル、病院は勧めておりませんよ。そんな余裕は、ベッドありませんよ。で、感染してない方を、だからその集合住宅、これ全国で例ありませんよ、だからどこか1部屋でも2部屋でも空けとけばいいんじゃないですか。一戸建てとは言いませんよ。入ってから後の電気代、水道代、いろんなことがあるでしょうけど、そういうのはまず決めてからでも考えていく余裕はあると思いますよ。どうしてもそういう方法は取れなければ、今すぐホテルに入ることはできないんですよ。そこまで住民は心配しなきゃいけないんですか。市民のためでしょ、市民のため。だから市が空いている部屋を貸してあげたらいいんじゃないですか。それが本当の市民のためになる五位塚市政なんですよ。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、担当課が勝手にこれを決めたわけじゃありません。当然協議した上で、そういうことはちょっと厳しいだろうという判断をしたわけですが、基本的な考え方を保健課長から答弁させます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは家庭内での感染を防ぐためにどうすればいいかということで、国の方で示しているのが、まとめがありますので、そちらの方をちょっと読み上げたいと思います。

まず、家庭内で感染者があった場合、同居の家族については、まずその感染者の部屋は必ず分けてくださいということです。もし分けられない場合は、2 m以上の間隔を空けてすると、あと室内であっても全員マスクをするということ、あとその感染者の世話する方も1人に限ってくださいというようなことであります。あと小まめにうがい手洗いをすると、あと日中はできるだけ換気をしてくださいと、あとよく使う取っ手、ノブなど共有する部分は、小まめに消毒をしてくださいというようなことでまとめられておりますので、このことを守っていただければ、大きく、その感染は防ぐことができるのではないかというふうには言われているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

きれいなマニュアルができていますけど、では家庭内での感染拡大という言葉、家庭内感染が増えたという言葉、どこから出たんでしょうかね。その言葉があるからこそそれを作ったと思いますけど、実際増えているんですよ。だから保健課長は、そのとおりに言うのが当たり前なんだけど、施策を決めるのは市長なんですよ。あなたの考え方一つで、一つこれを部屋でも空けとけば、使わなくてもいつでも使えますよということを市民に広報すれば、ああ助かります。そういう問題なんですよ、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、家庭内で私が知っている例は、3歳の子供さんが感染された。しかし、家族全員、5人家族ですけど、基本的には感染はしていないけど、やはり感染の恐れがあるかもということで、家庭内で十分配慮をして10日間をちゃんと乗り切って、今は正常になっております。

皆さんの家庭内でもいろんな形で努力をされていると思います。残された方が1人であるより、家族の中でお互いに注意をしながらやっていくというのが、私は、今の段階ではいいのではないかなというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

幾ら守っても、さっき言われた指針あれに沿っても100%は守れておりません。

これは実際問題なんですよ、私も知っていますよ。面倒を見るのが1人に限ってくださいとか、ノブの消毒、これをしても目に見えないんですよ。それでも感染しているんです。

ですから私が言っているのは、別個に家庭内感染が入る前に、濃厚接触者となる前にということなんですから。それでもまだ市長としては、市民のための考えということは全然念頭になく、市民はやはりそういう危機感に陥っての生活を続けなければならないという悲しい答えとして、私は受け止めます。

次に入ります。

今度は2番でございます。ハラスメントの件でございますが、職員間で17件、議員と職員間で4件、合計21件、教育委員会のほうで1件となりました。この条例が定められる前ですから、このときの相談を受けたときの対応は適切であったのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

この間、いろんなハラスメントが起きております。当然、我々行政のほうにその事実関係の相談がありましたので、当然、市としても対応をしましたけど、事が起きた後での対応となっております。

しかし、条例がありませんでしたので、市としてはそれ以上のことについては指導・勧告もできていない状況であります。ですから、職員並びに職場でもそうですが、働きやすい職場を作るための大事な条例でありますので、御理解いただきたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

相談を受けて適切な措置だったかということに関しては弁明を避けておりますけど、じゃ加害者、被害者の方々は、これは円満解決されて職場復帰されておりますか。

○市長（五位塚剛）

円満解決で職場復帰ということはないと思います。一方がハラスメントを受けているわけですから。そのことについてお互い呼んで説明をしたわけじゃありませんので、それはもう時間が過ぎて心の整理をして、やっぱり市の職員として頑張ってもらおうということのお願いをして、復帰をしてもらっているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

今回の条例が、してはいけません、してはならないですよと、した場合こういう相談のことをしますよと明記しているわけですから、そのようにちゃんと見ておるわけですけど、じゃ、今、訪ねているのは条例ができる前です。まだ条例は動いて

いませんから、このときのアフターケアはどうなっていたのか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど市長から答弁がありました21件につきましては、このうち市の規程を作ったのが令和2年7月1日ですので、その前が17件、令和2年7月以降は4件というところでございます。

その前の17件につきましては、本人からの直接の申出以外に、保護者からの申出・相談、あるいは別の職員から相談、あるいは人事異動希望調査がありますが、その中での記載等をまとめたものがその件数となっております。それらの件につきましては、本人に対するアフターケアというものをしたことはございませんけれども、例えば人事的措置、人事異動的な措置等をして、そこをちょっと離してあげるとか、そういうようなところはしたところがございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

この件数の中で、休職又は入院、転職された方の人数は分かっておりますか。

○総務課長（今村浩次）

先ほど申しあげました21件のうち、病休、鬱等につながった件数は6件でございます。ただこの中で、転職をさせたといえますか、そういうところについては把握していないところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

本当にあってはならないことが過去にもあって、また今回それを防ぐための条例でございますので、しっかりと守っていかなければならないと思います。その観点から条例第3条第2項「職員及び市長等は、良好な職務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない」とありますけど、具体的にはどのようなことなのでしょう。

○総務課長（今村浩次）

条例の第3条の件だと思います。当然、第1項につきましては、ハラスメントをしてはならないというところでございます。

第2項につきましては、良好な職務環境を確保するための防止及び排除、被害者への配慮、当然起きてはならないことでございますけれども、起きないために後のほうに出てきますが研修等もあります。あるいはそれぞれ目配りをして、そのような兆候がないかどうかというのを確認する。あるいは起こった場合に、その両者に対するいろんな声掛けなど配慮というところであれですけれども、声掛け等を行いながら和解を図っていくとか、そういうところをしなければならないというところを書いて

いるところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

配慮をする、そんな形で文言ではそうなりますけれど、やはり一度受けた方、された方なかなか消えるものではございませんよね。よくある話が、小さいころたたかれた人は覚えています。たたいた人はほとんど同窓会でも会っても覚えていません。そんなもんなんですよ。だから、被害者というのは相当苦痛を味わっており、またトラウマといってしまうとか、そういうこともあるんです。

次に、第4条第4項「管理監督者は、ハラスメントを防止するため」とうたっておりますが、管理監督者とは、私なりにはやはりその部署、所属と書いてありますので、その部署の長と思います。「管理監督者は各所属において」と書いてありますから、各所属ということは、議会だったら議長ですね。総務課だったら総務課長、教育委員会は教育長、農業委員会、農業委員長、管理監督の責務を有する職にあるものを管理監督者と理解しますが、まだこれは公布されておられませんけど、いつ公布されるかはまだ我々には示されておられませんけど、これはなるべく早い時点での公布をしないと意味がないわけですよ。

令和2年に規程ができたと申されましたよね。その間、こっちへずっと何もあつたかなかったかは存じませんが、もしあつた場合はこの条例がまだないわけですから、やはり受けられた方は大変なことになっていると思います。ですから、これを早くなくすためにも研修をしなければならないとうたってありますが、この計画は各課、各部署によって計画はなされておるのでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

この計画につきましては、最初の段階は全体的にはこの条例の内容なり、あるいはハラスメントとは何かとこういう社会的な問題になっていますと、そういうところをまず示していきたいというふうに思っております。

ですので、この関係につきましては、一つの部署、一つの課・局あるいはそれぞれの行政委員会等だけではなくて、全ての人、その係わる方々を対象とした研修を行いたいと思っております。

先週、この条例を可決させていただきましたので、今の段階では11月にその研修会ができないか、今検討をしているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

研修は11月頃を予定していると言いますが、公布はいつ頃を予定していますか。

○総務課長（今村浩次）

公布につきましては、地方自治法によりまして議会から市のほうにその通知がな

されて、それから20日以内に公布するというになっておりますので、そろそろ公布できるものと考えております。

○17番（渡辺利治議員）

もう一つ忘れておりました。議会に倫理条例がある。そして今回できたこのハラスメント条例、この中で議会のほうについてはどちらですのかという中で、議会の倫理条例で対処されるということですけど、しかし、議会は議会で倫理条例を持っている中において、今回新たにハラスメント防止条例ができた、その中に執行部は規則、こっちは規程ですね。規程を使わずに、この条例の中での規程を使わずして我々の倫理条例を使う。どんなもんですかね、これ。

○市長（五位塚剛）

議会の政治倫理条例というのは、議会の皆さんたちで決めていただいた条例であります。当然、議会のほうで必要と思われたときは倫理条例も活用しながらしらいいと思っております。

私たちは、曾於市で働く職員について関係する行政関係、特に議会、農業委員会、教育委員会そういう部署の職員が、何らかのハラスメントを受けたときに対応をするための条例を提案させていただきました。

当然、議決をいただきましたので、これに該当する場合はこれで対応していきますけど、議会のほうで政治倫理条例も活用したいということでは、それはそれでいいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

今回の条例の中で議会も含まれたわけですよ。なお、私は倫理条例を今、市長が言われましたように一応使うんであったらという話なんですけど、もう議決されたことなんですけど、やはり議会は議会で修正案が出されたあれが一番よかったんですよ。

条例で規定までして、規程を使わずしてあっちこっちを使う。じゃ、条例に基づいたこの規程というのは何なんですかね。そこら辺りはよく分からないんですけど、どのように捉えるんですかね。倫理条例で議員は品位を落としてはならない、落としてとは関連なかったかな、そのような状況になっているんですよ、文言に。だから倫理条例で十分対応できたんですけどね。

これは可決された後ですけど、残念でなりませんが、納得のいく答えはあまり見受けられませんでしたけど、これで終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 2、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19 番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して、市長、教育長に大きく 3 項目にわたり質問いたします。

最初に、生活と仕事が困難な市民に新型コロナ支援を、についてであります。

まず、質問の 1、6 月議会の私の一般質問での畜産農家への支援については、今回提案された一般会計補正予算の第 5 号に 7,760 万円が予算計上されており評価をいたします。2 年前の農家へのコロナ支援と同じ基本的な内容であるようですが、改めてその内容を答弁してください。

質問の 2、今、新型コロナの感染拡大と物価高で生活が大変困難な高齢者の中に、受け取る年金が年間に僅かに 60 万円台あるいは 70 万円台、さらには 60 万円にも達しない方々が数千人おられます。特に、独り暮らしの低年金生活者は、今物価高の中で日常生活に困っております。市民が困っているときに手を差し伸べるのが市の仕事であり、こうした困っている低年金者の生活権を支える立場で、今後、思い切ったコロナ支援が必要ではないでしょうか。昨年は国の給付金の約 7 億円事業がありますが、昨年は昨年、今年が一層この物価高の中で感染者もまた広がっている中、第 2 弾目の少ない年金者への対策が必要であり、その立場からの質問であり、市長の所見をお聞きしたい。

質問の 3、上記の質問に関連して年金生活者の現状を以下の内容でお聞きしたい。

年金受給額が 50 万円以下、50 万円から 100 万円以下、100 万円から 150 万円以下、150 万円から 200 万円以下、200 万円から 250 万円以下、250 万円から 300 万円以下、そして 300 万円以上の受給者の数について、この分類の把握が難しかったら、別のランクで分けて報告してください。

次に、大きな 2 点目、小中学校の学校給食は来年度から無料に、についてであります。

質問の 1、これまで保育料と医療費の保護者負担は基本的には解消されました。保育料は国の政策で、そして子供医療費は市の施策による点が大きかったと言えます。残る大きな課題は、学校給食費であります。曾於市、志布志市、大崎町など県内の自治体では、さらに全国を見ても自治体が独自に給食費の保護者負担を軽くし

ております。その数も増えております。これが今の全国的な流れであります。

新聞報道では、県庁所在地の中で青森市は、来年度から保護者負担をゼロにするようであります。ぜひ県内では曾於市が先陣を切って、来年度から学校給食を無料とすべきではないか、このことで市民はもちろん、市外・県外の保護者や関係者を大きく励ますことにもなるでしょう。教育長の率直で前向きな所見をお聞きいたします。

3点目の質問、こもれ日を感じる街路樹行政を。

今回の質問は、6月市議会の一般質問「曾於市に寄ってみたい、行ってみたいまちづくりを」、に続く2回目の質問となります。

質問の①現在、市内の国道、県道、市道のそれぞれの路線数と総延長を報告してください。

②環境美化を含む行き届いた道路行政を推進するには、道路に沿った草木、竹、カズラなどの伐採は大事なことでないでしょうか。市の方針と取組の現状、また課題があるでしょうから、課題などをお聞きいたします。

次に、発想の転換を求める立場で、以下の6点をお聞きいたします。これは曾於民報でもシリーズで提起している点であります。

その1、今後、業者に委託する草木等の伐採がブッシュチョッパーという機械を使って可能な限り土手の高いところまで行うべきではないか。このことは、県も一部行っております。特に見苦しい箇所あるいはやぶだらけの箇所から、市は長期計画約10年間の長期企画を立てて行うことを提案いたします。所見を聞かせてください。

その2、現在市内の業者は、ユンボにつけるアタッチメントのブッシュチョッパーは当然であります。一部所有しておりますが、そして所有していないところはリースに頼らざるを得ない、そういった現状があります。

今後、この機械を積極的に活用するためにブッシュチョッパーの導入に市が助成をすべきではないかと思いますが、所見を聞かせてください。

その3、これまで市道沿いの平地での草木等の伐採は、ガードレールの外側のそこそこまで行っております。市の事前の説明では約2m先までといった市の方針があるようでございます。しかし、それは徹底されておられません、私が見る限り。今後、2mであったら2mの方針を基本に徹底をしていただきたいということを含めて所見を聞かせてください。

その4、これまで市は、毎年、本年度は540万円の予算で樹木等の、いわゆる高所伐採を実施して、このことは住民からも歓迎されております。ただ、高所伐採作業車が使われてないために、伐採する高さにも限界がありまして、伐採の物足りな

さが残る印象はぬぐえません。このため、来年度予算で高所伐採作業車をぜひ導入すべきではないか。恐らく建設課も担当はそのようことを望んでいると思います。抜本改善を期待して所見をお聞きいたします。

その5、曾於市の市道沿いが杉や雑木が多く見られます。残念ながら多くが枝払いなどがされておりません。見苦しい箇所が数多く見られます。特に、今の時期がそうであります。市は10年ほどの長期計画を立てて見苦しい箇所から枝払い等をすべきじゃないか。さらに市は国道や県道についても、国・県に杉などの道路に面したところの枝払いをされるよう文書をもって要請すべきではないかと思いますので、答弁を聞かせてください。このことで美観上大きな前進が期待できます。所見を聞かせてください。

最後に、その6、今回の質問で特に私が提案したい点であります。今後、市内の農村地域を中心とした市道沿いに長期計画を立て、15年ぐらいがいいと思うんですが、計画を立て、クヌギなど落葉樹を植えることを提案いたします。

この場合、留意したい点は特に2つであります。これは本市の反省点、教訓も踏まえての2つであります。

1つは、クヌギを植えるならば成長後の枝ぶり等も考えて、車の通行等の妨げにならないよう、地権者の了解も頂きながら市道の奥の3m、2mではない2m50cmではありません。専門家ともいろいろ協議したんですが、奥3mほどのところに木を植えること。併せて植林後は草払い等や枝打ちなど、ある程度の管理は特に数年間は必要となります。

現在、市道沿いには約100か所、私がこの間調べたところでは、財部から末吉、大隅町の隅々まで、何と100か所前後のクヌギが見られます。しかし、管理がもうほとんど全部されてないためにクヌギの特性が出ておりません。今、農村地域では高齢化が進んでおります。一方、地域住民は長年住み慣れた我が地域をよくしたいと、どなたも望んでおります。

そうした地域住民の高齢者の気持ちを生かす、尊重する立場で、私は市民参加型、これが大事であります。市民が参加する形での街路樹行政をこの仕組みも大事であります。ぜひ目指すことを提案いたします。大変想像力あふれた、そして展望のある取組ではないかと考えますので、前向きな所見を聞かせてください。

以上、述べたこれらの取組を行うことで、恐らく十数年後は九州ではもちろん、恐らく国内でもトップ水準の農村地域であります、市街地ではありません。農村地域の街路樹行政が期待できると思っておりますので、これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長にあとから答弁させます。

1、生活と仕事が困難な市民に新型コロナ支援をの、①今回の一般会計補正予算で提案しております畜産農家の支援内容について答えいたします。

今回の補正予算で提案しています畜産農家の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大と、飼料や生産資材の高騰に伴って販売価格が下落しております肉用牛と酪農についての支援であります。肉用牛肥育農家については、導入保留牛に対して1頭当たり2万円、繁殖農家については子牛せり市に出荷及び自家保留した子牛に対して1頭当たり1万円を給付するものです。期間は肥育、繁殖ともに価格が急落しました5月から10月までの6か月間であります。

酪農につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、飲用向けの消費が減少し乳価が下落しているため、農家より生産販売される生乳1kg当たり1.3円を給付するものであります。期間は乳価の下落した7月から12月までの6か月間であります。

1の②低年金の高齢者の方へのコロナ支援が必要ではないかについてお答えいたします。

低所得者に対する国の施策では、昨年度と本年度に住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業を実施し、非課税世帯1世帯当たり10万円を給付しております。

曾於市独自の施策として、低年金の高齢者のみを対象とした支援事業は行っておりません。

1の③年金受給者の現状についてお答えいたします。

令和4年7月31日時点における公的年金の収入額別の人数は、年金収入額が50万円未満が1,174人、50万円から100万円未満が5,689人、100万円から150万円未満が3,799人、150万円から200万円未満が1,623人、200万円から250万円未満が829人、250万円から300万円未満が371人、300万円以上が79人となっております。

3、こもれ日を感じる街路樹行政についての①現在、市内の国道、県道、市道のそれぞれの路線数と総延長についてお答えいたします。

国が直接管理する国道は、国道10号線のみで約14kmであります。県が管理する道路は195kmであります。うち県が管理する国道が2路線で約18km、県道が20路線で約177kmとなっております。市道については、1,039路線で延長が約958kmとなっております。

3の②環境美化の市の方針と取組の現状、課題等についてお答えいたします。

現状では、道路敷地に植生している草木については、道路管理者である市で伐採

をいたします。民有地に生えている草木などについては、所有者又は管理者自らが伐採することが基本であります。ただし、通行に支障があり、所有者などが自ら伐採できない場合については、所有者などの了解を得た上で、道路管理者である市で伐採を行っているところでもあります。また、道路愛護の観点から各自治会に除草作業を依頼し、報奨金をお支払いしているところでもあります。

課題等については、所有者自ら伐採すべき個人の所有物の伐採に費用を掛けることから、管理している方と管理されていない方との不公平が生じることと、所有者等との連絡が取れない場合に対応が難しい点であります。また、除草作業では自治会の高齢化により作業できる人員が減少しているところです。

3の③業者に委託する草木等の伐採は、ブッシュチョッパーを使って行うべきではないかと、長期計画で実施すべきではないかについてお答えいたします。

現在、市内の建設業者では、9社ほどが重機に取り付ける草刈りアタッチメントを所有しているようです。市道伐採の業務や権限移譲で市が発注している県道伐採などでも使用しているようです。また、伐採は、基本的に道路敷地と通行に支障があるものを対象としております。民有地からせり出している、特に枝などについては、緊急の場合を除き、所有者等の了解を得た上で伐採を行っております。また、除草においては、草払い機で対応できる2m程度までとし、高枝等については、通行に支障がない高さまでとしております。

3の④業者のブッシュチョッパーの機械導入に助成すべきではないかについてお答えいたします。

市内の建設業者では、既に9社ほど所有しているようです。今後、助成制度を導入した場合、既に購入している業者がいることから、公平性の観点から導入補助は考えておりません。今後、このような機械を必要とする作業の委託を増やすなどして、既に所有している業者の機械を活用したり、ほかの業者の機械導入を促す方向で考えてまいります。

3の⑤平時での草木などの伐採は、ガードレールの外側2mほど奥まで広げることが基本方針とすべきではないかについてお答えいたします。

建設業者へ委託している伐採業務については、市道敷地であれば、原則、道路両脇2mを伐採していただいておりますが、場所によっては幅の狭い箇所や広い場所も存在しております。必要な場所については見直してまいります。

3の⑥来年度予算で高所伐採作業車を導入すべきではないかについてお答えいたします。

高所伐採作業車の導入については、車両が1,000万円ほどするようです。また、作業床高さが10m未満でも「労働安全衛生法」により、講習の修了証が必要であり

ます。

現在、道路維持作業に従事しているのは、会計年度任用職員とシルバー人材センターからの方であり、高所作業車での作業は、道路の片側又は全面の通行止めを必要とする場合が多く、交通誘導員の確保、警察や消防への申請等を考慮した場合、建設業者などへ委託して対応したほうが特に安全面でよいと判断しております。

また、以前購入試算したところでは、月5回程度使用と仮定すれば、おおむね13年目でリースした場合より安価となりました。

3の⑦市道沿いは、長期計画を立て枝払いすべきではないか、また、国道、県道についても要請すべきではないかについてお答えいたします。

これまでも要請があった所、所有者等の了解を頂いた所、通行に支障のある枝などの伐採を行っております。今後も住民の方々と協力して対応してまいります。

また、鹿児島県への要請については、住民からの要望を伝えたり、曾於地区土木協会の要望書で、平成30年度より毎年度伐採の要望を行っているところであります。

3の⑧長期計画を立てクヌギなどの落葉樹を植えるについてお答えいたします。

クヌギなどの落葉樹は、秋になると色付き、またどんぐりも落ちて季節を感じさせてくれる木ではありますが、風があるときに落葉すると道路に落ち、スリップなどの原因にもなる恐れがあり、また定期的に側溝等の清掃を行わないと排水詰まりの原因となります。

また、農村部ではありませんが、公園にある落葉樹で、落ちた葉が家の前に吹き寄せるなどの苦情も寄せられたこともあり、市でそのような植樹は考えておりません。しかし、地域の方々や団体などで行いたいところがあれば、今後検討したいと思います。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

2、学校給食は来年度から無料にの①県内では曾於市が先陣を切って無料とすべきではないかについてお答えいたします。

子育て世代の負担を軽減する取組の一つとして給食費の補助の新設や、拡充することを実施している自治体も増えております。曾於市でも給食費の3分の1を上限として補助しております。

給食費の無償化については、幼児教育の無償化のように少子化対策、子育て支援の観点から国指導で進めるべきだと思います。今後、自治体で無償化を実施するためには、恒久的な財源の確保が重要だと考えております。来年度予算編成に向けて、学校給食における保護者負担の軽減ができないか、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

では、順次2回目以降の質問にはいります。

まず、生活が苦しい方々への新型コロナ支援であります。このことについては、畜産農家に対しては6月議会でも取り上げて、早速9月議会でこれは、もうおとしに続いての新策が提案されております。一つは、畜産課は曾於市の各課の中でも最も、これは旧町時代から大隅、財部もそうだと思うんですが、畜産農家の実態をつかんでおります。いわば手のひらに乗せております。ですから、今どこが厳しいか、どういった手立てが必要かということがすぐ協議の場でも討論ができる、協議ができる材料を持ち合わせております。ですから、非常に対応が早い。ほかの課でも若干そういった対応が早い点が見られます。

ただ、この生活が困難な方々、今回はいわゆる低年金者の問題を取り上げましたけども、この点はどうでしょうか。課長でも、どなたでもいいんですが、少ない年金額の今の生活の実態、物価高が追い打ちをかけておりますが、客観的に把握しているかどうかを報告してください。

○市長（五位塚剛）

低年金者の暮らしの状況を把握しているかということではありますが、年金については市民課のほうを担当したり、商工業については商工観光課が担当したりしていますけど、その低年金者はどれだけ厳しい状況になっているかというための個別訪問や聞き取り調査は、各担当課ではどこもしていないのじゃないかなと思っております、現状は。

○19番（徳峰一成議員）

これは市のトップが指示しなければなかなか担当課も動かないと思うんです。昨年的一般質問のコロナ支援で、飲食業を中心とした方々へのコロナ支援を提起いたしました。当時は前向きな答弁はされませんでしたけど、ただ、実態をつかんでくれてですよ。客観的な実態をつかんだら、市としても対策を講じる必要性を感じるか。市長答弁はまず実態把握からさせていただきたいということですね。おとし、去年に続いて本年度もそうした商工業者に対する支援策を見直しをして柔軟な形でも期待しております。商工観光課長、そうですよね。今回は3回目です。つまり年々段階を踏んで弾力的な対応をいたしております。

ところが、この50万円、60万円そこそこしかない方々が、データでも100万円以下の方々はもう8,000人からおられます。そうした方々は今どういった生活実態か、特に、お一人暮らしになると厳しいんです。私もかなり聞き取り調査等を行っているんですけども、今一番厳しい方々だということを感じております。

一人暮らしになっても70歳、80歳で体を壊して仕事ができない方々、副収入がな

い方々、当然そういった方々はほとんど全員が医者通いであります。通院いたしております。場合によっては介護サービスも受けておられます。そうした中でのやりくりなんですよ。子供の支援が必要な方がまだしも、基本的には子供もなかなか支援ができないのが実態・現状と私は見ております。そうした実態を把握していただきたい。実態把握をしたら何らかの手立てをしなければならないと、恐らく客観的にも私と同じ共通の認識になろうかと思っております。

昨年は、低所得者の方々に約7,000人ほど10万円の給付金が支給されました。これはこれでよしとしています。しかし、去年は去年、今年はまたさらに一層悪くなっております。状況が広がっております。ですから、商工業者に対しても今年は3回目の支給をいたしました。

それから商品券も今年も去年も支給いたしております。ですから、一回限りをよしとしないで、やはり実態は厳しいなと感じられたらいろいろ協議されて、曾於市に合った形、財源問題もあるでしょうから、曾於市に合った形でやっていただきたいと思うんです。実態把握を含めて、その点で市長の前向きな考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

現実的には今言われましたように、高齢で夫婦は元気で年金をもらえた方が突然どちらかが亡くなった家族の方というのは、非常に一人の年金で全て税金等から隣近所のいろんなお付き合い、また生活費を出さなくていかんと、十分私も分かっております。また、私もそういう方々をいっぱい知っております。また、そういう声も聞いております。

そういう中で、昨年は非課税世帯の方に10万円の支援がありました。今年も昨年もらっていない非課税世帯になった方について、今年も10万円の支給を対応しております。そのほか、市からは全て平等に1万円ずつですけど商品券を今回もお願いしたいと思います。

実態調査をなさいということではありますが、非常にこの全ての方を実態調査するというのは非常に難しい状況でありますので、どういう形で実態調査ができるかということについては、検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

実態把握の在り方というのは市長答弁にありますように、畜産農家と子牛農家のように簡単にはできません。ですから、市にとって勉強になると、担当課にとっても、そういった恵まれない方々の実態を客観的に把握するためにどのような方法がいいかと勉強します。合理的な方法も経験的にステップアップしていきます。

ですから、そのことを含めて、まず実態把握をしたら、何らかの措置をしなければ

ばいけないということに恐らく共通の認識にどなたもなろうかと思っていますので、これ以上の答弁はよろしいですので、まず実態把握からしてください。市長、それはよろしいですね。あと細かい点は、具体的にはもうお任せいたしますので。

次に、学校給食について項目は2番目でありますので、教育長を中心として質問いたします。

教育長の答弁、ちょっと私が期待していたよりもあまり前向きでないですね。教育長自身も個人的には学校給食を無料にしたいというお気持ちは、もう答弁よろしいですよ、あるわけですね、当然。

教育の最高責任者という力のある教育長です。だからそのために市長も言われたんです、去年から。学校教育課長も4年間されて、私も同僚議員も非常に教育行政に明るいということに異論のある方はございません、教育長。私たち議員ですね、期待しているんです。

ですから、2回目の質問でありますけれども、今の現状は、曾於市の中でも志布志よりも軽減策、当然あったように3分に1補助、志布志市は2分の1補助、大崎町も全体としては曾於市より進んでおります。ですから、一般論的な、来年度から云々ではやはり傍聴者も物足りないと思うんですよ。その関係の方々も今日何名も来ております。ですから私は、一つはやっぱり力がある教育長ですから、大所高所からも大事あります。

それと来年度からも大事であります。予算編成に入りますから、まず質問の第一点は、来年度曾於市としてはいかなる、段階的でもよろしいでしょう、軽減策は考えておられるか。まず、教育長が持つことが大事ですよ。教育長が持って担当課長とお話して、市長部局に予算の申入れをしなければいけないと。これはもうすぐです、この1か月2か月の間です。ですから、来年度具体的にこういった軽減策をお持ちであるかお聞かせ願いたいと考えております。

それから大きな2点目は、やはり大きな観点から無償化、これはもう客観的に必要であります。これは教育長に限らず恐らく市長も同じ考えだと思うんです。市長の場合は、財源の問題があります、約1億円の。ですから、そう簡単な答弁はできません。ですから、その前段として、教育長は何年度を完全無償化のめどとされているかお聞かせ願いたいと思うんです。

以上、2つの点からの前向きな答弁を期待いたします。答弁してください。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

日本国憲法第26条第2項で「義務教育は、これを無償とする」ということで、私自身も給食費については無償化、特に、これから少子化対策、義務教育、小・中学

校に3人子供がいて年間の出費でやっぱり給食費だけで十数万円になると。そういう観点から言うと、せっかくたくさん子供を育てている方が負担になると。もちろん、就学援助とかいろんな扶助がございますが、やはり少子化対策、それから子育て支援という観点から言えば、私自身も幼児教育の無償化が行われたように、各給食はもう幼児教育の無償化に比べれば少ない財源で国もできると思いますので、できれば国主導で進めていただきたいなという思いがあります。

また、日本の周りの国も含めて先進国もやっぱりコロナの影響もありますので、どんどん無償化している国が増えておりますので、やはり日本としても未来を担う日本の子供たちが健全に育っていくように、給食費無償化というのは私自身も思っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、財源の問題とかございます。徳峰議員のほうから青森のほうが出ましたが、これはコロナの交付金を使うということで、恒久的な財源ではないということでありますので、県内でも南さつま市のように、もう既にふるさと納税を使って無償化しているところもございます。

それから小さな市町村ではもう単独で無償化を行っている自治体も幾つかありますので、曾於市としては、先ほど申し上げましたように1億円を超える予算が掛かるということで、できれば恒久的な財源をしっかりと確保していきたいなと。

時期にしては、今度4つの給食センターが1つに統合されて新しい給食センターが令和6年度にはできる予定ですので、できれば令和7年度、そこまでに財源の確保ができれば私としては何とか無償化をできないかなと思っているところでございます。

ただ、財源については、もうこれは市長の権限でございますので、あとは市長のほうで判断されることだと思っております。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○教育長（中村涼一）

あつ、来年はですね、今、事務局のほうと話をしているのは、せめて志布志市と同じように、半額程度はできないかということで試算をしているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

教育長の気持ちはちょっと共有いたしております、ありがたいことに。

根本はやっぱり国なんですね、市長。国が頓着ないからこうなるんです。残念なことです。だからここは国会の議論じゃないもんだから、一応市長、教育長に質問をせざるを得ないんです。その点は理解してください。

教育長が言われましたように、保育園等については国の主導でなりました。ただ、子供の小・中学生、高校生等を対象とした医療費については、これも国が頓着ない。鹿児島県も中途半端、ですから、五位塚市長になってから約7,000万円掛けて無料化しました。だから国が頓着ないから私も学校給食も残念なことだけでも、市が特に県内の先陣を切る形で、南さつま市はやっていますけども、やっていただけないかという提起であり、その点で令和7年度から、そして来年度は志布志市並みの半額補助という答弁がありました。

ぜひ、市長も、せっかく去年採用された教育長でありますので、私も期待感を持っておりますので、財源問題ありますけども尊重する形で御一緒に教育行政を前に進めていただきたいと思っていますので、一言答弁を市長からもしてください。一応、教育行政を支える意味で答弁してください。

○市長（五位塚剛）

給食費の助成についても、私たちもいろいろと子育て支援の立場から、曾於市の子育て支援は何ができるかということで議論をしてきました。そういう中で、3分の1助成を今進めておりますけど、このことについても教育長ともちゃんと議論しております。来年度から半額助成ができないかという相談も受けております。

当然、私たちも財政のことを考えながら、そして曾於市が本当に住みやすい子育て支援に温かいまちだなということをPRするためにも大事なことでありますので、これについては十分検討していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

本日の質問では、教育長並びに市長の答弁、了解いたしました。その方向で一挙には行かないでしょうから、その点、私も分かりますので、二段階論法でやっていただきたいと思っております。どなたも恐らく議会として反対する人はないと、みんな賛成だと思うんです。後ほど同僚議員の瀬戸口議員からも質問がありますけれども、ぜひ、その方向でお願いします。

次の3点目の質問、こもれ日を感じる街路樹行政についてであります。今日の私の質問は、大きく2つの立場からの質問であります。

一つは、市道は今958kmの中で市が何らかの形で管理しているのが国道、県道含めて557km、それから県が管理しているところが国道分を含めて195km、それから国が管理しているのは10号だけです14km、ほかに自治会のほうで管理しているのが少なくなりましたが、それでも462km、全体で市内の国・県・市道は1,228kmになるようであります。担当課長そうですよね。質問前にも確認いたしました。

ですから、こうした膨大な距離が残念ながら、例えばあえて言いますけど、私が議員になった40年前に比べて全体が見苦しい状態になっております。これは同僚議

員も同じだと思います。大体、同年配ですから同じ年齢の頃、あの頃は町民の人口が30歳ほど若かった。末吉町が40歳前半でありました、農家を含めて。

ですから、年に2回やるところもあった。高いところの背丈以上までやるところもあって、お互い競争し合っていました。議会も末吉町では文教建設委員会が9月議会で2日間にかけて丸2日間調査を行って、品評会もあった。そうしたいい方向での循環のサイクルがありました。それが今壊れております。ですから、非常にやぶが茂ったところが増えております。

これを何とか、一気にはいけないと、財源問題もあるしもろもろの条件がありますので、10年計画でもって長期計画を立てていく。そして10年後には全国と言わないで、九州でもトップ水準に目標を定めていったらどうか。そのためにはやっぱり長期計画が必要であります。

2つ目は、それだけに終わらず、市外・県外から人を呼び込むためにも農村部の道路にクヌギでなくてもいいんですが、クヌギが無難かなって専門家といろいろ話をする共通の認識でありますけど。クヌギを中心として落葉樹を植える。そしてそれには徹底的に地域、地域ごとの強力な参加を求める。できたら山野草もそこに地域の方にそれぞれ植えてもらう。そうした官民一体となったお金の掛からないやり方をやるべきじゃないかと。

以上の本日の質問は、大きな観点からの提案型の質問であります。お金も年間数千万円増えたら毎年立派に、恐らく十数年後は全国でトップ水準になろうかと私は確信いたしております。

その点からの質問であります。

まず、質問の第1点、そのためにはやはり長期計画を立てるべきだと思うんですね。共通の認識にするために議会を含めて、そのための長期計画はありません。長期計画に基づいて財源もにらみながら一步步やっていく、そしてレベルを上げていくことが大事じゃないかと思っております。ぜひ、長期計画を作ったらどうかといった提案と質問であります。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内における国道、県道、市道、かなりの面積であります。

国道については、今、道路の伐採が始まっております。県のほうはなかなか厳しい状況もあります。市については、農免道路につきましては、お盆前に業者に委託しながらある程度やってきました。また、市民の方々にも協力してもらって、道路清掃していただいております。

しかし、今もう8月を超え9月にやろうと思ったら、全く前と同じ状況になってきております。それぐらい草木が伸びる状況が早いということでございます。です

から、今の状況を維持するためにも非常に行政としても苦勞しております。

市民の方々に道路清掃をお願いしておりますけど、高齢化で、もう道路清掃ができないから、もう全て市でお願いしますという要望が相当出てきております。そういうことを考えたら、今の市道に徳峰議員が言われるように、クヌギを植えるというような長期計画というのは全く考えていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

クヌギは第2弾目ですよ。その前に今の見苦しい状態を一步步改善していくと、特に悪いところから。そのためには2年、3年では改善できません。ですから、10年ほどの長期計画を立てて、例えば市道の場合はどこからやっていこうと、そのためには高所伐採作業車なんかも必要になりますけども、それは課長、今のところ長期計画はないですよ。全くその土地、土地でこれは悪いですけど場当たり的に7,000万円の予算を計上いたしております。

ですから、これをやはり計画的に全部とはいかなくても、この目的、誠意を持ってやっていくべきではないかという提案なんです。クヌギのことは、また後回しです。どうでしょうか、長期計画を立てるべき。

○市長（五位塚剛）

長期計画というより、毎年、市民の皆様、また曾於市に来られる方々のメイン道路については、国も県も市もほとんどやっているというふうに思っております。やっているんだけど、先ほども言ったようにもう1か月たつと、また同じような状況になってきております。

そういう意味では、今あるところをまずしっかりと伐採を決めてやって、市民から苦情が来ないように引き続きやっていきますけど、あとはやり方を工夫しないと同仕事の状況だと思っております。今後また努力をしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

何回も繰り返したくないんですが、基本的には業者に頼む場合も、課長、人の高さですよ。そして、基本的平地の場合2m、この2mも徹底してほしいとさっき質問をしたんですが、人の高さだと市長が再三答弁があるように、もう二、三月待たなくて竹がなえて、そしてカズラが生えるというのが残念ながら実態なんですよ。

ですから、特に曾於市内の中で誰が見ても見苦しい箇所ありますよ。そこを来年はどことどこ、再来年はどことどこということ、財源も考えながら長期方針を立てるということです。課長、今のところ長期方針はないですよ、全くないんですよ。これではせっかく7,000万円が十分生かされていないと私は感じているんですよ。これは大休寺副市長も考えていただきたいんですよ。

だから、まず計画を立てる、何でもそうでしょう。福祉関係、教育関係を含めてやはり3年計画、5年計画、10年計画の計画を立てますよね。財政計画もそうでしょう。総合振興計画もそうでしょう。全体的な点を十分議論をして一歩ずつ改善していくという、そういった点がないわけでありますから、そうした長期計画を十分検討して立てるべきじゃないかと。それに基づいて一歩ずつ検証しながら改善していくという、そうしたことを目指していただきたいんですよ。再度、市長の答弁を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

市道につきましては、建設課のほうでも高所のところの伐採をしております。それについては予算も取っております。それは住民の方々から、どうしても生活に支障があるから切ってほしいという要請が相当来ておりますので、そういうところを中心にその予算を執行しております。

毎年、どことどこをやっていくということも大事かもしれませんが、それよりも市民の皆さんたちが望んでいるところを希望に沿ってやっていきたいというのが、基本で進めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

全くかみ合わんですね。市民が望んでいるところを尊重して長期計画を立てるんですよ。当たり前のことですよ。要はそうした長期的な方針計画がないわけでありますので、その中で来年は特にどこのところを優先して、見苦しいところは機械を使って高いところまでやっていくと、そういった長期計画を立てていただきたいんですよ。市長はよろしいですよ。

課長はぜひ実践的に10月から担当課が2つに分かれて、土木が離れますけれども、そうしたいわば合理的な契約のもとにやっていただく。例えば一例を言いますと、最近この二、三週間国道269号、末吉から岩崎の飯塚までは国道ですけども、市が毎年管理していますよね。市に負担金が出ております。市長や副市長もここ二、三週間あそこ通られたでしょう大園の坂、大園の坂も実に見事です。これは市が行ったんですよ、業者がブッシュチョッパーを使って、さらに九州電力がそこは幸か不幸か電柱が走っていて、電柱にカズラが巻いているということで15m、20mの高さまで少しずつ上げて2台の高所伐採機で全部切りました。実に明るい。そうしたことを何箇所もできないから、特に見苦しいところから市道を含めて計画的にやっていただきたい。

ほかのところは私が見る限り全部見苦しい、例えば同じ国道269号でもニシムタから月野へ下りる坂の左手、非常に見苦しいのがついております。あるいは農免道路でもいっぱいあります。例えば末吉の道の駅から胡摩のJAガソリンスタンドま

での農免道路は実に見苦しいですよ。そうした見苦しい箇所から年次計画でやっていく、これは国道・県道を含めて。

国と県にはそのことを曾於市の長期計画を示しながら、すぐにはできんでしょうから何年か計画でやっていただけないですか、優先順位も要望項目も決めてやっていただく。そうした合理的なやり方をやっていただきたいんですよ。建設課長どうですか、来年度から。

○建設課長（園田浩美）

市道伐採につきましては、まず民有地であるか、それとあと道路敷きであるかでも考え方が変わってくると思います。

市道敷きの部分につきましては、建設課のほうで対応ができますけれども、民有地につきましては高土手であっても、その地権者の方が了解できないと伐採ができないとなっております。

基本的にその民有地の方が管理をするというのが原則ですので、そこを進めていきたいと思います。それに基づいてまたいろいろ御相談があると思いますので、それについて対応をしていきたいと建設課のほうでは考えているところです。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長もなかなか答弁が難しいと思うんですね。昨日も私は話があって県職員ともこの問題を議論したんですよ。大休寺副市長のところは県道であります、特に副市長がほとんど毎日夕方ジョギングされる南之郷の富田から柿木、高岡、非常に見苦しい。これは大休寺さんも思っておられると思うんですよ。通るたびに何とかできないかって。こういったところを市道に限らず国道もありますよ、10号線でも。優先順位を決めて、やはり県に長期計画の一環として要請をし続けていく。県の担当課長ももう3年か4年で交代いたしますので、ですから、市の考え方をしっかりと位置付けて要望し続けていくということが、市道に限らず県道、国道の場合も大事じゃないかという提案なんですよ。大休寺副市長の考えをお聞かせください。

○副市長（大休寺拓夫）

今、議員がおっしゃられるとおり、私のところも大変見苦しいところもあります。市内で結構たくさんの方がございますので、今、議員が言われたとおりにそういうもののところをリストアップをして、計画的にやっていくというのは当然だと思います。

市の道路の場合は草木ですから、これは毎年伸びますので、これは原則毎年1回以上はするということになっております。ただ、高所伐採につきましては、いろんな自治会からも相談が来ておりますので、それ以外にもまた市のほうでもそういう

危険な箇所、しないといけない箇所についてはできるだけリストアップをしながら優先順位を決めてやっていくと。またはそれに対しての予算をつけていくとそういうことが大事だと思いますので、今後そういうリストアップ化をしていきたいと思っています。

○19番（徳峰一成議員）

私どもの気持ちと全く同じですよ。そういうことでいいと思うんですね。リストアップをして段階的にやっていく、課長よろしいですね。一緒にぜひ立場でトップとして頑張っていたきたいと思っています。

もう一つ関連いたしまして、国道・県道・市道も道路のところが杉があるんですが、ほとんどが道路沿いの杉ですね、中はともかく道路沿いだけでも市のほうで枝打ち等はできないものか、これで見栄えが全然変わってくると思うんですよ。例えば一例を挙げると、少ない事例でありますけども農免道路の中のすわの森、すわの森の手前の杉林、これは中まで枝打ちしていますけども、非常にきれい、杉らしい特徴が出ています。あとはほとんど枝打ちが国道10号線を含めてされていないというふうに、やんかぶった状況でございます。

ですから、これもリストアップをして国・県にも要望しながら、財源問題も考えながら、まず枝打ちをするだけで大分違うと思います。ぜひその方向を考えていただいたらどうでしょうか。市長の答弁を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

私たち市のほうも、県のほうと道路行政についての話合いというのがあります。当然ながら、そのことはいつもお願いしております。

県のほうも限られた予算の中でいろいろと頑張っていていただいておりますけど、特に国道10号線沿いの通山に非常に大きな大木があって、冬場は凍結して非常に厳しい状況にあります。あのこともお願いしてありますけど、基本的には民地の了解が得られなくてできない部分もありますけど、引き続き、県・国に対しては要望していきたいというふうに思います。

（「市道の見苦しいところは」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

市道の見苦しいところは、私たちも見えております。今、先ほど産業道路の胡摩から私の道の駅のことを言われましたけど、毎日見ております。

基本的には、建設課のほうで高所まできれいにやっていただきました。しかし、もう二、三箇月たつと、また本当に同じような状況になってきております。非常にやっても、やっても同じことになります。

ですから、工夫とちょっとしてみたいなと思っています。建設会社をお願いを

した後に、軽い除草剤で再び伸びるのを抑えるというような考え方も、今、国も県もしているようでございますので、市のほうもそういうやり方も含めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

基本的には、この杉などの枝打ちは道路に沿った杉だけはやっていただくということで、もう確認を求めませんけどしていただきたいと思っております。10年これを目的意識をもって、副市長の言葉を借りればリストアップをしてやっていけば、必ず私はほかの市町村よりも違いが出てくると思います。これは断言していいと思いますので。その点で欠かせないのが、課長、高所伐採作業車、これは誰が見てもそうですよ。ブッシュチョッパーでは数mの高さですから。15mあるいはそれ以上のところは機械しかないんですよ。

答弁にありますように、僅か1年に5回使っただけで12年間分返せるんですよ。ですからこれを頻繁に使ったら、もう採算的にははるかに高所伐採機を導入したほうが、誰が見てもいいと思います。建設課でも以前検討をしたんですが、これが中途半端になっております。それは現場が一番感じていると思います、私だって感じていますから。だから、来年度、建設課から要望があることを期待いたしますけども、市長も導入については前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、高所伐採作業車ですが。

○市長（五位塚剛）

高所作業車の問題であります、これも検討をいたしました。もう市が1,000万円掛けてやるよりは、人の問題、資格の問題、シルバーとの関係いろいろありまして、もう業者に委託したほうがずっと安全ですぐに対応ができますので、そういう方向でいっていいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

課長、業者委託をしたほうが1年サイクルで安くつきますか。安くついたらそのほうがいいと思うんです。安くつかなければ、どれだけ使うかにもよりますが、回数。5回じゃないですよ、もう20回、30回あるいはそれ以上使うんだったら購入のほうが安上がりだと思うんだけど、課長の計算、試算ではどうですか。

○建設課長（園田浩美）

それでは高所作業車について、こちらのほうで概算が出ましたので、それを説明させていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、1台当たり1,000万円程度掛かるということでした。それをリースを借りた場合と購入した場合という形で二つのパターンを上げたところでございます。

まず、一つのパターンが月に5日間借りてリースをして、それをずっと年間ごとに出していくというパターンと、あと月に3日間借りましてそれを年間借りて利用率を出していくという二つのパターンを出したところでございます。先ほど市長が答弁されたように、月5日間の場合は13年目からリース代よりも安くなるという形になっております。それを利用率によるとも思うんですけども、あとその月の利用率がものすごく低ければ、月3日とかそのくらいになれば、そこがまた20年ぐらいという形になっていくところで試算をしたところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長としては、そういった答弁が精いっぱいだと思うんですね。ですからこれは副市長も考えていただきたいですよ。利用の回数によるんですよ。見苦しい景観状況にあるんです。頻繁に使うんだったら高所伐採作業車のほうが財政的にもより効果的ではないかという観点からの導入ですが、これも今日、答弁はいいですので、市長、お二人の副市長も研究してください。どの方法が今後、これを積極的に利用するためにはいいか、それはお任せいたします。私は導入のほうがいいと思っているので、頻繁に使うんだったら。

いずれにいたしましても、今日の私の第一の質問は、やはり今の見苦しい状況を従来のやり方から若干発想を変えて、10年ぐらいの長期スパンでもって、副市長が言われるようにリストアップしながら目的、きちんと計画性をもって対応していただきたい。必ず10年後はほかの市町村よりも一歩、二歩進んだ道路行政になろうかと思っております。

第2点目については、若干あと5分いただきます。傍聴者、同僚議員の皆さんよろしくをお願いします。

クヌギについては頭から否定されたけども、残念なことでございます。せっかくほかの市町村よりもきれいになって、市民、市内外の方々が曾於市内の道路を通る以上は、より曾於市に関心を持っていただく、あるいは良い印象を持っていただく、そのためにはそうしたきれいになったところの市道等に何らかの木を植えるべきではないかと、別にクヌギでなくてもいいんですよ。クヌギが無難じゃないかと思うんです。常緑樹という考え方もありますけども、ちょっと農村部ではあまり目立ちません。クヌギを植えてそれを市民参加でやっていく。私は市民参加ができると思っています。若干条件があります。

今から30年ほど前に、3か町も生涯学習を導入したんですよ。これも生涯学習が成功する土壌があったんですよ。高齢者が今後増える中で生涯学習、ですからそれとマッチしたんです。この自分のところの身近な道路をきれいにする、クヌギな

どを植えるだけではなくて、プラスアルファして山野草を植える、そうした愛着が出てくると思います。必ず成功すると思っております。山野草といっても山と野原に生えるだけでなく、道路端あるいは自分の庭の木、雑草も山野草なんです。

今は、特に目立つのはその駐車場前にもあるんですけど、黄色い花のコスモス、黄色葉コスモス、これは非常に鮮やかですよ。これが山野草、広く言ったら例えば桜の花、あるいは梅の花、椿、あるいはツツジも広い意味では山野草なんです。それをやったほうがよりプラスアルファになるんじゃないかと。

私は今月、6月議会でも言いましたけども、山口県周南市の島根県境の山奥の鹿野町に行ってまいりました。NHKの深夜ラジオで1時間放映されたからでございます。そこも人口が8,000人から今3,000人を割っております。このままではいけないということで、ある地域はここで言いますと松山町の泰野辺り、あるいは輝北町の百引辺りであります。だから市民運動としてやれる範囲であります。最終的には12名ほどの市民が仲間を作りまして、そして市民主導でファミリーマートとか、あるいはキンビールとか一応毎年200万円から募金を集めて、今では2,000万円集めています。

そして、そうした市街地の廃屋あるいは民家にクヌギの一種のクルミを植える。大体6年から7年生の、そして1,000円だけ頂くだけで、あとは無料で植栽までやっていくという運動を続ける。併せて山野草も立派なのがあります。そしてそこだけでは人が呼べないからカフェを増やす。コンビニは1軒もないんですよ、カフェがもう7軒、そうして20軒を目指したいということで活性化すると。

出発点は私が先ほど申し上げたそうした木なんですよ。木を活かす。その土地に合った落葉樹を、そして取り組むというのを、クヌギを含めた農村部の街路樹行政を行ったらどうか。これは、私はもう市長の代ではなくて、私たちの次の世代につなげる財産になるんじゃないかということで、今日の質問提案をしたんです。

まず、市長からちょっと感想を含めて、クヌギでなくてもいいんですが、農村部の道路行政についての考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

道路に木やら花を植えるということは、整備されていれば私はいいと思います。

ただ、国道10号線沿いの裏の通りに国交省のほうでわざわざツツジを植えましたけど、今はもう枯れて手入れをしなかったら、いろんな雑草が生えて、これを清掃するのに国交省の人たちが本当に大変な苦勞をされております。

前も言ったように、旧町時代からいろんな市道に植えましたけど、残念ながら生かされておられません。また、私の近くの内村工業団地に市民の方々が周りに桜を植えてほしいという要請をされたんですけど、結局、前池田市長の時に基本的には市

としてはしません。しかし、住民の方々が桜を植えて管理するんだったら植えてもいいですよということになりました。それで、もう二十数年前にみんなで植えました。今年も周りを地域の方々と桜の木の周りを清掃してみんなでやりました。半日かけてやりましたが、今皆さんたちがやれるのは、もう私たちも年齢が非常に厳しい状況になりましたので、あとは市で管理してもらえんのかという相談も受けております。

結果的に、徳峰議員がいう非常に理想的なことを言われますけど、現実はどうなるだろうと私は思っております。今のところ維持するためにも非常に苦勞をしておりますけど、クヌギはやっぱり山に植えて、シイタケの原木になるような形で生かしたほうがいいだろうというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私はあえて言いました。個別な立場は言いたくなかったですね。今までののは、私が見て全部失敗策ですよ、桜を含めて。だから1回目はあえて今までの教訓、反省点を踏まえてと提案いたしました。そしてそれも市民が望むところ、まず、きれいにするところからということですね。それは経験を積み重ねることによってよくなるでしょう。そうした提案であったんですね。残念ながらこの点では意見の一致を見ませんでしたけども、その点は今後も一応検討をし続けてまいりたいと考えております。

副市長が一応担当だけでも、何かお考えないですか。大休寺副市長。

○副市長（大休寺拓夫）

ないです。

○19番（徳峰一成議員）

だから、これもあえて1回目言いましたけども、クヌギは財部町の高塚、これは議長よく御存じですよ。高塚の中にもあるんですよ。それから大隅の南校区まであるんですよ、私が全部リストアップしたら100か所ですよ、実に。市道を中心として。しかし、管理はされていないから全部私が見てほとんどの木が失格なんですよ。ですからクヌギは育つんですよ。育つけどもあまりにもたくさん植えている、何といっても枝打ちをしていない、ですからクヌギのよさが出ていないんですよ。1例だけ民報で紹介しましたが、例えば財部から鷹尾のニシムタに行く100mほど手前の左手、約2反歩のクヌギ林があります。これは枝打ちがされております。木漏れ日が差している。あとは全部失格です。都城市近辺を含めて。

ずっと私もこの十年来、実態調査をしてきたんですけども。ですからクヌギを生かしたという提起だったんですけども、残念ながら今日はこれ以上諦めました。答弁、質問はいたしません。これで私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね 1 時 30 分から再開いたします。

————— ・ ——— ・ —————
休憩 午後 零時 23 分

再開 午後 1 時 30 分
————— ・ ——— ・ —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 3、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○14 番（原田賢一郎議員）

14 番、幸喜会、原田賢一郎でございます。私はまず 1 番目に県の予防治山事業について、2 番目に J A が販売をしている水稻専用肥料について、3 番目に消防団活動の在り方について、4 番目に南九州畜産獣医学拠点事業について、この 4 項目について質問をしてみたいと思います。

まず最初の県の予防治山事業であります。この事業は住家裏山の崩壊を防止するための事業だと認識しておりますが、①この事業概要と目的を示していただきたいと思います。

②この事業で植え込まれた木、杉、クヌギ等、昔は松の木もあったかと思いますがけれども、保安林ということで勝手には切れないと認識をしておりますが、間違いありませんか。

③この事業で植え込まれた杉、クヌギ等の倒木による人家、施設への被害の相談は寄せられていないのか。

④今後の対応策をどう考えているか伺います。

2 項目め、J A さんが販売されている水稻専用肥料について伺います。

①私は昨年より追肥をしなくてもよいとされている水田専用元肥、普通期晩生ロングという肥料を利用し今年で 2 年目になりました。参考資料の写真でわかりますように、約 3mm ほどの白い粒を畦際で見つけたので、それを収集し曾於畑かんセンターで調べてもらった結果、マイクロプラスチックであることが判明いたしました。市の技連会等では、水稻肥料等についての検討はされていないのか。また、そのような問題の指摘はないのか伺います。

②この肥料の早急な改善が必要と考えるが、市の考えをお伺いいたします。

次に、3 項目めの消防団活動の在り方について伺います。

①市の消防団員総数、分団数、各分団における定員数と充足率をお伺いいたしま

す。

②市の職員で分団に加入している団員数を分団ごとにお伺いいたします。

③100年前に始まったとされている操法大会は、本市においては2年に1回開催されておりますが、この大会をどう認識され、どのように考えているかをお伺いいたします。

④操法大会の審査結果の中身を一切公表しないという、こういう高圧的なやり方、団員のやる気を削ぐようなこのようなやり方に対し、審査結果の開示を求めてきましたが、それもいまだに改善されないまま、旧態依然として現状にマッチしていない操法大会が繰り返されていると思っております。2年に1度とはいえ、要員はもとより幹部、関係団員に過重な負担となっているが、もっと現状にマッチした操法大会に大きく刷新すべき時期に来ていると考えるが、市当局はどう考えているかお伺いいたします。

4 項目めの南九州畜産獣医学拠点事業についてお伺いいたします。

①財部高校跡地におけるこの事業がスタートするということで、8月17日に牛舎、鶏舎、堆肥舎等の新築研究・教育棟、旧校舎の改修工事、この安全祈願祭が開催されました。竣工が3月末日とあと半年しかありませんが、大丈夫なのかお伺いいたします。

②令和5年4月以降、令和6年4月開設までの事業は何が残っているのかお伺いいたします。

③最終的な事業費は幾らになるのか。

④開設後の施設や維持管理等に対する交付税措置はないのか。

⑤開設後の施設の名称は決まっているのか。

⑥財部高校利活用問題は、平成30年度の看護大学誘致調査研究に始まり、今の南九州畜産獣医学拠点事業に落ちついた経緯があります。22億円という多額の投資事業になるが、この事業はぜひとも成功させなければなりません。獣医師の卵の育成はもとより、南九州畜産の振興と発展、ひいては日本の畜産振興に大きく貢献する重要な事業であります。

この事業をぜひとも成功させるのだという熱意と決意、覚悟のほどをお伺いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、原田議員の質問にお答えしたいと思います。

1、県の予防治山事業についての①事業概要と目的についてお答えいたします。

治山事業は、崩壊した森林の早期復旧と、山地災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全等を図る国土保全対策と認識しており

ます。

1の②施工箇所は市内で何箇所あるかについてお答えいたします。

今年度の実施箇所は6か所となっておりますが、平成29年度から令和3年度まで合計16か所施工されております。

1の③この事業で植え込まれた木の伐採についてお答えいたします。

保安林の立木伐採は県知事の許可が必要となっており、立木の伐採限度と伐採後に必要な植栽の樹種が定められております。

1の④この事業で植え込まれた木の倒木被害相談についてお答えいたします。

相談が寄せられているのは、人家裏にあるクヌギの伐採を行いたいという要望が2件あったところです。

1の⑤今後の対応策の考え方についてお答えいたします。

今後の対応につきましては、県の森林環境税を活用した里山林等保全管理促進事業が創設され、採択要件を満たせば人家裏の立木伐採ができるようになりましたので、広報誌等で周知したいと考えております。

2、水稻専用肥料についての①市の技連会等で水稻肥料等についての検討と問題の指摘はないかについてお答えいたします。

水稻栽培については、曾於地域技連会において稲作ごよみの検討を毎年実施しております。

普通期晩生ロングは、基肥として施肥体系に組み込んでありますが、登録の取れている肥料であり、現在まで問題の指摘はないところであります。

2の②この肥料の早急な改善が必要と考えるが、市の考えをについてお答えいたします。

マイクロプラスチックでコーティングされている肥料については、ほかにも多く流通販売されているようであります。

農林水産省でもプラスチック問題への対応が行われており、全農では2030年までにプラ製肥料ゼロを目指す方針を出されておりますので、次年度以降の稲作ごよみの検討時に議論されると思っております。

3、消防団活動の在り方についての①市の消防団員数の総数、分団数、各分団における定員の充足率についてお答えいたします。

消防団員の総数については、定員620人に対し令和4年4月1日現在で565人、充足率91.1%であり、分団数は27分団です。

各分団の現員及び充足率について、末吉方面隊から申し上げます。

中央分団97.3%、橋野分団93.8%、諏訪分団100%、高岡分団87.5%、檜分団83.3%、柿木分団75.0%、岩南分団100%、岩北分団87.5%、光神分団88.9%、友

常分団100%、柳迫分団100%、深川分団93.8%。

次に大隅方面隊です。

中央分団88.0%、麓分団96.7%、月野分団96.7%、菅牟田分団90.5%、笠木分団100%、北分団96.9%、神牟礼分団81.0%、恒吉分団65.4%、南分団83.3%。

最後に財部方面隊です。

中央分団91.4%、七村分団96.0%、宇都分団100%、北分団87.0%、南分団100%、中谷分団95.2%です。定員に達している分団は27分団のうち7分団であります。

3の②市の職員で消防団に加入している分団ごとの団員数についてお答えいたします。

末吉方面隊では、中央分団6人、諏訪分団1人、櫛分団1人、岩南分団1人、合計9人です。大隅方面隊では、中央分団6人、麓分団2人、月野分団4人、菅牟田分団1人、笠木分団4人、北分団1人、南分団1人で、合計19人です。

財部方面隊では、中央分団2人、七村分団4人、宇部分団3人、北分団2人、南分団4人で合計15人です。

このほかに、女性消防隊に1人加入しており、合計で44人の市職員が加入しております。

3の③操法大会をどう認識し、どう考えているかについてお答えいたします。

操法大会は、国が定める消防操法の基準、消防訓練礼式の基準に基づき、消防団員が火災現場の最前線で迅速、的確かつ安全に活動するために消防用の機械器具の取扱いを日々訓練し、その訓練の成果を実演、披露する大会であり、消防双方の技術向上と団員の士気高揚を図り、地域防災体制の強化に役立てているとも考えております。

一方で、操法大会に向けた訓練が負担となり、消防団員の確保にも影響があるのではないかと考えから、上位大会への出場を取りやめ、より実践に近い形式に見直す自治体もあると認識しており、実情に合わない部分や見直す部分があれば改善する必要があると考えております。

3の④操法大会を現状にマッチした大会に刷新すべきと考えるが、どう考えているかについてお答えいたします。

市の操法大会は、支部大会や県大会、全国大会につながる予選会を兼ねておりますので、どの分団も懸命に訓練に取り組まれていると考えておりますが、一方、大会に向けた訓練については、多くの団員に負担が生じていると認識しております。

各分団が上位の大会を目指す以上は、競技方法や審査方法も全国大会と同様の方法で実施していく必要があると考えますが、時代に合わせた操法大会に変更していくことを検討するよう要望すること必要であると考えております。

4、南九州畜産医学拠点事業についての①事業の見通しについてお答えいたします。

先日、安全祈願祭を終え、本事業の中核となる牛舎等新築工事、教育棟、研究棟改修工事に着手しました。

今回の畜舎の新築や校舎改修については、天候不良や資材調達困難など、不測の事態がない限り、年度内完成ができるものと考えています。

4の②開設までの残る事業についてお答えいたします。

まず、建築工事については、馬事業関連が残っております。20頭規模の馬舎等の新築や、旧体育館を活用する屋内馬場の改修工事です。令和4年度中に設立予定の一般財団法人関連については、牛、馬などの事業に参入する事業者を公募し、令和6年4月の開設に備えたいと考えております。

4の③最終的な総事業費についてお答えいたします。

現時点で、事務費を含んだ事業費は22億5,104万2,000円となっております。今後、予算措置をお願いしたいと考える馬関連の事業費が4億2,590万7,000円となり、合計金額では、26億7,694万9,000円となる見込みです。

4の④運営等に関する交付税財源措置についてお答えいたします。

開設後の運営については、設立する一般財団法人が担うことを予定しております。この法人の運営は、参入する事業者からの使用料収入などを基本とし、交付税措置等の公的な財源措置は見込まれないところです。

4の⑤施設の名称についてお答えいたします。

南九州畜産獣医学拠点という名称は、長い、言いにくいなどの御意見もいただいております。この施設は、産業動物の研究拠点という側面と、地域活性化のための人の交流拠点という二つの側面を持ちます。このことから、大学等の論文にも引用され、名称は世界中に知られることも予想されます。あわせて、交流拠点として人々に親しまれるものでなければなりません。これらを考慮して現在、名称を検討しているところです。

4の⑥熱意と決意、覚悟についてお答えいたします。

この拠点事業は、人材育成、地域交流の拠点であるとともに、これからの日本の畜産業を担う重要な施設になると考えます。

現在、実施しています施設整備については、第1段階だと考えていますが、今後、財団を設立し、参入事業者の公募を行い、安定的経営や運営、大学や民間業者との良好な関係構築など、これら全てのことを実現することが重要だと認識しております。拠点事業は、畜産業の振興、市勢発展に資するものと確信しておりますので、全力で事業遂行に努めます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいま、一通り1回目の答弁がございました。それでは、順を追って質問をしてまいります。

まず最初のこの予防治山事業ですが、写真をちょっと出していただけますか。

（原田議員、議場モニターに治山事業の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

今これは至る所でこの石碑といいますか何といいますか、こういう事業を県がやったということで、埋め込んであります。ですから、この事業でやった事業であります。

次の写真をお願いします。これが、その事業でやった裏山です。後ろにクヌギが生えております。だからもう今にもこの家に覆いかぶさってきそうな状況のところでございます。こういったことを頭に入れて質問をしたいと思います。

この事業で採択になった場合の、昔は2人の住居人がいれば採択になるという認識をしていたんですけど、何か今それが厳しくなって、今はどういう採択要件になっていますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

採択要件につきましては、その事業によりますけれども、今、県のほうが採択をしていただいているのが一番市のほうで多いというのが林地崩壊防止と県単補助治山という事業なんですけれども、これについては、人家が2戸以上ということになっております。そのほか、県が施工する事業の中では、人家が10戸以上とか、そういった要件もあるところでございますが、県単補助治山等になりますと、人家が2戸以上ということになっております。

○14番（原田賢一郎議員）

今説明があったとおりでございますが、ここの事業は非常に自分の住家の裏が迫っていて、危険を要するというようなところが大体されているんですが、非常にありがたい制度だと思っております。そのようなことで捉えているんですが、私に相談があるのは、この裏山のクヌギだったんですけれども、倒木しまして、車庫を壊してしまったということで、この木を切りたいんだけど、このまま放っておくと全部倒れてくるというようなことでございました。そのようなことでこの問題を取り上げたんですが、現在までこれに対応する事業がなかったと認識をしておりますが、先ほどの市長の答弁の中では、県の森林環境税を活用した里山林等保全管理促進事業が創設されたということになっておりますが、この中身の説明をお願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これについては、令和３年度に創設をされているようでございまして、里山林等保全管理促進事業という事業になっているところでございます。これにつきましては、県の森林環境税がありますけれども、その事業で創設されておりまして、採択要件につきましては、個人の方ではなくて、地域の住民の方が協働で、例えば今のクヌギの部分の伐採をされて、それを例えばシイタケ用のクヌギとして活用したりとか、そういった学習活動等に使っていただければ、補助上限が20万円という形で採択をされるようになっているようでございます。

○１４番（原田賢一郎議員）

これに対する事業があるということで期待をしておりましたが、今課長の補助額の20万円を聞いてがっかりしました。この事業で植えられた裏山の木というのは、大体そこに行くのに庭を通っていくところがほとんどです。ですから、そこにも、山に行くのにもなんか重機かなんか入れないとできないところがほとんどなんです。ですから、個人ではどうにもならないと。だから、そこに採択要件の中で何件かありますので、切るんであれば、みんなでお金を出し合ってでもやろうかという話がありました。ですから、恐らくそういったことになりますと大掛かりな重機等を入れないと家に支障が出ますので、できないと思います。ですから、その20万円はありがたいんですけども、あまりにも子供だましだなというような感じがします。それで、これらあたりももうちょっと中身の拡充をお願いしたいというふうに思うんですが、県への要望等をしていただけますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

治山事業ではクヌギが多いんですけども、植えられたクヌギなどの伐採については県の許可制度になっておりますので、いわゆる10分の３までしか切れないということになります。県の許可があつてそれを10分の３伐採をして、それからまたあと造林の指示も県のほうから来ると思いますので、そういった部分の条件もござい。県の環境譲与税の関係の事業につきましては、この20万円という部分をもっと増やせないのかという要望はできると思いますけれども、いかんせん事業費的に考えるとかなりまだいるのかなというふうに思いますので、またちょっと調査をさせていただきたいと思います。

○１４番（原田賢一郎議員）

曾於市の独自の取組で、これは令和３年でした。宅地関連等災害復旧事業費補助金、これを創設していただきました。集中豪雨等による裏山の土砂撤去、それに関

するいろいろな経費を100万円までを助成しますよという、曾於市独自のありがたい制度を創設していただきました。これでできるのかなと思ったら、なかなかこれではできないというふうに認識しました。ですから市長、市長にお願いですが、これに関する市独自の救済策、これら等を考えていただけないものか、検討をする余地があると思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

県の予防治山事業の中で、今後の生かし方の問題については、20万円という数字が出ましたが、非常に厳しいものがあるようでございます。今後、県のほうとも相談しながら、もっと県のほうが出してもらえないか、またどうしてもそれができない場合には、市のほうも対応しなきゃならないと思いますけど、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○14番（原田賢一郎議員）

前向きな答弁ありがとうございます。なぜこう言うかと言いますと、私もこの保安林というのは勝手に切れないということでずっとそのまま放置をしておったんですよ。ですから、ほとんどの皆さんがそういった認識のもとでああいう状況になっていると思うんですよ。ですから、最初のこの事業概要の説明というのがあまりにもちょっと雑だったというふうに思います。だから、みんなこの事業でやったら保安林になるんだと。保安林というのは勝手には切れませんよということで、最初から切れないもんだという認識があるんですよ。ですからこういうふうになるんです。ですから、もうちょっと最初の説明、聞くところによりますと、この管理は自分でしなさいというふうになっているみたいですね。ですから、それも後から聞いた話で、みんなそんなこと知りませんよ。ですからそこら辺りの周知徹底というのも、やっぱり市としては、知らせるべきじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

災害が起きたときに、そこを市のほうで復旧しようと思ったときに、そういう区域に入っているところがあります。そのため、そこを解除するのにかなりの手続が必要でありまして、いろんな問題が、支障があるようでございます。この治山事業についてのもうちょっと詳しい内容を市民に知らせる必要があるというふうに私も思いますので、担当課のほうでまた市の広報誌等も通じながら、知らせを始めたというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

今の問題等、前向きに検討していただけるという答弁でございましたので、次の問題に入ります。

2 番目、水稻専用肥料についてお伺いいたしますが、先ほどの答弁の中にありました曾於技連会において、稲作ごよみの検討を毎年実施しておりますということですが、中身があまりよく分かりませんが、稲作ごよみの検討だけなんですか。もろもろのいろんな課題等も出てくると思うんですが、畑かんセンター、それから市の職員、関連する職員、混ざっていると思うんですけれども、具体的にどんな検討されていますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

稲作ごよみに関しての検討がされるところでありまして、水稻については。皆さんこういう稲作ごよみを持っていられしやるとは思いますけれども、これが前の年のものをベースにして、新しく肥料であったりとか、農薬であったりとか、それを変更した部分、そしてまた天候に応じて、いわゆる植付け時期のずらし方とか、そういった検討がこの曾於地域の技連会で検討されます。これは J A おお鹿兒島さんがほとんど主導されて、検討をされるところでございます。それぞれこういった施肥の設計であったりとか、あと栽培ごよみであったりとか、そういったものについては、作物ごとにその技連会の会議の中で担当者同士が集まって検討しているところでございます。

（原田議員、議場モニターに水田の写真を表示）

○14 番（原田賢一郎議員）

分かりました。今、画面に映っているんですけれども、市長、見てください。非常に風光明媚なよかところです。これは私の水田です。それで、向こうに見えるのが東九州自動車道の高架です。これが 7 月 6 日に撮った写真です。植付けが 6 月 20 日でしたので、2 週間ちょっと、非常に活着もよくてよか姿だと思っておるんですが、このようなことでございます。

次の写真を出してください。ちょっと見えますか。ちょっと大きくしてもらえますか。これを御覧いただきますと、この白い粒、これが約 3 mm ぐらいの粒なんですよ。これが袋状になっています。私もこれ何かと思って口に入れて噛んでみました。そうしたら、プチプチして、いけばゴムみたいな感じです。そういった感じで残っているんですよ。私もこれは稲作を始めてから、初めて見たんですよ。今までこんなことありませんでした。これは、水田ハローをかけますが、代かきをした後に畦際に付着して残っている部分です。それらのことでちょっと驚きましたので、まさかと思いまして、今問題になっておりますプラスチックごみ、まさかこれじゃあるまいかと思って畑かんセンターにこれを持ち込みました。そしたら最初は、私も安心したんですが、これは原田さん、貝類ですよ。という返答が来ました。それで私

は最初は安心したんですけど、また後ほど電話が来まして、間違いでしたと、プラスチックごみですということが判明いたしました。そのようなことでございました。

今、民間放送連盟、ここがFMでもラジオで流しておりますが、2050年の海は、プラスチックごみで魚の量よりもごみの量のほうが多くなると言われているということを盛んに警鐘を鳴らしております。そういうのも頭にありましたので、まさかと思って調べたんですが、まさにそのとおりでした。私たちは、農家は、やっぱり水稻を作るということは、言わば1つの自然を守るかん養的な効果、それから、豪雨災害から守るための小さなダムという田んぼの認識、それから多面的ないろんな要素を持っていると思います。しかしこの頃田んぼもちょっと毛嫌いされて、田んぼから出るメタンガスがどうのこうの、そんなことも取り沙汰されて、農業がちょっと悪人扱いされるような論調も出ておるんですが、それでなくて私たちは非常にかん養的に自然を大切にしているという自負があったんですけども、このことで私は愕然としました。今まで自分たちは何をやってきたのかって、自然を大事にしながら農業をやってきたと思っていたのに、海洋汚染の手助けをしたことになるなということを強く感じました。これは、やがては菱田川に流れて海に行きます。それを今度は魚がこれを食べて、今度は人間がそれを食べる、これはいい影響が出るわけがないわけです。そこら辺りも指摘されておりますが、そのような観点からこの質問をいたしました。それで、この肥料はJAさんが作っておられます。ですので、JAさんは私たちの一番代表的な組織でございますので、こういった肥料の改善、これはぜひ、早急にやっていかないと、JA自らがやっぱり取り組まないと、民間は取り組みませんよ。ですから、そういった意味で、課長がいいのかな、そういった技連会やらいろんな会合等もありますので、声を発信していただいて、この肥料だけはやはり海洋汚染につながる証拠が出ていますので、改善策をと思っておりますがどうお考えですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これにつきましては、農協さんのほうに問合せしましたところ、やはりそういった問題、最近テレビでも放映されましたので、認識をしておられました。ただ、私どもが今の時点でこの行政として元肥のロングの販売をやめてくださいというわけにもいきませんので、もちろん事業者もおられますので、農協さんとの考え方、そして、次年度以降これに代わるものを検討しながら、やはり全農さんも2030年にはこのプラスチックをゼロにするという目標を掲げておられますので、この議論は必ずしていきたいというふうに考えております。

○14番（原田賢一郎議員）

私たちもなるべく労力を省くということで、追肥の必要でない肥料、これ使いたいのはやまやまです。今、市長、田んぼを見ますと稲穂が出そろいつつあります。ですから、追肥を今までは、この8月に入りますと稲は幼穂形成期といってお腹に子を宿す、子をつくる、その時期に入ります。だからその前に追肥をする、これが基本的な農業スタイルでした。けどもそれをしなくていいよということで、これを使った結果こういったことになりましたので、ぜひこれは改善をしていただくように、JAさんとの協議等も交えながら要望していただけたらと思います。

それでは次に入ります。

それでは、3番目、消防団活動の在り方についてでございますが、その前に、1つ抜けておりました。課長には申し上げておったんですが、各分団の高齢化、平均年齢でしたね、それを教えてください。

○総務課長（今村浩次）

各分団ごとでよろしいでしょうか。では、平均年齢を申し上げます。

末吉方面隊からでございますが、末吉中央分団が39.8歳、橋野分団43.9歳、諏訪分団が44.3歳、高岡分団が44.4歳、櫛分団45.5歳、柿木分団が53.1歳、岩南分団が44.7歳、岩北分団が45.0歳、光神分団が42.3歳、友常分団37.8歳、柳迫分団43.2歳、深川分団が46.4歳。末吉方面隊全体では43.5歳でございます。

続きまして、大隅方面隊でございます。

大隅中央分団が39.8歳、麓分団が37.0歳、月野分団が36.3歳、菅牟田分団42.3歳、笠木分団が36.6歳、大隅北分団が43.3歳、神牟礼分団が51.9歳、恒吉分団が43.4歳、大隅南分団が34.0歳。大隅方面隊全体で40.1歳でございます。

財部方面隊につきましては、財部中央分団42.3歳、七村分団が40.0歳、宇都分団37.5歳、財部北分団46.4歳、財部南分団が39.7歳、中谷分団が41.8歳。財部方面隊の全体の平均が41.2歳、市全体の平均が42.0歳でございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

それでは、課長さん方にお伺いいたします。課長さん方で今まで消防団に団歴のある方が何名いらっしゃいますか、ちょっとお願いいたします。

（執行部、数名挙手）

○14番（原田賢一郎議員）

ありがとうございます。今の課長さん方で5名が消防団に入っていられるか団歴があるかですね。市長、今いろんな状況が分かったんですけれども、この消防団というのは、やっぱり地域の核となっております。特に小さな校区におきましては、消防団の組織はPTAやら校区の行事ともろもろの行事、親子間の協議とか、

その核になっておりまして、一番機動力のある屈強な人材でございます。そのような意味で、最も大事な組織だというふうに認識をしておるところでございます。そこで、私が今回取り上げたのは、いろんな消防団の方々の声を今まで聞いてきました。そのような中でこの問題を取り上げております。その中で最も今問題になっております操法大会でございますが、この操法大会というのは、私は操法大会を決して否定をするつもりはございません。これは、綿々と続いてきた歴史的な100年余りの操法大会でございますので、これは意義のあることだというふうに考えておりますが、今の操法大会の言わば在り方が、こういうのもありまして、操法大会は基本動作の習得と分団の結束力の向上など、一定の効果があることは理解できるが、大会に向けての訓練の負担が大き過ぎるという声があるんですが、私もそういう声も聞いております。そういうようなことで、これは、南日本新聞の4月25日の記事でありました。皆さん読まれたと思いますが、この中をちょっと紹介します。

これは、取り上げておりますところは、愛知県の尾張旭市というところ、人口約8万三千幾ら、8万4,000人が近い市でございますが、ここの市の消防団は20年度から従来の操法大会をやめ、より災害現場で役立つ技能を学ぶ方向にかじを切った。操法は実践的でないと不満が現場に根強く、同市消防本部が実施したアンケートでも、訓練時間が長く負担になっている。などに見直しを求める意見が続出、消防団は団員のなり手不足に拍車を掛けていると判断し取りやめとあります。そしてまた一方、これは、紹介されているのは、茨城県下妻市、ここは、全国大会への参加を取りやめた。岐阜県川辺町は22年度からチェーンソーやドローンの使用法の講習会などに切り替えた。

こうした動きを踏まえ、総務省の有識者会議からは、昨年まとめた提言では、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の参加の阻害要因になっていると指摘をしているというふうにあります。何を言いたいかと言えば、現状にマッチしていない操法大会というのが、私は繰り返されている部分があると思います。その中で改善されたところもいっぱいあるんです。例えば、操法大会において5cm幅のライン上に全員のかかどが入らなければならない、伝統的に続けられてきたこの動作が省かれたこと、服装点検の簡素化などが改善されたこと、これは、大きく評価をするものでありますが、ただどもそれでは追い付けないほど時代は進んでいるんだという声です。これは曾於市の地元団員の声です。そういったこともあります。

それから、何でそういったことを言うかと言うと、先ほども言いましたけれども、操法大会の審査の中身、順位だけが発表されます。これは昔からです。私たちの時代もでした。幾ら要望してもそれが改善されないまま、今もやられています。そう

いった中で、何でそういったことが改善されないのか、そういう改善が一向に見受けられない。このやっぱり官僚的なやり方というものを消防団員に押し付けているというふうに考えるんですが、その辺の在り方をどう認識されていますか。

○市長（五位塚剛）

私も市長になりまして、操法大会を見てきました。本当に団員を確保しながら、また地区の代表になるために相当な練習をされておりました。一方では、今言われるように仕事の関係上参加できないという人たちもいらっしゃいました。だけど、幹部の指導で参加しなきゃならないというような矛盾をしたようなこともありました。そういう意味では、この操法大会の在り方というのは、今考える時期に来ているのかなというふうに私自身もちょっと考えております。

○14番（原田賢一郎議員）

私たちも、ここにいらっしゃる重久議員、それから鈴木議員、両名も分団長までされまして、20年間ぐらい務めてまいりました。私も分団長までさせていただきました20年間ぐらい団員歴がございますが、私たちの時代、昭和40年から50年代の時代、その時代はまだこれでよかったんですよ。何でかという、その頃やっとトランシーバーが入った時代です。だけど、そのトランシーバーを使うにも、山なんかの火災の現場なんかでは、混線をして、なかなか通じない、そんなに性能がよくないから。そういう時代です。ですから、そういう時代、やっぱり手信号ですよ。放水始め、放水やめ、これが基本でした。けども、今そんな時代じゃないでしょ。今携帯はあるわ、いろんな連絡の機種もそろっています。ですから、今は、火災現場に応じたような訓練を頻繁にやるべきだというふうに思うんですよ。必ずしもその操法大会をやめなさいということじゃないんですよ。ですから想定訓練をするとか、例えば消防署から講師を招いてきて火災現場での対応の在り方とか、そういったものを日常茶飯事に訓練をしていく、そういったことが大事ではないでしょうか。市長、いかがお考えですか。

○市長（五位塚剛）

私もいろんな火事の現場に出向いております。一番に地元の消防団が駆け付けて防火水槽を見つけ、そこから水を送り流していますけど、見ていると、やっぱり火事の状態ですから、みんな慌ててうまくいかないことがよくあります。今回、財部で火事がありました。私も駆け付けましたけど、消防ホースを持っているんだけど前はどんどん燃えるけど水が来ないということで、最終的には全焼しましたけど、やはり、動作だけじゃなくて、初期消火のためのタンク車の問題やら近くに防火水槽がどこにあるかという訓練やいろんなことがやはり現場のときに対応できない部分がまだまだあるようでございますので、基本的にはそういうほうをもっと先に

学ぶべきものがあるのかなという感想を持っております。

○14番（原田賢一郎議員）

そのような背景がありますが、今おっしゃるように非常に私もそういうのを感じます。火災現場で今の団員の方々があまり体験がないもんだから、右往左往していらっしゃると思います。ですから、やはり今さっき言いましたような現場にマッチしたようなそういった想定、そういったことを反復練習するというようなふうにも変えていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

それと、この操法大会の負荷を軽減するために、1つの案ですけれども、例えば、曾於市は2年に1回ということですが、毎年やっているところもあると、現に、認識しておりますが、例えば、代表制にするとか、ブロックに分けて4年に一回とか、そういったブロックごとに、そうすると4年に一回だったらそれだけの負担が来ないということで、それか選抜制にするとか、いろんな方法が軽減措置あると思うんですが、そういった方向にやっぱりかじを切っていくべきだというふうに思います。何でかといいますと、先ほど団員の充足率とそれから平均年齢を問いました。これがほとんど40を超えておりますが、若いところは37歳というところもあります。しかし、今の団員のなり手がいないという状況は深刻です。例えばこの町周辺の中央分団なんかは、さほどそういった深刻な問題はないのかもしれませんが、山間部に行けば行くほど団員確保に本当に躍起になっております。人がいないんです。そうすると、町周辺部に住んでいらっしゃる方々、その方々のふるさと、ふるさと団員ですよ。そこまで手を伸ばしてやっているんです。そういった分団は多いと思います。ですから、うちの菅牟田分団だって平日頃は菅牟田には住んでいない、住宅に住んでいる、そういった方々も全部巻き込んでやっています。どこの分団もそうです。ですから、そういった状況が発生しております。ですので、高齢化率に伴った団員不足これもまた深刻です。これに加えてこの操法大会の負荷、ここをやっぱり何とかしていかないと団員の確保が困難になってくるという状況が今生まれておるんですよ。ですから今こうして述べているわけでございます。

また前に戻るんですが、情報開示です、審査を、これだけはぜひしていただきたい。団員の声なんです。順位だけが公表され、肝心のどこができなかったのか、つまり減点となったのかは開示してもらえない。基本操作の習得がまずもって目的のはずであるが、何のために訓練しているのか分からないと腹立たしささえ感じる団員もいる。少なくとも各分団ごとには開示すべきである。団員はどこができなかったのか分からないまま操法訓練を続けなければならない、このことは、操法大会への不満の理由の一つとなっている。こういう声です。ですから、もう刷新しなければいけないんですよ。ですから、もちろん私は操法大会をやめとは言っていないん

です。今の時代にマッチしたような操法大会の在り方、訓練の在り方、そういったふうに仕向けていくべきだというふうに思いますが、いかがお考えですか。

○市長（五位塚剛）

この間、全国大会に小型ポンプの部で大隅南分団が行きました。私も現場に行きましたけど、結果的に何がよくて何が悪かったのとはよくわかりませんでした。また県大会にしてもそうです。時間だけを求めてやっているのか、よく分かりません。公表がないためです。最終的にはそのあたりを含めて、今原田議員から問題提起がされましたので、当然このことを消防団の幹部会議に、今のようやり方でいいかということをもまず議論していただいて、皆さんたちが今のようでも続けたいというのであれば、それに改善をしながらやるべきだろうと思いますけど、今言われるようにいろんな意見がありますので、消防団の幹部会議にこのことについての問題提起を私のほうからもしてみたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

ぜひ、市長のほうからそういった提言をしていただいて、やはり時代にマッチしたような操法の在り方というものを今からやっていただければというふうに思います。この消防に関しては、これで質問を終わります。

最後ですが、南九州畜産獣医学拠点事業についてお伺いいたします。

この事業については、先ほど祈願祭がございました。来年の3月までには竣工できる見通しだということで安心しております。

それと、2番目、あとの事業ですが、馬事業の関連が残っているということですが、この馬事業のここの目的、ちょっとここの内容が分かりませんが、もし分かっていたら教えてください。

○企画課長（外山直英）

では、私のほうから馬関連事業の概要ですがお伝えしたいと思います。

まず、馬が入る厩舎、20頭規模になりますけれども、こちらの整備を考えております。それから、屋外馬場、馬が訓練や乗馬などを行う馬場、そちらの整備、それから旧体育館を改修して屋内馬場を整備する予定でございます。大きくはこの3点でございます。

○14番（原田賢一郎議員）

この馬は非常に珍しい、みんな珍しいんですけども、この馬場を整備して、いわば観光客といいますか、そういったお客さんとか、馬に接してもらうとか、そういった構想がもしあるなら教えてください。

○企画課長（外山直英）

申しわけございません。まず目的でございますが、まず獣医学の拠点でございます

すので、獣医の学生が馬の健康な状態を確認するために馬を飼うものが第一義的な目的でございます。そのほかに馬に関する乗馬でしたり、馬術競技、そういったことができればなというふうに考えております。これは、やはり健康な馬を常時維持するための運動の目的であったり、人と慣れるための訓練であったりと、そういった目的もあるところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

非常に夢が大きくなるような、非常にユニークな考えだというふうに思っております。ぜひ、これが成功するようにお願いしたいと思いますが、最終的な事業費ということで、22億5,000万円、いよいよ最終的には26億7,000万円という説明がございました。まず、私が認識しておるところによりますと、当初では、20億8,800万円という数字が出ておりましたが、20億円の中の国の支出金、地方創生拠点整備交付金事業、これ、補助金ですよ。これが9億9,500万円、約10億近く、半分近く、それと地方債、これが補正予算債ということで50%の交付税率ということで、9億9,500万円、約10億円近くですが、これは、課長の説明でいいますと最終的には25%の持ち出しでいいんだというふうに聞いておりますが、それと、その他の1,630万円です。これは、企業版ふるさと納税による寄附金だというふうに伺っております。それでその中で我が曾於市の持ち出しが一般財源といたしまして8,230万7,000円ですよ。これを見ますと非常に地方創生拠点整備交付金事業、これが大きく影響しておりますが、この事業に当たりましては、森山先生の御尽力が非常にあったと認識しておりますが、市長、それに間違いありませんか。

○市長（五位塚剛）

この事業をここまで推進できたのも、森山衆議院議員の大きな力、また、農水、またそして地方創生の関係の予算も中に入っていました。そのように認識しております。

○14番（原田賢一郎議員）

この事業は補正予算債ということで非常に特殊な補正予算債という起債でございますので、これに向けては、当局の並々ならぬ努力があったものと感謝をいたしておるところでございますが、これはぜひとも成功せねばならない曾於市の一番の大きな事業でございます。あと、ちょっと、名前の関係が飛びましたが、名前はまだ決まっていないということで認識していいですね。はい。交付税措置もないということですね。

そこでお伺いいたしますが、ここの令和3年の当初予算の中で、その他の企業版ふるさと納税で1,630万円、それから令和4年9月の補正でここが500万円というこ

とで合計2,130万円の企業版ふるさと納税でここに充てられております。ですから、何を言わんとするかと言いますと、非常に市長は寄附を集めるのがお得意ですよ。ですから、この企業版ふるさと納税を一生懸命頑張ってもらって、少しでも市の持ち出しがないような努力もしてほしいというふうに思いますので、市長の得意分野とされるところでございますので、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この事業を始めるために企業版ふるさと納税をどうしても活用したいということで、令和3年度に総務省に曾於市も申請をいたしました。これは申請をしないと認められません。企業版ふるさと納税というのは、ふるさと納税の個人版と違って、企業が法人税を納めるその状況の中で、最高90%が別枠に余計にお金を出すのではなくて、その税金を曾於市に寄附をすることによって、同じ取扱いができるという制度であります。そのため、私は3年、4年、職員と一緒に全国各地を含めていろいろと回りました。大変ありがたいことに今1億円を突破いたしました。引き続き2億円を目指してまた頑張っていきたいなと思っております。

○14番（原田賢一郎議員）

ぜひ、こちらのほうの努力をひとつ頑張っていいただければと思います。

最後になりますけれども、この拠点事業の最後の決意云々ということでございますが、市長、この後、曾於市はたくさんの事業を抱えております。皆さんも御存じのとおり、令和6年の9月には給食センター、それから令和7年には大隅・財部両支所の開庁、こういった大型事業を綿々と控えておるわけですが、その後はまた末吉小学校の建替え、これ等も出てきます。市長の任期中にはとてもやり切らんぐらい事業がたくさんございますが、そういったことをもとにして、ときどき市長が思いつき、考えつき、予算をぱっと出されることがあるんですが、もう今そんな状況じゃないと私は思っています。ですから、当面するこの課題、もちろんこの拠点事業は一番私は重要だと思っておりますが、これは成功させないと、大きな曾於市の損失になりますから、そうすると、やっぱり一般財源の持ち出し等につながってきます。だけど、これはぜひともやり遂げるんだという決意と熱意、先ほども申し述べられましたけど、当面のこういういろんな課題が山積しておりますので、それに集中してやっていただきたい、その決意と覚悟のほどを再度お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点事業というのは、私たちの曾於市にとって大きな価値のある事業だというふうに思っております。私は鹿児島県だけでなく、全国各地からこの事業を見ていらっしゃるというふうに思っております。それは、特に国民の食料を支えるこの畜産学の、やはり牛、豚、鶏、馬を育てる、その

病気を早く見つけて治す獣医師を育てるところですので、これは、このことによって、またいろんな今後の広がりが出てくるだろうと思っております。そういう意味で、この事業を本当に成功させて、また次の抱えている課題にも職員と一緒に頑張ってまいりたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

市長の熱い熱意のもとにこの事業は全ての事業が成功裏に終わりますことを御祈念申し上げます、私の質問と代えさせていただきます。

終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時48分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

8番、創政会の上村龍生です。本日4人目、最後になりましたけれども、できるだけ早く終わらせたいと努力をいたしますので、しばらくお付き合いをください。

コロナの爆発的感染におけるウクライナ情勢等による国民生活の影響がこの曾於市でも急速に進行中であります。市民生活における影響等含めて今回は大きく3項目質問をいたします。

1項目め、市長の政治責任、鹿屋市への米軍無人偵察機の一時展開計画の反対表明について伺います。

今年の7月の13日、米空軍の無人偵察機の鹿屋基地への配備計画に対する南日本新聞社のアンケート調査の結果について、五位塚市長の反対表明が掲載をされました。内容的によく分からないところもあり、数項目質問をいたします。

1番目、南日本新聞記事によりますと、鹿屋市周辺の9市町アンケートがあり、反対表明は五位塚市長1人だけとあったが、表明時点での一時展開計画の詳細を承知していたのか伺います。

2番目、表明時点で、鹿屋市の説明は聞いていたのか伺います。

3番目、鹿児島県に対しても計画を認めるべきではないと市長は回答されていますが、県は地元鹿屋市の意向を尊重しながら、慎重に判断しようとされていました。

県からの説明は受けていたのか。受けていないのであれば、県に対して失礼ではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

4 番目、個人としての思想・良心・表現の自由は、憲法第19条及び第21条によって保障されております。これは誰も止められません。その意味で、私の考えとは全く違うんですが、個人としての考え方は尊重されるべきであります。しかし、市長としての発言は、別な次元での問題があります。曾於市の市長としての発言によって県との関係がぎくしゃくしてくると、いろんな面で曾於市の利益に反するのではないかと考えられますが、市長の見解を伺います。

5 番目、今回の件で、一部県とのやり取りがキャンセルないし延期になったと聞き及んでいますが、影響はなかったのか伺います。

6 番目、今後、曾於市長としての発言は、曾於市の利益を考えて行うべきであるとするが、市長の考えを伺います。

2 項目め、農業政策について。

1 番目、最近の農業全般の環境について、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機、さらには円安等による影響が出てきていると思いますが、現状について報告してください。

2 番目、原油高、資材高、肥料高、飼料高により、農業経営が圧迫されている現状に間違いはないと思われますが、国、県、本市それぞれの支援策について報告してください。

3 番目、本市における農業生産の主流である畜産業において、現状での問題点を報告してください。

4 番目、最近の子牛価格等の下落傾向について、当局で分析情報があれば報告してください。

5 番目、子牛価格等の下落と飼料高騰が続けば、特に10頭未満生産農家等の小規模経営農家は、経営維持ができなくなるのではないかとされており、何らかの対策が必要ではないか伺います。

6 番目、市内の堆肥舎施設数が足りず、畜産農家では9月の農繁期までの堆肥置き場確保に困っている現状があります。30万円までの施設整備補助がありますが、資材の高騰でとても足りないとの声が寄せられており、個人、公共施設どちらでもよいのですが、国、県等から有利な制度を引き出して整備してほしいとの声が多く寄せられております。市長の考えを伺います。

3 項目め、財政状況について。

1 番目、財政調整基金の過去3年間の年間の月ごとの残高を報告してください。

2 番目、今後の財政調整基金積立金の見通しを報告してください。

3 番目、一時借入金の近年の状況を報告してください。

4 番目、一時借入金についてどのような場面での運用を考えているのかを伺います。

以上、1 回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①表明時点で一時展開計画の詳細を承知していたのかについてお答えいたします。

全ての詳細を承知していたところではありませんが、この間、新聞やテレビ等で報道されておりますとおり、鹿屋の自衛隊基地に米空軍の無人偵察機MQ 9 が約 1 年間配備される予定です。米兵が150人から200人ほど駐留すると聞いております。

1 の②表明時点で、鹿屋市の説明は聞いていたのかについてお答えいたします。

表明時点で鹿屋市からの説明は聞いておりません。

1 の③県からの説明は受けていたのかについてお答えいたします。

県からの説明は受けておりません。曾於市の市長としては、現段階では配備されておりませんが、今後、米兵が駐留するとなると、何か問題が起きたらいけないと思い、率直に意見を述べたものです。

1 の④いろんな面で曾於市の利益に反するのではないのかについてお答えいたします。

曾於市の利益に反するとは思っておりません。

1 の⑤一部県とのやり取りがキャンセルないし延期になったと聞き及んでいるが、影響はなかったのかについてお答えいたします。

市の事業や県営事業が中止又は延期されたことはありません。

1 の⑥曾於市の利益を考えて行うべきと考えるが、市長の考えを伺うについてお答えいたします。

私はいつも曾於市民の命と暮らしを守ることが市長の役目だと考えております。今後もそのつもりであります。

2、農業政策についての①最近の農業全般での新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機、さらには円安等による影響についてお答えいたします。

耕種関係では、燃油、肥料、資材等の価格が令和 3 年から比較して平均で約1.4 倍ほど上昇してきております。また、流通コストも上昇しており、小売価格は上昇しても生産者に反映されていない現状であります。

畜産関係は、全ての畜種において飼料、資材等の高騰で生産コストが上昇しており、経営を圧迫しています。また、肉用牛と酪農では、新型コロナウイルス感染症

拡大に伴う消費の減少により、価格も下落し低迷している状況であります。

2の②原油高、資材高、肥料高、飼料高による国、県、本市それぞれの支援策についてお答えいたします。

原油高による国の燃油高騰対策については、国と生産者が積立てし、基準価格を上回った部分に補填する支援事業があります。

肥料高騰対策については、国の肥料価格高騰対策事業で、令和4年6月以降購入した肥料の高騰分の7割を支援する事業が始まります。市については、国の支援事業の補完的支援ができないか検討してまいります。

飼料対策では、配合飼料価格安定対策事業により、飼料価格の高騰分に対して国、メーカー、生産者の基金を財源として補填する事業と、それぞれの畜種において収益性が悪化した場合や保証基準価格を下回った場合に発動する給付金や補助金の制度があります。これらは全て生産者負担金があり、県は負担金の一部助成している状況であります。市の支援は状況を見極めながら、市単独の支援を行っています。

2の③本市における畜産業の現状での問題点についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、飼料や資材価格の上昇により畜産農家の収益性が低下していることと、高齢化による戸数の減少や特に肉用牛繁殖経営では生産基盤の維持、拡大が課題となっています。

2の④最近の子牛価格等の下落傾向についての分析情報についてお答えいたします。

5月から全国的に和牛の子牛価格が急落し、現在も低迷し続けております。要因としては、飼料価格、生産資材の高騰と枝肉価格の下落による肥育農家の収益性の悪化で、肥育農家の下げられるコストは素畜費だけであり、経営コストを子牛導入費で調整しているためであります。

2の⑤子牛価格等の下落と飼料高騰が続けば、小規模経営農家では経営維持ができなくなるのではないかと。何らかの対策が必要ではないかについてお答えいたします。

国が子牛価格急落の緊急措置として6月からの全国平均価格が60万円を下回った場合に1万円、57万円を下回った場合に3万円を交付する優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が創設されましたが、現在まで発動されておりません。市では生産者の意欲減退や規模縮小や廃業が懸念されるため、今回の補正予算で子牛価格が急落した5月せりからの子牛に対して1頭当たり1万円給付する提案をしたところであります。

2の⑥堆肥舎施設について、国、県等から有利な制度を引き出し整備してほしいとの多くの声が寄せられていますについてお答えいたします。

個人での堆肥舎整備をする場合、市の単独事業では簡易的な比較的規模の小さな堆肥舎設置補助金として、事業費の50%以内で限度額を30万円としております。大規模な堆肥舎につきましては、これまで国の資源リサイクル事業や畜産クラスター事業で建設しておりますが、実施時期や採択要件があり実施件数が少ないところであります。現在は国の制度資金等を利用した整備を推進しているところであります。

3、財政状況についての①財政調整基金の過去3年間の年間の月ごとの残高についてお答えいたします。

過去3年間ということで、令和元年度4月末のものから御報告いたします。

令和元年4月の残高は34億1,707万5,093円、5月は29億7,053万8,093円、9月までは同額です。

10月は29億7,056万1,825円で、12月までは同額です。

1月と2月は同額で、33億2,056万1,825円、3月は33億2,174万1,639円となります。

令和2年度でございます。4月は前月と同額です。

5月は27億8,540万1,639円、9月までは同額です。

10月は27億8,540万3,458円で、2月までは同額です。

3月は27億8,628万6,272円です。

続いて、令和3年度でございます。

4月は前月と同額です。

5月は29億5,990万9,272円で、7月までは同額です。

8月は29億5,991万1,267円、9月は33億2,731万7,267円で、2月までは同額です。

3月は33億2,790万7,487円です。

続いて、令和4年度でございます。本年度4月は前月と同額です。

5月は29億9,417万8,487円で、現在まで同額となっております。

以上です。

3の②今後の財政調整基金残高の見通しについてお答えいたします。

令和3年度末の基金残高見込額が29億9,417万8,000円であり、令和4年度当初予算から今回の補正予算（第5号）までの繰入金で10億5,722万9,000円、同じく補正予算第5号までの積立金を4億5,374万9,000円計上しておりますので、現段階での令和4年度末の基金残高見込額は23億9,069万8,000円となっております。財政調整基金は、財政調整として大変利便性のある基金ですので、今後も経常経費の抑制等を図りながら年度末基金残高30億円を目標として、繰戻し、または積立てを行っていきたいと考えております。

3の③一時借入金の近年の状況についてお答えいたします。

平成17年からこれまでに一時借入れを行ったのは1回だけでございます。平成18年3月16日に17億円の借入れを鹿児島銀行から行い、出納整理期間内の平成18年5月31日に返納いたしております。

3の④一時借入金についてどのような場面での運用を考えているかについてお答えいたします。

現在のところ、財政調整基金や各会計間の繰入金により、資金不足への対応ができております。一時借入れをすれば、当然、利子の支払義務が生じるため、可能な限り繰替運用で対応したいと考えております。

今後、大幅な資金不足となり、繰替運用で対応しきれない事態となれば、一時借入れを行うこともあると考えております。

以上でございます。

○8番（上村龍生議員）

それでは、2回目、まずは1項目めのところからありますが、質問をさせていただきます。

鹿屋市からの説明は聞いていないという答弁がありました。これは、新聞等の情報で知り得た上での表明というふうな答弁でしたけれども、これ鹿屋市から聞く必要はなかったという判断をされたということなんですが、それは今も変わりませんか。

○市長（五位塚剛）

現段階では、新聞やテレビ等でいろいろと報道されております。これは、公の場で報道されておりますので、それを文面を読めばどういう状況なのかというのは今でも判断できますので、基本的には今から鹿屋市に説明を求めることはないと思います。

○8番（上村龍生議員）

それと県からの説明も受けていないということなんですが、県は非常に神経を使って鹿屋市の対応やら、それぞれ気を使いながら慎重な対応をされていますが、市長としては、県の対応はかれこれやっぱいろいろと情報収集をして、丁寧な対応をするべきではないかというふうに思っていますけども、その辺はどう思っていますか。

○市長（五位塚剛）

特に私から新聞報道等で報道されている、また防衛省も住民説明会で説明されております。ですから、同じ多分回答になるだろうと思います。そういう意味では、特に今は、現時点において県に対して説明を求めることは考えておりません。

○8番（上村龍生議員）

それで、新聞で報道されていましたが、反対という理由も報道されていましたが、その内容をもう1回確認をさせていただきたいんですけれども、その内容をもう1回確認させてください。

○市長（五位塚剛）

基本的には、この問題は多分5月前後ぐらいから防衛省のほうから鹿屋のほうにこういう無人偵察機を配備したいということであったと思います。わずか、期間もない中で、今までないことが始まるわけでございます。何らかの形で米兵が鹿屋近辺を含めて県内に在住するとなれば、何が起きても、これは分からないわけですけど、そういうことを含めて私は無人偵察機を配備しないほうがいいと思いましたので、そのような表現をいたしました。

○8番（上村龍生議員）

1回目の質問でもお話をしましたけども、個人の考え方かれこれに私はどうこうと言うつもりはありません。要は、そのことにおいて、曾於市の進めている事業かれこれ、県とのパイプかれこれ、何らかの影響が出てくると困るんじゃないかということで質問をしているわけです。多分それらを踏まえて五位塚市長以外の市長さん方、ほとんど詳細はまだ承知していないのでコメントされていなかったと思うんですが、志布志の市長さんだけは賛成と言っておられましたけども、多分、そのような状況を考えての判断なのかなと私は考えたんですよ。ですから、個人的な考え方について私は言及はしないんですが、ただ、曾於市の今後のやり取り、その中において事業等が中止になったりどうこうというのはないという話だったんですけれども、その前の段階でいろいろとやり取りをしなければいけないと思うんですよ。聞き取りやいろいろなやり取りがあると思うんですが、そのことについて何らかの形で多分市長の表明を聞かれていろんな反応はあったと思うんです。県のほうにしても、市の担当部局においても、いろんな補助関係やら起債関係やら、その他いろいろ仕事上のつながりでやり取りがあったと思うんですが、いろんな動きがあったと思うんです、県のほうも。微妙なタイミングで、微妙なところで多分素直に喜んでいうことじゃなくてその反対の方向での反応があったんだろうと予測をされるんです。なのでいろいろと心配な声も聞いたわけです、私自身も。市長は、新しいことが始まると心配だから素直に意見を言ったと。思うことはいいと思うんですが、そういうことは。ただそれを発言をすることによって、何らかの形で支障があるといけないということは、非常に個人的な話にとどまらなくなるわけなんですよ、市長としてそうされるので。全然影響はないし、今後も市民の命と暮らしを守ることが市長の役目、これはもう当然そのとおりなんです。だけど、今でもやっぱりその考え方は変わらないですか。反対をしたというその気持ちは変わらないか、もう

1 回確認させてください。

○市長（五位塚剛）

今回の鹿屋基地の配備については、考えは変わっておりません。

○8 番（上村龍生議員）

これは反対サイドの考え方をこれは私個人の話なんですけれども、最終的に何で配備計画が出たかというのは、今のウクライナ情勢にも関連していると思うんですが、要は沖縄尖閣やら沖縄日本が攻めてこられないような対応をどうすればいいのかという1つの考え方だろうと思うんです。北方領土でも合同軍事演習をロシアはやると、非常にふざけた話がたくさんありますよね。ミサイル攻撃もあった。日本のEEZ内に中国が打ち込んだ、どうすれば尖閣を初め沖縄、これは軍事専門家によると沖縄、台湾有事があったら沖縄も有事になるし、これ鹿児島県のところまで及びますよという意見もあるわけなんですけれども、それを防ぐためにはどうすればいいのかという話の一環だろうと思うんです。これは私の私見ですけど。ウクライナ情勢で一番分かるのは、NATO諸国弱小のNATO諸国にもロシアは手を出せない、これは、集団的自衛権を彼らは軍事同盟を持っていて、弱小の国にもロシアが進行したら、同盟国が全力で反撃をするのでロシアは手を出せない。それと同じことを日本もやるべきではないかという意見だろうと思うんです。今、アメリカとの安保条約はありますけども、最終的にはアジア版のアメリカを入れた集団的自衛権を構築しなければ、今のままでは中国やらロシアからやられてしまう可能性もあると、その自衛権の増強の一環として今回の米軍の偵察機の配置もあるのだろうという理解をしているんですが、1つの考え方です。ただ、それを含めて、微妙なときに県、ひいて言えば国にもそうですけども、刺激を与えるような発言は、市長としては、個人的なことは私は何も申し上げられません。市長としての発言は慎むべきではないかという私の意見なんですけど、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今回のことで私に抗議の電話、抗議の文書とか、それは1つありません。市民の中からは、市長としてはっきりとした意思表示をしていただきましたという賛同の方は何人かお聞きいたしました。今後も、基本的には考えは変わっておりませんけど、そういうような状況でございます。

○8 番（上村龍生議員）

2 項目めに入ります。水掛け論になりますので、終わります。

2 項目めのところで、小規模農家のところ、小規模農家さん、大体10頭未満程度のところ、かなり切実な声を聞いております。あとこういう状況が三、四年続くとやめる農家が増えてくるんじゃないかなと。畜産農家の方々のお話なんですけれど

も、その辺のところ、今、まだ使われていない制度等もあるという話なんですけど、その辺のところ、今から先の見通しというか難しいんですけど、そこら辺、もう1回ちょっと話聞かせてもらえませんか。

○畜産課長（野村伸一）

それではお答えいたします。

今のこの子牛の急落を受けまして、議員の言われるように特に小規模農家、高齢の小規模農家、そういう農家の方々から我々にも不安の声であったり今後の心配等の声等が寄せられているところでございます。そういう声等を受けまして、国のほうでも先ほど市長のほうで答弁いたしましたように国のほうで、今回の子牛下落によります緊急措置ということで、60万円を下回った場合に1万円、57万円を下回った場合に3万円というような事業が創設されました。ただ、今全国平均で62万円程度というようなことで、まだこの発動には至っていないということでございます。また、もう一つ国のほうでは、子牛の生産者補給金制度というものがございまして、これが今の現状ではないんですけども、子牛の経費、54万1,000円、これが保証基準価格となっております。この保証基準価格を下回れば、国がその差額分については補填するというものがございます。ただ、先ほどからありますように、飼料の高騰、あるいは生産資材の高騰、そういうものによりまして、コストが相当大幅に上昇しているということで、今回国も60万円を下回った場合にということでありましたけれども、現在のところは発動に至っていないということです。肉用牛の高齢農家等の中でやはり議員のほうの申されるとおり、これが長期化すれば、もうやめるとかいう声等もあります。それをどうにかして我々としては、廃業、あるいは経営縮小、こういうものをどうにかして防がなければいけないというようなことで、今回の9月の補正予算の中で市の対策ということで、肉用牛と酪農でありますけれども、肥育農家、繁殖農家、それと酪農家についての対策を提案するところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

非常に心配な点ですよね、そこは。ちなみにこの小規模農家と言われる10頭未満程度の農家さん、戸数的にわかりますか、どの程度あるか。

○畜産課長（野村伸一）

現在の肉用牛の繁殖農家数が曾於市内で716戸であるところでございます。そのうちの10頭未満というのが約半数の農家でございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

10頭未満の小規模農家、相当多いですよという話は聞いていたんですけども、ここを守っていかないと、全体頭数的には、半分ぐらいだろうと思うんですけど、減ってくるかもしれませんが、頭数的には減ってくるんでしょうけど、内容的には、ただ、これを守っていかないと曾於市の畜産、本当に大変な状況になるなど。私たちが今から先も注視しながら、この辺はしっかり見守っていきたいと思っております。ぜひ、その辺のところ、また考えながら、対策を練ってください、そこは。

堆肥舎のところなんです。堆肥舎のところは個人のところで個人で施設を造るときには半額、30万が限度ということで、1回目の質問でもしたんですけども、資材等の高騰でとても30万ぐらいじゃできないという話なんです、実際のところが。その辺のところも今後は市長、ここのところは今後はやっぱり救済のために考えていく必要があるんじゃないかと思っているんですが、そこは畜産農家さんの切実な声なんです、市長その辺、何かどう考えるかちょっとお聞かせいただけますか。

○市長（五位塚剛）

今、畜産農家が危機的な状況にあることは十分認識しております。高齢の方がやめる中で、どうにか頭数を維持できているのは、若い人たちが頭数を増やしていただいているおかげであります。そういう方々は、大体自分なりに堆肥小屋を、畜舎を造って処理されておりますが、それ以外の小さな農家の方々がなかなかそれができておりません。そういうことと、市の有機センターのこともありますので、いずれにしても、この堆肥の問題については、市としても何らかの対策をしなきゃならないと思っておりますので、今後、議論をさせていただきたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

今市長から答弁もらいましたけれども、最終的には個々の畜産農家を守るために、今有機センターが末吉町にはあるんですけども、大隅、財部、こっちのほうにも同じような施設じゃなくても何らかの形で、これは公の施設でという話も出ております。その辺を含めて、今後ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っているんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、もう以前からそういう声がありました。ですから、今の末吉町の有機センターに大量の農家の糞尿処理を持ち込むためには、一時製造をしたものをやはりストックする場所と、財部、大隅にセンター的なものを、それを整備して、それを安く提供するような方法を考えないと無理だろうと思います。同時に、末吉の有機センターについては、ペレット化を含めて、ちょっと利用しやすい堆肥づくりを、これは検討しなけりゃならない時期に来ているのかなと思っております。

○8番（上村龍生議員）

ぜひ、そのように対応をしていただくように求めます。

3番目のところ、財政状況のところなんです。会計課長さんのところですか。1年間の財調の残高のところ、ちょっと調べていただいたんですけども、3億円、4億円前後のやっぱり推移はあると、今年の方も可能性としてといいますか、状況も出していただきました、財政課のほうから。これも最終的には運用とすれば、この財調なり、その資金があれば、そこから回していけるという話だろうと思うんです。ですから、この財調がある間は心配ないんですけど、非常に先般の総括質疑でも若干触れましたけども、要は国からの起債関係の地方交付税、償還金の地方交付税の還付金関連かれこれ、これは自治体の数字を見ただけではわからんという話でした。ただ、モデル的に言うと、その範囲内でしか返っていないんですよという話もされたのも事実なんです。その辺を含めて非常に財政的に厳しくなってくるのはもう間違いないわけですよ。その中で、何人も質問していますけども、いろんな事業が立て込んでくる、今までもあった今後も立て込んでくる、その中での運用というのは非常に財調がある間は窮屈さはなくなるんでしょうけども、これがやっぱり目減りをしていくと非常に窮屈になってくるというのを心配しての今の状況をちょっと確認をさせていただいたところです。今後とも、ここは注視をしながら確認はしていきたいと思っております。

その報告の中でこれで大体めどというか、分かったんですが、財政課長、大体30億円の目安というのは、しばらくはこの方向で大丈夫だというふうな判断でいいんですか、今の状況でいけば。

○財政課長（上鶴明人）

それではお答えいたします。

30億円という設定が最初、当初予算の繰入れのときに約10億円、それから不足の災害復旧、もろもろあった場合に20億円ということで、30億円という設定をさせていただいているところでございます。

今現在の残高につきましては、予算規模でいきましても少ないんですけども、今後交付税、それから特別交付税、そして最終的な執行残、そういったもろもろを加味しまして、最終的にはこの30億円という額に近づけたいとは考えております。

○8番（上村龍生議員）

多分、僕が言うのもあれですけど、毎年少しずつは可能性としては減っていくという可能性があると思うんです。ですから、この一、二年、二、三年、四、五年では多分大丈夫だと思うんですけども、長期的に見てその辺のところをこの間の総括質疑でも言いましたけども、十分に考えながら、事業計画、財政計画を立てていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日31日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時31分

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年8月31日

(第3日目)

令和4年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和4年8月31日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 土屋 健一 議員
通告第6 迫 杉雄 議員
通告第7 片田 洋志 議員
通告第8 矢上 弘幸 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理	4番	矢 上 弘 幸
5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭
11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛	16番	大川内 富 男
17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成
20番	久 長 登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 山 中 雅 人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市	長 八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副	市	長 大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総	務	課 長 今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一

大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○13番（土屋健一議員）

許可を頂いております13番議員でございます。一般質問をいたします。

先般、8月9日、高岡小学校の値安子校長先生が不慮の事故で亡くなりました。本席からお悔やみを申し上げ、適切に対応された教育長をはじめ、関係者の皆様に、一議員としてねぎらいの気持ちをお伝えしたいと思います。本当に御苦労さまでした。

さて、我が国で第7波まで発展した新型コロナウイルスの蔓延でございますが、ようやく行動制限のない日常となりました。しかし、感染者の数は記録的に多くなって、気を抜けない状況であります。また、ロシアによるウクライナ侵攻は6か月を経て、なお長期化しそうな雰囲気にあって、貴い命が日々失われております。新型コロナウイルスの蔓延とウクライナ侵攻は、全世界の経済に計り知れない打撃を与え、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

一方、広島と長崎における平和記念式典と、そして、8月15日の全国戦没者追悼式、誠に胸を打たれる思いであります。先人たちが犠牲となり、その上に築き上げられた平和と日本並びにこの地域、この曾於市を今の私たちが守っていけるのか、いけないのか、大きな責任を感じます。一般質問は、その根幹をなす地方自治、曾於市の行政と議会に関する事項であります。

通告は御覧のとおりでございます。

1番目、市長の予算の調整権、提案権についてお伺いいたします。

①で、市長の認識を伺います。

②で、議会費は議長の要求どおりなのかお尋ねいたします。

大きな2番目の公務員の分限について。

①審査会は設置されているのか。

②どのようなプロセスで決定されるのか。

大きな3番目、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例並びに審査委員会についてお尋ねいたします。

①審査会の構成はどうなっているのか。

②市長の指示から決定までのプロセスを教えてください。

③審査委員会規程第3条別表中、第2の2公金官物取扱い関係の(10)コンピュータの不正使用で、「職務に関連しない不適切な使用、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告」となっています。事例があれば御報告を頂きたいと思います。

4番目に、職員のハラスメント防止等に関する規程について。

①ハラスメント処理委員会の委員構成はどうなっているのかお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、土屋議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市長の予算の調整権及び提案権についての①市長の認識についてお答えいたします。

予算の調整と提案につきましては、地方自治法第149条にありますとおり、地方公共団体の長が担っている事務と認識しております。

1の②議会費は、議長の要求どおりかについてお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、各課等からの要求後、財政課長査定、市長査定を行い、予算の調整を行って提案をいたしております。議会費については、議会の意思を尊重し、要求どおり計上しております。

2、公務員の分限についての①審査会を設置されているのかについてお答えいたします。

市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例には定めておりませんが、市職員の降任申出制度に関する要綱に定める市職員懲戒審査委員会において審査するものであります。

2の②どのようなプロセスで決定されるのかについてお答えいたします。

市長が市職員懲戒審査委員会に諮り、意見を求めた上で決定するものであります。

3、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例並びに職員懲戒審査委員会についての①審査委員会の構成についてお答えします。

両副市長、教育長、総務課長、両支所長、教育委員会総務課長、総務課長補佐、総務課秘書人事係長の9人であります。

3の②市長の指示から決定までのプロセスについてお答えいたします。

市長の指示を受けて職員懲戒審査委員会を開催し、原則として全会一致で決定するものであり、決定後、市長に報告し、最終的に市長が決定するものであります。

3の③審査委員会規程の中で、「職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする」とあるが、これまでにこのような事例があるかについてお答えいたします。

過去に1件あり、減給処分となった職員5人、管理監督責任として訓告処分4人です。

4、職員のハラスメントの防止等に関する規程についての①ハラスメント処理委員会の構成についてお答えいたします。

両副市長、教育長、総務課長、両支所長、教育委員会総務課長、総務課長補佐、職員団体が推薦する職員2人、総務課秘書人事係長の11人です。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

質問が順不同になりましたけれども、2番目の分限についてからやり取りをしたいと思います。

令和元年12月14日改正、令和2年4月1日施行、曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例。第1条は目的でありまして、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関して規定がなされております。

第2条が手続でありまして、地公法第28条を適用すると。そして、処分は書面で交付しなければならないということになっております。

ちなみに、地公法第27条は、公正の原則が求められております。市長側にも職員側にも大変厳しい分限の条文だと、そのように思っておりますが、公務員の常識・規律が保たれ、行政の秩序が維持されているということ、また、そういうことを基に地方自治がしっかり守られているということ、これはともに認識をしてみたいと思います。

前例では、事件から分限の関係で、事件発生から処分までの経緯は述べられていますか。これはお答えになるわけにはいきませんか。いや、なければ結構です。

分限に関する審査の中で、外部の委員を今後登用するような方向性はないものかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

現時点では、検討はしていないところでございます。

○13番（土屋健一議員）

後でもハラスメントでも出てまいりますので、そのときに申し上げますが、次に、4番目のハラスメント防止についてへ移りたいと思います。

分限については、お互いに認識は同じだと思いますので、ハラスメント防止について議論をしたいと思います。

8月26日、つい先日、議案第42号、曾於市ハラスメント防止条例が議決をされました。以前から職員懲戒審査委員会規程がございまして、同規程の別表、基本事項、14のセクシャルハラスメント、15のその他ハラスメントに対する条文が示されています。

そこで質問なんです、8月26日、議案第42号で、総務委員長報告に外部委員の登用の意見が出されているという報告がなされておりますが、市長、どんなものでしょうか。もう時代も大分変わりました。いろんなことを審査するときに、重要案件については外部識者の登用も考えてもいいのではないかと、そのように思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今回、ハラスメント条例を提案することによって、職員の皆さんたちが安心して働ける職場づくりを目指すということで提案いたしました。しかし、この審議においては、基本的に内部で審査するわけですので、その辺りにも無理があるのかなという感じもしてきます。基本的には、行政を携わっていく中で、問題が起きたときは顧問弁護士も含めていらっしゃるわけではありますが、今の言われたことについて引き続き検討させていただきたいと思います。

○13番（土屋健一議員）

実は、こういう審査委員会なんです、身内のことを身内だけで審査することの不釣り合いといいますか、なれ合いといいますか、やっぱり限界があるように思います。他の市では、近いところでは特に都城、公平委員会なるものに諮って分限手続、ハラスメントの処理、こういったことを行っているケースもあるようでございます。議会における倫理条例なども同じだと思います。外部委員を登用するような考えを持っていったほうが、もう時代が変わりましたので、市民の意見、識者の意見を尊重するという姿勢に立ったほうが私はよろしいんじゃないかと思っておりますので、要請をしておきたいと思います。

次に、本題に入ります。議会費であります。

質問の1番目の予算の調整権、提案権の問題でございまして、議員必携の19ページに、下段の2、議員の義務というのが記載されておまして、その（3）に規律を守る義務があるというのが書いてあります。品位保持、秩序維持に努めるのが義務だということでございます。

次に、204ページに、いよいよ予算の編成は市長にあるということ、それから、住民の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民や議員の利益のために行使するようなことがあってはならないというのが明確に記載されております。

次に、その次のページで205ページを見ますと、同じように予算の編成権は市長のみに委ねられているということ、その裏付けは地方自治法第149条の2、予算の調整・執行というのが明記されています。次に、議会費のことも触れられております。議長が見積もって組み入れるように要求することとなるというのがもう明解に書いてあります。加えて、予算の編成と提案権、予算の執行の財政権、これは首長のみにあるということも記載されております。

そこで、過去における議会費と市長との関係なんですが、ほとんど、いや全部、過去においては、議会から上げられた予算は認めていただいて、議会に提案をされているという仕組みが出来上がっていたというふうに思っております。これは、長年のお互いの認め合いといいますか、もう議会で決められたことだからという当局側の配慮もなされていると思っております。これは、議会側から上がってくればもうやむを得ないことだと、そのようにも思っているところであります。

さて、少しお話をさせていただいて、職員の懲戒の手続、審査委員会について、コンピュータの不適正使用、職員は減給・戒告であるということ、これは同僚議員のさきの総括質疑で出てまいりまして、総務課長からお答えを頂きました。

次に、過去、曾於市議会でもタブレットの不正使用がございまして、特に1期目の議員さん方は初耳だと思いますが、曾於市議会でもタブレットの不正使用がございました。倫理条例を制定するに至ったんです。令和元年3月25日、当時の副議長の山田義盛議員の発議でございました。午後11時50分までの議会は記憶に新しいところであります。ところが、今日、またタブレットの不適正使用らしき問題が発生をいたしました。

タブレットの不正使用について、ただしてまいりたいと思います。

市長、今回は公金にも関わっております。由々しき問題です。答弁は冷静に慎重に時間を掛けてお答えいただきたいと思います。責任問題にも発展しかねません。

長く話をするようですが、もう一つ御紹介させてください。

8月2日、今月です。京都経済センターでセミナーを受けました。研修テーマは、議員定数と議員報酬でございます。講師は、株式会社地方議会総合研究所代表取締役廣瀬和彦先生でございました。分かりやすい講義で、実りある研修になったと思っています。

その中で、印象に残る場面がありました。議員報酬の講義の一番始まりに、タブレット不正使用のビデオが流されるではありませんか。他の市で議長経験者の議員

が本会議中にほかの番組を見ているわけです。その講師の先生いわく、これでも報酬を払わなければいけないんですもんねということを講師の先生は言っておられます。そして、加えて、これは議員必携にも載っていることですが、議員は特別職の公務員であるんですということも強く研修時に述べられました。そうなんです。もう公務員と全く一緒です。そのことを述べられました。

倫理条例が我が曾於市でも出来上がったんですが、その直後にも傍聴人からアドバイスがございました。関係のない動画の宣伝を見ている議員がやっぱりいますという報告を我々にしていただいております。実は、つい先日、26日、質疑のときに突然子供の声が議場に一瞬流れました。慌てられた議員もあったように思います。まだまだこういうレベルなんです。幾らルールを決めても、本当に良識を疑う、そういう曾於市議会であります。

今回の補正は、議会費ですが、もちろん。今回の質問です。今回の補正は、データ通信月額容量の超過分ですか。137GB使用の議員分なんですか。そのことをお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

超過分だけを提案したものでございます。

○13番（土屋健一議員）

実は、市内60基で2月分が36GB、3月分は40GBです。4月分が161GB、4月分は3月分の4倍なんです。この突出分を調査・分析されたかお尋ねをいたします。

○市長（五位塚剛）

私は、なぜ議会のほうからこうなったかという詳しい説明は受けておりませんが、総務課長のほうは基本的なことを分かっていると思いますので、総務課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

超過分の請求書が届いたというのが6月初めでございましたので、その時点でその内容を調査したところでございます。調査につきましては過去3か月分しかできないというところでありましたので、今、議員がおっしゃられました2月、3月、4月分を個人ごとに見させていただいたところでございます。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

当局の提出資料から、その〇〇議員分の抜粋をさせていただきました。これを読み上げたいと思います。〇〇議員の4月分、4月2日土曜日11.15GB、あと、3日からずっといきます。3日20.94GB、4日8.06GB、5日10.87GB、6日20.08GB、

7日10.82GB、8日9.79GB、9日9.12GB、10日12.1GB、11日20.45GB、12日——これは退院をされた日だと思いますが、3.71GBでございます。月末の28日に0.01GB使われておりまして、4月分が〇〇議員の分が137.15GBでございます。

そこで、我々も一般質問をする以上は、学習をして裏付けを得て質問をしなければなりません。そこで、同僚議員を通じて勉強をさせていただきました。見解を頂いたのは、D T I チップステーション「安心のインターネットプロバイダー」という集団の方々でございまして、N T T の O B の方々で組織されている法人でございます。

そこでお話を聞きますと、11日間で137GBと、もうこれは異常ですよというお話を頂きました。そして、1GBで動画を何時間見られるのか。高画質の場合が1.5時間程度だそうです。中画質で2時間程度、そして、画質の悪いところで3時間程度ということでございます。また、L I N E のビデオ通話は3時間ぐらい、1GBで見られますよという御指導でございました。

加えて、公衆電気通信事業法というのも法律を教わりました。事業者、つまりN T T が守るべき義務、顧客の申出による請求内容の開示、そして、申出によるアクセス内容の開示、そして、さらに位置情報の開示、そういったものができるんですよということの御指導を頂きました。

先般の質疑のときに、刑事訴訟しかこれ以上は開示できないという答弁もございました。認めたいと思いますが、利用者本人の同意があれば、今でも開示はできるということでございました。

質問に入りますが、今般の議会費の取扱いは、〇〇議員の137GBに対して119.97GBは既定予算で公費負担ということを確認したいと思います。41.08GBは契約容量オーバー分で〇〇議員負担ということでよろしいのでしょうか。そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今回上がってきております予算の要求書につきましては、そのような形になっております。

○13番（土屋健一議員）

実は、プロ集団から教わったギガ数とか通信事業法とかございますが、どうしても異常だと言われます。そこで、我が曾於市の条例かれこれで判断したときに、これは不正使用に当たらないのかどうか、いろいろ勉強もしてみました。

まず、入院届が出されております。タブレットは公共物なんです。入院先への持込みはできないことになっております。本来なら、10日ぐらい入院ですから、事務局へ預けて入院をなさるべきでしょう、公共物ですから。タブレットには情報が満

載でございまして、場合によっては第三者によって悪用されることも懸念されます。

繰り返しますが、137GB、入院期間中の11日間で考えられない使用量でございます。議員活動以外、使用は禁止されている。これはもう基本でございまして、また、第10回のタブレット部会の取決めをのぞいてみますと、タブレットを預かっている者は善良な管理者でなければならないと明記されております。〇〇議員のタブレット使用は不正使用に当たらないか、見解をお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

一般的な考え方でございますが、議会が開催されているときに、議会活動に必要な資料を外部から求められたり、また、当局からの資料を求めたり、そういう形でペーパーレスを求めていきたいという議会からの要請でございましたので、タブレットを市民の税金で導入いたしました。

ただ、今言われるとおり、本会議を含めた議会中の中での使用ではないような感じもいたしました。何に利用されたのか、どういう形での使用をしたのかというのは、私自身は全く分かりませんので、基本的には不正使用なのかどうかというのも私が見ておりませんので、今は答弁できないところでございます。

○13番（土屋健一議員）

本人も一責任ある議員ですから、本人の同意を得て、契約者、事業者、本人、潔くこれは調査に同意すべきだと、そのように考えております。

会計課長にお尋ねをいたします。4月分のNTTドコモへの支払いはいつどんな方法で幾らされておりますか。お願いいたします。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

それでは、お答えいたします。

タブレット端末のデータ使用量、4月分の支払い、定額分の15万8,400円は5月20日に総務費から、また、超過分の14万2,162円は6月17日に議会費から、いずれも口座振込で支払いを行っています。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

口座振込で支払うことに契約上はなっているんでしょう。正解だと思います。

続けて質問をいたしますけれども、今、市長も触れられましたが、契約容量以内であれば、今回、執行部が取られた措置ですよね、不正使用しても許されるのかということに関して御答弁を頂きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この間、職員のコンピューター等の不正使用については、厳しく調査をして処分をいたしました。当然ながら、不正使用であるならば、これはよくないというふう

に思っております。

○13番（土屋健一議員）

我々が現時点で不正使用だと断定できるのは、入院届を出して翌日から公務に就いていないんです。その間に137GBでしょう。これはもう不正以外にないんです。だって、持込みもできないわけですから、そういったところで位置情報等も調べてみたらいいと思います。

次に、このことで市民のお二方の声が聞けております。不正使用の内容を私なりにお伝えして「どう思う」ということでお尋ねをしてみました。一人、子育て世代の方です。「それって私たちの税金でしょう」という、もう単純な発想です。「公費でしょう」ということです。これは女性の方です。それから、もう一人は有識者、かなり高い識者でございますが、「公共物の取扱い、これ分かっていないんですかね。信じられませんね」という職員OBの方でございます。誰もそういうことはするはずがないんですと。そして、そもそもそういったことに公金で負担するということは、これは甘いんじゃないかと。予算内だからと。ということを言われました。

また、質問が戻りますが、総務課長、職員が当事者となった場合、同じような予算措置をなさるのか。懲戒処分は免れないと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

職員が不正使用をいろんな問題でした場合は、当然、そのことについては処分をして、本人の負担をさせたいというふうに思うのが基本的な考え方でございます。

○13番（土屋健一議員）

市長、不正は明らかであります。先般のタブレット部会でも、本人が弁明をいろいろされているようでございます。市長の責任で議会と再度協議をされたほうが私はいいだろうと思います。そして、137GB分全て償いを求める。要するに求償すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのことについては、通常は1人当たり2GB、60台あって120GBなんですけど、それはお互いいろいろ137GBというのが全部、今、土屋議員が言われるように、タブレットを持ち出すことが基本的に禁止なんですよという前提であるならば、そのことも一つの提案だと思うんですけど、このことについては議員間の問題であるし、できたら議会のほうでも政治倫理審査会という制度がありますので、その中で詳しく本人にも来てもらって、明解な回答をもらった上で、それが本人が全て議会活動以外のものであるということを確認されたらそのような方法もあるんじゃないかと思いますので、ぜひ、そのことについては議会のほうでいろんな形での対応をお願いをしたいというふうに思います。

○13番（土屋健一議員）

そこで、再度確認しますが、今回、補正予算を編成するに当たって、議会からの要請であったということを確認したいと思います。御答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

議会からの多分議長からそのような要請があったから、我々行政の当局のほうはそのような予算措置をしたというふうに思っております。

○13番（土屋健一議員）

償いを求める、求償の手段ですが、これは相手が了解するもしないも関係ないんです。被害を受けた。市の財政が被害を受けた。損害を受けた。その事実のみで求償措置というのは取れると、そのように思っておりますので、御参考いただければよろしいかと思います。

もうそろそろ最後にしたいと思いますが、私は曾於市議会議会議員の一人として、まず、今回のような不正行為を許してはならないと思っています。次に、既定予算内であるからといって、公費で不正行為の穴埋めをしてはいけないと思っています。市長は市民の声、市民の目を意識されるべきではないでしょうか。議会もしかりであります。

本定例会期間中に議長と再協議をされて、正しい提案をされるべきではないでしょうか。二代表制がよく言われるところです。責任は市長にも、また議会にもあると思っています。曾於市議会でまたタブレット不正使用、既定予算で充当、それに議会も同意、これは情けない恥ずかしい私は対処方法だと思います。この情けない結果にならないように、お互いに心配をしてみましようか。

これは、市民から見たら予算が残っていたから払いましょうという、単純にそういう問題じゃないと思います。不正部分ですから、悪いことをしたと思われるわけですから、それに対して公費で埋めるということは、これはもう曾於市だけじゃないです。もう近隣市町村全部にこのニュースは広がります。そういった情けない結果にならないようにお願いをしたいと思います。

それから、DTIチップステーション、これから頂いた資料でございます。それから、入院期間中11日間にタブレットを使用したというあかしは総務課から御提案を頂きました資料に、これは掲載されております。

以上、情けない行政と議会も間違いのない判断をするように私は期待を申し上げて、一般質問を終了いたしたいと思います。終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時43分

再開 午前10時52分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、迫杉雄議員の発言を許可します。

○18番（迫 杉雄議員）

18番、迫です。今定例会の一般質問におきまして議長の許可を得ましたので、2項目を7つの要旨で市長並びに教育長に質問いたします。

まず、世界的な食料不安の危機感を背景に議論が活発化していることに加え、ウクライナへのロシアの侵攻が2月に始まり、半年が過ぎ、長期化の兆しであります。ロシアの一方的侵攻は、ウクライナ国民の命が奪われるだけではなく、国際社会に及ぼす影響は大変なものがあります。激変していくことを念頭に、全国各自治体においてもピンチをチャンスに対応するべきと思います。

通告の①ですが、ウクライナ危機の長期化、円安等、原油や食料費の値上がり相次ぐこの影響対策について、市長の見解を伺います。

次に、②ですが、特に本市は農業が基幹産業であることから、農畜産業では燃油や肥料、農業資材、配合飼料の価格高騰が見られています。また、養鶏、ブロイラーにおいても同様に高騰が重くのしかかっていますが、本市の食料自給率等について伺います。また、商工業に及ぼす影響についてはどうであるか、今後の対応について、市長の見解を求めます。

次に、③ですが、同様に物価高騰に対する高齢者や低所得者に対しての生活への対応にどのように考えておられるか伺います。

次に、④ですが、ロシアのウクライナ侵攻により、ウクライナの国民は約450万人以上が戦火を逃れ、国外に避難しております。日本には8月16日現在で入管庁が1,736人の避難民を受け入れていると発表があり、生活費等を支給しているようです。鹿児島県においても18名を受け入れているようですが、日本国憲法は世界平和を切実に希求することを掲げております。本市はどのように対応ができるか、現在の状況と市長の見解を伺います。

次に、2項目めですが、教育行政について、①に、3町合併以来、17年目にして、教育委員会、農業委員会等の本庁統合になります。改正教育基本法等、いよいよ本市の教育行政の展開を期待するものであります。本庁統合による各課の事務分掌についてですが、次代を担う青少年の育成、また、地域活性化を目指す、そして、現在に至るまでの公民館活動については、どのように地域教育として受け入れ

られるのか。生涯学習課の今後、市民に対しての周知はなされるのか伺います。

②に、今後、学校、家庭、地域社会の三位一体の教育はどのような展開が予想されるのか。現段階と先を考えまして、地域コミュニティにどのように浸透していくのか伺います。

次に、③教育基本法の前文に示されている個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求する人間の育成を期するとあるが、本市の教育の過程ではどのような平和教育がなされているのか、教育長の見解を伺いまして、登壇しての1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については教育長に後から答弁させます。

1、国際情勢の激変に対する対応についての①原油や食料品の値上がりが相次ぐことの影響と対策についてお答えいたします。

ウクライナ情勢の緊迫化による原油や原材料価格の高騰等により、世界経済並びに国内におきましても多大な影響を受けている状況であり、本市におきましても、原油価格や物価高騰による影響は大きいと考えております。

市民の皆様方におかれましては、生活用品、食料品、ガソリン等の高騰が市民生活へ大きな影響を及ぼしていると思われまます。

本市といたしましては、市民の皆様への支援策として、配布型商品券第4弾やプレミアム商品券の発行準備を現在行っているところであります。

1の②燃油や肥料、農業用資材、配合飼料の価格高騰と商工業に及ぼす影響についてお答えいたします。

農畜産業の資材や肥料、飼料等の価格は、令和3年からすると平均で約1.4倍ほど上昇しており、それが販売価格に反映していない状況であります。

商工業につきましても、原材料や商品の仕入れ価格の高騰分を販売価格に上乗せできない業者等もあると思われまます。

1の③今後の物価高騰に対する高齢者や低所得者に対しての対策についてお答えいたします。

低所得者に対する国の施策では、新型コロナ対策として昨年度と本年度に住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業を実施し、非課税世帯1世帯当たり10万円を給付しております。

物価高騰に対する市独自の施策として、高齢者や低所得者を対象とした支援事業は行っておりません。

1の④県内に避難してきたウクライナ避難民に対して、市として支援対応は考えられないのかについて答えいたします。

ウクライナ情勢は先が見えない状況が続いていますが、曾於市においては、住居支援として公営住宅への入居を予定しております。内容としては、入居期間は原則3か月以内で更新可能、家賃・敷金は徴収しない、共益費及び光熱水費は入居者負担、連帯保証人は求めない、撤去時の修繕は求めないとし、入居後に就労等の事情変更があった場合は、条件の変更を検討したいと思います。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、2、教育行政についての①教育委員会の本庁統合による各課の事務分掌については、今後、市民に対してどのように周知がなされるか伺うについてお答えいたします。

教育委員会の本庁移転の周知については、9月の市報に掲載し、市民全体へ周知する予定であります。

また、教育委員会の各課の事務分掌については、これまでと大きな変化はありませんが、本庁での配置を含め、10月の市報に掲載するとともに、ホームページにも掲載予定となっております。

さらに、保護者や学校関係者には学校を通じて、社会教育団体へはそれぞれの代表者を通じてお知らせすることを計画しております。

2の②今後、学校、家庭及び地域社会の連携・協力についてはどのような対応がなされるのか、また、地域コミュニティにどのように関わっていくのか、対応策についてお答えいたします。

組織再編により、当初、地区公民館の所管については、企画政策課へ業務変更の予定となっておりますが、これまでどおり生涯学習課が担当できないか、現在協議をしているところであります。

当面の間は、公民館活動や地域団体の活動など、今までと変わりなく、生涯学習課で継続して支援できるものと考えております。

地域コミュニティ協議会は、自らの地域課題を把握し、解決していく自治的組織であります。生涯学習課としては、地域コミュニティ協議会の自主性を尊重しながら、これまでの地区公民館と同様にそれぞれの課題解決に向けた取組を支援してまいります。

2の③教育基本法前文に示されている「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する……」とあるが、本市の教育の過程ではどうであるかについてお答えいたします。

教育基本法前文に記されている理念につきましては、曾於市教育大綱の中にも位置付けているところでございます。

生涯学習においては、「全ての市民が、自己の人格を磨き、豊かな生活を送る」ことを目指すと明記し、その実現に努めているところでございます。また、学校教育においては、「規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育む教育をより一層推進する」ことを目標としています。

各学校においては、この教育大綱を基に、道德の授業や人権教育、総合的な学習の時間や教科指導を中心にしながら、学級活動や学校行事、日常の学校生活における子供たちと教師、子供たち同士の関わりを含めた全教育活動の中で、教育基本法が目指す人間の育成を図っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁を頂きましたが、特に1項目めのウクライナ危機長期化等々、それから国際的な物価高騰等、そしてまた円安が絡んでいるということにつきましては、もう今、どこでも議論が進んでおります。答弁に基づいて、どうやって曾於市として乗り越えていけるかということ等を考えますときも、端的に物価高騰並びに曾於市が農業が基幹産業ですので、まず、私は農業のほうから物価高騰等について市長に伺います。

まず1番目に、早速ですが、日本の農業、ほかもですけど、あらゆるものが外国からの輸入というところから農業生産等が行われております。ということは、国の施策としてやっておりますが、もう以前から国の食料自給率が37%から、もう本当に40%どころでもないぐらい上がらないのを直視するべきだというふうに思います。国の施策等ですので、ここからとやかく言うわけでもありませんけど、私たち曾於市においては、食料自給率等を上げるべきだというふうに考えますので、質問の1番目に、曾於市の食料自給率についてどのような見解を市長は持っているか。2番目からは、自給率等について質問をしたいと思います。食料自給率の見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市においては、農業のまちでありますので、大方、米を作ったり、また、身内から米を分けてもらったり、また、野菜等も家庭菜園を含めて相当、通常の生活では曾於市内の生産物を食料としている方が大分多いと思います。ただ、小麦粉を含めた外国に頼った農産物の関係が相当ありまして、そういう意味では、別の形で今は非常に高騰しておりまして、曾於市で小麦粉の栽培とか、そういうのがなかなかできない部分もありますけど、何らかの形で国のほうもこのことで考え方を変え

て自給率を高める手立てをするみたいですので、市としても何らかの形で応援をしていきたいなというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

食料自給率、国のカロリーベース、生産ベース、国が低いわけです。そして、曾於市においてはある程度、カロリーベースにしろ、生産ベースにしても高いわけです。ちなみに、全国的な角度から鹿児島県、宮崎県、宮崎県は生産ベースについては1位、鹿児島県は生産ベース2位というふうにつけておりますが、肝腎な議論をするときはカロリーベースしか出てこないわけです。

そこで、曾於市のカロリーベース並びに生産ベースをここで答弁を求めたいんですが、計算式等での確な数字が出なくても、対応しているということでの答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、お答えいたします。

昨年の12月14日だったと思いますが、迫議員のほうから食料自給率について御質問を頂いたところでありまして、そのときには県の自給率ベースで回答させていただいたところでございました。

今年度も、8月18日でございますけれども、国のほうから出されてありまして、カロリーベースでいきますと、鹿児島が77%と、生産額ベースでいくと283%ということになっているようでありました。

私のほうもいろいろと昨年質問を頂いてから調べまして、概算でですけれども、カロリーベースで計算をしてみたところでございました。ただ、係数がなかなかはっきりと出せない部分がありまして、カロリーベースで一応試算をしたところでございますので、その部分について若干答弁をさせていただきたいと思いますが、耕種部門につきましての生産量のカロリーというのが総体で537億1,400万kcalということになりました。これから1日当たりの熱量、いわゆる365で割りますと1億4,716万2,000kcalというふうになります。これをさらに人口3万5,000人で割りました。そうしたところが4,204.6kcalという数字が出たところでございます。

それで、国が示しております1日当たりの供給熱量というのが1人当たり2,340kcal、これが分母になります。分子であります4,204.6kcal、これから割りますと179.6%という数字が出たところでございます。もちろん、これは、畜産の部分につきましては、農水省が出しております畜産物については、輸入した飼料を使って生産した分については算入しないということになっておりましたので、一応この分は省いてございます。曾於市がこの数字が出たというのは、やはり水稻とサツマイモ、この面積が多いからかなというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

179.6%をはじき出しておりまして、国のカロリーベースでいえば、供給熱量は2,269kcalとの計算が出ております。それよりちょっと高いということで、今後は課長がはじき出した数値を基に議論するなり、施策に取り組んでいくべきだと思います。皆さんがお聞きのとおり、曾於市としては国の37%どころじゃないわけです。そして、生産ベースにしても、県も、隣の宮崎県もですが、高いわけです。ただ、言えることは、畜産に関してほかの農業資材もですが、輸入品が多いということが一つのネックだと私は思っております。いよいよ高騰化で肥料も飼料も高くなって、物価高で高くなって、そして曾於市はこれからどうするのかというところを今度やっぱり議論していかなければいけないと。数値があれば活力に、元気につながるわけですので、市長、今の数値を聞いて、曾於市は今後どうするのか。そして、一方では高騰が続く、いろんな化学肥料を日本が生産するには、もう原料を近い外国からは輸入できないということがずっと流れておりまして、強いて言いますと、アフリカのモロッコ辺りから輸入してやらなきゃいけないんだがとなると、当然今後は肥料等に高騰が続くというふうにも受け取れます。ですから、一方からいえば、我がまちの農業、耕種部門を主体にどのような見解を持っているのか。一応見解だけを先にお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回のロシアによるウクライナ侵略によって、本当に世界の経済が変わってしまいました。だから、基本的には一日でも早く収束していただいて、ウクライナの方々がまた本格的に農業を含めたものができるように願っているわけでございますが、しかし、先が見えておりませんので、何らかのことを考えなきゃなりません。

そういう中で、今、国のほうがそういう状況を見て、資材・肥料等を含めたものについては国のほうで、秋の国会で対策をしてもらおうということで今進んでいるようでございます。その状況を見ながら私たちも対応してまいりたいと思いますが、市独自で全てカバーできるわけじゃありません。当然ながら、何らかの形で支援ができないかということも含めてさらに協議をさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

全部カバーできるわけじゃないわけです。けど、何か曾於市で進む、位置付ける、若しくは生産にこぎつけないと、まず、今言っていますように、肥料から着目したらどうかというふうに考えます。昨日も議員の一般質問等でそれなりの質問が出ておりますし、たしか市長が答えられて、考えがあるんだなというふうに受け取っておりますが、まず、曾於市で肥料部門で何ができるかということを考えたところ

ろ、我が曾於市には有機センターなる立派な施設があるんだが、これは旧町時代に遡る話なんです。あのときは田崎町長でしたよね。だから、施策として有機のまちづくりだということをもう旗印に掲げて、環境的に一番いいことだなということで来ました。けど、時の流れかれこれ、今回に陥ったのは、そのときのやっぱりこれはやっといういい意味を合うのかなと思いますが、有機センターの状況も課長に聞き出せばいいんですけど、精いっぱい稼働しているんだろうと思っていますけど、そこから何かできないか。昨日、市長が答弁の中にペレット化というのが出てきましたが、これについてもいろいろ情報が下りてきておりますし、その中でのペレット化肥料を言われたんじゃないかと思いますが、確認がてら答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曾於市の有機センターについては、県内でもトップクラスのすばらしい施設であります。県内といっても、まだ全国でも有数なセンターでありまして、いろんな意味で曾於地域を含めたいろんな農家に優良な堆肥肥料として提供してまいりましたが、原価的には非常に市の持ち出し、負担もありました。そういう中で、長い年月の中でいろんな機械が老朽化してまいりまして、この対策を今非常に心配しておりました。

今後は、国の肥料高騰の問題のことがありまして、国のほうもそのために何らかの対策をやらなきゃならんというお話も頂いております。その中で、私たちの曾於市の堆肥センターをうまく活用しながら、ペレット化の肥料ができないかということで今、検討を始めたところでございます。

今後、国のほうとも相談しながら、この体制を見つけて、確実に前に進むような対策を強化したいなと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁は、昨日の答弁だったわけです。私はもうちゃんと聞いておりますし、そこから一步進めば、やっぱり今の有機センターでの製品、かれこれ増産的なものをどう取り扱うか。今後をにらんで、その分析的なものも答弁できるものであれば答弁してもらって、できますなら国の事業を導入して、ペレット化の肥料作りを進めるという考えについて、課のほうで何か打ち合わせておれば答弁を求めたいと思います。内容的に立派な肥料というよりも、この場をしのぐため、若しくは今までの施設を生かすため、そして、さっき市長が言ったように、この近辺には類を見ないということですが、当時は東洋一の施設だというふうに稼働し始めたのを覚えていますが、畜産課長なり農林振興課長、今の状況を答弁を求めたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

市の有機センターにおきましては、現在、年間畜ふんのほうを1万5,000トン程度受入れをいたしております。その中で、堆肥生産として6,000トンほどを販売しているというようなことで、現在の有機センターの稼働率につきましては100%でございます。

この中で、現在販売しているものは、バラ堆肥を農地へそのまま散布する、あるいはバラ堆肥そのままの販売、それと袋詰め製品ということで、このような製品を供給しているわけでございますけれども、農家等の中には、要望でペレット化していただきたいとか、そういうこと等もございます。また、農家によりましては、そのペレット化したものに配合肥料まで混合して散布が一度にできるというような、そういう要望等もございまして、今後はペレット化の機械等を導入したいということで、県を通じて国のほうにも要望を上げているところでございます。現在、その話につきましても、国のほうでもメニューのほうはあるというようなことで、より具体化したものを今計画をしているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

現状を今報告がありました、畜産ふん尿の1万5,000トン並びに6,000トンが販売できるという、もうそれで満杯だということですが、これに、今、課長が答弁されるように、ペレット化を導入できればどうなるか。答えられるものなら答弁を求めたいと思いますし、あと、市長に、今言った答弁にあったペレット化は、恐らく国県の事業導入で条件があるんじゃないかと思います。その条件等について、市長の答弁を先に求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ペレット化する事業は、まだ具体的に決まっているわけじゃありませんけど、メニューもいろいろあるようでございます。私たちは、鉄骨を含めてかなり厳しい状況がありますので、そういうことも含めて改修ができないかということで、今、県を通じて国にもお願いしているところでございます。

また、ペレット化については、一般的には4mmという希望がありましたが、3.5を作ってほしいという声もあるようでありますので、あとの販売ルートを含めていろいろ経済連なんかを含めて、今後はどうすべきかということはある程度固めた上で、議会の皆さんたちにもまたお示しをしたいなというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

事業導入という角度からいうと、それなりの事業導入にはいろんな条件があるというわけです。そうすると、畜産課長、条件的なものはどういうものがあるか。今の現状は100%販売処理可能、一つは——これは指定管理ですがね。いや、大隅衛

生に指定管理じゃないのかな。その辺りをどういうふうに対応できるのか、答弁を求めたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今、有機センターにつきましては、大隅衛生のほうに業務委託をしております、その中で現在9名の方々にあそこで製造に携わっていただいているところでございます。

ペレット化にすることに対しての今幾つかいろんな課題といいますか、そういうところ等もあるわけですが、先ほど市長のほうから3.5mmを検討しているというようなことの答弁があったわけですが、細かい物にするためには、その堆肥、できた製品のバラ堆肥の後の処理、これが非常に水分を低くしなければいけない。現在で約30%の水分であるわけですが、それを20%以下にしていかなければいけない、そういう問題。あるいは、製造工程の中でそういうペレット化していけば人的な問題。こういうものにも対応していかなければいけない。また、ペレット化する工程の中での今の既存の施設への据付けでできればいいんですけども、なかなかそういう施設も老朽化していますし、新しい建物、こういうものも必要ではないかなということで、事業費等も非常に膨らむのではないかなというような、いろんな課題等があるところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、畜産課長が答弁若しくは説明的に出ましたが、いろんな問題を掲げています。いろんな問題は今後の対応となるわけですが、市長、今後、曾於市の耕種部門の有機農業化を目指すというような発想的な考えには至らないか。でなければ、畜産も物すごい大事なんです。畜産と耕種をきちんと分けて、耕種部門を力を入れる、力点を置くという考えでいけば、市外・県外に発信するとなると有機農法という有機が出てくるが、先ほど質問の中で申しましたように、当初、有機センター設立については、旧末吉町時代は有機農業を目指すということ等がありましたが、その後、時間もたって、年数もたちました。現五位塚市長もそのときには町議会議員だったと思いますが、そのときの感覚というのは残っていませんか。それともまた今後新たに世界情勢、国際情勢が変わったというところから考える余地はありませんか。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

末吉の有機センターを造るときから、私も一議員としてずっと携わってきました。田崎町長に有機センターをつくるべきだという提案をしてきました。そういう長い

歴史の中でここまで来ましたが、今のカンショの基腐病を見ると、土の中にあるいい土壌菌まで、今、残念ながら殺してしまっている状況であって、原点に戻るべきだというふうに思っております。そういう意味では、立派な堆肥ができておりますので、有機のまちづくりをぜひ改めて認識して目指していきたいなというふうに思っています。

○18番（迫 杉雄議員）

世の中、国際が変わるときは、自ら変わることも一つの選択肢であって、進む道だと思いますので、今の市長の答弁は、当然議論の上に、曾於市の独自のものを市外・県外に発信できるように頑張ってもらいたいと。その後のことは、それなりの旗が立てば、我々議会も勉強やら議論しやすくなると思います。またいい機会にでも決意やら矛先を、進む先を見せてもらいたいと思います。

あと、1項目めの③ですが、これについては答弁書に書かれて、昨日も出ておりましたので、もう飛び越えたいと思います。

④に、県内に避難してきたウクライナ避難民に対しての市としての支援策は考えられないかということで、これについても今まで確認を取っておりませんでしたけど、対応が答弁されております。当然、内容的には、精いっぱいこのぐらいのことは早めに表明するなりするべきだということから一般質問につなげておりますけど、現状においてはまだ曾於市には該当者はいないわけですが、この部分は県には報告されておるわけですか。そうすると、もう県内版になるわけです。できるものなら、国から逃れているウクライナ人というのは、私はすばらしい国民じゃないかなという感覚を持っておりますので、こういう機会があったらぜひそれなりの支援をしていくべきだと思います。

そこで一点、先に質問をしますが、2月、ロシア侵攻後、市内、本庁にもですが、Aコープとかどこどこにウクライナ支援募金というのがあって、その後、私の耳に来たときは募金期間を打ち切って、幾ら入っていたか分からないし、どれだけ支援金を出したか分かりませんが、どこに出されたんでしょうか。それとも普通であれば赤十字だとか、そこら辺りを確認がてら答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

まず、ウクライナの方が曾於市に来たいというときに、受入れの問題であります。これは、県からもしそういうのがあったら曾於市は受け入れることができますかということでしたので、曾於市としては受け入れることができますということを県に伝えてあります。また、同時に、この募金も各支所を含めていたしました。約2か月間したと思うんですけど、金額も相当な金額が集まりました。それについて総務課長から金額と募金を届けたところの報告をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

金額につきましては、今言ったとおり非常に大きな金額だというのは認識しておりますけれども、後ほど報告させていただきたいと思います。これの送付先は日本赤十字社であったというふうに記憶をいたしております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

日本赤十字社、そうではないかなという気がしますけど、日本赤十字社というのは、本拠がどこか分かりませんが、言いますなら、県との連携が取れているんだったら、県内に避難者に対する支援金という形であれば、鹿児島県としてもそれなりのものがあるやろうし、県としてもそれは臨むだろうし、私たち曾於市としてもそういう体制が取れるというふうに広がっていくんじゃないかなと思います。

そこで、1回、2か月ぐらいで相当な額が集まって募金を送ったということですが、その時点では恐らくまだ長期化という言葉も、今の実情がだんだんウクライナとロシアの戦況が変わりつつあるし、そこら辺りがちょっと兆しが分かりませんが、今後、もう一回、もう一回という言葉では当てはまらないかもしれませんが、募金活動を曾於市としてやるべきだと思いますけど、今の体制ではもうその後、終わっておるんでしょうか。確認ですけど。

○市長（五位塚剛）

募金活動については一旦終わっております。ですから、今言われるように、私たちもこれほど長期化するというふうに思っておりませんでしたので、また新しく10月3日から市庁舎が新しく開庁する部分がありますので、市民に本庁のほうに来てもらうという一つのことも含めて、もう一回、市民にそういうことも呼び掛けてみたいなと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

終息は見えませんが、もう一回、曾於市として、曾於市の市民としてできるだけ熱意、誠意を表すために、また、私の考えですが、そういうことをすることで曾於市民の市民性、人間性が向上するんじゃないかなと思います。ちなみに、新庁舎、10月3日以降の話ですが、それと併せて、市内各公共施設でもいいです。各地域でもいいです。事あるたびに、タイトルは先ほど言いましたように県内避難者への支援ということで、最初の2か月はさっき答弁があったように日本赤十字社に送りました。これでは、悪い、いいという問題ではないんですけど、せっかくの支援金が身近に感じられない。けど、県とのやり取りであれば身近に感じられるという気持ちがありますが、できますならで、今言う地域、若しくは公共施設、特に南棟で

すか、本棟もですが、置くべきではないかと。ちなみに、地域では、ウクライナ避難民の県内支援者というふうに募金活動をしておりますので、そこから広がるように今一般質問をしているところです。市長が支援にどれほどの見解を持たれるか。再度、曾於市を挙げての支援を考えられないか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私たちも1回行いましたが、すごい市民の関心が高くて、たくさんの寄附を頂きました。後で答弁させますが、今言われるように、非常にテレビの状況を見る限り、大変な戦争がこの地球で起きているということで、一日も早く止めていただきたいなと思います。同時に、困っている人への支援という意味では、気持ちを表す一つの募金活動ですので、支所を含めて、また、公民館を含めて何かできないか、すぐに対応したいと思います。

募金の状況については、総務課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

大変失礼いたしました。お答えいたします。

3月11日から4月28日まで、2か月弱でございますけれども、3庁舎に置いたところでございます。ウクライナ人道危機救援金箱というところで設置をさせていただきました。総額が97万240円ということで、100万円弱というありがたい救援金が寄せられたところでございます。先ほど申し上げました日本赤十字社のほうに5月9日までに振込をしたところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

内容的には、市民として、また、行政の立場として相通じるわけですので、当分兆しが見えませんが、ぜひ曾於市として対応していただきたいと思います。

通告の1番につきましては以上ですが、あとの2番目の教育行政についてに変わりたいと思います。

通告の内容で教育長が答弁されて、各事務分掌について答弁がされましたが、私も不勉強やら情報不足なんですけど、答弁の内容は今耳に入ったところです。8月31日です。これから、10月3日以降という感覚もありますし、そこに1か月や2か月でこの計画的なものが市民に下ろすことができるのかなと、至難の業じゃないかなと思います。この文章を見れば、列記されて答弁されましたけど、教育長、個人的に曾於市の教育行政から、若しくは事務分掌的なのは地域のことを言っているんです。令和4年度にすれば地域の社会教育の事務分掌を私は言っておりますので、そこら辺りの感覚、見解を再度答えてもらいたいと思います。今言ったように、1か月や2か月、もしくは年内にというような、市民に浸透するとは思えません。それ

はそれなりに対応するということで進められますが、今の答弁をされた中で、どういう見解でこういう答弁ができますか。また、このままもう間違いは任せてくださいというような曾於市の教育とも思えませんので、ぜひ個人的な立場からでも見解を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

今回の組織再編によって、長年親しまれた社会教育課という名称から生涯学習課という名称に変わるわけです。この名称が変わるということもそれぞれ市民のほうにしっかり周知していかなければならないんですが、当初、議会のほうにお示した段階では、特に地区公民館、こういうものについては長年、社会教育課が担当してきて、地域の活性化に努めてきたわけですが、当初では、それを企画政策課のほうに移行するという予定でございました。

ただ、この前提となるコミュニティ協議会のほうが現在なかなかうまく先へ進んでいない部分も正直ございます。そういうことを踏まえて、このまま社会教育課から、いわゆる生涯学習課から企画政策課に移行していいのかということで、現在、今協議をしております。その協議がきちんと終わるまでは、基本的にはもうこのまま社会教育課、つまり、生涯学習課が10月3日以降も地域・地区の公民館については分掌していくということで、このことで当面の間は、基本的にはこれまでどおり分掌は変わらないということで我々のほうは考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の答弁は、私は非常に1か月や2か月で市民に下ろすことは、これは至難の業だという角度の懸念から答弁を求めて、今答えられるように、そして、通告の答弁にも書かれておりますが、これがすんなりいけばということですが、当面は本庁に教育委員会が統合して、ここから発信すること、これには今までの大隅支所に教育委員会があるときよりも、いわば歯車、エンジンは掛かると思います。精いっぱい努力すれば、現段階での心配は乗り越えることができなきゃいけません、できると思いますので、この答弁に基づいた内容としてください。

まだはつきり理解できませんけど、企画政策課にこの事務分掌の半分の公民館関係は移るということになっておりましたが、企画課長、これをその後、1か月や2か月、今年いっぱいというような感覚を今聞きましたけど、企画政策課では受皿としてはどういう感覚を持っているんですか。今心配というか、そう簡単にできないということでは言いましたけど、確実なところ、今後は地域のコミ協も企画政策課が請け負うわけですので、そこら辺の課長の見解、若しくは企画政策課の関係を答

えてもらいたいと思います。

○企画課長（外山直英）

議員御指摘のとおり、10月以降、地域コミュニティ係ということで、コミュニティと公民館関係につきまして企画政策課で所管ということが決定しておりましたが、今、公民館関係につきまして様々な状況がございます。公民館、管理されている館長さん、あるいは、地域住民の方との連携などが、企画課で所管するには少しまだ時間が足りないのかなという率直な意見もございまして、現社会教育課のほうと、あるいは教育長とも協議をさせていただいて、本当にどういう形がいいのかということ的前提に協議をさせていただいております。ですので、もう少しお時間を頂いて、結論が出た段階でお示ししたいと思いますが、現時点では企画政策課のほうが所管しますが、公民館については現状のままというスタンスでいるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

なかなか教育長の答弁と企画課長の答弁がなんか矛盾という言葉か、教育長のほうは、教育委員会のほうは状況が分かって当分まだ頑張るということと、企画課のほうは、これに地域、コミ協は企画課に入ってくるわけでしょう。そこはもう動かないわけです。公民館については教育委員会がこのまま事務分掌で握るというふうに理解していいわけじゃないですか。そこでもう一度するようですけども、公民館という言葉は、来年、再来年になれば、もう使わなくなるわけです。現に24地区に対して6地区がコミ協の準備を進めているわけです。そうすると、もう笠木コミ協はもう笠木公民館って使わないわけでしょう。そしたら、もうすぐ今度は末吉におれば柳迫です。財部に行けば中谷ですか。その下にあと3つのモデル地域がありますが、そこら辺りはどうかすると教育委員会のほうが下りてきて、地区に足を伸ばして、今考えていることも説得しなければ、もう完全に今までの頭の中には公民館活動一点張りですので、コミ協の活動というのは誰も理解していないわけです。今からやりますよ、スタートラインに立っていますねというだけやから、そこら辺りはもう一回、年内というか、早い時期に努力したほうがいいんじゃないですか。そうやって進めることがいいことですけど、ここでまごまごしておればもう少子高齢化、地域での少子高齢化というのは大変な風潮です。もう活性化のかの字をつくるのに大変ですが、そこら辺りで行政がもう鉢巻きを絞めて一歩前に来て、地域に下りていってもらいたいと思うんですが、企画課のほうはそこまで手が回らないと思うから教育委員会のほうを見て質問しているわけですが、どうですか。

○教育長（中村涼一）

迫議員の御指摘のとおり、我々が一番考えなきゃいけないのは、組織再編によっ

て公民館活動とかこういうのがこういうのが混乱をきたしたらいけないと、担当が変わってそういうことになってはならないということで、我々としてはどういう形で一番ソフトランディングできるのかなという観点で、当分の間は、地域コミュニティについては、これはこれまでどおり企画課と。ただ、地区公民館、残っている部分についてはこれまでどおり現社会教育課、10月からは生涯学習課がしばらく対応していく。このやり方のほうがいわゆる地域の公民館の混乱というか、そういうのを少しでも和らげることができるのではないかと。我々もこれまでのノウハウというか、培ってきたものがありますので、それを十分考えながら進めていけたらと思っています。

○18番（迫 杉雄議員）

いろんな形で議論ができればと思いますけれども、時間の関係やら本会議での一般質問という関係もありますので、今、教育長が一生懸命、曾於市の教育を考えておられることをぜひ頑張ってもらいたいと思います。

あと、①の中なんですけど、さっきから言葉に出している事務分掌、令和4年度の。この中に、社会教育のところに国際交流、シアトル研修、イングリッシュキャンプ、これが長いこと国際交流は続いて、10年は続いているんじゃないでしょうか。その観点から質問するんですが、さっきから国際とか、国際的な問題を教育の中に見せていかないかんし、それを教育の柱にしたり土台にしたりしていかなければ、21世紀を担っている子供たち、青少年がどうやって国際感覚をつかむのかというところに当たります。ここに書いてあるのは、恐らく去年も実施していないですがね。アメリカのワシントン州のシアトルは、去年、今年もできない。コロナやからしょうがないんだけど。そういう感覚でいくと、シアトルの神崎さんのところで聞く耳ですが、7月に帰ってみられたんですか。そして、お子さん連れで帰ってみられたということですが、その内容で学校、末吉中学校に短期留学をしたという話を家族のほうから聞いて、二日、三日はやっていたんでしょうか。そういうのは——何日かって。一日か二日でしょうか。まあいいですが、そういうのがもうここ最近、去年こそは外国からの短期、言葉では私もよう言いませんが、短期留学生なるものは近年にないですか。把握していないのか。あるとすれば、それは短期だから一日でも二日でもという感覚から見れば、子供たちにそういう感覚を持たせることこそ、国際社会に順応させるんだがと。そして、おまけに今までずっとやってきた海外研修なんかはぜひ続けていく。そして、もう一つは、次代を担う青少年というと、市外若しくは県外との交流を持つことが人間の成長には一番いい、いわば教育になるんだがという感覚でおりますけど、先般の総括質疑のとき、補正予算で出ました山形県の鶴岡市への研修視察と、こういう感覚をぜひ続けていってもらいたいと思いま

すが、教育長の方針・考えを伺いたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

迫議員が言われるとおり、これからの時代を生きていく子供たちにとって、国際交流、海外との交流というのは、私はもうこれは非常に重要なものだと思っております。その中で、曾於市がこういう海外研修、シアトル研修をずっと続けているというのは本当にすばらしい取組だと思っておりますが、ここ数年、コロナの関係で実施できていないということと、今少し見直しをしているのが、いわゆる半額補助へなっております。そうすると、半額補助でも結構な金額です、親にとっては。できればこれは全額補助できないかと。ある程度事業を見直して、広く浅く行かせるほうがいいのか、それともそういう意欲に燃えている子供の経済的な困難、そういうのをもう関係なく派遣できる、そういう方向もないのかということで、今、事務局のほうに検討させているところでございます。これからの時代を生きる子供たちに少しでも早く外の世界等を見ていただいて、そして、自分自身をまた高めていただけたらと思っております。

それから、県外研修ということで、県外との交流事業というのは、基本的に今、曾於市の我々教育委員会の施策の中にはないところでございます。富士山登山とか、青少年のリーダー研修ではいろいろ指導員の皆さんの御協力で屋久島研修とか、いろんなのはできておりますが、できれば同じ日本で、特に曾於市とゆかりのある山形県と交流が、できれば一番望むのは相互交流なんです、最初は我々のほうから行って向こうの様子をしっかりと理解してもらうという、そういう研修からスタートしてもいいのかなと思っております。やがてはそれである程度実績ができれば相互交流して、向こうの子供たちにも来てもらって、どんどん山形と鹿児島との交流ができればと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

国内交流もさることながら、国外交流、これも進めることは曾於市の教育につながるし、肝腎なのは、まちづくりは教育に始まるわけです。もうそれは拭い去れないと思います。もうちょっと私の知っている言葉でいえば、新潟県の長岡市は、米百俵で今となれば大きなまちになっております。そこから大分人物も出ております。どうかすると明治維新に潰れたかもしれない長岡藩が、そういうことから人づくりというのは精いっぱいやるべきだと思います。米百俵からいえば、人づくりにはほかのものよりも金を掛けるべきだ、教育には金を掛けるべきだという言葉の論法です。そうやっていき、質問どうしようかと思うけれども、教育長のほうから答弁が

あったように、シアトル研修は2分の1よりもプラスプラスというような感じで進めるべきだと思います。確かに高校生にすれば高額だし、その辺あたりは、隣の志布志はどういうふうにやっているか。やっぱり2分の1でやってきているとか、志布志は曾於市よりも何年か先に始めたんです、同じところを。志布志の状況も把握してもらって、恐らく、神崎めぐみさんが志布志のほうを先に手引きしたみたいでした。そういう関係からぜひ進めてもらえば、志布志が今どういう状況か分かりません。そのほうが目指すものがあるって、一つ質問ですので、答弁は速攻でできませんが、市長でも誰でもいいんですが、今進めておる台湾の屏東県の里港郷の国民小学校というところの交流はどうかと、盟約はどうかというところも、議会の皆さんはみんな知っているわけですので、そこら辺りも両にらみ、若しくはできれば同時に進めて、そして曾於市の人づくりから教育につなげてもらえばどうかと思います。その辺り、さっき言ったように米百俵から語れば、教育にはもう出す金を惜しむなという論法ですので、市長なり、教育長なり、そんなこと言うなよとか、そうやって手を広げるなよという言葉ではなくて、曾於市の教育の観点から答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今までいろんな交流やら、また、小学生・中学生を含めた研修事業をやっております。今、この時点で1回立ち止まって制度を見直しながら、また新たな事業へ展開するというのは非常に大事なことであります。そういう意味で、今回、山形県のほうに研修ということスタートさせようということで、まず、職員が研修に行きますけど、今言われる台湾のほうとも交流を深め、できたらいいなと思っております。そういうことを今後詰めてまいりたいと思いますので、また具体的になりましたら議会にも御相談を申し上げたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長も答弁されますか。質問しますよ。市長も、今の答弁はもうお聞きのとおりです。なので、強いて言葉はあれやけど、教育が先だよと、まちづくりは教育だよということを随所口に出しながらやっていくことで、曾於市の教育が目を見るんじゃないかなと思います。そういうふうな手立てをしないことには、一方では最初、再三語ったように少子化です。少子化にはもうアリの引くように、いろんなものに寄ったアリの引くように、少子化はもう地域を本当に寂しくさせてしまいますし、これについて教育で高めていってもらいたいと思います。

福祉の面もいろいろあります。けど、人間です。人間は教育には目が行くと思いますので、福祉も教育も目が行きます。そうすると、まちの元気が見えてくるんじゃないかと思いますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

あと、3番目に出しておりました教育基本法の前文についてですが、ここに当たるのも教育以外にないわけです。個人の尊厳を重んじて、真理と正義を希求すると。そして、公共の精神を尊び、豊かな人間性と。これも教育の基本の柱だということで前文に盛り込まれております。旧文がどこが違うかなと見てみたんです。そうしたら、旧文については、真理と平和という字で、正義と平和が今度は改正されておりますし、ほかにも改正されておりますが、正義という言葉が出たので、1回目の答弁で教育長が答弁されておりますが、再度、正義と平和を語るんじゃないくて、平和と今後の正義の感覚を教育長なりの見解を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

教育基本法については、最初の教育基本法は昭和22年、戦後間もなくつくられた法律でございます。我々、私、教育に携わる者にとっては、教育基本法というのは教育の憲法と言われております。だから、教育施策については全てこの教育基本法が基になっているということで、平成18年に戦後初めて改正が、亡くなりました安倍首相の肝煎りで行われたわけですが、基本的な趣旨は大きくは変わっていないと。時代に応じた形になって新しい教育基本法がありますが、ここの前文に掲げていることは、旧教育基本法と全く同じだと私自身は思っております。

真理と正義というのは、私はこれは学校教育、教育を含めて全て我々が考えていかなければならない。教育基本法では、人格の完成という言葉が使われております。そういう意味で、一人の人間の人格をつくっていく、その根本になるのが教育基本法だと思います。だから、曾於市の教育施策も、基本的には教育基本法にのっとった形でつくられておりますし、そうでなければならぬと、ここから逸脱することは私は許されないと思っておりますので、ますますそういう意味では議員が言われるようにこの精神をもっと曾於市の教育行政の中に生かしていければと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

正義という言葉は、今の時世、今後の時世に一番ふさわしくなっているんじゃないかと。大人の世界では、正義がまかり通らず、忖度がまかり通るような世の中になっていますが——大人の世界ですよ。政治の世界ですよ。こういうことを子供たちに是が非でも教育の一環で、道徳の一環でもいいんですが、教えていくべきだと。正義という言葉は、ぜひ今後、21世紀を担っていく子供たちにはてきめんだと思います。忖度がこれ以上広がらないように。でなければ、もう矛盾だらけで、世の中、子供たちはそれなりの我々大人よりも感性が強いわけですので、すぐ理解し、若しくはいいほうに理解すればいいけど、悪いほうに理解するような道徳規範

ではよくないと思います。ぜひ、ここで一般質問の機会を得ておりますので、その正義についても今後十分語ってもらいたいと思います。必ずや曾於市の、小学校も大体縮小していきます。なくなります。中学校は3校だけです。その中で、曾於市の市民性が教育で培われるように頑張ってもらいたいと思います。

市長、今、教育長は平和と正義について答弁をされましたが、私が個人的に話をするについて、平和は大事です。けど、なお一層、今後の社会には正義が大事だという感覚から何かあれば最後に答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

何といっても曾於市の子供たちを立派な子供といいますか、素晴らしい夢を持って頑張るような子供たちに成長していただきたいというふうに思っております。そういう意味での学校教育があると思っておりますので、引き続き、教育委員会も含めて、また、学校の先生、また、家庭の親を含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、教育に関する予算はどしどし人づくりだと思ってお願いしたいと思っています。終わります。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、片田洋志議員の発言を許可します。

○5番（片田洋志議員）

5番、れいわ会、片田洋志。

まず、私は大きく3つに分けて質問させていただきたいと思います。

まず、1番、特色ある観光事業について。

①令和3年度の本市の観光客数を伺いたい。

②今後の課題、取組の中でウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けての観光PRを検討するとあるが、具体的にどのような施策を考えているか伺いたい。

③今後、新たな観光資源を洗い出し、新しい観光魅力を開発するとあるが、その

後の経過を伺いたい。

④観光名所とそこへ向かう誘導路の管理内容を伺いたい。

2、ふるさと納税について。

①ふるさと納税額の過去3年間、7月末時点と令和4年の7月末時点の金額を伺いたい。

3、物価の高騰について。

①ウクライナ情勢の影響に伴う物価の高騰による市民への影響について、市長の今後の見解を伺いたい。

②新型コロナウイルスによる経済的影響の対策はあったが、今後この急速な物価高についての対策は考えているか伺いたい。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、片田議員の質問に答えたいと思います。

1、特色ある観光事業についての①令和3年度の本市の観光客数についてお答えいたします。

本市の観光入込客数につきましては、毎年、県に報告しておりますが、令和3年1月から12月までの1年間で91万4,314人の方々が本市へ来ていただいていると報告しております。

1の②ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けての観光PRを検討するとあるが、具体的にどのような施策を考えているのかについてお答えいたします。

コロナ禍におきまして、市内の各種イベント等が中止となり、市外からの観光客を思うように呼び込めない中ではありましたが、令和2年度から曾於市観光協会に曾於市よかところ再発見ツアーの実施をしていただいております。

また、本年度は電子雑誌「旅色」の情報掲載サービスの契約を行い、YouTubeによります専用動画、専用の電子雑誌、フルカラーの専用冊子を作成いたしまして、曾於市の魅力や旅の楽しみ方を全国の方に発信するための観光PR事業を進めているところであります。

1の③新たな観光資源を洗い出し、新しい観光魅力を開発するとあるが、その後の経過についてお答えいたします。

新たな観光資源や観光魅力につきましては、本年、九州で2番目の「オートバイ神社」に認定されました櫛神社や、昨年3月に国の天然記念物に指定されました「溝ノ口洞穴」などを新たな観光魅力として情報発信しておりますが、市のホームページやSNS、曾於市観光協会や広域組織団体で発行していただいております観光マップやガイドブックなどを通じ、本市の魅力ある観光のPRをしているところであります。

ます。

1の④誘導路の管理内容についてお答えいたします。

国の天然記念物に指定されました溝ノ口洞穴で申しますと、市道からの入り口に看板を設置いたしまして、洞穴までの距離や車の離合箇所を表示しまして、観光客の皆様への誘導をしておりますが、観光名所までの道路に関しましては、道路を管理します担当課が行っております。

観光施設につきましても、市所有の場合は管理担当課、神社等の場合は施設管理者又は地域の方々が、除草作業などの管理をしていただいております。

2、ふるさと納税についての①ふるさと納税額の過去3年間7月末時点と令和4年7月末時点での金額についてお答えいたします。

過去3年から申しますと、令和元年7月末時点で1億7,379万円、令和2年7月末時点で4億2,535万4,500円、令和3年7月末時点で3億2,169万4,000円、本年7月末時点で2億4,937万5,000円の寄附金をいただいております。

3、物価の高騰についての①物価の高騰による市民への影響についてお答えいたします。

ウクライナ情勢の影響により、市民の皆様方におかれましては、生活用品、食料品、ガソリン等の高騰が市民生活へ大きな影響を及ぼしていると思われまます。今後、当面の間は物価高騰が続くのではないかと考えられます。

3の②急速な物価高についての対策についてお答えいたします。

本市といたしましては、原油価格や物価の高騰の影響を受けられた市民の皆様への支援及び地域消費の喚起による事業者支援といたしまして、国の交付金や県の補助金を財源といたしました、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を活用させていただき、市民の皆様への支援策として、配布型商品券第4弾やプレミアム商品券の発行準備を、現在行なっているところであります。

今後、新たな支援策等につきましては、国へ要望していききたいと思います。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

今、御答弁いただきました。

まず、特色ある観光事業について、令和3年度の観光客数、入込数を、今伺いましたが、91万4,000人ほどということですが、前年が103万人ぐらいですかね、平成30年は144万人という数字でした。曾於市の総合戦略の中にも、前年はいい数字がなく103万人程度だったのであるが、それでも令和6年にコロナ禍、ウィズコロナ、アフターコロナの中で、令和6年度は180万人を目標としているということはどううたわれております。市長、どうでしょう、この現状、コロナ禍いろいろと

行政はいろんなことが絡み合って、今、社会も物価高の影響もあつたりするんですけども、この観光客数を見て率直に市長の思いを、ちょっと見解をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於市に観光客をいろんな形で招きたいという基本的な考えはあります。ただ、今も言われましたように、コロナの感染拡大によって、なかなか厳しい状況がこの2年ほどありました。しかし、今になったらある程度、この人の流れについて、あまり規制がなくなりましたので、この前の日曜日にも溝ノ口洞穴に行ってみいましたら、かなりの方が来ていらっしゃいました。また、キャンプ場の川のところには200人を超える人たちがいっぱい来て水遊びしておりました。また、私はその前の日曜日に、高岡のキャンプ場にも行ってまいりました。孫2人と、3人でした、一緒にゴーカートに乗りましたが、何人かの方がやっぱりたくさんキャンプに来ておりました。そういう意味では大分人の流れが変わってきたかなというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

減りましたが、今後なんか見込めるような、世の流れというかそういうことになってきているんじゃないかなというふうには、何となく私も感じております。

先ほど、今年度はまだ数字が出るわけじゃないんですけども、先ほど、ユーチューブチャンネルの「旅色」、私も拝見させていただきました。とてもすばらしい。私はもうこれを見て、まあ私の感想ですけどもね、もうすばらしいユーチューブチャンネルだったと思います。これはもう、あとどれだけの人が見てくれるかだと思います。当然、ユーチューブチャンネル、SNSですから、たくさんの方が見られると思います。多分、曾於市全域にわたってすばらしいところが集約されているのがよく分かりました。端から端まで名所がほとんど押さえてありましたね。また見栄えもすごくいいです。まあこれはプロの方が作ったんでしょうけども、ちょっとまあ、これに関してもちょっと気になったというか、動画配信のこれはこういった経緯でこの動画アップされたのか、若しくはまた、これに掛かった経費、どのぐらい掛かったのかなとちょっと思ったものですから、分かったらお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

この導入の経緯に当たりましては、昨年、当初予算の編成時におきまして、職員からの提案というのがございました。観光の魅力PRをとということでございました。令和4年の当初予算に予算計上をさせていただいたところですけども、これまでこ

のような大きな予算、申しますと、本年の当初予算で1,870万円の当初予算を計上させていただいて、予算をいただいております。これまでは、このような大きな予算を投じて本市の観光と特産品PRを行ってきたことはなかったと思われませんが、この事業活用しまして全国の方々に曾於市の名前を知ってもらい、来てもらい、泊ってもらい、住んでもらうためのきっかけをつくるための情報発信としまして、この事業を行うことで進めてきたところであります。ということで、この「旅色」というところで、まずきっかけづくりを行いたいというのが最初の経緯でございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

昨年度また新しい取組ということですが、大分反響は、これはやっぱあったところですか、この「旅色」に関しての。まだ最近ですよ、曾於市の公式LINEで広告が出てきたわけですけども、反響のほどはどんな感じだったでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

この動画に関しましては、8月17日に公開がされております。8月17日から本日までの2週間程度、今たっているわけですけども、こちらの動画再生回数が、本日現在で7,950回視聴されているということで、ユーチューブ動画の下のほうに視聴回数というのが表示されますので、そこで確認をしているところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

すごくこのコロナ禍、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて、まあ一つ大きな何か明るい兆しが見えたような、私は気がしました。ぜひともまた、このまた職員からの提案というところが、また一つすばらしいような気がします。やっぱりそういったことは、まだこれから行楽シーズンということになってきますので、ぜひまたいろいろと企画をされてやっていただきたいと思います。それで、これ予算計上されていたと思うんですが、今回のこの観光事業の中で、いろいろ全国へ向けて各種イベントを図られているようですけども、例えばソラシドエアスカイフェスタとか、それから関西かごしまファンデー、ふるさと祭りin東京でPRイベントとしまして、福岡、宮崎、県内とありますが、この日程と、今年初めて参加するようなイベント等、それから、このコロナ禍ということもあるんですが、時期は、大分今年度たっておりますけども、コロナウイルス感染症の影響で中止だったりとか延期だったりとかっていうような、何か告知がされるようなこと、この3点ちょっとお伺いしたいと思いますけどお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今の御質問がありましたとおり、イベント等の開催につきましては、今度コロナ禍である程度中止になったものも多い状況でございますが、まず初めに、4月から8月までのイベントで申しますと、主なものだけを申しますと4月1日に鹿児島空港の50周年記念マルシェというのがございました。こちら鹿児島空港の方で開催されておりますが、こちらのほうは参加しております。ここで特産品等を販売、それからPR活動を行っているところでございます。それから、毎年4月に行われる予定なんですけども、関西ファンデーというのがございます。こちらは中止になっております。こちら毎回、大阪の京セラドームのほうで行われております。それから8月中ですけども、MBC夏まつりが毎年開催される予定となっておりましたけども、本年も中止となっているところでございます。こちら鹿児島市のMBCグラウンドのほうで行われる予定となっておりました。それから来月9月からの予定でございますが、9月24日から25日にかけて、鹿児島空港50周年記念マルシェリレーというのがございます。こちらのほう鹿児島空港で同じく行われます。こちら参加予定となっております。それから10月15日土曜日から16日にかけて、博多大丸九州探検隊魅力発信マルシェというのがございますが、こちらは福岡のほうの大丸福岡天神店で行われる予定となっております。こちら参加いたします。それから10月22日から23日にかけて、ソラシドエアスカイフェスタというのがございます。こちら東京のほうで行われますが、こちらのほうも参加予定となっております。それから年を明けまして1月17日からですけども、こちらのほうが、ふるさと祭りin東京ということで、こちら東京ドームのほうで開催されますが、こちらのほうにも出席予定となっております。それからまた同じく1月の下旬になりますが、ソラシドエアソラチョコ便事業マルシェというのがございまして、こちらのほうは、東京の遊楽館、それから山手線の大崎駅、そして鹿児島県人会総会のところで、このPR活動とかを行っていく予定となっております。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

たくさんイベントが今後、曾於市をアピールすることで開催されるようです。予算計上して、このように取ってあるわけですが、ぜひ先ほど言ったユーチューブチャンネルでかかっている内容を御来場の皆さんには、どうか浸透させていただいて、1人でも多く来ていただくように期待したいと思っています。

そこで、今、曾於市は国の指定天然記念物として溝ノ口洞穴を大分押しているわけですが、先ほど市長も御答弁の中でたくさんの方が来ていると、私もお盆明けとか、

まあお盆明けていたんですけど、平日ちょっと時間があつたんでちょっと行ってみたら、駐車場が満杯の状態でした。かなりやっぱり、皆さんパワースポットというところで、足を運んでいるんだなというふうに感じました。そこで一つ、やはり今後の計画にいろいろ上がっているかと思うんですが、どうしても溝ノ口洞穴に行くまでの道のりが、どうしてもやっぱり離合をしたりとかっていうところで、非常に交通性というんですかね、非常にミラーが少なかったりとか、離合地点の案内等は出ておったと思うんですけども、そこが非常にやっぱりこう車をゆっくり進めば大丈夫なんだろうけども、やっぱり危険な感じはしました。ここの道路に関して、今後何かこう新しい計画というか道路整備について、何か今後長期で計画をしているところがあるかお伺いしたいと思うんですけども、市長。

○市長（五位塚剛）

今回、昨年の3月に国の指定を受けましたので、非常に県外の方々がたくさん来られるようになりました。そういう中で、やっぱりその施設の途中までの道路整備が必要であるということで、今検討いたしまして、駐車場整備やら、また離合場所を含めて、またトイレやらの近辺を改修をしたいなと思っております。県の事業で2か年ぐらいかけて整備をする予定で、今進んでおります。

○5番（片田洋志議員）

県の事業の中で組み込まれるということなんですけど、どうしても片側は崖にこうなっていて、片側もちょっと土砂が崩れるような感じもあると思うんですが、そういった面も含めて、ぜひ安全な、なるべく皆さんがここを通るときに不安のないような国指定の天然記念物ですが、やっぱりこれから全国の方々が足を運ぶ可能性もあると思いますので、ぜひ整備内容はしっかりとさせていただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

そこで、私はもうこのユーチューブチャンネルを見て、曾於市の名所はほとんど組み込まれているので、安心はしておるところなんです。あとはどれだけの方が来ていただけるかということで、全国の方々、曾於市内外の方々には大きな観光スポットというのは、こういうところで、新たにまたオートバイ神社ですか、というのが認定されたというところでそれぞれあるところではございますが、私はこの観光スポットについてなんですけども、曾於市に展望所があるかと思うんですね。曾於市では一番標高の高い白鹿岳。そこでちょっと商工観光課長にもお伺いしたいんですが、曾於市の展望所といわれる観光スポットですかね、曾於市の展望所と言われる場所は曾於市内に幾つぐらいございますかね。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

曾於市の観光パンフレットのほうにも掲載をさせていただいているんですけども、まず白鹿岳、それから陣が岡公園、それからコケキャンチ高之峯、この3か所でございますが、今新たに十文字から溝ノ口に抜ける道路のちょうど左手側、北のほうに向かった左手側のほうに、展望台になるようなそういう景色のいい所がございますので、そこ今、整備をされているという状況は、今聞いているところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

今、新しく展望所が整備されているというところですかね。今現在であればこの3つなんですね。私、3つとも住んでいる場所も仕事の場所もこの近くなんですけども、白鹿岳に関しまして、私もちょっと、ものすごくどこも見下ろす景観はすばらしいわけです。そこに行くに当たって、観光スポットとして、昔というか当初は星が綺麗だったりとかっていうところですね、天体観測所があったり、鳥の野鳥観測所ですかね、そういったものも、今併設されています。で、星の方位盤だったりとかいうのが置いてあるわけです。そこにも、これは曾於市のホームページにも、それから観光案内にも大きく取り上げられてある部分なんです。そこでちょっと一つですね、ちょっと私も行って見たんですけども、まあしょっちゅうっていか、まあ年に何回かいつも行くんですが、この前行ったときに道路整備に関しては、草の問題は昨日もちょっと一般質問の中でいろいろ出たと思います。草は切っても道路整備に関しては、もうすぐ生えてくるのは分かるんです。それはもう公園の中でもそうだと思いますが、白鹿岳の一つちょっと心配っていか、どうなっているのかなっていう点が一つありまして、ここに天体観測デッキっていうのが一つあるわけですね、白鹿岳のところですね。ここは観測デッキっていうのは、ここは百武彗星っていうまあ有名な彗星を発見された場所がこの白鹿岳なんですよね、まあこれはもうネットにも出てるところなんですけども。この観測デッキっていうのは、今現在使用されているのか、まず伺いたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

白鹿岳の公園につきましては、林業施設ということで農林振興課が管理しておりますので、白鹿岳の観測デッキにつきましては、現在使われてはいないような状況になっているようであります。

管理につきましては、森のヘルパーさんのほうに、この白鹿岳の展望所と一緒に清掃は定期的に行っていただくようお願いしとるわけですけども、私も最近行ってみましたところ、ちょっとその展望デッキのところが清掃していなかったよう

でございまして、今、森のヘルパーさんのほうに、その除草と清掃という部分も、今お願いをしてあるところでございます。

○5番（片田洋志議員）

すごく有名な、天体マニアには結構有名な場所でありまして、私はマニアじゃないんですけれども、そういう話をちょっと聞いたことがありまして、観測デッキに、今行けないんですね、私も行ったとき、観測デッキはこちらですよ看板が立ってんですけど、メイン道路からそこに看板は立っていて、もうそこからもう草がやばで観測デッキのところまで、途中までしか行けないわけです。だからせっかくこういう新しい観光スポットもそうなんですけど、人によってはやっぱりこういう、地元の方は、特にやっぱりいろいろな、溝ノ口洞穴とか、それから桐原の滝とか、三連轟、悠久の森、いろいろこう取り上げられる中で、地元の人達はちょっと白鹿岳が、もう一つあれば陣が岡なんですけどもね、同じ地区にあるんですけども、何かこう自分たちの地域がちょっとないがしろにされているような気持ちになるんじゃないかなという、せっかくあるところですけども。利用者の少ない多いというのは、これはいろいろあると思いますけど、それに関してはやっぱり市のPR、この白鹿岳をどう思うか、もう本当に野鳥観測所なんかはきれいに整備すればまだまだ建物自体はきれいです。あそこのやっぱり遊歩道も本当に遊歩道の落ち葉とか、なかなか整備されないようにも感じます。それからあと一つ、この白鹿岳で聞きたいのは、遊具があるんですけども、これは使用禁止になっても何年かたっているような気がするんですけども、これはどのような形になっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

この遊具につきましては、一昨年でしたけれども、非常に遊具の点検をしたところ、危険だというような状況もありました。一部木製であるということもありますので、今、使用禁止にしているところでありまして、今後、撤去をしていく方向で、今考えているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

撤去をして、その後新しく入れるとか、そういうところはまだ計画はないとこですかね。やはりせっかく自然の中に展望台があって、そこに、その下には野鳥観測所があって、その道路からちょっと行けば、その天体観測だったり非常にいい場所なんです。こういうところも一つ観光スポットの一つとして。私が一つ言いたいの、今、展望所が3つあったということなんですけども、できれば市長、例えば曾於市の3大展望所っていうような形でうたったりしながら、地元住民を活性させる意味で何か看板を、新たに曾於市の3大展望所とかっていう形で、こうやってまあ

何かそういう地域が看板一つで盛り上がると思うんですよね、そういったことで正直言って、財部の南校区とか、それから柳迫のあそこのコケキャンチ辺りは、コケキャンチも大分看板はちょっと古くなってきているような気がしますけども、そういったので何か、昔からあるものですけども新たにこう観光スポットとして、足を運びやすいスポットとして何か看板の一つでも立ててPR、3大展望所どうでしょうか、市長。

○市長（五位塚剛）

今ある展望台を、やっぱり夜を魅力的にするためには、環境整備とまたPR活動が必要だと思います。看板については、そういうようなことも含めて検討いたしますが、弥五郎の里公園の中に県の事業を取り込んで展望台というか、もう整備いたしました。桜の季節を含めて、非常に弥五郎どんの銅像を見渡しながら、あの近辺見ても非常にいい場所になっておりますので、3大展望台でなくて、4つ、5つという、先ほど財部の十文字のところも出ましたが、今あの土地を所有されている方をお願いして、霧島の山がよく見える場所でありましたので、一つのスポット場所にしたいなと思っております。まだ完全な整備が進んでいるわけじゃありませんけど、とりあえず車があの駐車場として入れられるような状況になっておりますけど、まだ整理を今後もしながら、今言われるように曾於市のスポット的な展望台という形で、また看板作りも検討させていただきたいと思います。

○5番（片田洋志議員）

前向きな回答と受け止めます。本当にやっぱり地域住民は、白鹿岳はもう当然、観測所として野鳥もそれから天文もいい場所です。そして陣が岡に関しては西南戦争の西郷軍の陣地跡なんですよ。こういったことも歴史を感じる場所ではあります。高之峯に関しましては、桜が非常にきれいな場所です。どこの、この三つに関して言えば、本当に白鹿岳はもう本当、天気がいい日は本当に錦江湾まで見渡せるぐらいのところですよ。もう高之峯に至っては都城一望、財部から夜行ったら本当にきらきらしてきれいですね。昼も夜も楽しめるスポットになっております。ぜひとも新たに、弥五郎の展望所も私もちょっと上がってみました。もう見下ろしてすごくいいところでした。ぜひ看板のほうも、ぜひとも地域の観光スポット、活性化の意味でどうか忘れずに住民の活性化の一つと考えていただき、今後新たな観光スポットとして考えていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

ふるさと納税についてお伺いいたしました。大分厳しい数字だというふうに思います。商工観光課長にちょっとお伺いしますが、令和元年度が1億7,379万円ということでしたが、このときのこれは12月で切っているんですかね、3月ですか

ね……、そこに合わせて、そのときの寄附総額を令和元年度分をちょっとお聞かせください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

令和元年度につきましては、19億1,911万975円の寄附額となっております。

○5番（片田洋志議員）

ちょっと令和元年度どれぐらいだったかなってちょっと一瞬1億円台で、大分19億まで持ち越せたんだなというふうに思っております。ふるさと納税もやっぱり12月が一番書き入れ時になるわけですね。その中で昨年も大分金額が下がっておって、まあ20億円前後推移していたものがちょっと下がったわけなんです。ふるさと納税だけが財源ではございませんけども、やはりほかの市町村を見たときに、まあ私の個人の意見ですけど、どうしても歯がゆいなというところはございます。先ほど言った新しい取組の中で、それからPR活動の中いろいろございましたので、今後かなり期待できるなっていうふうには考えております。その中で、今年度のふるさと寄附金の推進事業というのは28億6,000万円ほどだったと思うんですが、そのうち18億ほどが積立基金に入る予定だったかと思います。間違ったらちょっとまた訂正していただければと思いますけども。そのうち10億ほどが委託料だとか広告料になったと思います。先ほど言った内容が、先ほどアイデアに取り組んだっていうところは、今までと違った内容というふうに捉えてよろしいわけですかね。主な委託料、それから広告料に関しての中身については、先ほどそのユーチューブ等の新たな取組等が、今までと違った取組ということになるんでしょうか。それとも昨年とはあまりそう大きく変わらない、何か変わった点があったらお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、ふるさと納税の事業と先ほどの観光総務費の中の「旅色」の事業とはちょっと別として考えているところです。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

そしたら10億ほどの委託料、広告料っていうのは今年度一応上がっているわけですけども、その中で昨年と大きく何か変わった中身っていうのはございますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

今年度の、令和4年度の当初予算の中で、積算の中で出てまいりますけども、広告費のほうは2,000万円ほど令和3年度からしますと増額で予算をいただいている

とでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

その増額のあった部分っていうのは、どういった中身で増えたのかなというふうに思うんですけど、その詳細をちょっともし分かればお聞かせください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

すいません。先ほど2,000万円ほどと申し上げましたけども、申し訳ございません、1,500万円の間違いでございました。こちらのほうにつきましては、今、曾於市のふるさと納税のポータルサイトというのが、契約しているところがございます。こちらの5つのポータルサイトがあるわけですが、このポータルサイトのほう活用しまして、このふるさと納税をしていただく、一応、要素になります、インターネット上で広告が出るわけですが、その広告の中で寄附をしていただく方が、目についたときにこの返礼品を見ていただいて、その返礼品で寄附をしようという方もいらっしゃると思いますので、そこに入りやすいようなそういう広告を打つための広告費でございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

分かりました。ありがとうございます。

今後のこのふるさと納税、多分毎年、毎年度末なんだろうけど、相当皆さんがやっぱり期待している事業の一つなんですね。まあ財源、財源というところで、やはり期待する部分はのしかかると思います。なんせ、これは自治体が頑張ったというかいう部分で返ってくる寄附金になりますので、またこれは最後の最後まで、今年度、お、さすがやっぱり商工観光課、今回はうまくやったなというふうに私は思えるんじゃないかと期待しておりますので、ぜひとも最後まで全力を注いでいただいて、コロナ禍ではございますが、この新しい企画、これが有効になることを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。

物価の高騰についてということで、市長も先ほど、昨日から一般質問の中で、そして今日の午前中にかけて、やはりこの中身っていうのは、相当やっぱり住民の皆さんから意見がかなり出ているんじゃないかというふうには考えます。そしてやはり低所得者、高齢者、非課税住民世帯の方々には大変大きなものに直面しているというふうに考えます。そんな中で今回、今、曾於市のほうで国と県に今後は要請を、支援についてはしていきたいというところの要望をしていきたいというところで言

われていました。その中で、配布型商品券の第4弾やプレミアム商品券の発行の準備を現在行っているという市長の御答弁がありました。一応、確認だけで結構ですが、この配布型商品券の、それからプレミアム商品券の発行の詳細をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長（外山直英）

すいません。私のほうから配布型商品券の第4弾の概要説明させていただきます。

まず、使用期間ですが、9月13日から年内12月31日までとなっております。今、引換券の準備をしております、本日発送しております。1週間から10日程度の間で、市民皆様の世帯単位で届くものというふうに思っております。今回の商品券につきましては、全店応援券。全てのお店で使えるのが5,000円と地元のみで使える商品券が5,000円、合わせて1万円の発行でございます。飲食店では全てプラス2割、1万2,000円分で使用することができます。配布型については、以上でございます。

○商工観光課長（佐澤英明）

大変失礼しました。お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、以前、全協のほうでも御説明をさせていただいたところなんですけども、今回プレミアムチューリップ券ということで、商工会のほうに委託をしまして、商工会のほうから商品券の販売が行われますが、まずこの最初の活用としまして、県の補助事業を活用しております。こちらのほうが鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業、こちらのほう活用しまして商品券の発行業務を行うところなんですけども、まず、このプレミアム分につきましては、県の補助が100%補助となっております。こちらにつきましては、30%のプレミアム分の補助を申請をしているところでございます。6,500円分の商品券をお買い求めいただくために5,000円で購入できると。で1,500円のプレミアムが付くということでございます。こちらにつきましては、発行冊数が3万3,700冊、こちらが一冊当たり13枚の商品券が一冊になっているところでございます。こちらのほうにつきましては、使用期限のほうが10月9日から本年度12月31日まで約3か月弱になりますが、この期間で商品券の使用ができるということでございます。こちらのほうにつきましては、毎月1冊が市民の方は購入できるということで、総額にしまして、プレミアム商品券の発行金額につきましては、2億1,905万円が発行されるということでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

細かくありがとうございました。

市長にお伺いします。配布型商品券については、これは新型コロナウイルス対策で考えられた商品券ということでよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

コロナ対策が基本になっておりますけど、今のいろんな物価上昇も含めてつながっていきだろうというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

今ほとんど、鹿児島県も物価高騰等の対策、消費者支援をしているんですけど、これは最初、新型コロナウイルス対策がありまして、それをまたかぶせて物価高の支援ということやっているんで、まあそういう形になっていくかと思います。今の県がやっている事業として、今物価高の消費者対策っていうのは、今鹿児島県がやっているのは、ぐりぶクーポン券御存じでしょうか、2,000円分の飲食したら700円の割引とか、2,000円分の柿とかそれからお茶の葉とかそういったもの買えば500円の割引ですっていうところが、県が発行している。予算措置で21億円ほど出ていると思います。で、これは曾於市で使えるのは3店舗しかないんですね。いろいろ申請に時間が掛かったりするんでしょうけども、まあこれはコロナ対策のはじまりで、もう大分前からやっているところなんですけど、こういったものも含めて事業者の方々に、何て言うんですかね、こういうぐりぶクーポン券を使える店舗を増やしていくような促しもしていただければなというふうには考えます。

あと県がやっているのは、保育所等の給食支援事業、これが予算措置で3億1,816万円、それから、配合飼料価格の高騰対策緊急支援事業で5億3,820万円、それから地域公共機関交通燃料価格高騰対策事業が5億8,495万円、これは鹿児島県がしている物価高に対する支援です。

それぞれ、県がこうやって対策している中で曾於市民の全部に該当するってことは多分難しいかなというもんです。実は私もちょっといろいろコロナから物価高について、ある家庭からちょっと正直言って、非課税住民世帯とか低所得者の中で、子供にマスク一つ買うのをためらうというような家庭もございました。いわば子育て世帯の中で、これは非課税世帯、母子家庭、ひとり親家庭とかそれから低所得者の高齢の方とかいう方が、やはり非常に今、このコロナ禍で、そして物価高で悩んでいるというのを耳にして、昨日からの、先ほども言いましたが、一般質問、それから今日の午前中にかけていろいろ出てきたと思います。実際、いろいろと支援を受けられる事業者も、これはすごくありがたいことです。農畜産業に関しての方々も大変な思いしながらやっている中で、補助金もらえて本当に何とかやっていけるという話も聞きます。それでもやっていけないというところも聞きます。ただ、それ以外にも、本当に家庭で困っている、家庭の中で子供にマスクを買うのをためら

うという家庭も出てきたときには、ちょっと私も胸が痛みました。だからそういう家庭もあるんだっていうことで、先般、非課税世帯には10万円の給付は昨年度から今年度にかけて出ましたけども、市長どうか、せめてどっか所得に関係する低所得者とか住民税非課税世帯とか、高齢者のところには、どうかちょっと、昨日ずっとこの話が出て、なかなか予算の措置やいろんな問題があると思うんですけども、ぜひちょっとまた物価高に関してはウクライナ情勢も今後すぐ良くなると限りません。どっちかというともまだ長引くでしょう。そうすると、家庭のそういう生活差は物価高がどれだけ辛いことか、そう思うとやはり市独自の対策というか、支援をもう一つコロナとは別に考えていただくことはどうでしょうか、市長。

○市長（五位塚剛）

ウクライナ情勢、またコロナ関係ですね、非常に、今国のほうもこのコロナに関しては、対応に非常に苦勞されているようでございます。いずれにしても、私たち曾於市だけでできる問題ではありませんので、国の動向を見ながら、また私たち市でできることは何なのかということも含めて、よく議論して、今後また場合によってはまた議会にも相談をしていきたいなというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

ぜひお願いしたいところです。この対策には全国地方公共団体でいろいろ措置をしているところは、いろんなことを措置しているところもあります。都道府県単位、政令都市とかでいろいろとそれなりに支援対策をしていると思います。曾於市は基幹産業の一つは農業ですから、そこから始まるのかもしれませんが、ただ本当に苦しんでいる家庭もあるということだけは、ぜひちょっと胸に留めていただきたいと思います。これに関しては、長期的な物価高というふうに考えてもらって、どうかやはり予算ももちろんこれからまた編成されるんでしょうけども、そこは一つ頭に入れてどうかお願いしたいと思っております。市長、もう一度、現況について市民に対しての現況の物価高、それからコロナウイルスに対しての、住民のことを考えて一言ちょっと見解をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この間、いろんな形での御意見等をいただいております。当然ながら、新しい予算編成にも入ってまいります。また国のほうも新たな補正を多分組むだろうと思っております。その有効活用を目指しながら、また引き続き努力してまいりたいと思います。

○5番（片田洋志議員）

最後になりますけども、観光客を増やしながら、ふるさと納税を財源としてどうか曾於市がどんどん財政面でも潤うように、どうか努力をしていただきたいと思います。

ます。

そして本当に曾於市のふるさと納税だけが財源ではございませんが、そういったふるさと納税が増えれば、また次の年にはそういった苦勞されている方々への還元もできるきっかけになるんじゃないかと思います。やっぱりこの観光が最後、苦しんでいる市民の方々までつながってんだと思うと、全ての各課の皆さんは一生懸命やられていたとは思いますが、これが全てはやっぱりつながりがあるということで申し上げておきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————		
休憩	午後	2時06分
再開	午後	2時16分
—————・—————		

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○4番（矢上弘幸議員）

れいわ会、4番、矢上弘幸。

議長の許可を得ましたので、質問いたします。

1、SOO Good FMについて。

①防災ラジオの配布台数は何台でしょうか。また、不具合で交換した台数を伺います。

②ほかのラジオ局では、天気予報や全国ニュースなどを放送していますが、SOO Good FMで放送しない理由を伺います。

2、歯の治療率について。

①未就学児、小中学生の歯科治療率はどのぐらいか。また県平均、全国平均と比べてどうか伺います。

3、体力テストについて。

①小中学生の体力テストの結果はどのぐらいか。また、県平均、全国平均と比べてどうか伺います。

②新型コロナ感染症の影響もあり、運動する機会が減って体力が落ちていると考えられますが、今後の対策について伺います。

③令和4年度登録時点のスポーツ少年団数と登録団員数は3年前、5年前と比較

してどうか伺います。

4、ドローンの有効活用について。

①5年前にドローンエキスポ九州 i n S O Oが開催されましたが、その後ドローンを活用した事例はありましたでしょうか。また、今後ドローンを活用したイベントを開催する予定があるか伺います。

5、投谷八幡宮について。

①6月に投谷八幡宮が焼失しましたが、火事の原因は何だったのでしょうか。また、現在の状況について伺います。

②県の有形指定文化財でしたが、焼失により影響はないか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と4については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2と3と5については、教育長に後から答弁させます。

1、S O O G o o d F Mについての①配布台数と交換台数についてお答えいたします。

これまで配布した台数は1万5,770台で、不具合等で交換した台数は1,266台です。

1の②天気予報やニュースを放送しない理由についてお答えいたします。

放送内容については、一般財団法人まちづくり曾於の評議員会で決定されている事業計画に基づき行われていますが、地域の身近な話題を基にした番組を中心に行っているため、特に放送していないと聞いております。

4、ドローンの有効活用についての①その後の活用事例と今後のイベント開催についてお答えいたします。

平成29年4月22日、23日の2日間、ドローンエキスポ九州実行委員会が主催したイベントでしたが、これ以降このようなドローンを活用したイベントを行っていませんが、今後、農業分野やまちづくりに活用できないか関係機関と協議をしております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

2、歯の治療率についての①未就学児、小学生、中学生の歯科治療率はどのくらいか。また、県平均、全国平均と比べてどうかについてお答えいたします。

本市の未就学児の歯科治療率につきましては、現在データを取っておりませんので、小中学生についてのみお答えいたします。

まず曾於市における小中学生の75.7%が虫歯のない健全歯の状態です。残り24.3%は虫歯があり治療勧告を行っております。その治療率は7月20日現在で小学生が25.6%、中学生が18.8%となっております。現在、治療が必要な小中学生の23.7%が治療を完了しております。全国、鹿児島県の歯科治療率ですが、統計上のものがないので、比較できないところでございます。

次に3、体力テストについての①小学生、中学生の体力テストの結果は、県平均、全国平均と比べてどうかについてお答えいたします。

鹿児島県体力・運動能力調査の結果と比較しますと、小学生は全体的に握力が県平均を上回っており、学年別では6年生において俊敏性が男女共に県平均を上回っております。中学生は全体的に握力が県平均を上回っております。学年別では1年生が男女共にハンドボール投げが全国、県平均を上回っており、2年生は男女共に上体起こし、立ち幅跳びが県平均を上回っております。一方、小学生では全体的に全身持久力が全国、県平均を下回っております。さらに6年生の男女においては、上体起こし、長座体前屈において全国、県平均を下回っております。中学生は全体的に良好な結果となっていますが、中学校の1年生男女においては全身持久力が全国、県平均を下回っております。小中学校共に県平均並ではありますが、全国平均には届いていないところです。

3の②コロナの影響もあり、運動する機会が減って体力が落ちていると考えられるが、今後の対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響もあり、子供たちの運動する機会は少なくなっていると思われませんが、むしろ、それ以前から子供たちの体力は全国的に低下傾向にあります。その要因として、放課後等に運動する機会の減少やゲーム遊びなど、屋内で過ごす子供たちの増加が指摘されています。このような小中学生の生活スタイルの変化によって、運動に対して苦手意識を抱える子供が増える、いわゆる体力の二極化が発生していると思われます。これらの実態を踏まえ、学校では教科体育の充実により体を動かすことの楽しさや達成感を味わわせるとともに、運動量を確保することで体力の向上に努めています。また、自宅での運動習慣の定着や積極的な屋外遊びの推進に、家庭とも連携して取り組んでまいります。

3の③令和4年度登録時点のスポーツ少年団数と登録団員数は3年前、5年前と比較してどうかについてお答えいたします。

令和4年度のスポーツ少年団数は17団体で、登録団員数は227人です。次に、3年前の令和元年度のスポーツ少年団数は19団体で、登録団員数は267人です。次に、5年前の平成29年度のスポーツ少年団数は21団体で、登録団員数は294人です。令和4年度と3年前を比較しますと、団数は10.5%の減、登録団員数は約15%の減

となっております。次に、令和4年度と5年前を比較しますと、団数は約19%の減、登録団員数は約22.8%の減となっております。年々、団数、登録団員数ともに減少している状況であります。

5、投谷八幡宮についての①6月に投谷八幡宮が焼失したが、火事の原因は、また現在の状況についてお答えいたします。

令和4年6月25日午前6時41分、近くで作業していた人が火災に気付き通報、その後の消火活動により午前8時6分には鎮火しましたが、発見時には、既に本殿、拝殿、末社の全てに火が回っており全焼しました。

火災の原因については、現在警察署で捜査中となっております。投谷八幡宮の入り口には規制線が敷かれ、立入禁止となっておりますが、8月25日夕方には解除されました。

5の②県の指定文化財だったが、焼失により影響はないかについてお答えいたします。

投谷八幡宮の本殿及び末社の一部は、江戸時代初期から中期に建築されたもので、大隅半島の地域的特徴を示しているとされ、平成15年4月22日付けで県指定文化財となっております。

今回の火災で全焼した建物ですが、県文化財課によりますと、火災の原因が判明してから、今後について対応を協議するとのことで、現在は保留のままとなっておりますが、指定解除になるのではないかと思います。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

1番のS O O G o o d F Mについて質問いたします。

ラジオの交換台数が1,266台ということですが、一番の原因は何か分かっていますでしょうか。

○企画課長（外山直英）

全ての原因について、統計等しているわけではございませんが、ほとんどが機械の不具合によるものでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

今、実物を持ってきているんですけど、私も1回交換したことがあります。電源を差し込んだときにここの接続部分の中に入ってしまったことがあるんですけど、今その不具合の処置、改善はされているのでしょうか。

○企画課長（外山直英）

そのものによって、そういった場合がある機種、機種と言いますか台数がございまして、もともとの製品自体は以前のものをずっと発注しておりますので、対策し

ているわけでございません。

○4番（矢上弘幸議員）

交換費用は幾らでしょうか。

○企画課長（外山直英）

不具合による交換については、無料でございます。

○4番（矢上弘幸議員）

じゃあ次に移ります。

天気予報やニュースを放送しない理由についてなんですけど、今、現在台風が近づいていますが、ほかのラジオ局では天気予報とかで台風の進路とかをお知らせしています。一番市民が台風が近づいているとき知りたい情報というのは、天気予報です。また、桜島があるので噴火情報についても知りたいと思うんですけど、今後そういう情報を市民に提供するっていう考えはないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このFM放送につきましては、なるべく地域話題を中心としておりますけど、行政放送もあるし、どのパーソナリティの方々もお互いに意識しながらその日の天気の情報というのは、よくあのテレビ情報やラジオ情報を聴きながらしゃべっているのをよく私は聞いておりますので、まあその辺りはもうちょっと詳しく伝えて欲しいということは申入れをしておきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

ほかの市町村では、アプリを使ってスマホで聞けるようにもなっています。近隣の市町村でしたら、鹿屋市、霧島市、都城市ですね。例えば台風とか来て、自主避難するときにラジオを持って行かないといけないんですけど、アプリを入れていたらスマホだけでいいので荷物にならなくても済むと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

うちのFMから個人のアプリのほうに接続できるか分かりませんが、基本的には皆さんのアプリの中からはいろんなところと連結するという方法もあると思うんですけど、うちのFMをそちらにつなぐということは、ちょっと私、技術的にできるかどうか分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

SOO Good FMはアプリに多分加盟していないので、スマホで聞くことはまずできないと思うんですよね。なので、その契約をしないと聞けないと思うので、前向きに御検討をお願いします。

次、いきます。

歯の治療率についてですが、小学生、中学生の治療率が75.7%ということでした。曾於高校では、歯科保健のための取組で優秀賞をいただきまして、昨年、文部科学大臣賞を受賞しています。曾於高校が小学校とかに出前授業をされているのもお聞きしています。その取組をほかの小学校、中学校にもしていただいて、歯科治療率の改善に向けた、そのほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育長（中村涼一）

今、曾於市の子供たちの虫歯のある子たちは、およそ全体の4分の1です。先ほど数字を申し上げましたが、75%の子、4分の3の子供たちは虫歯がない状態です。いわゆる健全歯といって非常に良好な状態。で、4分の1の子供たちが虫歯を1本以上持っているんですが、残念ながら最近よく言われるのが、お口のいわゆる格差っていうか、口の中ですね、子供によってはもう10本近く持っている子もいます。非常にそれが、そういう子供たちが経済的な家庭の問題もあって増えているってことで、その子たちをどうするかっていう問題が、我々教育委員会としては非常に頭が痛いところでございます。結局、親が全く歯科医院に連れて行かないと。で、子供はどんどん虫歯が増えていくと。そういう状況があって、大抵の保護者については、先ほど申し上げましたけども、昨年度の令和3年度の曾於市の治療率が大体70%です。先ほど、矢上議員が言われたように、曾於高校は全国表彰を受けて100%と、非常に我々教育委員会としても、小中学生がなかなか達成できずに、高校生が達成できているっていうのは、本当に曾於高校すばらしいなと思っております。我々もせっかくそういう取組をしているので、教育委員会としては、そういう出前授業もありますが、まず校長先生たちの意識を変えようということで、校長研修に曾於高校の担当の先生に来ていただいたりとか、場合によっては曾於高校の取組も実際我々のほうで指導していただくと。歯の健康っていうのは、口の健康っていうのは、非常に大事ですので、せっかくの受験のときに虫歯で力が出なかったとかそういう話も聞きますので、曾於高校のせっかくの非常に全国的な頑張りを、我々も何とか取り入れていきたいなと思っております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

虫歯がひどくなると治療する期間も長くなるし、費用も高くなります。また逆に早い段階で治療すれば、そんだけ期間も短く費用も安く済みます。実際、私もそうだったんですけど、学校の歯科検診のときに、今まで虫歯があったのに歯医者さんの先生から虫歯がないと言われたときの喜びは、すごい言い表せないぐらいだったので、それを子供達にも、小中学生の子供達にも味わってもらいたいなっとは思っています。なので、もし今、曾於高校で、今、八十、九十近く治療できているので、

それぐらい、90%ぐらいになるぐらいに小学校、中学校でも治療率上げられたら、曾於市のPRにもなるんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。

次に、体力テストについて伺います。全国平均よりちょっと少ないのはあるんですけど、コロナ禍の影響で外遊びをしない、スマホやタブレットでゲームをするという機会が増えて、子供たちの体力低下も懸念されています。私の子供も曾於高校に通っているんですけど、曾於高校は、ほぼ全ての結果が全国平均よりも下でした。なので、体力作りについて小学校、中学校からでも、学童保育が、今たくさん増えている中で、スポーツ少年団とか、今減ってきていますから、スポーツ少年団になるべく入りやすいような環境を作ってあげたらなと思うんですけど、例えば、学童保育の子どもたちにスポーツ少年団の体験活動をしてもらうっていうのはどうでしょうか。

○教育長（中村涼一）

なんで子供たちの体力が低下しているかっていう問題なんですけど、コロナ禍でこの数年やっぱり子供たちがなかなか外で遊べない、そういう状況もございます。ただ、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、やっぱり子供たちの体力というのは年々低下している。特に、都市部よりも地方の子供たちのほうが落ちていると言われています。私が読んだ本にも都会の子供は駅まで自分で歩くと。でも地方の子供は毎朝バスが送迎してくれて、また親が送迎してくれて歩かないと。確かにそうだなと思っています。私が教員になったころにいた学校で、一番遠い子は6kmでした。やっぱりその子たちは、1時間20分ぐらい掛けて毎日朝と夕方歩いて帰ると。運動会をすればその子たちが一番速いわけですね。逆に考えれば、そういうふうに運動能力、体力合わせてやっぱり基本的な歩くっていうことができていると、それがあるんじゃないかなと思っています。だからあの本州の小学校の中では、私も初めて聞いたんですが、「歩育」という言葉を使われる校長先生がいます。歩く育と。いわゆる保護者に、学校の前まで送迎しないでくれと、車で。恥ずかしいから、せめて学校から500mぐらい離れたところで車から降ろして、そこは歩かせてくれと。本当にそういうのもあると思います。だから体力の問題というのは、非常にこう一概に、ただ昔に比べて運動しなくなったっていうそういう部分だけではなくて、子供たちが本来自分の足で歩かなきゃいけないところも歩いていないっていうのもあると思います。学童のことについては所管が違うところもあるんですが、うちの社会教育課長がお答えします。

○社会教育課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

学童の子供たちにつきましては、今、各学校それぞれ学童の児童クラブができてい

るところでございます。放課後児童クラブによって、そこで様々な活動を行っております。スポーツ少年団につきましては、その学童に入っていない子供たちがスポーツ少年団に加入をしながら、スポーツを行っているというのが現状じゃないかというふうに思っております。先ほど教育長のほうが申したように、スポーツ少年団の団員数が減少傾向にあるということで、学童につきましては、結構参加している子供たちは多いんですが、その中でスポーツ少年団に興味があれば、そちらの活動に参加できるんじゃないかと思っておりますので、そういう呼び掛けはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

先ほど、教育長が言われましたように、実際学校に送迎される車、よく見ます。部活動に行く子も土日の練習とか、学校に車で送迎しているのをよく見ます。部活動だから家から歩いていけばいいんじゃないかなとは思いますが、実際それが現状なのかなと思います。

スポーツ少年団の件も生活スタイルの変化によって共働きとかひとり親の家庭が増えているので、家庭環境によって子供たちがスポーツ少年団に入りたいくても親の都合で送迎ができないとかで、入れない家庭もあります。スポーツ少年団の場合はよく遠方で大会も多くあるんですけど、保護者が送迎するのがほとんどですね。特に野球とか雨天時でも現地まで行って、現地で大会が中止になったっていうのはよく聞きます。なので、保護者の負担を減らすために年に数回でもいいのでスポーツ少年団に市のバスを貸し出してもらえるっていうのは、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

スポーツ少年団にバスを利用できるようなという御意見でしたけど、それをはじめたら全ての要望に応えなければならない、また、それ以外にもいろんな要望があって、何と言いますか、行政上どうしてもこれは必要だと認められた分については、そういう貸出しというか、送迎をしたりするところはあるんですけど、基本的には、そういうスポーツ少年団の場合は、やっぱり保護者の方々が中心となっていていろんな形の送迎をしているのが実情でありますので、そのことをお願いをしたいというふうに、今までも統一しているところがございます。

○4番（矢上弘幸議員）

よくスポーツ少年団に入れていない家庭の声を聞くと、送迎がきつい、土日が潰れるっていう声が多いんですよね。なので、そういう保護者の意見を踏まえてちょっとでもいいので負担を減らせば、スポーツ少年団に入る子供たちがもっと増えてくるのではないかと思います。

また、この前、市役所の職員採用試験の受験者数が少なくなっていると言われていましたが、受験される方が独身とか既婚者がいると思います。ただ、曾於市の職員採用試験を受けませんかという感じではなくて、子育てのサポートこんなにしていますよっていうのをPRしていけば、受験者が増えていくとは思いますが、先ほどの歯科治療率100%に近い取組をしていますとか、あとスポーツ少年団の補助をしていますっていうふうにアピールしていけば、もっと曾於市に住みやすい、曾於市で働きたいと思うようになってくると思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、言われますように、曾於市で子育てがしやすいまちづくりを実践しながらPRをしていくというのは、非常に私は大事なことだと思います。そういういろんなことを各担当課でどのような形で一番いいのかなというのいつも議論しながら、一つ一つずつ予算の中に、今入れておりますけど、今言われる、曾於市はこの行政とも差別化を図っていくという意味では、子育てがしやすい住みやすいまちづくりという意味での一つの考え方、非常に大事だと思っておりますので、さらに努力をさせていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

前向きな検討ありがとうございます。

では、次に移ります。ドローンの有効活用についてなんですけど、先ほど「旅色」で、女優の瀧本さんを活用してのユーチューブでPRビデオ作っていたっていうのをお聞きしました。私はですね、それとはまた別にユーチューブを見てもらって、来てもらおうっていう考えもあるんですけど、それとはまた別に、今「ソラタビ」といって旅行会社と屋久島が一緒になって、屋久島にドローンの撮影に行きませんかというツアーを以前していました。旅行会社とコラボして観光名所をドローンで撮影して、それをアップするっていうので、そのドローンでPRビデオを作ってコンテストをするんですよ。それは1泊2日で宿泊を伴うツアーなので、地元にお金が入ります。また、芸能人を起用したり、プロの方にPRビデオを作ってもらうと、先ほど、予算言われていましたが結構なお金、コストが掛かります。ただアマチュアだったら、そんなに経費が掛からなくて抑えられるんじゃないかなと思います。それで、ドローンコンテストで例えば賞金、また、優秀作品を曾於市のホームページで載せるってなると、ドローンの愛好家にとっても競い合う場となり、いい作品ができるのではないかと思いますけど、例えば曾於市には弥五郎伝説の里だったり、岩屋観音があったり、三連轟の滝や悠久の森、花房峡憩いの森や大川原峡、桐原の滝とかもたくさんありますので、そういうところを例えば2年に

1回とか3年に1回こういうツアーを計画することで、たくさんの方が曾於市に来て、曾於市をPRしてくれると思うんですけど、市長、どうお考えでしょうか、見解をお願いします。

○市長（五位塚剛）

本当に今言われたように、ドローンを使ったまちづくり、私、非常にいいと思います。ドローンを使って、弥五郎伝説の里の桜風景を撮ってもらってコンテストをしたことがあるんですね。まあそういうことで、ほかの市町村より曾於市はドローンにかけては先駆けていると思っております。ただ、今中止になっているような状況はありますので、引き続きドローンを活用したものをやっていきたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今、ドローンは格安で手に入る機種もあります。ただ、都会部、大阪とか東京ではドローンを持っても飛ばすところがなかったりするんで、そういうところに向けてドローンのツアーを発信していけば、まちおこしにもつながるんじゃないかなと思います。なので、前向きに検討をお願いします。

では、次に移ります。

投谷八幡宮についてですが、県の有形指定文化財であつたり、市の指定無形文化財だったりするんですけど、市の有形のほうはもう焼失してしまったので、先ほど言われていましたが取り消される可能性があるっていうことでした。市の無形文化財のほう、豊年祭浜下りについては、どういうふうな取扱いになるのでしょうか。

○社会教育課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

県の指定につきましては、今回焼失をした本殿と末社というのがございますが、その中の四所宮、地主社というのが焼失をいたしております。あと県の指定で無事だったものは、附というのがございまして、それが棟札というのがございます。それが13枚、妻板というのが1枚ございました。これにつきましては、大隅の郷土館のほうにありましたので、県の指定になっておりましたが、これについては無事だったところでございます。あと市の指定がございまして、焼失と思われているんですが、またはっきり確認はされておりませんが、王子面というのがございました。これは本殿内に保管されておりましたので、どうなっているかというのが、まだ未確認の状態でございます。あと市の指定で無事だったのは投谷八幡文書というのがございます。それと刀、康綱という刀でございますが、これが市の指定でございました。これについても大隅の郷土館内に保管されておりましたので、無事でございました。今、御質問にありました無形文化財、投谷八幡宮につきまして王子神幸と

いうのがありますが、これにつきましては市の指定でございますので、そのまま市の指定というような形になります。一応、県の指定になった分については、本殿末社が焼失しておりますので、この附、棟札、妻板だけでは多分県の指定の維持は難しいんじゃないかなと。ただこれにつきましては、県の教育委員会、県の文化財保護審議会が審議をして現地調査をすると思われますので、それ以降の判断になるかというふうに思っているところです。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

投谷八幡宮は地域のシンボルであり、心のよりどころということなんですけど、私もニュースを見てすごいショックを受けました。地域の方もそれ以上だと思います。なので、豊年祭とか浜下りとかの伝統行事があるんですけど、その伝統行事は今後どのような感じになるのか、もし分かっていたらお願いします。

○社会教育課長（竹下伸一）

祭りにつきましては、今、投谷八幡宮の役員さん、宮司さんとがそれぞれ行事やその準備等をされておりますので、これにつきましては、また八幡宮のほうで、開催の有無については、今後出されるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

建物はもう全焼したものなのでもう仕方がないんですけど、伝統行事は続けていってほしいと思います。地域の方々がこれからも投谷八幡宮に対して本当に安心して、また行事に参加できるように、伝統ある行事を続けていってほしいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日9月1日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時55分

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年9月1日

(第4日目)

令和4年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月1日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 山中 雅人 議員

通告第10 今鶴 治信 議員

通告第11 瀬戸口恵理 議員

通告第12 岩水 豊 議員

第2 陳情第8号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

2番 出水 優 樹	3番 瀬戸口 恵 理	4番 矢 上 弘 幸
5番 片 田 洋 志	6番 重 久 昌 樹	7番 鈴 木 栄 一
8番 上 村 龍 生	9番 岩 水 豊	10番 湊 合 昌 昭
11番 今 鶴 治 信	12番 九 日 克 典	13番 土 屋 健 一
14番 原 田 賢一郎	15番 山 田 義 盛	16番 大川内 富 男
17番 渡 辺 利 治	18番 迫 杉 雄	19番 徳 峰 一 成
20番 久 長 登良男		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 山 中 雅 人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 中 村 涼 一
副 市 長 八 木 達 範 教育委員会総務課長 鶴 田 洋 一

副市長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総務課長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企画課長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財政課長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税務課長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市民課長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保健課長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
介護福祉課長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

通告第9、山中雅人議員の発言の順位であります。本日の会議を欠席されておりますので、会議規則第51条第4項により、通告の効力を失いました。以下、質問の順位を繰り上げて、順次質問を許可いたします。

次に、通告第10、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

おはようございます。創志会、今鶴治信でございます。議長の許可を得ましたので、私は大きく4つの項目について、市長、教育長に質問いたします。

まず、第1に私の地元である高岡小学校のイチョウの枝落下事故において、高岡小学校の校長先生が不慮の事故で亡くなりました。心よりお悔やみ申し上げます。

そこで、まず、高岡小学校イチョウ枝落下事故につきまして、①事故の原因の究明について伺います。

②市内小中学校の樹木の安全性について伺います。

大きく2番目に、市長の政治姿勢について伺います。

①鹿屋市の米空軍無人偵察機の一時的展開計画に関するアンケート調査の真意について、市長に伺います。

3番目に、シルバー人材センターについて、①市の年間委託料の総額について伺います。過去3年度分。

②その内訳の上位5つについて伺います。過去3年度分です。

③令和4年7月末現在の会員登録者数について伺います。

そして、最後に4番目としまして、農業資材高騰対策について。

①現在、飼料・肥料等が、円安・ウクライナ情勢等の影響で高騰していることに対して、市で対策を検討されているか伺います。

以上、壇上より1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3と4については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1については教育長に後から答弁させます。

2、市長の政治姿勢についての①鹿屋市の米空軍無人偵察機の一時展開計画に関するアンケート調査の真意についてお答えいたします。

このアンケートは、南日本新聞報道部が鹿屋市近隣市町の自治体へ首長としての見解を求めたものだとして認識しております。

3、シルバー人材センターについての①市の過去3年間の年間委託料についてお答えいたします。

市からシルバー人材センターへの年間の委託料総額は、令和元年度が1億2,133万円、令和2年度が1億2,565万円、令和3年度が1億3,530万円であります。

3の②年間委託料の上位5つについてお答えいたします。

シルバー人材センターへの年間委託料の上位5つについて、令和元年度は道路維持費の施設清掃業務委託料2,001万円、財産管理費の警備委託料1,594万円、保健体育施設費の施設運営業務委託料1,410万円、同じく保健体育施設費の施設清掃業務委託料1,243万円、公民館費の公民館管理委託料823万円となっております。

令和2年度は、道路維持費の施設清掃業務委託料2,319万円、財産管理費の警備委託料1,616万円、保健体育施設費の施設運営業務委託料1,372万円、同じく保健体育施設費の施設清掃業務委託料1,290万円、公園管理費の施設清掃業務委託料864万円となっております。

令和3年度は、道路維持費の施設清掃業務委託料2,152万円、財産管理費の警備委託料1,624万円、保健体育施設の施設運営業務委託料1,493万円、同じく保健体育施設費の施設清掃業務委託料1,331万円、公民館費の公民館管理委託料902万円となっております。

1の③令和4年7月末現在の会員登録者数についてお答えいたします。

令和4年7月末現在のシルバー人材センターの会員登録者数は440名となっております。

4、農業資材高騰対策についての①飼料・肥料等の高騰に対して、市で対策を検討されているかについてお答えいたします。

肥料高騰対策につきましては、国の肥料価格高騰対策事業において、令和4年6月以降の購入分に対して、増加した資料購入費の7割を支援する事業が始まりますので、市といたしましては、その補完的な支援ができないか検討していきたいと思っております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、高岡小学校イチョウ枝落下事故の①事故原因の究明についてお答えいたします。

今回の事故は、教育委員会として誠に痛恨の極みであります。事故原因の究明については、当時の状況を検証し、関係者や外部機関の意見を聞きながら、現在進めているところでございます。

1の②市内小中学校の樹木の安全性についてお答えいたします。

今回の事故を受け、学校における樹木の調査・点検を実施いたしました。危険と思われる樹木については、その必要性を検討し、児童生徒の安全を確保してまいります。

今後は、専門家に協力を仰ぎながら、年に一、二回の点検を実施し、二度とこのような事故が起こらないように努めてまいります。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま、1回目の答弁をいただきました。

質問通告の順で、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、高岡小学校イチョウ枝落下事故についてでございます。

本当に、自然的なことで誰も予想できなかった事故だと思っております。死亡事故につながったことは本当に悔やまれることでございますが、その中で、二、三年前でしたか、台風被害によって大きな枝が折れて、地元より要望があり、私も教育委員会のほうにもお願いしたんですけど、バランスが取れないということで、反対側のほうも剪定したという経緯がありますが、今年度はまだ台風も来てないところでありますが、そのときにこの枝の亀裂とかは確認ができなかったかどうか、質問いたします。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

ただいまの質問にお答えいたします。

平成30年に、台風11号によりまして高岡小学校のイチョウの木の大幹が大きく2つに裂けたという経緯がございます。

その際は、先ほど議員が言われたとおり、一方の大幹だけではなくて、バランスを取るために片方の大幹も伐採したという経緯がございます。

その際に入ったヒビ等が今回影響しているのではないかとということでありますけれども、専門家の意見によりますと、木というのは1回ヒビが入ってしまいますと、もうそのままそのときに折れるということでございます。ですので、ヒビが入って

ままずっと保つということは考えられないということを伺っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

平成30年ということで、それからかなり経過してるということで、そのときの亀裂は原因でないということは、今、課長より説明を受けました。

シンボリックなイチヨウの木で、イチヨウの木のコンサート、今、コロナ等でちょっとできていないところがありますが、そしてまた、御存じのように高岡小学校は令和6年で閉校予定でありました。

その中で、一生懸命、6名の児童のために学校のそういう管理から、校長先生自ら取り組んでおられた。本当、立派な校長先生でございましたが、今回こういう事故ということで、その中で、小さな学校でございますので、校長先生自らそういう草刈り作業されていたということでございますが、全般的にそういう学校の管理等を校長自ら、また教頭先生のそういう管理者がするようなふうにはほかの小中学校でもなっているのかどうか伺います。

○教育長（中村涼一）

学校の環境整備、特に草刈り等については管理職の職務ではございません。

ただ、校長先生方、どこの学校、県内、特に鹿児島県内は、管理職は率先して草刈りとかそういう業務に、少しでも学校をきれいにしたいということで、また子供たちが安全に学校生活を送れるようにということをやっているところでございます。

今回の件を受けて、本来校長の、管理職の業務でない、こういうある面では、広い意味で言えば学校施設の管理というところで、校長・教頭はそういう責任はあるんですが、実際今回の事故で、よその府県の方から、何で校長先生が草刈りをしているんだと、そういう御意見もいっぱいいただきました。

これは、鹿児島だけのいい慣習なのか、悪い慣習なのか、私は何とも言えませんが、本来本務の仕事がある中で、貴重な時間を割いて学校のためにそういうふうに取り組んでくださった方、何の落ち度もないのにこういう事故に遭ったということで、私自身もやっぱりこう、曾於市の学校だけではなくて、鹿児島県ほとんど全ての学校がそういう状況でございますので、これは県全体で考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

例えば、県立学校は、学校にそういう環境整備をする職員がいるわけです。ただ、市町村の場合はなかなかそういうのができないということで、教育委員会としてもシルバーに委託してくださいということでお願いするんですが、夏場ですので、もう草を刈っても2週間で草が生える。そういう中で、校長先生が率先してそういう環境整備をしている現状でございます。

もう、市内の学校はほとんど全てそうだと思います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今、コロナ禍の中で、私の校区は檜小学校区でございますので、これまではPTA、保護者も減ってきたということで、地域の協力ということで、校長先生のお願いで自治会長さんをはじめ、私ども、連絡があればボランティアで学校清掃とかも行ってたんですけど、ここコロナ禍の中でほとんどもう、そういう保護者会とか学校のほうで対応されることということで、特に高岡小の場合はPTAも少ないということで、校長先生がそういうふうにしてシンボルのイチョウの実等もちゃんと販売を学校の外でされて、何かそういう児童の役に立つようなお金にしていたということもありました。

本当想定外で、校長先生であります、ほかの外部委託の方がされている中でも、こういう枝が折れた場合はもう本当に死亡事故につながるということで、本当危険なことだと思っています。

私も専門ではないんですが、イチョウの木という、センダンの木は私の小学校にもありまして、以前3本あったんですけど、折れたりいろいろしてもう根っこから抜根した木もあります。まだ残っている木もありますが、台風等が来て非常に折れやすいんですが、イチョウの木の特性として、やっぱり枝とかは折れやすいものかどうか、詳しい人がおれば質問いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今回の件に関しまして、先般、県の森林技術総合センターのほうも来られまして現地を確認されております。

折れた枝については、非常に健全な枝だということでございました。ですので、今回折れた要因につきましては、徒長枝と言いまして、いわゆる夏に伸びる、縦に伸びた枝だということでお聞きしております。ですので、今年度、特に銀杏がかなりなっている状況の中で、その重みで落ちたのではないかということですので、普段ですとあまり考えられないということでの報告は受けているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどの答弁で、関係者や外部機関の意見ということでありましたが、今、農林振興課長が答えられた中にも入っているかと思えますけど、そういう専門的な外部機関というのはどういうものを指しているのか質問いたします。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

ただいま農林振興課長が申し上げました、鹿児島県の森林技術総合センターが1か所。それから、今後考えているのが、日本樹木医会鹿児島県支部というところで、技術的な御意見をお伺いしようかということで考えているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

私も、保護者と地域の方々の意見を聞いたところ、シンボルであるイチョウの木は不幸な事故はあったけど残してほしいという意向があります。

そしてまた、子供たちの、二度とこういうことが起きちゃいけないということで、安全性もまた重要であるということで、本当、これまでもイチョウの木コンサートとか、出身者の方や市内外からもたくさん来られて、盛り上がってきていた樹木ではございますが、教育会としましてはこういう危険性を考慮しながら、専門家の意見もあるんですが、この高岡小学校のイチョウの木についてはどういう方向性、まだ決定していないのかもしれませんが、方針的に進めていくのかを伺います。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

ただいま、議員のほうからありましたとおり、結論から申し上げますと、結論は出てないというところでございます。

ただいま、地域の皆さん方の御意向、この御意向の中には、先ほど議員のほうからおっしゃられました残してほしいという意見と、それからこんなことが起きたので、もう根元からばっさり切ってほしいという意見というものもあるということで聞いております。

ただ、御遺族の御意向とかもありまして、御遺族といたしましては、今回の事件でイチョウの木をなくすことは避けてほしいという御意向を聞いているところでございます。

それらの関係者の皆様方の御意見をお聞きしながら、そして地域やPTAと話をしながら、今後のイチョウの木の在り方について、我々進めていきたいと考えております。

○11番（今鶴治信議員）

本当、そういう校長先生の遺族の方も、こういう事故がありながら木は残してほしいという要望があったということで、本当、心が痛む思いであります。

その中で、やはり専門家、森林技術センター、全国樹木医、そういう専門的な方々の意見が一番大事だと思います。

その中で、残したいという地域の意向、そういうのも私もよく分かります。できれば、残したほうがいいと思うんですが、専門的な方々が、今後またそうやって枝がいつ折れて人身事故、そういうことが起こるかもしれないという判断が出た場合

は、このイチョウの木に限らず、やはり思い切った判断も必要になってくると思いますが、まだその結果が出ていないところでございます。

その中で、ほかの市内の小中学校の樹木、イチョウも結構そういうふうな感じで、場合によって折れやすいということで、いろいろ、それぞれの学校に樹木があると思いますが、特にそういう折れやすい木、また危険性のある木について、どこも一緒にしょうけど専門的な調査を受けて、児童生徒、またそういう先生方の安心安全が一番第一に来るべきだと思いますが、今後の教育委員会としてどのような方針で進めていくか伺います。

○教育長（中村涼一）

議員の御指摘のとおり、今後、学校の樹木の在り方について、教育委員会としてやっぱりきちとした方針を持っていきたいと思っております。

今回の、後ほどまた課長のほうから安全点検の結果については御報告させますが、学校の樹木、特にやっぱり学校にこれだけの木が必要なのかと、緑は確かに子供たちとっても非常に憩いの場でもあるわけなんですけど、学校活動を妨げるような樹木もあったり、それからもう既に植えてから50年、60年たって、非常に木自体が高木になり過ぎて、もう管理ができない。そういう樹木もたくさんございます。

そういうものについて、今後、教育委員会として、学校に本当に必要な樹木というのはどういう形であるべきなのかというのは、我々も今後検討していきたい。そして、一番大事なのは子供たちの安全。記念樹であろうが、シンボルツリーであろうが、子供たちの危険、安全を脅かすような樹木については、きちっと地元と話をしながら決めて、対応を考えていきたいと思っております。

安全点検の結果については、課長のほうから報告させます。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

それでは、今回の事件を受けまして、県から通知がございました。その安全点検についての結果を報告させていただきたいと思えます。

今回の安全点検につきましては、今まで文部科学省から出されております通知の中には、樹木に関する点検項目は入っていなかったところでございます。それを受けまして、国土交通省が出しております都市公園の樹木の点検診断に関する指針というのがございます。その中の点検票というのを利用いたしまして、各学校に点検を依頼いたしました。

この本数は、あくまでも学校の教職員、樹木に関しては素人が見た報告でございますので、正確だということはあまり言えないと思えますけれども、学校の教職員が見た目で判断したものの数を報告いたします。

まず、先ほど申し上げました国土交通省の指針に基づく中で、高木と言われるも

のが3 m以上。それから、我々一般的に管理できないものが6 m以上という形で、3 m以上の木が何本あるか。そして、6 m以上の木が何本あるかということで調査をしております。

さらに、今回事故を起こしました木がイチョウ、いわゆる落葉果樹であったものですから、落葉果樹が何本あるかということで調査をいたしました。

その結果、市内で高木と言われる3 m以上の樹木が1,279本。それから、6 m以上が716本。それから、落葉果樹という樹木が170本ございました。

その中で、学校として何らかの応急対策を必要とし、また応急で措置しているものが50本ほどありました。

さらにその中で、県教委に報告する段階で、少し木に異常がある、点検の中で異常があると認められたものが7校12本ということでございました。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

今、総務課長の報告で、3 m以上、6 m以上に分けて、相当数な樹木があるんだということで正直驚いております。

これまでは、台風等もしょっちゅう常習地帯である私たちの地域でございますが、台風で枝が落ちたりしてそれを片づける、折れかかっている場合は体育祭前にそういう処置をすることで、人的影響があるという危険性を感じたことはございませんが、今回の事故を受けて、これだけたくさんの木があって大きなリスクがあるとしたら、本当、今後の対応が大変だと思っております。

年に一、二回の点検ということでございますが、先ほど課長が説明された先生等たちの目視による点検をしていくのか。また、専門的に頼む場合は、すごく費用が掛かると思います。

また、これも何年か前でございましたが、私が文教厚生常任委員会に所属しているとき、そのときの深川小学校の校長先生が、本当に樹木多くて困っているということで、いろいろ剪定とかをお願いされて、それから数年かけてようやく市の方で取り組んでいただいたんですが、そのときも専門の、そういう造園業者の方のそういう機械の使い方もちよっといけなかったという説明ではございましたが、不慮の事故死をされております。

やはり、今後、イチョウのその上に伸びたのが原因だということもありましたが、やはり人命を大事に、点検をすればするほど木を残していくためにそういうリスクも係ってくると思いますが、そこら辺を今後の対応だと思いますが、どういう部分は伐採をしていく、残すべきものは残していく。そういう判断は、この専門家というのは先ほどもあったんですけど、県から緊急に調査依頼もあったということであ

りましたが、そういう費用面も含めて、県とか文部科学省から、今後こういう樹木に対する助成が点検にあるのかどうか伺います。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

先ほどの答弁の中で若干申し上げましたとおり、樹木に関する項目については、文部科学省からの安全点検項目にはほとんど入ってない状況でございました。

今回のこの事故、県としてもそれから文科省としても様々な御意見があるということが多分、把握されていると思いますので、今後のことは分かりませんが、現在のところ、そういう樹木の安全点検それから伐採等に関する事業等は文部科学省ではないと周知しております。

○11番（今鶴治信議員）

今後のことでありますので、予算も伴って、市また県、国等もいろいろ検討して、今回の事故、本当、起きてはいけない事故でございましたが、これを契機にそういうのが進んで、合理的に危険な樹木に対しての対策が行われることを願っております。

それと、気になることが、本当、家族みたいに親しく、朝晩接してきた校長先生が亡くなったということで、今日から新学期でございますが、児童6名のそういう精神的とか心理的、スクールカウンセラーとか、そういう対応はどうされているか伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

児童の心のケアであるとか精神状態を安定させるということでございますけれども、8月18、19日、両日、県のスクールカウンセラーが子供たちそれから教職員に向けて、2日間にわたってカウンセリングを行いました。

このカウンセリングは、子供たちにする内容とともに、御家庭、家に帰って保護者が子供たちの様子を観察して異常があったら報告するという形で、学校生活の中でと家庭生活の中で変化があった場合は報告するというふうな形で行われました。

子供たちについては、高学年の子供たちはまだ意識している、低学年の子供たちはまだ意識していない状態もあるという結果だったんですけれども、それを受けまして、また県ともやり取りをいたしました。

今日、新学期を迎えることになるわけですが、今度は市のスクールソーシャルワーカーでありますとか、心の教育相談員でありますとか、そういった方々とも連携して子供たちのケアに当たっているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

聞くところによりますと、体育祭の時期でございますが、今回は延期をされると聞いております。

そういう中で、早速18、19日にそういうカウンセリング、また先生等に対しても、また今後の対応ということで取り組んだということで少しは安心しているところでございますが、やはり本当、高岡小と言えばイチョウの木というシンボルの樹木であります。その大事な木で大事な校長先生が亡くなったということで、今後もやはり樹木は残るわけですから、木を見るたびに先生のことを思い出すと思うんです。ということで、引き続き市のほうでもスクールソーシャルワーカーを取り組んだり、また家庭で異常にすぐ気付くようにという、そういうカウンセリングもされたということでありますので、子供たちのケアをお願いしたいと思います。

この樹木の事故につきましては、今後、市のほうでもいろいろ対応があると思いますので、以上で終わらせていただきます。

続きまして、初日の上村議員等の質問にもございましたが、市長の政治姿勢についてということで、アンケート調査があつて大きく新聞の中で報道されております。

その中で、上村議員の質問を受けて、また南日本新聞に市長のコメントが載っております。

その中で、7月13日の南日本新聞にアンケートの内容が掲載されたわけですが、先日の上村議員の中では、一応苦情とかそういう連絡はなかったという市長の答弁でございました。

その中で、ほかの市町の首長さんの中で、ほとんど具体的なことは差し控えた内容が多かったと思っておりますが、いただいた中では市長の自分が思っていることを言ったということでございましたが、これはもう一度伺いますが、市長は曾於市の一番代表の方でございます。これは、曾於市全体の考えであるのか、市長個人の考えでのアンケートなのか伺います。

○市長（五位塚剛）

今回のアンケートは、曾於市の市長としてコメントを求められました。曾於市民の総意を求めたわけじゃありませんので、市長の見解を述べただけでございます。

○11番（今鶴治信議員）

改めて、そのアンケートが3項目でございます。今計画への賛否、市長は反対、戦争に巻き込まれる可能性がある。住民説明会、近隣自治体への説明は当然の義務と考える。国・県への要望、米国の軍事化に強制される必要はない。県も認めるべきではないというふうに答えられておりますが、このアンケート回答については、今でも意思は変わらないということでございますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には変わっておりません。

○11番（今鶴治信議員）

霧島市は、周辺自治体ということで、大隅半島の4市5町の大隅期成会には入っておりませんが、その中の鹿屋市、私たちの4市の議長会の中でも中心的役割をいただいている鹿屋市でございます。

そこが、今回、米空軍無人偵察機の一時展開計画に対して、6月30日に市議会が計画容認の決議を賛成多数でされております。そして、7月11日に鹿屋市の中西市長は、議会の計画容認決議を受けて、容認を表明されました。そして、7月19日に鹿屋市の意向を重視されて、鹿児島県塩田知事も受入れの考えを表明されました。

その中で、7月13日の南日本新聞のアンケートに対して、市長から曾於市長としてこういうコメントをされたわけですが、その中で反対、上村議員の中でもありましたが、戦争に巻き込まれる可能性がある。先日の上村議員の質問の中でも、鹿屋市、県については、別段このことについて、内容については伺いを立てていないということでございましたが、何をもって戦争に巻き込まれる可能性があるという、極端なこういう回答をされたのか伺います。

○市長（五位塚剛）

今までに鹿屋の基地は、自衛隊の基地でありまして、ここにアメリカ空軍の方々が150人から200人、一応駐在するということで、無人飛行機をここから飛ばして、東シナ海を含めて偵察する。当然、いろんなこと、ほかの国の方々も、何ですのかということで今後、出てくるだろうと思います。

戦争というのは、いつ、いかなることで起きるか分かりません。そういうことが、やはり一つの刺激になって、何らかの戦争が起きる可能性も全くないとは思えません。

そういう意味で、私は心配している立場のほうでそのように表現いたしました。

○11番（今鶴治信議員）

曾於市の代表として、首長として、あまりにも極端な回答ではなかったかと思っております。

そしてまた、国・県への要望としまして、もっとほかに表現することもあったんじゃないかと思いますが、米国の軍事化に強制される必要はない、県も認めるべきではないということで、曾於市はその無人偵察機を受け入れる市でもございません。

その中で、あえてこういうことを県に訴えるという真意について伺います。

○市長（五位塚剛）

私は、長いこと沖縄の米軍基地の状況を見てきております。日本人が、米兵によって乱暴されたりいろんなことをされても、日本の法律では裁けないという状況が

あります。

私は、あの悲惨な状況をずっと聞いている中で、その後、私たちの日本で、また西之表の馬毛島の問題やいろいろな問題が出てきております。

そういう意味では、日本がアメリカの米軍のいろんな形での支援基地になるようなおそれを感じておりますので、そのような思いで意見を述べただけでございます。

○11番（今鶴治信議員）

戦争という言葉、また米国の軍事化という、極端な回答であると思います。

やはり、このことに対して、鹿屋市の中西市長も相談窓口を設けているということではありますが、たくさんじゃないですけど、数人の方がそういう市長が述べられたことで、そういうおそれはないかという問合せがあったとは聞いております。

やはり、周囲の市長ということで、気持ちは分かるんですがこういう刺激的な、確認をせず、ちゃんとした情報もない中で発言するのは、本当、首長としていかなものかと私は思います。

その中で、今回、私も専門ではないのでよく分かりませんが、米空軍の無人偵察機が1年間を期限に一時展開するということで、情報収集、いろいろあると思います。ましてや今、北朝鮮による度重なるミサイルロケットが、日本の近海に発射されております。そしてまた、先日、米国の下院議長が台湾を訪問されたときも、軍事演習を中国がされたということで、本当、緊張感のある、今、国際情勢であります。

その中で、改めて私が言う必要もないんですが、ウクライナも本当、外交による話合いで戦争は回避したかったわけではありますが、ロシアは一方的に侵攻してまいりました。まして、日本は北海道で北方四島をロシアと国境を接しております。その中で、今も奄美で、米軍と自衛隊の軍共同訓練、また極東においてロシアも中国、いろいろ各関係国とまた軍事訓練をするということで、本当に非常に厳しい状況の中で、偵察機というのは、今度のウクライナ紛争でも効果が出ていますが、まず情報を先にどちらかが取るかが非常に重要な展開になっております。

その中で、日米安保条約に基づいて、アメリカもそういう日本の防衛のためにこういうことを取り組んでいるんじゃないかと私は思っておりますが、その中で戦争の抑止力になるためのこういう計画は、防衛省また県、もう1回聞きますけど、そこに今回の鹿屋市でもいいです。この無人偵察機が展開される内容について、市長は大隅4市5町でも期成会でもたびたびいろんなことで接触があると思いますが、中西鹿屋市長に直接そういうことを問い合わせましたか。

また、副市長でもよろしいです。そういうふうに対して、同じ大隅半島の仲間でもあります、反対をするには反対でもそういう鹿屋市の意向を一番重視して取り組む

べきじゃないかと思いますが、その件について見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

鹿屋市の問題については、当然鹿屋市長が責任を持って答弁をされております。ただ鹿屋市民全体の皆さんが、もろ手を挙げて賛成しているわけではありません。私たち曾於市も影響はないかという、それも私は分からないと思います。そういう意味で、鹿屋の方が決めたことを私がどうこう言うつもりはありませんけど、曾於市長として、市民の命と財産を守る立場から、このような思いでアンケートに答えたところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

今回のこういう報道を受けて、久長議長も地元出身であります藤本副知事のところに話に行かれたと聞いております。その中で、やはり直接塩田知事からを聞いてないってことがあります。やはり国の防衛上のことで鹿屋市が受け入れた、そしてまた、鹿児島県も鹿屋市の意向を受けてくれるっていうことになったことを、7月19日に表明されたので13日時点では県の表明を分かってないところでございますが、やはり大きく水を差す市長のアンケートではなかったかと思っております。ほかの市町の、志布志市は賛成の立場的な意見でございますが、これもこれでまたいろんな考えがあると思いますが、やはりほかの首長さんのようにコメントはする情報もないわけでございますので、あえてここであのこういう過激な誤解を招く発言をする必要があったのか、そしてまた八木副市長にも伺いますが、地元出身である藤本副知事より、やはり今回の市長に対する真意についての問合せはなかったかどうかを伺います。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えしたいと思います。

藤本副知事からは電話がありました。ただその電話につきましては、市としてのお考えなのかという確認でしたので、私は、これは市長としての、個人としての考えだと思いますという回答をしたところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

先日の原田議員の質問で、今度の南九州畜産獣医学拠点事業のことにしても、森山衆議院議員のお力が非常に大きいと感じているという市長の答弁がございました。その中で、獣医学部は予算もついて着々と進むところでございますが、国の防衛省の進めていく施策に対して、直接関係のない曾於市がこうやって批判的反対を堂々と述べられて、その中で今後のそういう、馬エリアも次年度以降に計画があると聞いておりますが、こういう微妙な政治的配慮が必要な事業であると思いますが、このことについて影響はないものかどうか、これについて市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には国の事業であっても、国民に必要な事業に予算をつけるわけでございます。私の今回の発言で、この大事な事業が影響することはないというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

市長はないと思ってらっしゃるからこういうことを堂々とおっしゃるわけです。それと今度、決起大会が予定されております、平塚インターより国道10号線のバイパス化、これもやはり都城市のほうも一生懸命取り組んでいく、また4市5町の大隅期成会のほうにも志布志都城道路また東日本自動車道と同じように、足並みを揃えてお願いをしていかなくちやいけないという曾於市の立場でございます。これに対しても、何ら影響はないとお考えかどうか、市長伺います。

○市長（五位塚剛）

今回計画されております、末吉都城道路のこのバイパス的な道路の事業、決起大会を開く予定であります、影響はないというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

影響がないと思ってらっしゃるからこういうことを堂々と発言されたと思います。影響がないことを願っておりますが、やはり感情的なもの、また政治的なこともございます。やはりこういう無人偵察機、また安全保障に対して堂々と反対されている市がありましたね、曾於市ですねというところで微妙なところですね、それで事業がやめになるということはないかもしれませんが、若干はやはり、そういうのが事業採択等に伸びるとか影響はあるんじゃないかと私は思っております。その中で私は、地方自治としまして、鹿屋市議会がいろいろ市民に対して不安もある中で、国の安全保障上と、また沖縄の基地の軽減化いろいろ叫ばれていますが、その中で相談があって市民の安全安心を一番重要で計画を容認されたと思っております。そしてそれを受けて中西市長も容認ということでされたことに対して、あえてこのアンケートの時期が分かりませんが、13日のアンケートの報道でございましたが、この6月30日、7月11日より以前にアンケートがきたかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

アンケートは7月13日の新聞に載ったわけですので、その前日頃にきました。

○11番（今鶴治信議員）

私は、まだ鹿屋市議会の計画容認決議が出る前のアンケートだったから、市長もそこが分からずにこういう答えをされたかなとは思っていましたが、もう分かってからされたっちゃうことですね。やはりお互いの議会、また自治体の決めたことに対して、真っ向からこういうふうに不安をあおる、鹿屋市民もやっぱりこれを見

てすごく不安になると思います。やはり意見は変わらないでしょうが、この件に関しては非常に曾於市の市長、副市長がおっしゃったように個人の考えだといっても曾於市の代表の顔でありますので、曾於市の考えとして受け取られても仕方がないのではないかと考えております。まあ上村議員もされましたので、ほかの項目の時間がありませんので、もうこれでこの件につきましてはやめます。

○議長（久長登良男）

ここで今鶴議員の一般質問を一時中止し、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○11番（今鶴治信議員）

続きまして、3番目のシルバー人材センターについて質問いたします。

先ほど答弁の中で、令和元年度が1億2,133万円、令和2年度は1億2,565万円、令和3年度は1億3,530万円、本当に年々市の委託料は伸びてきております。ということは、シルバー人材センターに、市の事業をかなり肩代わりしていただいているということでございます。その中で特に一番委託で大きいのが道路維持費でございます。年々ですね、令和3年度は少し減っておりますが、増える方向であると思います。特に先日の同僚議員の質問の中でもありましたが、道路維持管理の自治会でやるのが、高齢化でなかなか困難になっている地域が増えてきております。その中で建設業でもございますが、シルバーに委託するのがますます増えてくる状況だと思っております。その中で、令和4年7月末現在で440人が会員登録されているということでございますが、私が聞いたところ、なかなか道路の草刈り作業等は重労働で、これに対して新しい人はなかなか続かないというのを聞いておりますが、近年の新規加入者の状況、また満年齢が60歳以上となっておりますが、年齢、口頭で大体でいいんですけど、通告しておりませんので、どのぐらいの年代の方が多いのか、もし分かっていたら質問いたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

それではお答えいたします。

新規加入者という数はちょっと手元にないんですけども、年齢層につきましては、70歳以上が62.3%、これは令和3年度の数字です。60歳代が37.7%という数字が出ております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

70歳以上の方が6割以上ということで、長寿社会でございますので、こうやってシルバーに登録されて、委託作業していただくということで、非常にありがたいことだと思っております。その中で一旦60歳ということで定年されて、シルバー人材センターに登録されて、仕事をされているわけではありますが、労使というかそういう関係は、委託、シルバー人材センターに登録されて、いろいろ民間もあるでしょうが、仕事があった場合にそれを自分たちが委託してするという関係性になるのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、毎年入会説明会というのを行っております。そこで、令和3年度は36回実施されているようですが、そこで登録をされて、業務に当たっていただいているものと考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

私も勘違いしておりましたが、新規加入というより、やはり毎年毎年36回登録ということで、更新というか、その時その時、また登録するという考えでよろしいんでしょうか。分かりました。以前は、私も農作業等でもお願いをしてたんですけど、なかなか、前は農家をされていて、農業をリタイアされたところの御婦人方が仕事ができるということで、今も何人かはいらっしゃるんでしょうけど、そういう方々が非常に農作業の手伝いに来ていただいて助かっておったところもありますが、シルバー人材センターの直接じゃないから、市の方では把握しづらいところがあると思いますけど、市の委託以外のそういう農作業的なものはなかなか人がいないというのを聞いておりますが、その辺は把握されているかどうか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

シルバー人材センターの請負事業の実績を見ますと、曾於市役所のほか、曾於高校、あとは公共的施設であれば税務署ですね、あと民間でも一般事業所、一般家庭のお仕事もされていると聞いております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

市の委託としてシルバー人材センターに選挙の看板等も委託されていると思いますが、市として、シルバー人材センターに助成とかそういう予算的措置は何かされているのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

市からは毎年補助金といたしまして、1,640万円補助をしております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

以前、私も福祉事務所の委員会でございましたが、そのときは予算的なものがついてなかったけど、詳しく審議しなかったもんですから、恥ずかしながらでございますが、この1,640万円は事務経費等の助成になるかどうか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

決算を見ますと、市から1,640万円出ているわけでございますが、その補助金について、どこに何を使ったかというのは、ちょっと分からないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

分かりました。その中で、八木副市長もこのシルバー人材センターに関わってらっしゃると思うんですが、私は今回これに取り上げた理由はですね、ある市民の方より私に連絡がございまして、この暑いさなか、シルバー人材センターの方々が外で作業されている、その方がおっしゃる話ですので、ちょっと皆々さんには耳が痛いところでございますが、市の職員は冷房の効いたところで涼しくされているが、高齢の方をああいう熱いところで働かせてどう考えているのかというのを私に伺ってですね、いろいろ今回こういう質問になったところでございます。その中で、1,640万円の助成が出ているということで、この中で使い道でございますので、シルバー人材センターのほうでそういう配慮をしていただければよろしいんですが、その中で八木副市長が入っていらっしゃるということで、外の特に草刈り作業ですね、本当は、私が知っている人も熱中症になった人もおります。まあそういうところで、自己責任でそういう作業もしなくちゃ委託作業ですので、気を付けてやらなくちゃいけないと思うんですが、この暑い最近の猛暑で、やはり気を付けていても熱中症になったということで、夜に具合が悪くなったんですけど、その点の職場環境ですね、やはり市が1,640万円助成を出しているってことで、その点の自己責任であると思いますが、委託ということで、そういう職場環境を改善的なものに対して、市のほうではどう捉えているか伺います。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えしたいと思います。

理事長を私は4年前に富岡さん、うちの市役所のOBですけども交代いたしました。ただ私がいるときも、常に理事会等々では、真夏にはしっかりと水分補給、休養、休憩等々もしっかり取れないということで協議をいたしておりました。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

私も総会にも出席できておりませんが、今言われた暑い中の作業ですね、こちらにつきましては、会員の方のケアをしっかりといただくよう指導といいますか、申し出をしたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

私が、みんなじゃあございませんので大隅町を含め、たくさんの方が会員登録されておりますので、そういう草刈り班的な人は、新しくなかなか入ってこないというのを聞いております。そしてまた入ってきても重労働ということで、長く続かないということで、先ほどの年齢構成でございますが、私が知っている人も70代の方でございます。そういう方が、市の行政委託を担っているというふうに考えていただきたいと思います。この1,640万円の運営費の中で、そういう助成をしていただければいいんですけど、やはり今、作業着で送風を送るバッテリー式のやつが、今、大分利用されております。洗ったりもしなくちゃいけないと思う、ほとんどの人も持ってらっしゃる方も多いんですが、こういうことに対して市の委託も増えているということで、別枠でもいいですので、希望者に全てじゃなくていいから何分の1か助成とかは考えられないものかどうか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

シルバーの総会にも基本的には招待があれば私も出ております。非常に元気な方々が曾於市を支えていただいているというふうに思っております。

今の問題ですが、一日働いた賃金として、それ相当の予算を出しておりますので、その中で自分のことですので、その自分のいただいた報酬の中からそれは本人さんが購入してもらえばいいんじゃないかなと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

そういう考えもございますが、やはり今働いてらっしゃる方は分かっているんですが、新たに先ほど説明しましたが、なかなかそういう草刈り班に登録していただく方が少ない、先ほどの農作業でもございますが、ということで、もうそれは会員の方が登録式で仕事を選べるわけでございますので、致し方のないところでございますが、やっぱりそういう班に入っていた場合は、シルバー人材センターのほうはしていただければいいんですけど、1,640万円の中からですね、別枠で少しでもそういうふうに市が組んでいただければ、そういう作業に携わる方が増えて、作業班の方も無理がこないんじゃないか、ましてや今後、道路の維持管理等についても市のほうの需要はますます増えていくと思っておりますが、今後のこと

でございますが、もし希望的にそういうものがあれば、市としてもぜひ助成、若干でいいんですよ、気持ちの問題ですので考えていただけないか、再度市長に質問いたします。

○市長（五位塚剛）

そのことについては、シルバー人材センターのほうからも全く要請ありませんし、また地域の方々も全くそういう相談ありません。基本的な今の状況で進めていきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

そういうふうには強気でおっしゃるのはいいんですが、いずれそういう作業をされる方も、建設作業員も、本当私が知る範囲で70代の人が増えております。誰が今後こういう市の道路維持管理をしていくのかなあというふうに危惧しておりますので、まあ市長のお答えはそう承りました。

最後に農業資材高騰対策について質問いたします。これにつきましては、もう本当たくさんの議員の方々が物価高騰等でも質問されて答弁もいただいたところでございますので、私が提案とするところで、全てに対しては難しいところでございますので、肉用牛、肥育牛、素牛については、今回補正で予算を積んでいただいたということで、非常にありがたいことだと思っております。その中でやはり国、県からのそういう肥料の7割助成があるんじゃないかという話は聞いておりますが、実際上はまだこれからでございます。その中で市ができることとしまして、先日の全員協議会ですね、農業公社がコントラクター事業を5か年計画でこれからされるということで、ほかの部分には農家の高齢化、また農産物の低価格で作業受託は減っているところでありますが、これはこれから増えていく事業じゃないかと思っております。その中で試験的に自社飼料を生産するってことで、1.8ha取り組まれているということでございますが、やはり今輸入の牧草等も非常に円安またウクライナ情勢で値上がりしております。その中で粗飼料確保ということで、772戸の農家にアンケート調査して60%の方が回答いただいたとありますが、この粗飼料の今度植付けを令和3年度にされて4月に刈取りされたということでありますが、その実績はどうであったのか、畜産課長に伺います。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

令和3年度から4年にかけて、農業公社のほうで試験的な形で遊休農地を含めまして、イタリアンライグラスそれとえん麦につきまして、試験的な作付けをいたしました。特に裏作の作付けというようなことで、夏場はほかの作物を作られているところの裏作ということで、試験をいたしましたけれども、品種等につきまし

ても、幾つかの品種を分けて試験したわけですが、通常我々の目標としている数量以上のものの確保ができたということで、今後は農業公社としても、この自社生産というものを増やしていきたいというようなことでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

そしてまた、この前いただいた資料で農作業受委託事業に関する協力者ですね、大隅地区12名、財部10名、末吉16名ということで、私が常に思っておるんですが、今、これまで牛も値段が高騰でしたので、輸入牧草を購入される人が作業的にも楽ってことで多かったんですが、私も若干買っていますが、買うたびに値上げが激しくなって、私、一部子牛用ですので大したことはないんですが、全粗飼料を購入される方もいらっしゃる。これまでは事業的に成り立っていたわけですが、これだけ子牛の安値、また飼料高騰になると採算ラインがどうかと思うことがあります。その中で水稻のわらを食べさせる牛がいないということで、ほとんどカットして畑に水田に返すってということで、私も水田が専門じゃないんですが、3年ぐらいするとやはり窒素飢餓を起こすというか、それを分解するために窒素分が失われるものだからよくないというのも聞いております。その中で、そういう農家の方もどうせそうやってすき込むのであれば、大型機械が入るとこだったら、そういう農地をされて、わらを農業公社で収穫して、また欲しい畜産農家に手配する、そうするとまた、協力者がコントラクター組合だけでは無理だけど、この協力者が得られることで可能じゃないかと思いますが、その点について市長どうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

今多くの方々が、今言われるように、米の収穫のときには、米だけ取って、稲わらは細かくすき込むというのが、今非常に多くなっているようでございます。私はやっぱり畜産の町でありますので、もったいないなという気はいたしております。このことも、当然農業公社のほうも今後検討していただいて、大隅の広大な笠木原台地を含めて、米を作っておりますので、可能な限りそういう事業ができるかどうか、また問題提起をしていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ、こういう資源の有効活用ちゅうことで、またそういう水田作物も栽培にもそっちのほうで循環型でいいと思いますので、ぜひ市のほうでも、これをいい機会だと捉えておりますので、畜産の町の農業公社の在り方としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、昨日の同僚議員の迫議員からもあったんですが、私とは違う面で、この7割、肥料の購入費の7割を国から県に助成金がいって、農家に還元されるんじゃ

ないかという話は聞いておりますが、それに土壌審査とかそういうのも取り組む。また肥料削減も必須要件に入ってくるといういろんな情報がございますが、その中で曾於市にも有機センターがあるということで、いろいろ使いにくいという不評もあったんですが、私は感謝されている意見もかなり聞きました。今一度、またいろいろ配布とかそういうのに大変なんでしょうが、有機センターの堆肥を、市で補完的な支援ができないか検討したいというのがあります。希望者にそういう無料配布的なもの、また無料でなくてもそういう散布していただく場合は、散布車の助成をすとか、何かそういう考えはないか市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

散布車の導入については、クラスター事業とかいろんな事業があるだろうと思っております。今後は、畜産農家のいろんなお声があるだろうと思っておりますけど、また検討してみますけど、一応畜産課長から考え方を答弁させます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今、有機センターの販売する堆肥の中で、非常に多くなっているのが、散布までというようなことで、以前はバラ堆肥ということで、農家の方が圃場までその堆肥を持っていくという形でしたけれども、現在はもう散布までというような需要が非常に多いところでございます。そういう中でこのように多くなっておりますので、市としていたしましても、農家の方々が利用しやすい方法、こういうものを今後はやっぱり進めていかなければいけないなということで、散布車等についても、市の有機センターのほうでも導入もいたしておりますし、台数が足りないというようなときにはリース等で借り上げて、農家の需要に見合った対応をしているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

散布ということちょっと誤解を招いた、実際にいうと、散布を含め実際には堆肥の無料配布等も、また第2弾で考えていただけないかという考えもありますので、その点については、一応、以前のときも非常に苦労されたと思うんですけど、喜ばれる農家もかなりいらっしゃいましたので、その点について市長の考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

コロナ支援の一つの支援ということで、昨年、希望のある農家に、堆肥の無料散布をいたしました。私もいただいてユズ畑と桑畑に散布いたしましたが、これについては、今年どうするかまだ決めておりませんが、当然それは、有機センターのほうに、市からお金を支払うことになると思います。いろんなことがありますので、

またいろいろと検討させていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ、これからしばらくはこういう肥料、資材高騰は続くと思いますので、ペレット化の問題もございしますが、そういう有機堆肥の無料配布、また一部助成等も飼料高騰、資材高騰対策で考えていただけたらと思います。そしてまた、今度補正でも出ておりますが、耕地課の予算で県のほうの基腐れ対策で、土壌改良、改善、また堆肥散布に対して補助が出るということはどうなっておりますので、そういう先ほどオペレーターの畜産農家の協力者、こういう方々に時間のあるときに、多分飼料の植付時期が一緒になるか知りませんが、こういう堆肥散布等もお願いをしたらいいんじゃないかと思いますが、その点に対しては可能かどうか畜産課長に伺います。

○畜産課長（野村伸一）

堆肥散布等につきましては、農業公社のほうでも堆肥散布機、マニースプレッダーの導入もいたしております。ただ、圃場への移動とかいろいろなそういう問題等もありますので、できれば協力していただく畜産農家、機械を保有している畜産農家、こういうところの協力をいただきながら、今後も進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当、一緒くたには解決することではないことが多いですが、まあ市でできることは限られておりますが、やはり農家が非常に苦勞されておりますので、市でできる範囲で、ぜひそういう堆肥また粗飼料の確保に尽力いただければと思う意見で、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3番、れいわ会、瀬戸口恵理です。それでは、始めます。

今回は、大きく4つの項目について質問をさせていただきます。

1、子育て支援事業について、来年4月のこども家庭庁創設に向けて、全国的に子育て支援の拡充がされる中、本市においても市長が目指す「子育てしやすいまち」のさらなる拡充に向けて、当事者の立場から質問をいたします。

①ファミリー・サポート・センター事業の進捗状況について伺います。

②子育て支援センターの新しくなった一時預かりの利用状況や利用者の感想について伺います。

③「こんにちは赤ちゃん訪問」について内容を伺います。

④本市における未就学児の人数と、そのうちの「無園児」の人数とその実態について伺います。

⑤「孤育て」にしない取組として、本市が現在実施していること、また、今後の予定について伺います。

2、学校現場の負担軽減への給食費の公会計化について。

①学校給食費の金額や補助の内容を伺います。

②現在の市内の学校給食費の徴収状況を伺います。

③未納への対応について伺います。

④給食費無償化について伺います。

⑤公会計化した場合のシステム導入について伺います。

3、「夢みる小学校」の上映会について。

①上映に至った経緯を伺います。

②同様の学校を創設していきたいという思いや予定があるかについて伺います。

③映画の冒頭の予告にもあった「いただきます」や「いただきます2」も上映してほしいと市内外からの要望を耳にしますが、その予定について伺います。

4、ハラスメント防止条例に伴う支援体制について。

①県内初となるハラスメント防止条例の制定に至った経緯や内容について伺います。

②安心して相談できる環境づくりとして、どのような支援体制を考えているか伺います。

③ハラスメントを防止するためには、それぞれが共通認識を持つことが大事だと考えますが、生きた条例とするために、今後どのような取組を予定しているか伺います。

④誰もが分かりやすいフローチャートや見える化して周知するための対策の予定を伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。質問事項の1と4については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2と3については、教育長に後から答弁させます。

1、子育て支援事業についての①ファミリー・サポート・センター事業の進捗状況についてお答えいたします。

ファミリー・サポート事業につきましては、ニーズ調査やサポート事業所の選定、会員の募集等、具体的な計画は進んでおりませんが、現在、事業開始に向けて調査を行っており、今後はほかの自治体への研修を実施し、令和6年度以降からの事業実施を目標に取り組んでいく予定であります。

子育て世帯への支援につきましては、当面は市の子育て支援センター事業や病後児保育事業、ホームスタート事業で補完したいと考えております。

1の②子育て支援センターの一時預かりの利用状況と利用者の感想についてお答えいたします。

子育て支援センターの一時預かり登録者数は、末吉6人、大隅1人、財部4人の合計11人となっております。

令和4年4月から開始しました末吉子育て支援センターにおける有料の一時預かりの利用状況は、8月25日現在、実人数4人で、利用件数は12件となっております。

利用者の感想につきましては、かねてから子育て支援センターを利用していたことで、安心して子供を預けられたとの感想をいただいております。

1の③「こんにちは赤ちゃん訪問」の内容についてお答えいたします。

子ども・子育て支援法に基づいて実施される乳児家庭全戸訪問事業として、「こんにちは赤ちゃん訪問」事業に取り組んでおります。

生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭に助産師と保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。

支援の必要な家庭は、適切なサービス提供に結びつけ、継続した見守りを行い、虐待等の防止にもつなげています。

この事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するための重要な事業だと考えております。

1の④本市における未就学児の人数と、そのうち「無園児」の人数とその実態についてお答えいたします。

令和4年8月1日現在、未就学児数は1,237人で、そのうち無園児数は215人となっております。

実態につきましては、個別に調査していないために把握しておりません。

1の⑤「孤育て」にしない取組と今後の予定について、令和2年度に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターを設置し、令和4年度からは、子供家庭支援全般に係る業務や要支援・要保護児童の支援業務を担う「こども家庭総合支援拠点」を同じ保健課内に設置しております。

この2つの機能を同じ課に設置することで、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を円滑に行い、一体的により効果的な支援に取り組んでいるところです。

具体的には、母子手帳交付から妊婦さんに関わり、妊娠中から支援の必要な妊婦を把握し、母子保健担当が訪問等で支援します。

出産後には赤ちゃん訪問で状況を把握し、育児不安等があれば、産後ケア事業や養育支援事業につなぎ、定期的に実施される母子健診と連携を取りながら、地域の中で安心して子育てができる環境を整えるために、継続支援を行っています。

今後は、令和6年4月にこの2つの機能を維持した「こども家庭センター」設置に向けた体制確立に取り組む予定です。

4、ハラスメント防止条例に伴う支援体制についての①条例の制定に至った経緯や内容についてお答えいたします。

ハラスメントが社会の大きな問題となる中で、労働者全般に対するハラスメント防止として、これまでのセクハラ、マタハラに加えて、令和元年にはパワハラの規定が設けられ、本年4月よりパワハラ防止措置が全企業に義務化されました。

このような中で、国家公務員についても、平成11年度にセクハラ防止のみであったものが、平成29年度にはマタハラ、令和2年度にはパワハラ防止の規定が追加されるとともに、全国の自治体では独自の条例制定が加速化している現状にあります。

本市においても、特にパワハラに起因するメンタル不調者も見受けられたことから、令和2年度にハラスメントの防止に関する規程を制定したところではありますが、その後もハラスメントに起因するメンタル不調者が出ている状況にあります。

また、今後、組織再編に伴い、職員の1割削減に取り組んでいくことから、貴重な職員の中から、メンタル不調による長期間の病休職員を出さないことが市民サービスの維持につながると考えておりますが、何よりも一人の人間として、社会人としてハラスメントをしない、させない、当たり前の職場を実現しようと考えたものであります。

なお、職員以外の特別職、議会議員、行政委員会の委員の皆様もその対象とした理由は、自治体の業務は執行部と議会議員、及び執行機関である行政委員会の委員の皆様を含めて進めていくものであると考えたからであります。

4の②安心して相談できる環境づくりとして、どのような支援体制を考えている

かについてお答えいたします。

まず、対象者に対する本条例及び規則の周知を最優先として取り組み、多様な手段による相談体制の確立を図ります。

また、事案が発生した場合に、迅速な対応、適切な対応、秘密保持に心掛け、実績を重ねていくことにより、職員等の信頼を得て、相談しやすい環境、雰囲気作りにつなげていきたいと考えております。

4の③生きた条例とするために、今後どのような取組を予定しているかについてお答えいたします。

職場のメンタルヘルス対策の必要性、ストレスの意味、セルフケア、相談窓口などの項目を盛り込んだ研修会を定期的実施するとともに、事案が発生した場合には、迅速な対応、適切な対応、秘密保持に心掛けながら対処していくことを考えております。

4の④誰もが分かりやすいフローチャートや見える化して周知するための対策の予定についてお答えいたします。

分かりやすく周知することはとても大事なことです、今後取り組んでまいります。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

2、学校現場の負担軽減への給食費の公会計化についての①学校給食費の金額や補助の内容についてお答えいたします。

学校給食費の補助については、給食費の3分の1を上限として補助しています。大隅学校給食センターと財部学校給食センター管内の給食費と補助額については、小学校の給食費は月額4,400円で、補助金額が1,400円になり、保護者負担は3,000円になります。中学校の給食費は、月額5,100円で補助費が1,600円になり、保護者負担は3,500円になります。

自校式の末吉小学校と末吉中学校については、小学校の給食費は月額4,600円で補助額が1,400円になり、保護者負担は3,200円になります。中学校の給食費は月額5,000円で補助額が1,600円になり、保護者負担は3,400円になります。

2の②現在の市内の学校給食費の徴収状況についてお答えいたします。

給食費の納入については、各小中学校で給食費の口座を設けており、保護者口座から引き落としを行うことで納入をしている学校と、保護者や児童生徒が直接学校に給食費を持ってくる学校があります。現金で集めている学校は、事務職員が給食費の口座に入金します。その口座から、毎月決められた日に給食センターの口座に

振替を行っている状況です。

2の③未納への対応についてお答えします。

給食費の未納が発生した場合は、学校から保護者へ納入を促しております。それでも未納が続く場合には、学校からの要請に応じて、未納分を保護者からの申出のもと、児童手当から徴収しています。

2の④給食費無償化についてお答えします。

徳峰議員の質問でもお答えしましたが、給食費無償化の自治体の課題としては、恒久的な財源の確保が重要だと考えております。来年度予算編成に向けて、学校給食における保護者負担の軽減ができないか、検討してまいりたいと思います。

2の⑤公会計化した場合のシステム導入についてお答えいたします。

給食費を公会計化する際、既存システムの改修での対応又は新たなパッケージソフトを導入することでの対応が考えられます。いずれにしても、市の財務会計システムとの連携が必要になってくると思われます。

県内においても、公会計化を進めている自治体もありますので、先行している自治体を参考にしながら、本市の導入の在り方を研究していきたいと思います。

3、「夢見る小学校」の上映会についての①上映に至った経緯についてお答えします。

平成28年、29年度にも、今回のような教職員、保護者を対象とした教育映画による研修会を実施しておりました。教育や学校を考える上で優れた作品でしたので、今回、上映会を復活させたところであります。

3の②同様の学校を創設していきたいという思いや予定があるかについてお答えいたします。

現在の学習指導要領でも、学校での体験活動や探求学習の重要性がうたわれています。今回の映画を参考にいただき、各学校でも体験活動や探求学習のさらなる充実に取り組むことで、曾於市ならではの魅力的な学校づくりができるものと考えております。

3の③映画の冒頭の予告にあった「いただきます」や「いただきます2」も上映してほしいと市内外からの要望を耳にしますが、その予定についてお答えいたします。

今回の上映会終了後にアンケートを実施したところ、大変よかったとの高評価を得たところであります。「いただきます」や「いただきます2」の上映については、食育の観点から今後検討していきたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

御答弁いただきましてありがとうございます。

まずは、質問の1番の子育て支援事業について、①ファミリー・サポート・センター事業の進捗状況について詳しくお伺いしたいと思います。

昨年の12月の私の一般質問の中で、令和4年10月の組織再編の中でこども未来課ができるということで、そこで分類をしっかりとしていきたいという市長の答弁であったと記憶しております。

いつごろファミリー・サポートが実施できるかという見込みに関しては、当時の福祉事務所のほうから令和5年4月から検討をしたいというふうに御答弁いただきましたが、今、いただいた答弁の中では、研修を行った後に、令和6年度以降からの事業実施を目標に取り組んでいく予定というふうに御答弁いただきましたが、ここを見る限り、最低でも1年の開きがあるように見受けられますが、その原因についてお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

事業が遅れていることにつきましては、率直におわびしたいと考えております。

まず、コロナ禍におきまして、先ほど、市長の答弁にもありましたが、他自治体への研修というのが実施できておりませんでした。それと、一番の課題であります事業の受入先、それと、提供会員の募集、サポートしていただける御家庭の募集が一番大事だと思います。

受入れにつきましては、まだ直営でするのか委託をするのかということも、まだ検討中でございます。申し訳ございませんでした。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか実施に至らない原因としては、やはり担っていただける事業者がなかなか見つからないというところもあると思うんですけども、12月の一般質問でもお示ししましたが、こちらの第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画の中でも、本来であれば、令和2年度から数字が上がってきているんですね。令和3年度には、利用見込みとして3,600人というふうに上がってきております。この時点でもう遅れてしまっているんですけども、ファミリー・サポート・センターは、お隣の都市にもございますが、鹿児島県内たくさんあるのを御存じかと思いますが、どれくらいの市町村で鹿児島県内実施しているか、お示してください。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

県内の設置状況ですけれども、43市町村がございまして、16市で実施しております。19市の中の16市でございまして。

あとは、町単位で4市実施しておりまして、合計20市町実施しているというふうに認識しております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今の数字を見てははっきりと分かれたと思うんですけども、やはり、ほかの市町村でこれだけ実施しているのに、曾於市がやっていないのは、私としては、大変まづいことだと思っております。

それは、市長が子育てしやすい、住みやすいまちだとうたっているからこそ、これは、早急に手を打っていただかないと、子育てしている立場からすると、どうして曾於市にファミリー・サポートがないのってよく言われるんですね。当然あるものだと思って移住されてきた方が、引っ越してきてみたらファミリー・サポートなかったんだよねという声も耳にしますので、ぜひこれは、早い段階で、なるべく急いでいただきたいことではあるんですけども、また、この第2次曾於市男女共同参画プラン、こちらのほうもあると思うんですが、こちらの40ページにも、基本方針の③ワーク・ライフ・バランスの推進の中で、2のワーク・ライフ・バランスの普及、啓発の中に、取組の現状及び目標の中にもファミリー・サポート・センターの設置というふうに記載がございます。なので、これは、子育て支援事業においても、男女共同参画の事業においても、大変重要なことだと思いますので、こちらのほう、もうちょっと大事なことだと認識していただいて取り組んでいただきたいなという思いがあります。

ただ、曾於市の場合、そのほかの子育て支援は大分充実しておりまして、保健師さんの対応もほかの自治体と比べて大変よいというふうに伺っております。ほかの自治体の保健師さん、職員の方からそういうふうによく耳にするんですが、例えば、「こんにちは赤ちゃん訪問」、生後4か月以内のお子さんの家庭に訪問して、保健師さんがいろいろと相談に乗ったり指導をしてくださったりします。こちらの中で、利用者の声を拾っていらっしゃるかどうかわかりませんが、利用された方がどういった感想などをお持ちか、もし把握していらっしゃいましたら教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

訪問のときの感想ということでございますけれども、3年度の実績で申しますと、139人の対象者がいらっしゃいました。そのうち、コロナの関係、また2人目、3人目ということで訪問を拒否される方が9名いらっしゃいましたけれども、実施率としましては93.9%と、ほとんどの家庭を訪問して、いろんな相談、悩み等を聞きながら、そういう悩みがあった場合は、その後の支援につなげていくというよう

な形でやっていますので、一人一人の個人の感想というのは聞いていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

子育て支援というと、利用者が施設などに出向く場合が多いんですけれども、例えば、ホームスタートの家庭訪問型子育て支援事業であるとか、今申し上げていただいた「こんにちは赤ちゃん訪問」は、家庭に支援のほうが出向いていく形になります。その点で、お母さん自身が困りごとだと思っていたことが、御自身で困りごとだと気づかれて、それが解決に向かうということがあります。私自身も、実は、この「こんにちは赤ちゃん訪問」、同様の事業を利用したことがあります。それは、第3子のときに、今5歳の子供がおりますが、その男の子が生まれたときに利用させていただきました。

その男の子自体はさほど問題ではなかったんですけども、その当時、6歳上の男の子がおりまして、その子がすごく育てにくい子だったんですね。なので、ただ最初に生んだ子供だったので、私自身が、この子は普通の子より育てにくいということに気付かずずっと過ごしてまいりました。

でも私、どうしてもうまくいかないんですけども、私の育て方が悪いのかなだとか、私が母親としてうまくいかないのは、私自身に母親としての素質がないのかなと思って、自分を責めることが多かった日々なんですけれども、そのときの保健師さんが、療育の支援のほうにつないでくださいまして、うちの子がそれからいろいろ入学前の対応で、普通学級に入るのか、支援学級に入るのかの対応など、いろいろそこで相談に乗ってくださって、すごく心が軽くなった経験があります。

なので、本市としても、なかなか支援につながらない方への支援の方法というのをいろいろ検討していただきたいなと思っておりますが、新聞記事を配付させていただきました。印刷された記事のほうですね。こちら、無園児孤立回避へ対策というふうに掲載されております。南日本新聞の4月17日の1面に掲載されました。裏のほうか3面のほうの記事になりますが、この無園児の孤立ということに関して、私すごく衝撃を受けたんですが、いわゆる孤育て、孤立の「孤」と書いて孤育てと読みますが、私自身がこの市議会議員になろうと思ったきっかけも、その孤独感にさいなまれながら子育てする方が、この本市においては少なくともいないようにしたいという思いがあって、直接、当事者の声を届けられる立場になりたいと思って、市議会議員になりたいというきっかけになったんですけれども、今この無園児という言葉を使うそうです。

これは、保育所や幼稚園といった施設に通っていない小学校の就学前のゼロ歳から5歳児を指します。今までは、未就園児と普通は読んでいたと思うんですけれど

も、これが家庭での療育を選ぶ保護者が多いんですけれども、それは、あえて家で、自分の手でなるべく育てたいという方もいらっしゃると思いますが、経済的な面において預けるのが難しいという方もいらっしゃいます。

働くタイミングであるとか、夜にお仕事をされていていらっしゃる方がやっぱり子供を朝から園に通わせるのが大変という、様々な事情があると思います。

これは、これからまた、来年4月に創設されるこども家庭庁で、家庭訪問や困りごとの把握といった、具体的な支援の在り方を検討していく上で、大きなキーワードになるかと思うんですけれども、まだこれからの事業になるとは思うんですが、子育てしやすいまちづくりの上で、市長の無園児に対するお気持ちや思いをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

子育てしやすい曾於市を今、目指しているわけですけど、実際、子供を産み、育てている環境というのは、その母親になってみなければ分からないことがいっぱいあるというふうに思っております。

保育園に預けられる方であれば、職場があって、その分、ある程度、子育てにいろんな公共的なところで、ある程度、支援を受けるわけですけど、そうじゃなくて、一人で育てている方というのは、今、瀬戸口議員が言われたように、非常にいろんな悩みがあるというふうに思っております。

それは、救済するためには、いろんな子育て支援センターを含めたファミリー・サポート・センターがあるわけですけど、私たちもそのことを前提として前向きに捉えております。ただ、答弁いたしましたように、ちょっと先延ばしになったような状況ではありますが、再度このことについてはもっと議論して、一日も早く解消できるように努力をしたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。思いを酌んでいただいて本当にありがとうございます。

やはり、コロナ禍の中、閉じこもって子育てをされる方も大変多いと思います。公園も外だからと思って行くと、結構密なんですね。外なんですけど、やっぱりみんな行くところがないから公園に集まって、公園も密になったりとかしたりするので、大きいお兄ちゃんが遊んでいるとボールが当たってきて危ないから、小さいお子さんはちょっと公園に行くのを遠慮したりとかいう、そういう場面もあったりとかします。

なので、本市において、本当に楽しく、育てやすく、子育てができるように取組をしていただきたところなんですけど、孤育てにしない取組として、御答弁の中に、令和6年4月にこども家庭センター設置というふうにありましたが、こちらのほう、

もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

2024年4月以降に設置を目指してということで、政府のほうは今、打ち出しているところがございます。この内容につきましては、現在、先ほど市長の答弁でもありましたけれども、包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点というのがありますけれども、これは今、保健課のほうでやっております。

これを、名称が変わって、同じような形で名前が変わるというような形になるかと思っているところです。

○3番（瀬戸口恵理議員）

国のほうも子育て支援についてどんどんと力を入れてくださっているので、子育てされる方、これからまたママになろうとされる方も曾於市で子育てをしたいと思っていただけるようになってくるかと思います。

最近の出来事なんですけども、私のほうが、ある福祉関係の会合でちょっと知り合った若いお父さんから、うちの妻は県外から嫁いできましたというお話がありました。そのお母さんが、曾於市に全然友達がいらないんですよ。すごくいつも1歳の子供を抱えて、寂しそうというか、孤独感が強くて、僕は仕事があるからなかなか構ってあげられないので、ぜひ瀬戸口さん、友達になってくださいと申し出がありまして、喜んで友達にならせてくださいと連絡先を交換してやり取りをしています。

やっぱり、このコロナ禍の中、外に出られない、特に県外から来られると、土地勘もないので、どこに行ってもいいかわからない。曾於市いろいろ子育て支援ありますので、子育て支援センターであるとか、ホームスタートもありますよというふうに、いろいろ御紹介したんですけども、なかなか積極的なお母さんは外に積極的に出ていかれると思うんですけども、そうでないお母さんもいらっしゃる。

その中で、やはりどうしていいかわからないお母様方がいらっしゃると思うんですね。最近の若いお母さん、LINEに慣れていらっしゃるんで、電話を掛けることが苦手という方もいらっしゃいます。問い合わせ先に電話しかないと、どうしようって思うときも、私もたまにあるんですが、例えば、曾於市のほうで、子育て支援サイト、すまいるキッズというのが携帯、連絡用でございます。こちらのほうは、訪問スタート事業や相談窓口の紹介が掲載されておりますが、こちらのほうは、もし分かっているらっしゃれば、アクセス数を教えていただけますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

令和3年度のアクセス数ということで、5万999件のアクセスがあったところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。結構、アクセス数、あるんだなという感想なんですけれども、こちら子育て全般に関すること、ひとり親家庭に関すること、不妊に関すること、子供の発達に関することなど、相談できますよというふうに、記載もありますが、連絡先が電話だけになりますでしょうか、こちらのほうは。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

相談については、電話でも受け付けますし、子育て支援センターのほうに直接来ていただいて、そこで相談を受けることもできます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。電話、若しくは子育て支援センターでということなんですけども、子育て支援センターでの直接来られての相談件数というのは把握しているのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

令和3年度で申し上げますけれども、末吉の支援センターのほうで8件、大隅の支援センターではゼロ件、財部ではゼロ件となっております。

また、現在、令和4年度で8月末の実績できますと、末吉が1件、大隅がゼロ件、財部が1件というような実績でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。今度はこちら、すごく相談件数に関しては少ないんだなというふうに思いました。少ない原因いろいろあると思うんですけども、決して子育て支援センターが悪いというわけではないと思います。子育て支援センターの先生方、すごくやさしくて丁寧な先生がいらっちゃって、行くと、いつも私も癒されたので、それが原因ではないと思うんですけども、子育て支援センターの先生もたくさんこの子育て支援センターにお子さんとママが来られると、やはりその対応が忙しくて、時間内に相談をしてくださいという形になっていますよね。なので、先生にちょっと相談したいことあるんだけどどうしよう、先生忙しそうだからまたにしようかなと思って、延び延びになってしまう。私もそういう経験がありました。ちょっと子供が育てにくいなって思うんですけども、具体的な相談をしづらい、何かどう質問をしていいか分からない、どう相談していいか分からないので、また今度

にしようかなというふうに相談が延び延びになってしまって、私まだ1回も相談をしたことはないんですけども、やはり、曾於市として、困りごとを困りごとだとまだ気付いていないお母さん方に対して、その掘り起こしというか、発見をしていくことが、強いては虐待の防止であるとか、発達の早期発見につながると思うんですけれども、そちらに関しての対策っていうのは、今現在、考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

相談という形でですけれども、保健課ではいろんな健診も相談事業も行っているところがございます。

その中で、市で実施しているということで、離乳食の教室、それから6か月から7か月の児童相談、そのほか、1歳児になったときの1歳児の相談、そのほか健診と兼ねて1歳6か月健診、2か月の歯科健診、3歳児の健診、4歳児の歯科健診というような形で、この中で、いろいろお子さんと母親、保護者ですね、一緒になられて、いろんな相談があったときは、この中でまた相談に乗っていくというような体制になっているところです。

○3番（瀬戸口恵理議員）

では、こちらのそれぞれの健診の出席率っていうんですか、受診率っていうんですか、そちらのほうがもし分かれば教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

令和3年度だけでよろしいでしょうか。

先ほど言いました、6か月児の相談、6か月から7か月の相談につきましては、対象者168名のうち受診者133名ということで、受診率は79.2%でございます。

あと1歳児相談194名の対象者で受診者数が109名ということで、56.2%です。あと1か月半の健診ですけれども、対象者184名のうち受診者173名ということで94%の実施率です。あと2歳児健診ですね、116名のうち104名で実施率89.7%、3歳児健診が177名の対象者で136名の受診率76.3%で、4歳児歯科健診ということで151名の対象者で受診者128名の受診率が84.8%という形になっております。ただ、これについては、令和3年度につきましては、特に医療機関とのことで、コロナが発生した場合は、2週間は健診をしないというような申合せもありまして、なかなか健診ができない時期もあったところです。

その方というのは、また通知は出して参加をしていただくようにはしているんですが、そういったところで、受診率としては低くなっているところもあるようで

ざいます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

コロナの感染症がちょっと心配で受診できなかった、しづらかったというお母様方もいらっしゃると思いますが、私もつい先日4歳半児の歯科健診ですかね、末っ子連れて行ったばかりですが、座る椅子ももう限定されていて、ソーシャルディスタンスもしっかり取っていらっしゃるって、これだと安心して受けられると思ったので、しっかり感染症対策を具体的に、こういうふうにして実施していますというふうに周知をしていただければ、心配でなかなか行けないなというお母さん方も安心して受けられると思いますのでその点、工夫をして、周知をしていただきたいなと思うところであります。

また、別に株式会社サイネックスと共同発行している曾於市子育てガイドブック、令和3年6月発行の分があるかと思います。こちらのほうは、インターネットでも御覧になられると思うんですけども、34ページの育児に関する相談というページがありまして、こちらに発達相談、言語相談、その他の相談というふうに、育児に関する相談できますよというふうにならなっていますが、ここに連絡先がないんですね。ここに電話番号も何も記載がない。

この後ろにいきますと、例えば、子育て支援センターであるとか、家庭育児に関する相談とか、後ろにめくっていくと連絡先が出てくるんですけども、これ1点、これを見た限りだと、どこに相談をすればいいのかなと分からないんですが、これはどうしてこの状態になっているのか、教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

多分、前のほうからの、子供が生まれてからの続きでということで記載していなかったものかなとは思いますが、ちょっとその確認はしていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらのほうに、出産祝い金の案内もこの冊子の中に入っていると思いますが、こちら、出産祝い金に第3児に10万円というふうに今まではなっておりましたが、今第1子第2子もいただけるということになっていると思います。

こちら、この冊子の更新の予定、最新の発行に、またし直す予定はありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

子育てガイドブックを私も見たんですけど、この間、子育て支援を強化したいために、いろんなところ研修させてもらいました。そしたら、うちの曾於市のガイド

ブックは、努力はされてるんでしょうけど、非常にまだ見づらいなという感じがいたしました。今、言われましたように、育児に関する相談の連絡先も書いてないし、この子育て、第1子、第2子の件も変わりましたので、この改訂版と言いますか、分かりやすいものですね、総合的にちょっと見直しして作りたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。

それでは、また新しいのが発行していただけるということで、楽しみに待っております。ありがとうございます。

ちょっと出産祝い金のほうに話が触れたので、ちょっと紹介したいと思うんですが、私が第3子を出産した後に、市長のほうから出産祝い金をいただきました。ありがとうございます。その時に、市長から、市長宛てに手紙を出せる用紙をいただいたのですが、こちらのほうまだやっていらっしゃるのでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（笠野 満）

お答えいたします。

私が着任してからは、その手紙の用紙の配布というのはやってないような気がしますが、その場で該当者の方に御意見をということで説明はしております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の時は、もうその末っ子が5歳になりましたので5年以上前になるんですけれども、その市長宛に手紙が出せる何かこう便箋みたいな用紙と、確か封筒が、返信用封筒が入ってたと思うんです。市長に、何か子育てに関する困りごとであるとか要望等があったら、これに書いて送ってくださいねというふうにありました。私も、いろいろ言いたいことがあって、書きたいことがいっぱいあって、何を書いたらいいかなと迷ってるうちに、もうそのまま出さずに終わってしまったんですけれども、その時のあの市長のそういうふうにした市長、また執行部の方々のお気持ちが、もうすごく嬉しくて、私そこでもう曾於市大好きになったんですね。よかった結婚して、曾於市に嫁いできて本当に良かったって、心から思ったんです。なので、もし可能であれば、また今もう実施されていらっしゃらないということであれば、そういった取組を、同様の取組をしていただけると、要望が来るとは限りませんが、困りごとの発見解消につながるかもしれませんので、ぜひ、そちらのほうも再度検討していただきたいと思います。

また、ちょっと話戻りますけれども、例えば本市のさっき申し上げた携帯電話用の子育て支援サイトのすまいるキッズの中では、こちらに進んでくださいというふうにクリックすると、例えば曾於市家庭児童相談室のほうにつなげるところをクリ

ックすると、N o t F o u n dというふうに出てきてしまうんですね。結局、そのサイトがつながっていないところもあります。ですので、こういうクリックするとその先がもう見えない状態になってたりとかするので、こちらも定期的に見直しをしていただいて、何か困ったことがあったときに検索してるときって、もう行き詰まっているんですね。そこで、こうつまずいてしまうと、心が折れてしまうこともあるかと思いますので、ぜひこの相談できる先の表示に関しては、もうちょっとちゃんと表示されるかのチェックを慎重にしていきたいと思います。

また、もう少し手軽に相談できる窓口の提案として、例えばメールであるとか、L I N Eの何かの機能であるとかを活用して、そのつぶやき程度でもいいと思うんですね最初は、何かこうS O Sを発信できるような仕組み作りをしていただきたいなと思います。

先ほど申し上げたように、電話を掛けるのが億劫な若いお母様方もいらっしゃるし、そもそも乳幼児を抱えていて電話するって至難の技なんですよ。やっとな子供が寝たと思って電話を掛けると、その話し声で起きてしまったりとかする。例えば、子供が泣いてる間、起きている間だと、なかなか電話も掛けられない状況もあると思うので、例えばやっとな子供が寝てくれた夜、ちょっとしばらく寝てくれそうだなというタイミングで、何か連絡ができる方法があると、開庁時間内に相談ができることも限らないですし、何かできるわけでもない。赤ちゃん24時間、1、2時間しか寝ないお子さんもいらっしゃいますので、やはりそこら辺は、何かこう気軽に相談できる窓口を設置していただきたいと思いますが、そちらのほう可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

瀬戸口議員が言われるように、本当に子育てしているお母さんの実態というのはですね、非常に分かります。そういう意味で、相談ができるような体制を作りたいと思いますけど、子育て支援センターは24時間ではないために、私たちの曾於市では、何か困ったときに、病氣的なものを含めて相談できるシステムも作ってますので、そこを利用していただき、また何らかの形でそういうお母さんたちの気持ちが分かるような体制作りも必要だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、市長が御答弁いただいた、その24時間相談できるシステムがあるというのは、どのことを指しますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

保健課のほうの事業で、曾於市24時間健康医療相談サービス事業というのを行っ

ております。その中で、いろんな相談等をその専門の方々が電話による対応を相談に乗っているというような形になっているところです。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そちら私も利用したことがあるんですけども、子供が夜けがしてしまったときに、病院に電話を掛けることができないので、どうしたらいいですかというふうに相談をさせていただいたことがあります。

私が今回提案してるのは、それとはまた別に、例えばもうすごく行き詰まって困っていらっしゃる心の問題とか、そのなかなかこう表立って相談できないようなこともあると思います。そういう場合に、例えば匿名であるとか、気軽に相談できる先、もしくは、Q&Aのようなこういった場合はどうしたらいいですよというような、その困りごとを解消できるようなツールがあればいいなと思うんですね。今、LINEのほう曾於市は、8月31日時点で3,350人のLINEは友だち登録があると思いますが、例えばその子育てしやすいまち、子育て支援の曾於市というアピールをするのであれば、こちらのリッチメニューのほうから、直接子育て支援のサイトに飛べるように設定をしていただきたいなと思うんですけども、そちらの方は可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

今の若い方々は、LINEでお互いにいろんな連絡を取り合っているようでございます。

今、言われることは、市の行政の中でできるかできないか非常に大事なことでありますので、検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。思いが強すぎて、たくさん盛り込んでしまったんですけども、やはりコロナ禍だからこそ、なかなか難しい問題もあるかと思いますが、コロナ禍だから孤独に子育てをしていらっしゃる方も多いかと思いますので、その見えない困りごとの解消に向けて、曾於市として取り組んでいただけるようにしていただきたいなと思います。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時30分から再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時30分
再開 午後 1時30分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続きまして、2番の学校現場の負担軽減への給食費の公会計化について質問をさせていただきます。

①の学校給食費の金額や補助の内容についての御答弁の中でちょっと気になる点があったので、質問させてください。

自校式の末吉小学校と末吉中学校についてなんですけれども、こちらの分と、あとこちらの分で、その前のところにあります末吉小学校の給食費が月額4,600円で補助が1,400円で保護者負担が3,200円、小学校が3,200円になりますよね。あと、末吉中学校が月額5,000円で補助が1,600円になり保護者負担が3,400円になるんですけれども、これがその前の小学校と中学校と比べたときに、小学校の給食費の保護者負担が3,000円、末吉小学校の方が200円高いですよね。中学校の給食費が、ほかのところは保護者負担が3,500円で、末吉中学校のほうは3,400円になるって言って、ここ金額差が何かこうちょっとちぐはぐな気がするんですけど、これの理由について教えてください。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

学校給食費の決定方法につきましては、学校給食センターに所属している学校につきましては、それぞれの学校給食センター運営委員会で給食費を決定しております。

末吉小学校、末吉中学校におかれましては、それぞれ自校式と言われる自分の学校で給食を作っておりますので、それぞれの学校で給食運営委員会を持っております。その中で給食費を決定しております。そういう中で、末吉小学校、末吉中学校については給食費がセンター分と異なっております。その原因につきましては、学校給食センターにおきましては、いわゆるその炊飯が給食センターで行っておりますけれども、自校式の末吉小学校、中学校におきましては、炊飯を委託業者に委託しておりますので、その分が若干違うところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。こちらは、令和6年9月からの新しい給食センターに統合ということで統一される予定でしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

先ほど申し上げました給食センターによりますと、学校給食センター運営委員会

で給食費を決定することになりますので、そこに所属する学校全ては同じ給食費になると考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。それでは学校負担軽減からの観点で質問をさせていただきます。

現時点でも教職員の成り手不足、人手不足は耳にするところなんですけれども。先日あった高岡小の痛ましい事故もありまして、やはり、今後は学校負担の軽減を主としても考えていかなければならないと考えております。

例えば、本当に成り手がなくて、隣の県になりますけど宮崎県は特に小学校の教員不足が聞かれるところなんですけど、臨時の先生の募集をかけてもなかなか来ていただけて、現状いる先生たちでその負担を賄っていたりとか。もう、例えば私が今から大学に行って教員免許を取り直しても、まだ採用していただける年齢であったりとか。もう大分、今から教職員を目指しても、まだ間に合うぐらいの本当に人手不足にさいなまれていると思います。

なので、一例ですけれども、私の友人が、配偶者が小学校の校長先生をしていらっやあって、鹿児島県内に勤めていらっやるんですけれども。夏休み、子供たち同士遊ばせたいねっていう話をしていたんですが、もうとにかく土日の草払い作業が忙しくて、もうちょっと遊びに行けそうにないという連絡をもらったりとか、本当に学校の負担が大変なんだなと感じるところです。

その中で、学校給食費の徴収状況についても伺いして、未納への対応についても伺いましたが、学校の事務員の先生方の負担というのは本当に大変で、未納されている方にお便りを出したりとか、それでもなかなか徴収がうまくいかない場合は、直接電話を掛けたりとかする学校があるということなんですけど、具体的には教育委員会としてはどの程度把握していらっやいますでしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

学校の事務職員の業務の把握についてですけれども、児童数の多い学校につきましては、やはりその児童数の状況に応じまして未納する児童生徒も多いんですけれども、そうしない児童数が少ない学校もありまして、対応はまちまちでございます。ほとんどの学校、未納がない状況でございますので、未納があった場合、児童便で給食費を納めていただける旨の通知を出しているような状況が数校に見られるところなんです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私が直接小学校に伺ったところ、結構その事務員さんのその給食費の事務への負担は大きいので、それがなくなると大分楽になるんだけどという話をいただいたんですが。

給食費の未納分があった場合に、最終的には保護者からの同意の下だと思うんですけども、現在は全てにおいて児童手当からの相殺になっているということでしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

教育長の1回目の答弁のとおり、最終的には保護者の申出により、児童手当から徴収しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

確認ですけれども、ということは年度繰越で未納分が発生するということはないという認識でよろしいでしょうか。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

未納の状況につきましては、令和元年度に若干ありますけれども、それ以外は全ての学校で未納はございません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、今後、公会計化を導入を検討するというふうに御答弁いただきましたが、具体的にはこういった形で検討していくようにお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

学校給食費の公会計化については、令和元年度に文科省のほうから通知がございました。各自治体においては公会計の方向に努めるようにっていうことで。今どこの市町村も、そういった意味では公会計化に向けて、もう既に県内でも幾つかの自治体が公会計化に取り組んでいるところもございます。

曾於市の場合は公会計化に向かっていくのは間違いないんですが、先ほど課長のほうからもありましたけど、現在未納がないっていうことで。

もう一つは、給食センターが新しくできると。そうなった場合に、これを機会に公会計化に持っていくのが一番いいのではないかと考えております。

それに合わせて、いろいろ計画、今いろんな試算をしているんですが。公会計化にした場合、もちろん最初にどういうシステムを入れるかと、まずその初期の費用がございます。公会計化のための、今度は職員を雇わなきゃいけないと。多分、会計年度職員になってくると思うんですが。それが2名ほど必要になるのかなと、そういうふういろいろ試算をして、人件費あれこれ考えていくと、それなりの公会計化にとっては費用が、予算が伴うということ。

これは個人的な私見も入っていますが、給食費を無償化したら公会計は要らない

と私はそう思って。そういった意味では、本来ならば国がやるべきことなんでしょうけど、何とか少しでも無償化というのはできないかなという方向では考えていますが、何回も、先ほどの1回目の答弁で申し上げましたが、やっぱり恒久的な予算をどこできちっと確保するかっていうところを。やっぱり、そこは予算の裏付けがないとなかなか厳しい部分もございますので。

教育委員会としては、公会計化を前向きに捉えていますが、それに伴う予算の問題とか、もちろん学校の教員の負担を減らしたいというのは、私も感じております。

この間、市の職員の超過勤務が年間500時間というのがありましたけど、残念ながら教員は1,000時間を超える教員がたくさんいます。そういう意味で、早く変えていかないと、本当に教員の成り手がますますいなくなっていくってことで。公会計化、これ事務職にとっても大事なことだと思いますので、何とか進めていきたいと思っています。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、先ほど、県内でも幾つかの自治体が公会計化にというお話が出ましたが、具体的にはどういった市町村があるか教えてください。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

県内で公会計化を実施している市町村、いわゆる市です。市におきましては、南さつま市、南さつま市は、完全給食費の無償化と一緒に公会計化を進めております。それから、あとは離島に行きまして、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、伊仙町などが、あと南種子町が公会計化となっている自治体でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私としては、その南さつま市のように、無償化かつ会計化でしていただけると一番いいのかなと思うんですけども。予算の関係ももちろんあると思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

都城市が公会計化を今年度4月から行っておりますが、こちらも実は、一般質問の中で提案があつて実現したことになっております。こちらのほうも、都城市のほうから一般質問がありまして、令和3年2月だったと思います。そちらのほうから学校給食システムの構築のために予算が計上されて、今年度の4月からの実施に至ったということで、こちらのほうは長野県の塩尻市を参考にされて、基本的にはそのまま導入されたということです。近隣の現状もまた、把握していただきながら、前向きに検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。「夢みる小学校」の上映会について質問をさせていただきます

ます。

(瀬戸口議員、議場モニターに映画のチラシを表示)

○3番(瀬戸口恵理議員)

今、モニターのほうに映していただいているんですが、御覧になっていない方もいらっしゃるかと思いますので。先日、「夢見る小学校」こちらの映画のほうを、教育委員会の主催で実施していただきました。こちらの上映に至った経緯について御答弁いただきましたが、ちょっとお気持ちの面もお伺いしたいので。どういうお気持ちがあって上映されたか教えてください。

○教育長(中村涼一)

今回の映画、以前、私が学校教育課長のときに、学校教育課の予算で、こういうのを教職員向け、保護者向けにやってみました。いわゆる教育に関する映画っていうことで、なかなか一般の劇場ではかからないような、優れた、いい映画がたくさんございましたので、ぜひということで、以前もやっておりました。

今回の「夢見る小学校」については、以前、市長のほうから紹介があって。私もこの映画については、一般の劇場でも短期間でしたが上映されていて、私もそれを見て「ああ、いい映画だなあ」ということで、教職員それから保護者の方へということで、夏休みにしました。予算の関係上、ちょっとなかなか厳しいところもあったんですが、それなりにたくさんの保護者、教職員、地域の方にも来ていただきました。

私的には、今、教育の世界っていうのは非常に、少し私自身はこれでいいのかなあと。学力、学力と。テスト、テストと。そういうところだけで学校が評価されるし、そういう教育が本当に、果たして子供たちのためにいいのか。学力は公教育ですのできちっとつけなきゃいけない。それは、私自身は大事なことだと思っていますが。学力だけで全て学校を評価していいのかと。

いろんな意味で、曾於市の学校でも小さい学校で、本当にすばらしい教育活動が続けている学校がたくさんあります。ただ、そういう学校がなかなか、逆に言えば評価されない。いろんな体験活動とか、いろんな探究活動学習を積極的に取り入れている学校もあります。

だけど結局、どこで我々が今、学校見ているかというと、全国学力とか、鹿児島のような学習定着度調査とか。そういう点数の結果でしか学校が評価されないという、非常に残念な状況がございます。

本当に子供たちにとって、学校とか教育っていうのはどうあるべきなのか。それを、非常にある意味。舞台は主に私立の学校でしたけど、我々も得られるものがあったんじゃないかなと思って、今回したところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回は、市民団体ではなく教育長、教育委員会が主催ということで、その点についても、県内からも市内からも、いろいろ「すごいね曾於市」と。子育てというか「子供の教育について、本当に真剣に考えてくださっている方々がいらっしゃるんですね」という声も、私のほうにも複数届いております。

また、その映画の上映会にも市長も来られていらっしゃいまして。「市長も見に来ていたんだよ」って伝えると、「それもすごいね」って「曾於市いいね」っていうふうに言っていただきました。

やはり、教育長も市長もそういうふうに、子供の教育に対して真剣に取り組んでいる市であるということとしても、すごくよかったと思うんですが。この続編、こちらは食育の観点ですけれども、「いただきます」や「いただきます2」の上映についても、今後検討したいと思います」という御答弁をいただきましたが、具体的には上映したいというお気持ちがあるということによろしいでしょうか。

○教育長（中村涼一）

今すぐってわけにはいかないと思うんですが、私もこの2つの映画は見たことがございますので。非常に、食育っていうか食というものの在り方、そういうことを保護者の方、教育に携わる我々を含めて、非常にいい映画だなと思いますので、来年度、何とかまた、保護者や教職員、地域の方へ向けて、こういう良質な映画を上映できたらなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

「夢みる小学校」の中で、教育システムが発達障害をつくってしまうんじゃないかという話が出ておりました。

例えば、インタビューをされているお子さんが、それまでは発達障害ということで、薬をずっと飲んでいたんですが、入学するに当たって、もう薬はやめてくださいというふうに言われて。もう今では、薬がなくてもちゃんと自分は大丈夫ですということで、話がありました。

2012年の文部科学省の調査では、普通学級に通う小学生の6.5%が発達障害であるというふうに言われております。

やはり、発達障害という言葉は私個人はあまり好きではないんですけれども、やはり、発達に問題があるお子さんは、年々増える傾向にあるというふうに言われております。そういうお子さんが、やはり学級へのなじみにくさであるとか、友達との関わり方の難しさであるとか、そういうことが積み重なって、ひいては担任の先生とも人間関係もなかなか構築するのが難しかったりとかいうことがあって、学校

に行きたくないというふうになってしまうこともあるかと思います。

なので、これは私からの長い目で見た提案になるかと思うんですけども、うちも小学校が閉校していていますよね。児童数の減少によって。その閉校した学校を活用して、そういった自由な時間割の中で、子供の教育をできるような、今後はそういう取組をしていただけるように検討していただきたいなと思うところであります。

小規模校のよさというのは、一人一人の個性を見極めて指導ができるというところがあるかと思うんですけども、もうその小規模自体を維持することが、もう今後、難しくなっていくと思いますので。学校に行きづらさを抱えるお子さんが行ける学校があるっていうことで、自分が今行っている学校はなかなか難しいけれども、こっちの学校だったら行けるよという子もいるかもしれませんので。そういうことも含めて、今後ちょっと長い目で検討はしていただきたいなと思います。

その点について、ちょっとお考えをお聞かせください。

○教育長（中村涼一）

瀬戸口議員がおっしゃるとおり、今、どんどんそういう発達障害の子供たちの支援学校それから支援学級、場合によっては通級とか。昔は6%ぐらいって言われたんですが、もう今、学校によっては10%ぐらいの子が、もうそういう対象になっていると。何でこんなに増えているんだろうなあと、いろんなことを考えるんですが。

私も昨年度の3月まで学校現場にいて、教員という立場から見ると、もちろん、なかなか落ち着かなくなった子供たちもたくさんいます。

ただ一方で、我々教員の考え方として、結局「この子、普通じゃないです」っていう言い方をするんです。「先生の考える普通っていうのは、どういう普通」って言ったら、「授業中もおとなしく先生の言うことを聞いて。でも、この子は聞けないんです。動き回るんです」。それでレッテルが貼られていく状況もございます。

私も以前、大人用のこれ「10チェックリストがあって4つ以上該当したら、あなたは発達障害です」というのがあって、自分でやってみたら私、7つ該当していたんです。ということは、もうみんな。多分、ここにいらっしゃる方も、たくさん私いると思うんです。

だけれども、そういう人間でも許容される社会が我々のときはあったんですが、先ほど申し上げましたように、普通でないと。逆の、あまりいい言葉ではないんですが、「異常だ」とかそういうふうな感覚が出てきているような気がします。

「夢見る小学校」でも、学校が発達障害の子供をつくっているんだと。「あなたはほかの子と違うから病気なんだ」と。「だから薬を飲みなさい」。そういう状況があるっていうのは、私も非常に今、感じています。

そういった意味で、できれば通常の学校でも、そういうふうな子供たちをレッテル貼って選別するんじゃなくて、やっぱり、そういう子供こそ包括してほしいなあという気がします。選別と排除じゃなくて、そういう子たちも当然いていいという状況であってほしいと思います。

小規模校、学校が廃校になっていく中でそういう学校を造ってはっていうのは、非常に私も、自分が教育長を退いたら、退職したらそういう学校を造ってもいいかなあと最近思うところですけど。

やっぱり、ぜひ。これは、なかなか予算の問題もありますので。ただ、そういった子供たちがやっぱり活躍できるような社会は、つくっていかなくちゃいけないというのは、学校は思っています。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私は「発達障害の子」という気はあまりしなくて、どちらかというと「個性の強い子」というふうに思っています。うちの子供も発達障害の診断は受けたことはないんですけども。やはり、いわゆるグレーゾーンです。診断を受けてないけれども、グレーゾーンで、ちょっと注意が必要というふうに学校に通っておりますが、なかなかこれはしつけとかでもなかなか難しい問題で、親がどれだけ時間と手を尽くしても、その特性なのでなかなか難しいんです。なので、親のほうもどうしたらいいんだろうって悩むことも多いんですけども。

学校がどうしても、ちゃんと座って聞きなさいとか並びなさいとか、授業参観を見に行くと、いらいらするんですよ。後ろから見てみると。独り言、ずーっと言っていたりとかすることもあるのでなんですけど。

学校自体がそうやって温かな目で見ていただけるような場になっていくだとか、子供たちのほうが、どちらかというと、もう柔軟に対応している感じがしまして。

「あのお友達は、ちょっと落ち着きがないけれども、その代わりこれはすごく得意なんだよ」とか。もう子供たちのほうが子供たちそれぞれの個性を認め合って仲よくしている印象があります。

なので、私たち大人のほうがどちらかというと「この子はこの子だ」というふうに変別しがち。それは、もう小さい頃からの育ち方とか、私たちが受けてきた教育だと思うんですけども。

やはり曾於市の教育委員会の方では、特に子育て支援もそうですけれども、教育に関しても、私たちは多様性のあるいろいろな子供達を、健やかに楽しく通えるような学校づくりをということで、今後いろいろな面で検討していただきたいと思います。

1つ、映画を見損ねてしまった方に御紹介したいと思うんですけれども。こちらの書籍で「子どもはミライだ！子どもが輝く発酵の世界」っていうのがありまして、今回のこの映画の監督のオオタヴィンさんが出しているフォトエッセイ集なんですけれども。こちらの中でいろいろと、映画の中で紹介された言葉もありますので、興味のある方は見ていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

4番のハラスメント防止条例に伴う支援体制についてです。

今回、条例制定になったんですが、中身が本当にその働く中で大変な思いを、今現在されていらっしゃる方にとっていい制度なのかどうか、まだ具体的には分からないところなんです。私が心配しているのが、これは曾於市の話ではないんですけれども、鹿児島県のある市で会計年度任用職員をされていらっしゃる方が職場でハラスメントがあったと。結構ひどいハラスメントがあったそうです。「それをもう耐えかねて訴えたけれども、上のほうで握りつぶされてしまったことがあったんだよね」というふうに話を聞いております。

私としてはそういうことが起きることは心配ではあるんですけれども。ただ、内部だけで、やはりこれをしてしまうとなかなか難しいと思うんです。

なので、できれば一時的なもの、1次、2次、3次ってありますけれども、1次の段階できちんと解決できるような、ハラスメントかもしれない、受けているけれどもまだちょっと自分でも、受けている本人でもまだ分からないけれども、これってどうなのかなというふうに、気軽に相談できる窓口があったらいいと思うんです。

なので、そういったことは取組として検討はされていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

現時点ではお示しいたしました条例それから市のほうの規則案で進めようと考えておりますので、現時点では検討はいたしていないところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市では検討をされていらっしゃるってことなんですけれども、例えば、国とか県の中で、そういったハラスメントに関して相談ができる窓口はありますでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

今おっしゃられるのは、市の職員がというところでしょうか。市の職員が相談できる、県とか国のもの。私のほうでは把握していないところでございます。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

例えば、こちらでされて、こちらに関わっていらっしゃる弁護士の方であるとか、社会保険労務士の方に、内部に入ってくださいというわけではなくて、外部相談窓口として、相談を受けることを依頼などは検討はできないでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

ハラスメントに限ったところではございませんけれども、多分、いろんな内面的な相談というところでは、この前も紹介したというふうに思いますけれども、市が契約いたしております医療法人の機関がありますので、そこにはいつでも相談できるというものは持っております。ただし、ハラスメントに限ったものではないところでございます。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

それは、今後、誰もが分かりやすいフローチャートや見える化として周知するものの中に含めていただけるでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

その業者さんにつきましては、今回、研修会をできないかということで、今、交渉中でございますが、その中で含めまして、当然、その中に「そういう窓口もありますよ」というのを明記していきたいと思っております。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

ハラスメントに関しては、特に、いわゆるする側とされる側が共通認識を持つことが一番大事だと思っています。なので、研修もそれぞれ、議会のほうもそうですけれども執行部の方もそうですけれども、する側として想定される人だけが研修をするのではなく、される側として想定される人も研修をしていただきたいと思っております。

それはなぜかという、自分がハラスメントを受けている状態かどうか分かっていなくて、大変なんでしょうけれども、これって言うていいことなのかが分からないんです。なので、受けがちな側、役職がある方ではなくて、例えば任期職員の方であるとか、一般職員の方であるとか、そういう方に関しても「こういうのってハラスメントだから、困ったことがあったらいつでも言ってね」というふうに、声を上げやすい職場作りをしていただきたいと思っておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今、11月に開催のめどということで、検討中の研修会でございますが。市職員、当然、全職員、会計年度任用職員を含みます。さらに、それぞれの行政委員会、できれば議会議員の皆様方全体に声掛けをさせていただきまして、被害となる側、加害となる側、いろんなところの話をさせていただければと。今、内部で検討しておりますので、また何かありましたら御相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今までの常識といいますか、そのハラスメントというふうに取り上げられることがなかったときから働いていらっしゃった方と、新しく入って来られた方のハラスメントに対する認識って、大分もう違うと思うんです。私たちも、もう古いぐらいだと思うんですよ。例えば、今度、新しく新規で入ってこられる職員の方がいらっしゃるとすれば、その方たちも小さいときからもう男女雇用のことを学校でも勉強されてから入ってこられると思うんです。入ってきたときに、すごくジェネレーションギャップもあるかと思うんです。ハラスメントに関しても、恐らくギャップがあるかと思います。

なので、曾於市はそういうことに積極的に取り組んで働きやすい環境作りをしているということのためにも、今後そういった取組を強化させていただきたいと思います。

先ほどもありましたように、こちらの第2次曾於市男女共同参画プランの中にも「職場におけるあらゆる形態の暴力の根絶」の中に、被害者に対する支援として「取組の現状及び目標」に「ハラスメント防止啓発資料を広報紙へ掲載」というふうにありますが、今現状、こういったことは行われていますでしょうか。

○企画課長（外山直英）

毎月ではございませんが、随時行っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、条例が制定されましたので、こちらのほうもまた、今後より一層、積極的に取組をしていただきたいと思います。

その中で、取組の方向性として、関係機関と連携して相談機関の情報提供や無料相談の実施と、ハラスメント被害者の支援に取り組みますとありますが、この無料相談の実施の点で何か考えていらっしゃることありますでしょうか。

○企画課長（外山直英）

この男女共同参画の総合的な窓口が今、企画課になっておりますので。DV支援等も含めて、こういったところの窓口として機能しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、こちらのそのプランの概要版があると思うんですが、こちらの中身はどちらかということDV向けになっているかと思います。今回、曾於市が、ハラスメント条例をせっかく制定したので、今後は、もちろんDVも大事なんですけれども、ハラスメントの取組としても相談機関の情報提供、こちらのほうから情報提供、これは職員の方に限らず市民の方にもそうだと思います。市民の方も、やはりハラスメントに関しての情報や知識を得ていただきたいと思います。その制定した市としてですね。

あと、困ったときはどうしたらいいかも、先ほどの子育て支援ともつながりますけれども。困ったときにどうしたらいいかが分からないから悩むんです。なので、困ったときにどうしたらいいかをちゃんと明確化して、周知徹底していただけるように努力していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○企画課長（外山直英）

そのようにさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

では、最後に市長のほうに、このせっかくハラスメント防止条例が制定されました、鹿児島県内初ということで、鹿児島県内のほかの自治体もすごく注目していることだと思います。

今議会でも隣の宮崎県からも、今度、一般質問等でハラスメント防止条例の制定に向けて動きがあるというふうに伺っておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ハラスメント防止条例が可決していただきました。私たちの曾於市で、曾於市の職員、また、それに該当するいろんな人達が、本当に気持ちよく職場で働けるような環境作りをするための条例であります。

今、行政もそういうふうに入ってきた時代に入りました。当然ながら民間企業も又、別な団体もいろんな形でそういうふうになってくるだろうと思います。そういう意味で引き続き努力をしながら、市民のための曾於市をつくっていききたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私は女性なので、どちらかということされる側になるかもしれないんですけども。何かそのハラスメントのような言葉をかけられたときに「もう、ちょっとやめてくださいよ」というふうに笑い飛ばすのではなくて、やはり、それぞれが意識を持って、言葉に気を付けながら、相手の気持ちを考えながら、相手を思いやる曾於市

になれるように、ぜひ今後とも取組のほうをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

最初に、AEDの設置について伺います。

①市内の公共施設にどれだけ設置されているかをまず伺います。

②市内の民間商業施設等に設置されている数が分かれば、お伺いいたします。

③AEDの設置場所の周知について伺います。

次に、8月9日高岡小学校の校長先生が亡くなりました。残念でなりません。
お悔やみ申し上げます。

この事故を受けて、次の質問をいたします。

学校管理者の在り方についてであります。

その中で①学校長の業務内容について伺います。

②に先ほどの質問と、今鶴議員の質問とかぶるようですが、校内の高木の
管理の在り方について伺います。

明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁させます。

1、AEDの設置についての①公共施設にどれだけ設置されているかについてお答えいたします。

市内の公共施設80施設に85台設置されております。

1の②市内の民間施設の設置についてお答えいたします。

令和3年度の消防組合による調査によりますと、市内の病院、福祉施設、企業な

ど、民間の105施設に設置されております。

1の③設置場所の周知方法についてお答えいたします。

公共施設において異なりますが、多いのが出入口等に設置場所を示すポスターの掲示やシールを貼ってある場合、そのほか、当該施設にAEDが設置されていることを掲示している場合があるようです。

次は、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

2、学校管理者の在り方についての①学校長の業務内容についてお答えいたします。

校長の職務は、学校教育法第37条第4項に、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と定めてあります。校長は、学校経営の最高責任者として全ての校務を把握し遂行することや、管理者として所属職員の労務管理、勤務時間内外を問わず公務員としての服務を監督することをその職務としています。

また、校長は、学校管理規則において、学校施設等の維持管理及び安全管理等が委任されております。

2の②校内の高木の管理の在り方についてお答えいたします。

これまでの樹木の管理は、学校での点検を行い、危険性があると判断された高木等について、教育委員会で専門業者に枝打ちや伐採等を依頼しておりました。

今回の本市の事故を受け、8月10日付けで文部科学省から全国教育委員会等へ通知がありました。その中で、学校環境の樹木の安全点検及び対策については、国土交通省の都市公園の樹木の点検、診断に関する指針（案）を参考にするようにとされております。今後、その指針を参考にしながら、学校における樹木の調査、点検を実施していきます。

児童生徒の安全を確保するために危険と思われる高木を含む樹木については、その必要性も含めて検討してまいります。

今後は、専門家に協力を仰ぎながら、年に一、二回の点検を実施し、二度と今回のような事故が起こらないように努めてまいります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

まず、AEDの設置についてであります。

私、この質問をするに至ったのが、2年前の2月の夜、地元の自治公民館で土地改良区の会が開かれた時のことであります。私の隣に座っている方が突然倒れられまして、脈が取れず、呼吸がない状態でした。64歳の方でしたが、すぐ救急車を

呼んで、救急車の到着まで心臓マッサージを続け、気道確保して、救急時の講習を受けた経験がありましたので、そのように対応したところで、その後救急車が到着して、すぐAEDで蘇生を図りましたが、回復することなく、その夜亡くなったんです。

そのときは突然の死で悲しいばかりでありましたが、後々になって、時間がたつにつれて、近くに、できれば自治公民館にとかどっか近くにAEDはなかったんだろうかと、そういうようなことを思い出して、その会にいた十数名の方とも葬式を済ませて、その後、会う機会があったときに、どこにあるんだろうとかという話が出たところでした。そのときに、たしか、小学校にあったよねとか、校区公民館にあったかなとかいう話が出たところでした。それで、それから間もなく、ほかの方から、同じようなことで、AEDはどこにあるんだろうとかいう話が出たものからです、今回、質問させていただくことにしました。

そこで、まず、AEDが市内の公共施設80施設に85台設置されているということではありますが、まず1つずつお伺いします。

各校区にあります校区公民館、校区の公民館、そして小中学校等には全部設置されてあるのでしょうか。お伺いいたします。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、公民館関係につきましては、社会教育課が担当ですので、お答えしたいと思います。

現在、公民館、各研修センター、青少年館等につきましては、玄関フロアを中心に設置をしているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

市内の小中学校分についてお答えいたします。

市内の小中学校、全ての学校にAEDが設置されているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、AEDが屋内に設置されているのか、屋外に設置されているかを、分かれば教えていただけませんか。両方の施設ですね。

○社会教育課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

各研修センター、公民館、青少年館につきましては、玄関ホール、玄関のフロア、あとロビー、そこに設置をしてあるところでございます。建物の中でございます。

○教育委員会総務課長（鶴田洋一）

各小中学校におきましても、校舎内に設置されているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

学校、校区公民館等についても、自治体が所有するAEDということで設置されていると思いますが、特に学校等についても、地区、特に学校等もですが、公民館は基本だと思うんですけど、地域みんなのためにあるということ。そして地域の方々が、例えば、学校を利用されたり、部活動等で外で活動されているときに、そういう緊急事態があったときに学校が閉まっていると、AEDはそこに見えるけど、鍵がかかっているとかいうことがあります。いろいろ調べてみましたら、愛知県の尾張旭市というところでは、10年前からAEDを小中学校全て屋外に設置しているということなんですね。ですから、小中学校もですが、公民館についても、公民館で何かあるときには活用できます。中で会話しているときは。ですけれども、外でグラウンドゴルフ大会とかいうときに、もし校舎、また施設が鍵がかかっていたら、緊急な場合に活用できないという事例が全国でも出ております。こういうAEDが必要な場合、私のこの会で一緒に亡くなった方は心不全ということ、急性心不全ということでありましたが、一般的にいう突然死ということ。全国で1日200名ほどいるという発表も出ております。ですから、そういう方々がそういう場合にすぐ活用できるためには、屋外に設置する必要があるんじゃないかと思っております。ですから、宮崎県も事故があってから、そういうふうに変えてきております。いかがでしょう。教育長、市長。この全ての市内の公共施設にあるAEDを外に設置することはできないものでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今までの中で、屋内につけていたために現実に使用できなかったということなんかちょっと私が聞いておりませんので、今の提案を受けて、相対的に外のほうがいいのかどうかを検討させていただきたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

実は、私も似たような経験がございまして、私が勤めていた、校長をしていた学校もAEDがあって、屋内にございました。夜間開放で運動をされていた地域の方がちょっと、やはり発作と心臓発作を起こされて、そのときはもう、職員もいなくて夜だったもんですから。地域の方がガラスを破って、AEDを取り出して、その場合は事なきを得たということがございました。

そういう経験がございましたので、私も、できれば屋外がいいなと思いながらも、いざというときにきちっと使えないといけないということで、屋外、なかなかまた管理も難しいなというのを感じました。

ただ、命第一と考えれば、そういうふうな必要なのかなと、今後、検討させてい

ただけたらと思います。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、室内じゃなくて外に設置していただくように、これはもう、これからだんだん寒くなってくるので、大して費用の掛かることでは、予算を伴うものではありませんので、早急に対策してほしいと思います。

先ほど紹介しました尾張旭市によりますと、10年前からコンビニにも、コンビニは24時間営業しておりますので、市内にあるコンビニ、市のほうが無償で設置して活用できるようにしているということであります。

私も、なぜかという、そのときはAEDのことはすぐ気が付かなかった。後になって、ああ、近くにあったよねということで後で思ったら、すごく、ひょっとしたら助けられたんじゃないかなとか、一生懸命努力した、助けようとした結果として亡くなったなら、まだ、ここまで悔いはなかったんだけど、何となく、胸につかえるものがありましたので、これは大きな問題じゃないと思います。

先ほど教育長が言われたとおり、どっかのよそのほうであった事例でも、ガラスを割ろうとしたら、厚ガラスで割れなかったと。それを割ろうとした方は、自分もうちょっと割れて、AEDを学校のほう取り出せていたら、その人は助かったんじゃないかというのをすごく後悔して、メンタル的にも落ち込んだというのが紹介されておりましたので、これは難しいことではありませぬので、早急に対応していただきたい。

それと併せまして、2番目の企業、民間、福祉施設と商業施設を含めて105施設に設置されているということであるということですが、私がどうしてもお願いしたいのは、そこにAEDがあるよということは行けば分かるわけ。しかし、公民館とか学校とかで、私も認識不足ではあったかと思うんですが、できたら防災マップのように市のホームページ等に市内のどこにAEDが設置されているんだよと。自分の近い場所からだったら、どこにあるんだよと。これは、民間が何か出しているのもAEDの設置マップというのものもあるようですが、それを活用して曾於市版を作って、日常からそういうことがみんな理解できる。例えば、自治会便等でそういう案内を出して、あなたの住んでいるまちのどこにAEDがあるよというのを周知していただければ、いち早く命も助けられるんじゃないかと思います。この辺の広報について対応はできないかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市内の民間施設のAEDの設置について、市民の方々がどこにあるかということ、それを知っていたほうがいいということですので、当然、これは非常に大事なことでありますので。それと、そのことについては、ホームページでも相手の許可

をもらいながら掲載をしたいな思っております。同時に、大隅衛生の方々の作業車には、全て1台ずつ搭載されております。そういう、そのことも含めて紹介をしたいなと思います。

○9番（岩水 豊議員）

特に夜間等に、昼間は学校もあり、平日、昼間の平日だったら開いているし、公共施設もほとんど開いておりますが、夜間になったときに分からない。どこに行ったらいいかというのを含めて、ページを探すのに。ですから、特に夜間のことが気になりますので、できたらそういうのを早急に、これはそういう時間の掛かる話ではありませんので、屋外に設置することと、民間の設置されている方々の協力を頂くこと。そしてできたら、市内にある24時間営業のコンビニ等に協力をお願いして設置し、そして貸出しといいますか、持ち出し等についても協力いただけるのと、夜間は駄目だよ、昼は使えるよとかいうところもあると思いますので、営業時間内、営業時間外を含めて、差もあると思いますので、これをもう早急に、寒くなる前に市内全域の皆さん方に周知できるように、地図マップに落とすなりして対応していただきたいと思います。コンビニ等についてのそういう申入れとかそういうのは対応できないものでしょうかね。市長。

○市長（五位塚剛）

コンビニですね。コンビニは、今、曾於市内のコンビニはもう、今ちょっと24時間をやらなくなったみたいですね。11時で閉めて6時から今、やっているようでございます。ほとんどこのまちの中のそうみたいですけど、コンビニのところにAEDが設置できないか。その辺りもまたコンビニの方々とも相談をしてみたいと思います。

○社会教育課長（竹下伸一）

先ほど公民館全て設置されると、されているというふうに申し上げましたが、小学校の中に隣接している公民館については、ちょっと設置がなされていない状況でございます。そこが末吉が主なんですけど、高岡、岩北、櫛、岩南、光神、ここについては、公民館の中にAEDが設置されていない状況でございます。申し訳ございませんでした。

○9番（岩水 豊議員）

設置を急ぐということも含めてですが、どこにあるというのを周知していただければ、私の住んでいるところも学校と校区公民館はもう隣接しております。ですから、どっかにあるというのがはっきりすれば、市民の皆さん方は、対応は十分できると思います。AEDは機械が教えてくれますので、心臓が動いている人に付けてもAEDは動きませんので。ですから、ただAEDがどこにあるよということだけ

は、早急に、これは整備していただいて、今言うような対応をしていただくこと。市長の前向きな意見を頂き、答弁を頂きましたので、非常に質問が気持ちよく進めるようです。ありがたい話です。

これを受けて、次の2番目に参ります。

高岡小学校の校長先生が亡くなられたということを受けて、管理者、学校管理者という方の業務について今鶴議員の話でもありましたが、草刈り、そういう作業等は基本的には含まれていないということでありますが、現実的にはやっぱりしてはいるわけですね。先ほど教育長も言われましたが。

また、草刈り機等の作業機については、安全使用の研修とかいうのが基本的にあります。もちろん、そういうのも受けていらっしゃらないのではないかなとは察するところではありますが、これを解消する方法として、今の学校の美化等を含めた管理を、教育長、どのように具体的に なされれば一番いいとお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

一番いいのは、県立学校みたいにそれ専任の職員が学校にいと、これが一番望ましい形だと思います。今、教育委員会も今回の高岡での事故を踏まえて、少なからず学校環境の整備というところで管理職が担っているこの大きな部分。高岡の校長先生も、多分、外気温34度くらい のとき、炎天下で1人で黙々と校庭で作業をされていらっしゃいました。果たして、本当に今回はこういう枝が折れるという事故ですが、逆にいえば、また熱中症とかそういう危険性もある中で、私も校長研修会のたびに、もうそこまでする必要はないんだよということは何回も言ってきたつもりです。ただ、今、校長先生方としては、やはり外部から学校を見られたとき、いわゆる学校内の草が茂っていれば、何度となく自分たちが、何というんですかね、そういう職務怠慢じゃないけど、いわゆるそういう意識もあるんじゃないかなと、あってやはりされるんだと思うところでもあります。また、自身の経験からもいって。だから、そういう点からいうと、やはり専任の人がいるというのは、自分がやらなくてもいいという気持ちになるのかなと。そのために各学校1人というわけにはいかない ので、市全体で学校を回っていけるそういう方を若しくはシルバーを有効活用できないかなということで、いろいろ今、方策を考えているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

そこで、市長、教育長、非常に重く受け止められて今、答弁いただきましたが、やはり市の、曾於市立です。曾於市立の学校であります。市のほうとして、高木だけではなくやぶ払い、学校の維持管理という面について、市長としてこの現状を打開する、打開したほうがもちろんいいとは考えていらっしゃると思います。事故を受けて。どのような見解でしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の事故を受けて、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであります。せっかく私たちの曾於市に来ていただいて、教員として残り少ない人生の中で、私どもの曾於市の中で清掃をする中で命を落とすという、本当にあってはならないことが起きました。

それを受けて、やはりこの間も、学校からの要望によって危険のあるものはずっと伐採を、実際、してきております。柳迫小学校の正門の前のイチョウも半分に切ったり、諏訪小学校の入り口の大木も落雷がありましたので、これも約半分近くに落としました。そういうところ、危険性のあるところというのはずっとやってきましたけど、今回のような本当に予測のできないような事件、事故でしたので、これについて、やはりすぐに点検をさせました。緊急性のあるものについては予備費で対応して、ちょっと対応しようかと考えております。今後については、大体、記念樹として、卒業記念とかそういう形になっているものがありますので、校区と、校区と学校とそういう卒業生の方々の意見を聞きながら、もう切ってもいいよというあれが、同意が得れば、そういう方向をもって進めていきたいなというふうに思っております。

また、学校によっては、用務員さんがいらっしゃったところが今まであったんですけど、今はそういう方がいらっしゃいませんので、このことについても先ほど教育長が述べましたように、全体のそういうのをシルバーで対応していくかどうかというのは、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

また台風が近付いております。大型台風で影響があるかもしれません。また、9月末になってくれば、各小中学校で運動会、体育祭が開催されます。そして学校によっては道路に大きな大木がはみ出してきているところもあります。私の地元の学校でも、以前、要望して、道路に出ている木、民家の上に乗っている木については伐採していただきました。そういうこともあります。これは私からすれば、受け身の体制のような気がするんですね。ですから、行政として我々のほうが管理するわけですから、学校の要請があつてとかいうことではなく、市のほうで定期的に確認して、必要な樹木については枝を落したり、間引きしたりとか、そういうことというのは、児童の安全ということが一番先に考えれば、ゆっくり考えている余裕はないと思うんですよ。いつ同じようなことが起きるかもしれませんということを考えれば、早速、もう早期に、これについて予備費対応されても議員の皆さん方、何ら言う方はいらっしゃらないと思います。もうすぐに対応したということで、逆に、議員のほうからも賛辞をされると思います。ですから、早急な対応をすること

が必要だし、また、専門の造園業者とかそういう方に委託して、やっぱり専門的にしていただく。樹形もありますから、どこを切ってというのもありますけど、安全性を含め、樹形を含めて専門家の意見を聞いて大きな枝で残しておきたい。じゃあ、でも、折れそう。じゃあ、どうしよう。下から支えをすればとかいろんな方法はあると思いますので、どうか、市内にもそういう業者が何名もいらっしゃいます。ですから、そういう方にぜひ委託なり相談して、早急な対応を取っていただきたいと思いますが、市長、もう1回その辺を、私の意見を踏まえてお答えください。

○市長（五位塚剛）

私が市長になってから、小学校内の多くの木を相当切りました。光神小学校は、グラウンドの市道側に杉の木がいっぱいありましたので、子供たちの通学路であって、本当にこれが倒れたら危ないということで切りました。そういうことを思い切ったところをこれまで相当やってきております。しかし、今回、このような事件が、事故が起きたので、樹木医にちょっと点検もしていただきました。少し早くこれ切ったほうがいいなという意見も聞いておりますので、予備費対応でさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

これについては、早急な対応をしていただきたい。

併せまして、もう1回元に戻るようではありますが、学校長の責務というか、仕事という分に関しまして、私どもの近くの学校も含めて、朝早くから登校のときも立って、そして時間があれば、校庭のやぶ払いをしたりとか、1人で黙々とされていたりとかしております。小規模校のところではPTAの数も少なくなってきましたので、美化活動の負担も学校長にかかってきている部分というのが現実であります。しかし、それを鑑みて、これが日常化していて当たり前になっているという部分もあるようで、しない校長が逆によくない校長みたいに思われている部分もあるように思います。ですから、校長もですが、父兄の方でも、例えば、鹿児島市内からこっちに引っ越してきて、私どもの学校に以前入っておられたときの父兄の方が、学校の美化作業でビーバーですね、草払い機とか鎌とか持ってきたさいと書いてあったけど、もちろん、持っていないんですね。市内の住宅とかに住んでいらっしゃって。だから、初めて鎌刈ったとか。慣れんから、危ないから離れとかないといかんよとか何か言い方やったんですけど。これ曾於市内の学校の中心部の学校は別として、離れた地区にある学校は致し方ないことだと思うんですね。だから、市内の中心部等にある大きな学校等ではもちろん用務員もいたり、そういうのもなかったりもしております。ですから、その父兄の方がそのとき言われたのが、何か、何となく父兄の負担が田舎に来たら大きいというような声も聞きました。私なんか、

もう自分が小さいときから親がそういうのを見てきて、自分も我が子のことをして、そして今の世代の子育て世代の方もそういう環境で育っていますから、するのが当然ぐらいに思っているんですね。

先日あった私どもの地元の小学校では、消防団の方がボランティアで参加したんですね。そしたら時間があるからということで通学路まで掃除したりとか、するのが当然のこととして。これはこれとしてすばらしいと、結の精神というか、結びつきということで、非常にいいことだと思っております。

ただし、これが小規模校になってくれば、これからが問題なんですけど、小規模校であるがゆえに校長の負担が大きくなっている部分というのがあるように感じます。大きな学校と比べて。やはりここ元に戻って、小規模校の在り方。

以前の一般質問でもしましたが、小規模校の統廃合についての取組については、地域の方に委ねるという発言がありましたね。判断についても。だけど、こういう事故があったということを考えれば、ある側面からいえば、小規模校だからこういう負担があって、こういう事故が起きたんじゃないか。それを解消するには、ある一定行政が指導して、統廃合を検討すべきではないか。これが学校教育の在り方として、学校を管理する側の方々の負担軽減、子供たちの教育の質等も含めて、私は地区に、地域の方々に投げ掛けて結論を出すというのは、ちょっと我々行政側としてはいいのだろうかと思います。ですから、行政側がこういう問題とか含めて、全体で考えていくような雰囲気とかいうのを含めて、あってもいいんですよ、小規模校が。小規模校があっても、以前、教育長が言われた保健室とか養護教員とか用務員の配置とかそういう対応をすとか若しくは逆にいえば、統廃合を本当に検討する地区も必要なのか。統廃合を進めよという意味ではありません。ただ、こういう事故を起こさないがための対応としては、地域に問題を預けるだけではなく、両方を整理して、実際、対応しないといけない時期に来ていると思うんですよ。市長、教育長、お2人方の御意見をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回の高岡の不慮の事故というのは、小規模校だったから起きたということではないと思います。これは、場合によっては、末吉小学校でも大木があるわけですから、場合によっては起こらなかったということも予測はできません。ですから、このようなことが起きないために小規模校は合併をなさいというのは、乱暴な御意見だというふうに思います。統合については、もう以前から言っていますように、学校を含めた地域の方々、PTAの方々が将来を見て、どこかとも一緒に本校のほうに統合したいというそういう声があれば、私たちはそれに向けて適切なアドバイスもしながらやっていきたいというふうに私は思っております。

○教育長（中村涼一）

事故の件と学校の統廃合は、私も、若干、違うところはあると思いますが、小規模校が非常に大変な状況にあるというのは本当に私も感じています。小規模校が小規模校になったがためにいろんな負担が掛かっているという、そこはまた行政として我々ができることは何なのかなと、そこはもう私自身も今回の事故を受けて、校長先生がそこまでやらなきゃいけない状況は、やはりそこをきちっと学校規模が小さい校長先生は大変だということで、行政として我々が何かしらのことをやっていく。要求がつかなければ市費で雇ってでも要求をつけて、その小規模校が学校としてきちっと機能が果たせるようにするのが、私たち行政に携わる者の本来の職務だと思っています。

統廃合については、これは、私はもう小規模、大規模、それぞれ今、曾於市みんな頑張っています。だから、そういう意味で、小規模がいろんな問題があるから統合するということではなくて、それはやはり地域住民、保護者が考えていくべきだと思います。

ただ、前回も申し上げましたように、ある程度今の少子化が異常な形、コロナ禍で進んでいる状況がございます。5年後、6年後に一気に児童数が落ちるときに、そのときにどうしますかじゃなくて、それはやはり無責任になりますので、そうなる前にはきちっと地域のほうに、今後、こういう状況になりますということはしっかり伝えていきたいと思います。ただ、統廃合については、やはり最終的に考えるのは地域だという判断であります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

私は、極端な言い方をしたように捉えられるようではありますが、統廃合、必ずしもということじゃないんですよ。統廃合についての考えること、市民に示すことというのを行政側も必要である。ただ、統廃合しなさいということではない。教育長が言われたとおりです。統廃合しないため、しない、統廃合はしないで残すために、それは学校の、学校長等の負担軽減、それと施設の在り方、維持管理の仕方というのを総合的に考えて。それと費用の面、教育の質の面というのを総合的に考えることを、我々が放棄している状態になっているような気がするんですよ。ですから、それをそれぞれの地域にお示しし、そしてそれを残すんだよとなれば、残すなりに今度は行政側として手立てをしなければならぬことを整理していくことが必要であって、それを両極端、私も統廃合せえということじゃないんですよ。だから、残すなら残すで、そういう手立てを行政側がしっかりしないといけないということが今回の事件、事故についても、ある一面あったんじゃないかということを書いてい

るところなんです。市長、そういう意味で、私が言っているところなんですけど、ちょっと誤解されて発言されているので、もう1回答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

公民館長さんを交えたいろんな会とか、また学校を交えた会というのが今までもあります。当然、その中で生徒がどのように推移していくかというのをちゃんと示しております。また、要望があれば、私たちも出向いていろんな議論をまた引き続きしたいと思っております。

諏訪校区のほうでは、将来の諏訪小学校の在り方検討会みたいな形で協議していただいて、どうしたら生徒数を増やすための自助努力が必要かということを進められております。そういうところもたくさんあるようでございますので、やはり地域の方々の意見を尊重しながら進めていきますけど、先ほども言いましたように、将来の在り方の実情について、もし仮にどっかと統合した場合はどうなりますかといったら、こうなりますよということについては、引き続きいろんな形での話し合いはしていきたいと思えます。

○9番（岩水 豊議員）

これで終わりたいと思いますが、市内の施設、AED等の問題についても早期な対応をしていただきたいことと、学校の管理については、学校任せという、学校からの要望があればということじゃなく、市のほうで、行政側のほうが率先して管理者として、要望があればするんだよというのが管理者じゃありません。管理者は日常そういうことがないように、管理者のほうが責任を持つてすることが重要でありますので、このところを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

日程第2 陳情第8号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、陳情第8号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時02分

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年9月14日

(第5日目)

令和4年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和4年9月14日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下2件一括議題）

第1 議案第65号 曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について

第2 議案第66号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第3 議案第67号 曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

第4 議案第70号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第5 議案第71号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第6 議案第72号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第7 議案第73号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第8 議案第74号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

第9 議案第75号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

第10 議案第76号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番 山 中 雅 人

2 番 出 水 優 樹

3 番 瀬戸口 恵 理

4 番 矢 上 弘 幸

5 番 片 田 洋 志

6 番 重 久 昌 樹

7番	鈴木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	畜 産 課 長	野 村 伸 一
企 画 課 長	外 山 直 英	耕 地 課 長	朝 倉 幸一郎
財 政 課 長	上 鶴 明 人	建 設 課 長	園 田 浩 美
税 務 課 長	山 中 竜 也	水 道 課 長	吉 元 健 治
市 民 課 長	上 村 亮	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。皆様にお知らせいたします。初代市議会議長の末原利雄氏が9月3日、名誉市民の永野静夫氏が9月4日に御逝去されました。ここで故末原利雄氏、故永野静夫氏の両氏に哀悼の意を表すため、黙祷を捧げたいと存じます。皆様御起立お願いします。黙祷。

（黙祷）

○議長（久長登良男）

お直りください。着席をお願いします。

これより、本日の会議を開きます。

ここで議事に入ります前に、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（今村浩次）

先般8月26日の本会議、総括質疑の中で、私の答弁に間違いがありましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

議案第66号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する質疑の中で、私のほうが今後男性職員が育児休業を2回に分けて取得できるようになると説明し、その後、自身の業務の繁忙期を避けて、2回に分けて育児休業を取得することが可能となるというふうに発言をいたしましたけれども、そもそも2回に分けて育児休業取得することにつきましては、業務の都合に関係なく自由に取得できるものでありますので、この部分の発言を訂正させていただきたいと思います。

以上であります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（久長登良男）

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第65号 曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について

日程第2 議案第66号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第65号、曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について及び日程第2、議案第66号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を9月2日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件について結論を得ましたので報告します。

1、議案第65号、曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について。

本条例は、南九州畜産獣医学部獣医学拠点事業の円滑かつ持続的な推進に要する経費に充てる基金を設立することを目的としています。基金の積立てについての質疑に対し、企業版ふるさと納税の寄附金額に相当する一般財源を原資としたいとの答弁がありました。同基金の処分目的についての質疑に対し、第5条に規定している経費のうち、当面の管理運営に関する経費が主な主であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

今回の一部改正は、育児・介護休業法が改正されたことにより、地方公務員に係る法令の改正時期の3段階に分けて施行される第2段階目となります。なお、今回の一部改正の施行日は、令和4年10月1日であります。

主な改正点についての質疑に対し、原則1回までであった育児休業を原則2回まで取得可能とする回数制限の緩和や、これまで1か月前までに請求が必要であった出生後8週間以内の育児休業の請求を2週間前までに緩和する改正が主なものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第65号の南九州市畜産関連の条例について1点質問いたします。この基金条例で一番大事な項目は、何といたっても第5条の処分、つまり想定される目標額の2億円をどのような内容分野に使うか、この処分内容であります。第5条は1、2、3の3項目に分かれており、先日の総括質疑でも私自身もお聞きいたしました。また委員長報告にもありますように、第5条の規定が中心であるということであり

ます。第1条は、施設の整備に関わる経費でありまして、これは総括質疑でも今後馬エ

リアを含めて使うことはないという、これは当然の考え方であります。さらに3項目の今後のこの拠点事業に要する経費、これも非常に曖昧模糊として一般的で抽象的であり、具体性がありません。ですから当然のことながら突き詰めると使う必要がない項目ではないかと思っており、やはり2番目の管理運営に関する経費であります。管理運営に関する経費でも、総括質疑でも質問いたしましたが、管理運営全てに曾於市が関わるわけではなく、管理運営の中の一部門だけでございます。質問であります、2億円の根拠の妥当性ですね、第5条の今後の管理運営に要する経費として2億円が多いか少ないかを含めて具体的な中身内容について、これからの管理に関わる問題ではありますけれども、一応想定される点も含めて議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。1点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総括質疑でもあったとは思いますが、おおむね10年、設立した管理法人の運営の不足分に充てるといようなことの説明を受けたところでありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

おおむね10年ということで、基本的には、やはり結果論になりますが、今後10年間のそれなりの収支計画、先般6月議会だったですか、荒っぽい形での管理計画が、事業計画が担当課から議員にも配付がありましたけれども、またこれ一般論的で非常に具体性が欠けますけれども、この点でより具体的な資料を含めて総務委員会の議論を深める意味での議論がされていたのかどうか、そこまで至ってなかったらそれでいいんですけれども再度確認をさせてください。

○総務常任委員長（岩水 豊）

先般我々に配付されました長期運営計画のみでありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第65号及び議案第66号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第3 議案第67号 曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に日程第3、議案第67号、曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件を9月2日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第67号、曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、大隅南小学校が閉校したことに伴い、大隅南小学校運動場照明施設を旧大隅南小学校運動場照明施設へと条例の一部を改正するものです。

施設の利用状況についての質疑に対し、校区内の方の利用が中心で、現在はあまり利用されていないとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第4 議案第70号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,216万1,000円を肥育牛経営緊急支援対策事業ほか2事業に充当するほか、前年度繰越金7億3,254万3,000円の追加が主なものであります。財部支所庁舎管理費の施設修繕費79万6,000円の増額についての質疑に対し、組織再編に伴い、現在2階にある地域振興課の2つの係を1階へ移動し、市民の利便性向上のためにOAフロアを一部撤去して、通路を広げる予定であるとの答弁でありました。

総務課関係では、本庁集約による両支所への会計年度任用職員増員のための報酬等の増額が主なものであります。新型コロナウイルス感染症対応抗原検査キット購

入費140万3,000円についての質疑に対し、厚生労働省認証の検査キットは品薄であるのでWHO認証の精度の高いキットを購入し、幅広い活用を検討しているとの答弁がありました。また、総合的な新型コロナ対策についての質疑に対し、マスク着用、換気、消毒が重要と考えているとの答弁がありました。

企画課関係では、南九州畜産獣医学部拠点事業の旧武道館解体工事1,672万円、基金積立金1億円の追加が主なものであります。企業誘致・起業創業促進対策費2,258万3,000円の追加については、現地調査を実施しました。年度途中での新規農道工事関連の予算計上に至った経緯についての質疑に対し、令和3年10月に立地協定を締結した株式会社湯前が新工場を増設し、令和4年8月に操業を開始されたが、工場に隣接する農道について、協定先を含め地元より農道改良の陳情があり、予算計上としたとの答弁がありました。

議会事務局関係では、議会運営費のネットワーク回線使用料14万3,000円の増額が主なものであります。予算計上した経緯についての質疑に対し、4月分のタブレット使用料について、基本料金以外のオーバー分について請求があったため予算計上したとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、養護老人ホーム清寿園の入所者数についての質疑に対し、50名の定員に対して現在39名が入所しているとの答弁がありました。

委員より、清寿園は他の施設に比べて入所しやすい施設であるので、市当局としてもさらに入所者を増やす努力をしていただきたいとの意見がありました。

新規事業である保育所等給食支援事業の内容についての質疑に対し、市内15施設、保育園4園、こども園11園の園児約1,100名について、給食費徴収金額の1割を県と市で支援する事業であるとの答弁がありました。

保育課関係では、新規事業のがん患者ウィッグ購入費助成事業費補助金についての質疑に対し、県より5月12日に通知があり、がん患者の治療に伴う脱毛による精神的負担を軽減するため、医療用ウィッグの購入費費用を上限2万円補助する事業であるとの答弁がありました。

委員より、放射線治療等の医療行為の結果によるウィッグ購入なので、保険適用されるべきではないかとの意見がありました。

新型コロナウイルス感染症対策事業のコロナワクチン接種委託料についての質疑に対し、5回目接種のための予算であり、国からの正式な通知は来ていないが、5歳以上の2回目接種を終えた方も含めて準備を進めるようにとの連絡があったとの答弁がありました。

予算ではワクチン接種3万人分と診療時間外接種分の1万人分、休日接種分5,000人分の補正であるとの説明がありました。また、ワクチンメーカーの供給割合についての質疑に対し、4回目接種についてはモデルナが8割でファイザーが2割となっており、供給割合は国から指定されてくるとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、地域介護基盤整備事業についての質疑に対し、グループホーム愛の家がコロナ対策のための家族面会室の整備、グループホームぬくもりの里は介護職員の宿舍整備事業であるとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、学校の修繕はどのような形で要望が上げられているかとの質疑に対し、学校安全点検を定期的を実施しており、併せて校長から施設修繕要望書が提出されるため、それを基に優先順位を決めて修繕しているとの答弁がありました。

財部小学校地下壕対策委託料についての質疑に対し、鹿屋市で以前防空壕に入っただ子供が死亡した事例があり、本市でも調査をした結果、財部小学校の施設内に地下壕があることが判明し、要望を出していたところ、県の特設地下壕対策補助事業が採択されたとの答弁がありました。

学校教育課関係では、学校活動支援員配置事業についての質疑に対し、当初概算で計上した通勤手当について、支援員人事が確定したので補正をお願いしたものであるとの答弁がありました。委員より、学校支援員の配置については人員不足となっているようなので、支援員配置の充実が図られるよう積極的に予算要求を行っていただきたいとの意見がありました。

社会教育課関係では、10月以降の地区公民館の所管についての質疑に対し、企画政策課に10月から移管する予定であったが、今の時点では市民への周知等も不足しており、混乱を招く恐れがあるため、今後も当分の間は10月以降に生涯学習課となる現社会教育課の所管になるとの答弁がありました。委員より、全国大会出場補助金の在り方について、名誉なことなので現在の3分の1補助から2分の1補助にする等、補助金交付要綱の見直しを検討すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案3件を9月2日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第70号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農業委員会関係では、事務局費の需用費についての質疑に対し、食と農と女性の会が例年行っている講習会の代わりに、都城市にあるワークマン2店舗の協賛を得て、農業に対するイメージアップを図るため、働く女性のためのファッションショーを開催するに当たり、スタッフ、モデル等の弁当代等が必要になったとの答弁がありました。

委員より、集客手段として、懸垂幕等による宣伝も効果的ではないかとの意見がありました。

商工観光課関係では、大隅物産館の物品修繕料についての質疑に対し、市の備品である冷蔵ケースが故障したが、予算が不足したため、流用で対応し緊急で修繕を行った。今回はその座置分を補正するとの答弁がありました。

畜産課関係では、肥育牛経営緊急支援対策事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響と生産資材の高騰で、経営悪化した肥育牛経営の体質強化を図るため、枝肉価格が下落し始めた5月から10月までの6か月間に肥育素牛を導入保留することに対し、1頭当たり2万円を給付する事業であるとの説明がありました。

肉用子牛生産推進緊急支援対策事業について、子牛価格が下落し始めた5月から10月までの6か月間にせり市に出荷又は自家保留した生産牛経営者に対し、子牛1頭当たり1万円を給付する事業であるとの説明がありました。

販売価格についての質疑に対し、5月から8月までの曾於中央家畜市場の子牛平均価格は、6月以外は全国平均を下回っている。特に鹿児島県と宮崎県が全国平均を大きく下回っており、その要因として、県外の購買者が非常に少なくなっており、特に肥育地帯である東北地方の購買者が地元や近隣の市場から導入するようになったことが要因ではないかとの答弁がありました。

農林振興課関係では、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付予定者の経営内容についての質疑に対し、新規で2人を予定しており、1人は財部の方でハウス及び露地でのネギ栽培、もう1人は大隅の方でハウスでのピーマン栽培であると

の答弁がありました。

森林パトロール業務職員の業務内容についての質疑に対し、伐採届の現地確認と伐採後の植栽確認が主な業務内容であるとの答弁がありました。

耕地課関係では、農地耕作条件改善事業（病虫害対策型）についての質疑に対し、サツマイモ基腐病のまん延防止や発生予防を図るため、令和4年度から令和6年度に実施する排水対策や土層改良の作業に対して支援する。定額助成で、助成単価は標準的な事業費の2分の1相当を助成するとの答弁がありました。

委員より、助成金への国庫補助率100%の事業であり、非常に有り難い事業なので、農家に周知徹底していただきたい。この事業の実施後は、実績書類の提出が必要となるが、写真の撮り方や作業日誌の記録の仕方、領収書等の保管の仕方などを農家へ指導していただきたいとの意見がありました。

現年発生農地・農業用施設災害復旧費 1億3,538万2,000円の質疑に対し、令和4年7月3日から5日にかけての台風4号及び同年7月8日から9日にかけての7月豪雨により被害を受けた農業用施設の復旧工事等で、農地と施設合わせて災害応急作業委託料32件1,230万円、市単独災害復旧工事費5件1,610万円、農地・農業用施設災害復旧事業23件9,590万円が主なものであるとの答弁がありました。

建設課関係では、大規模盛土造成地変動予測調査についての質疑に対し、国による第二次スクリーニングの優先度としては高くなかったが、ウッドタウン財部の一部に地盤沈下や湧水が見られたため、優先順位を引き上げ、令和3年度予算を繰り越して現在調査を行っているが、国のガイドラインに照らし合わせた結果、調査地の地形が30度以上屈曲していたため、現在の調査箇所の調査測線に加えてもう1本調査測線を加える必要が生じたことから、今回補正を行うものである。国の補助事業であるが、今回の補正分について国の予算が付くかは不明であるとの答弁がありました。

都城・曾於・志布志広域道路ネットワーク推進総決起大会開催事業についての質疑に対し、都城志布志道路の平塚インターチェンジから東九州自動車道の末吉財部インターチェンジ間を結ぶ道路を都城末吉道路、東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジから都城志布志道路の有明北インターチェンジ間を結ぶ道路を曾於志布志道路と位置付け、この2路線の実現に向けた、機運の醸成を図るための推進総決起大会を開催することになったとの答弁がありました。

現年発生公共土木施設災害復旧費についての質疑に対し、令和4年7月15日から20日にかけての豪雨により被害を受けた道路、河川施設の原形復旧を行うもので、道路と河川施設合わせて、災害応急作業委託料11件390万円、市単独災害復旧工事費5件880万円、公共土木災害復旧工事2件3,400万円が主なものであるとの答弁が

ありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず総務委員長に大きく2項目を質問いたします。

最初に補正予算説明書の25ページのネットワーク回線使用料の14万3,000円でございます。これから質疑に入りますが、この問題はそもそも、私たち曾於市議会としては今から4年以上前の平成29年の12月議会からこのタブレット導入がされてきましたけども、今この議論されております、あるいは先日の本会議でも一般質問を含めて議論があった一定のこの客観的な使用量を超えた場合に議会が各議員がどれだけ負担するか、根本的な問題としてはまだそのルールが作られていないという点があります。これは私自身も特にタブレットは不得手でありまして、5年目に入っておりますが、こうした問題提起を議会ですることはなかったということで、深い私自身も自己反省があります。そういった意味で、それを含めての質問に二、三入ります。

まず、この14万3,000円予算計上されておりますが、この金額は今申し上げましたように、まだ議会として明確なルールができてないという意味において、これは恐らく総務委員会全員の意見ではないか、つまり14万3,000円はあくまでも便宜的な今回の予算措置、つまり固定的ではない、これが最終的な予算じゃないということで、これは全委員が意見の一致を見たと思うんですが、そうした意見の一致がなされたのか大事な問題でありでありますので、これは第1点の確認でございます。

次に、第2点目の確認は、ですから関連いたしまして当然のことながら議会としては今後、一定のルールを作るべきであります。ルールを作るということについても委員会では全員一致で確認がされたのか、これが質問の第2点目であります。

それから第3点目は、委員長の最終報告の中で本案については採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたとあります。質問であります、賛成多数、つまり一方で反対の方が何名おられたかわかりませんが、反対された方はこの総務委員会に関わる補正予算の中でこの14万3,000円だけが反対であったのか、それとも他のこの予算についても賛成できない、反対項目があったのかまずこの点を確認させてください。この14万3,000円だけで反対されたのか。

以上が質問の大きな項目であります。

次に質問の2点目でありますけれども、説明書の29ページの自治会振興費の中の

自治公民館建設事業費補助金についてでございます。これは本来は総括質疑で質問すべき内容であったんですが、うっかり質問し忘れておりましたので、申し訳ありませんが総務委員長に答弁をお願いいたします。

質問の第1点は、本年度の申請状況について伺います。本年度の当初予算の予算額では対応できないということで、今回見込額を含めた追加の予算計上であったのか。これが質問の第1点。

それから第2点目、この自治公民館の建設や補助についても、当然自分で勉強したらわかる点でありますけれども、これも申しわけありませんが補助基準について承知しておられたら説明答弁をお願いいたします。

以上、大きく2項目であります。

次に、建経委員長に1点質問をいたします。総括質疑でも質問した点であります。今回の建経関係の予算の中でも最も金額的にもあるいは内容的にも大きなのが、委員長報告にも詳しくありますように、肥育農家、生産農家、酪農家含めたいわゆる新型コロナに対する支援策であります。基本的には国の交付金給付金事業が主体でありますけれども。質問の第1点でありますけれども、例えば肥育農家が1頭2万円、生産農家1頭1万円、酪農家の場合は計算式が違いますけれども、そして2年間に限定しての支援であります。たしか2年前にも同じ内容の支援措置がありました。

質問であります。この予算審議の中で建経委員会としてこの金額についての評価といいますか、あるいは妥当性について当然議論がされたと思います。率直に評価された点、あるいはまだまだこれ不十分じゃないかという点を含めて、今後の課題ですね。特に議会サイドはチェック機関でありますので、やはり課題は常に提起するのが議会じゃないかという立場から質問であります。これが質問の第1点であります。

それから質問の第2点目は、これまで今回のこの9月補正を含めて委員長、国や県の畜産農家対策が計上されてないですよ。あれだけ新聞報道でマスコミ報道で特に国が支援を行うということが散々報道されているんですが、一番畜産のまち曾於市で具体的にいわゆるトンネル事業、国や県の予算が曾於市の予算に今回も計上されておられません。この点について、なぜ特に国のこうした畜産対策が本市に予算計上されていないのか、非常に大事な点だと思います。曾於市だけでは限界があるからでございます、財源的にも。その点で、国県の予算が支援がトンネル事業として計上されてない、この点で議論が深められていたら報告をお願いしたいと思います。

第3点目、最後でありますけれども、いずれにいたしましても、新型コロナが全て

ではないんですけれども、この間の特に高齢化の中で新型コロナによります報告にありましたように、飼料代等を含めてあるいは価格の大幅割れによりまして、畜産離れが心配されており、特に私が知っている付き合いになる方でも、もうやめたいという方が何名かおられます。その件で委員会審議の中で、特に高齢化が進む中で、特に生産農家数であります。この新型コロナの直接的な利益を、どれぐらい今後畜産離れが加速するかあるいは抑制できるか、抑制の場合は当然行政の力強い支援が引き続き必要であります、その点で議論が深められていたら、報告をしていただきたいと考えています。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

議会費の歳入歳出の14万3,000円についてであります、まず採決に至っては反対の討論としまして、オーバー分については全額負担すべきではないかということの反対意見、賛成意見としては、タブレットについての取決めのない中でありますので、実質、市の歳出に関わる金額についてということで妥当ではないかという意見が出たところであります。今後のルール作りについては議運、タブレット部会等で審議される方向性が見えておりましたので、当委員会ではそれについての議論はありませんでした。

自治会振興費についてであります、具体的に自治公民館建設事業費等補助金の補助率については議論はなかったところでありますが、今50%だったかなあと私は記憶しているんですがちょっと自信がないところであります。ただし、現在申請済み交付予定額が463万8,000円で、今後の見込みとして今のところ249万2,000が不足するということで、今回補正で上がってきたところであります。

以上です。

○建設経済常任委員長（九日克典）

まず肥育牛に対する2万円の助成、それから生産に対する補助1万円に対しては、6か月間で一応見て、今非常に生産意欲が肥育農家、生産農家、生産意欲が下がらないように6か月間見て、それからまた後に再検討するというような答弁もあったようです。

それから国と県の補助については、飼料については補償がありますけれども、その他の分については検討がなされなかったところであります。高齢化の畜産離れということで、非常に離農する農家が多いわけですが、引付料4,000円を引き上げて、少しでもを離農しないように対策すべきじゃないかというふうな意見もありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問で14万3,000円に絞って一言二言、御質問を行います。この14万3,000円については、客観的にも具体的な議会としてのルール作りがこれからでありまして、当然議会としては、こういった形で今後議論を深めていくかはいろいろありますけれども、当然のことじゃないかと受け止めております。

今日も議会終了後、全員協議会、あるいは議会運営委員会、そして伺ったところでは今後政治倫理審査会を設置して、その中で深めていきたいということも間接的に私は伺っております。当然倫理審査会は必要であります。その点で、特に反対された方はこのほかの予算は賛成だけでも14万3,000円だけが納得できなくて反対だったら、本来だったら、1人か2人の反対だったら私も今までも無数の反対したことがありますけれども、反対でいいんですけども、当然反対者が複数の場合は、この前のハラスメント防止条例にありますように、修正案を出してその項目だけを一応削除して予算を認める、特に補正予算の中では新型コロナ対策の緊急予算も含まれておりますので、これが本来じゃないかと思うんです。そうした点でこの修正案の考え方は議論はされなかったのか、その1点だけ伺います。いずれにいたしましても、私自身もこれまでこれ気が付かなくて、うっかりといえますか、自己反省も含めての私の質問であります。答弁をお願いいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

修正案はありませんでした。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

総務委員長に、1点だけお伺いをいたします。

雑入の議会事務局分について、報告がございました。そのくだりによりますと、ネットワーク回線使用料14万3,000円の増額が主なもので、予算計上した経緯についての質疑に対し、4月分のタブレット使用料について基本料金以外のオーバー分についての請求があったため、予算計上したとの答弁とありますが、予算計上した経緯についての質疑の記述が一言も触れられておりませんが、どういう質疑の内容だったのかお知らせください。

○総務常任委員長（岩水 豊）

質疑については、具体的に私の手元に記録している分、書記が記録分については、この雑入についての款項目の説明についてだけ、説明が事務局のほうからあっただけであります。

その中身については、具体的なその質疑、答弁等はなかったところであります。

○14番（原田賢一郎議員）

総括質疑等でも非常に問題に取り上げたわけですが、より深い議論がなされたというふうに私は理解をしておるんですけど、それ以上の質疑というのはされなかったんですか。

○総務常任委員長（岩水 豊）

ありませんでした。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論通告がありました土屋健一議員の発言を許可いたします。

○13番（土屋健一議員）

13番。議案第70号、曾於市一般会計補正予算（第5号）について、反対をいたします。

このたび、貸与物であるタブレットを入院期間中に不正に使用し、137GBという考えられない量を消費している議員がいることが判明いたしました。今回の補正予算、議会費の雑入は、不正に使用された137GBのうち41.08GBだけが不正使用議員の負担となっているようです。正しく計上されるべき雑入は、不正使用分約137GB分、およそ39万5,000円となります。

6月に議会分のタブレット使用料を支払われているようでありますが、不正使用分が公費で穴埋めされています。ゆゆしき問題であります。

市民の血税であります。議会費の雑入は、正しくない計上ですので、議案第70号には反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第6 議案第72号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第7 議案第73号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議案第71号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第7、議案第73号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題とします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第71号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

特別調整交付金の補正がなぜ今のタイミングなのかとの質疑に対し、通常はこの時期の補正はあまりないが、今回は未就学児の軽減があり、機能を追加するためにシステム改修を行ったことに伴う補正であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正は、10月からの組織再編に伴う人事異動によるものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

前年度繰越金についての質疑に対し、令和2年度が7,149万円、令和3年度が2億8,637万円であるとの答弁がありました。

2億8,637万円、これは「と」を抜いてください。訂正します。であるとの答弁がありました。

委員より、繰越金が増えた要因は、第8期の介護保険料の値上げによるものと考えられる。今後の介護保険計画を変更すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第71号から議案第73号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第73号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第8 議案第74号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第75号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第76号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第74号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてから日程第10、議案第76号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題とします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まずは、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第74号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正の内容については、会計年度任用職員の異動に伴う費用弁償の増額が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第75号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、組織再編等による職員給与費を追加するものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、営業費用の処理場費について、機械設備修繕費を追加するものです。

今回の修繕についての質疑に対し、毎年5月に行う電気定期点検において、ばっ気ブロワから異音がするなどの結果が出ており、ばっ気ブロワは好気性処理をする上で省略することのできない重要な機械設備であるため、修繕の必要性が生じたものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案３件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第74号から議案第76号までの以上３件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案３件に対する各常任委員長の報告は、可決であります。委員長
長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第76号までの以上３件は、
委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の本会議は、９月27日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時01分

令和4年第3回曾於市議會定例会

令和4年9月27日

(第6日目)

令和4年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和4年9月27日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

- 第1 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第3 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第4 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 認定案第5号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第6 認定案第6号 令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について
第7 認定案第7号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
第8 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について
第9 議案第69号 令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（決算審査特別委員長報告）

- 第10 閉会中の継続審査申出について

- 第11 閉会中の継続調査申出について

- 第12 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	4番	矢 上 弘 幸
5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭

11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛	16番	大川内 富 男
17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成
20番	久 長 登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

3 番 瀬戸口 恵 理

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸一郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	森 岡 雄 三
福祉事務所長兼福祉課長	笠 野 満	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

日程第1、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

決算審査特別委員会付託事件審査報告。

決算審査特別委員会に付託された認定案7件、議案2件を総務・文教厚生・建設経済の3常任委員会を単位とする分科会を設け、その所管事項について9月5日から9月8日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査し、9月21日、議場において各分科会主査の報告を求め審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての各分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

初めに、総務分科会です。

財政課関係では、財政計画についての質疑に対し、昨年10月に見直しを行い、令和13年度までの計画を策定したとの答弁がありました。また、今後の財政上の見通しについての質疑に対し、大型事業として南九州畜産獣医学拠点事業や大隅・財部両支所の整備事業、給食センター整備事業、末吉小学校の改修事業が続いていく。これらの事業を加味して財政計画も作成しているが、普通交付税の減少も危惧されることから、今後も過疎債、合併特例債等の有利な起債を使いながら、実質公債費比率が大きくならないよう努力していきたいとの答弁がありました。

総務課関係では、自治会振興費の自治会加入率についての質疑に対し、令和3年5月時点で69.4%、令和4年5月時点では68.0%であり、年に約1%減少しているとの答弁がありました。

防犯対策費の街頭防犯カメラ設置についての質疑に対し、市内9か所で運用を開始しており、警察から令和3年度に1件、令和4年度は現在までに2件の画像提供依頼があったとの答弁がありました。

今後の行政改革についての質疑に対し、行政改革推進本部会議等を開催し、組織体制について協議を重ねてきたが、今後の支所再編等についても、引き続き改革を進めていきたいとの答弁がありました。

委員より、行政改革によって住民サービスの低下を招くことのないようにとの意見がありました。

企画課関係では、辺地総合整備計画における辺地地域の整備状況について、効果が見込まれる道路に集中的に配分して事業効果を上げるべきではないかとの質疑に対し、辺地債は全国的な起債の全体枠が少なく、また、事前に県の計画承認を受ける必要があり、その計画に沿って事業を進めているとの答弁がありました。

市内企業見学会、市内企業合同説明会の開催について、曾於高校の2年生を対象に実施しているが、職業選択や市内企業の魅力を伝えるため、中学生向けに実施できないかとの質疑に対し、曾於市立地企業懇話会が開催しており、今後、役員会等で中学生向けの説明会も検討したいとの答弁がありました。

テレワーク・起業創業推進事業の審査では、シゴトバ3ラボの現地調査を実施しました。

委員より、ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進のために、利用申込みや利用料の納入方法について、より利用しやすい手続方法を求める意見がありました。

市民課関係では、クリーンセンター管理費の今後の修繕の見通しについての質疑に対し、令和2年度に焼却炉の大規模改修を行ったが、今後も耐火物の修繕は少しずつ増えていく。破碎処理施設については、部分的に取替え等を繰り返しながら使用しており、消耗や劣化していく部分で年間2,000万円から3,000万円程度の費用が掛かると考えている。数年後には、破碎処理機の本体部分の修繕に4,000万円から5,000万円程度の費用が必要となるとの答弁がありました。

また、審査においては、大隅一般廃棄物最終処分場の現地調査を実施しました。当施設については、現在、破碎ごみの持込みが主であり、適正に処理されていることを確認したところであります。

税務課関係では、区分別の所得状況について、農業所得が対前年度比25.7%の減少となった主な原因はどのように考えているかとの質疑に対し、サツマイモ基腐病の影響が大きいと考えているとの答弁がありました。

滞納整理係の業務についての質疑に対し、現年の調定額に対する滞納額の割合を

示す滞納繰越率を減らすよう各職員が日々努力している。以前在籍していた滞納整理官の指導を生かしながら、負担軽減のため課内で業務を振り分けるなど、効率的に業務を行っていききたいとの答弁がありました。

委員より、納税に関わる職員のメンタルケアについての配慮を引き続き行ってほしいとの意見がありました。

会計課関係では、口座振替の促進についての質疑に対し、納付をお願いする際に、併せて口座振替も推奨しているとの答弁がありました。

委員より、口座振替に変更する際は、金融機関で手続する必要がある、働いていらっしゃる方が変更しやすい方策を検討してほしいとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会です。

保健課関係では、新型コロナ対策で多忙となったことで保健課全体の業務に支障が出ていないかとの質疑に対し、コロナ対策で保健師が2名不足しているが、コロナ禍により集団健診が中止になり、母子健診が中止や延期になったが、保健課としては何とか対応できた。また、コロナ対策により、時間外勤務が最多で月140時間を超える職員もいたが、職員が1名増となり何とか対応できたとの答弁がありました。

P C R検査補助金の在り方について、3年度の2分の1から4年度は3分の2補助であるとの説明であった。現在、県が全額補助で実施しているが、10月以降はどうなるか分からないとのことである。また、コロナ感染者への傷病見舞金の1人3万円の助成はあまり意味がないのではないかとの質疑に対し、コロナ感染により後遺症が残る方もいるため見舞金制度を創設した。今後は国の動向を見ながら、感染症法によるコロナの分類を見直すことがあれば、本制度も見直しをしていきたいとの答弁がありました。

委員より、以前の委員会でも伝えたとおり、P C R検査は全額補助にすべきである。傷病見舞金を振り替えてでも全額補助にすべきではないかとの強い意見が出されました。

介護福祉課関係では、末吉町深川柳迫の皆来館を拠点に、地域住民共同による活動スペースの作成や高齢者・子育てサロンなどの地域でできる活動を行い、福祉の観点からの施策を取り入れることで、自助や互助の活動意欲が高まっているとの説明がありました。

また、介護保険利用者負担事業として、社会福祉法人が介護保険サービスを利用している生活困窮者等の利用者負担額を軽減した際に、その軽減額の一部を助成する事業を実施したとの説明がありました。

福祉事務所関係では、県の権限委譲による市の社会福祉法人監査の対象法人数と

監査体制の状況についての質疑に対し、対象法人は16法人で監査体制は専門員1名と各法人の担当二、三名で2年に1回実施し、1年に半分程度の法人について監査を行っているとの答弁がありました。

委員より、大きな予算が伴っているので、市のチェック体制や監査方針の確立は非常に大切な業務である。今後も一定の専門性を持った人員の確保等、さらなる監査体制の充実を図るようにとの意見がありました。

福祉事務所全体で事業費ごとの増減についての質疑に対し、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ関連事業や施設型給付費は伸びているが、高齢者福祉関連予算や生活保護関連の予算は減少しているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、各学校施設等の老朽化対策についての質疑に対し、学校からの要望は、現地を確認して優先順位をつけて対応しているとの答弁がありました。

また、各学校からの修繕要望の質疑に対し、校長研修会等で要望書の提出方法について説明を行い、文書で依頼させているとの答弁がありました。

学校教育課関係では、いじめの現状についての質疑に対し、令和2年度まで百件台で推移していたが、令和3年度は978件に増加した。これは、教職員によるいじめの認知が低いと感じたことから、年度当初から小さな事案であっても報告するよう徹底したため、かなりの増加になったとの答弁がありました。

教職員の超過勤務に関する質疑に対し、一般教員で月45時間以上の超過勤務者が令和3年4月で全体の30.9%であり、本年度は上昇傾向にあるとの答弁がありました。

また、学校活動支援員の状況についての質疑に対し、支援員が足りていない。具体的には、各学校1名の配置が望ましいとの答弁がありました。

文教厚生分科会としては、さきの高岡小学校の痛ましい事故等も踏まえ、学校現場での教職員の負担軽減を図り、質の高い教育現場実現のため、学校活動支援員等の増員を強く求めることで意見の一致を見ました。

社会教育課関係では、市内の社会教育課所管の施設についての質疑に対し、現在、所管施設が128施設であり、その3分の2に当たる82施設が耐用年数を過ぎている。中でも大隅文化会館のクーラー設備が使えない状況にあり、施設を計画的に統合したり修繕したりする必要があるとの答弁がありました。

委員より、市内のトイレ施設について、水洗化だけでなくバリアフリートイレの設置が必要であるとの意見がありました。

文教厚生分科会としては、社会教育課所管の施設について放置できない状況になっており、早々の対策に取り組むよう強く求めることで意見の一致を見ました。

次に、建設経済分科会です。

水道課関係では、市民の生活環境の整備充実を図るため、合併処理浄化槽設置補助金3,093万3,000円、浄化槽設置推進助成金559万円を交付し、一般会計から各事業会計へ補助金として、水道事業会計へ6,671万4,000円、公共下水道事業会計へ1億2,775万5,000円を交付したとの説明がありました。

建設課関係では、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）河原・飛佐線改良舗装工事の現地調査を実施しました。河原・飛佐線については、地元の要望も強く、用地買収も順調に進んでいることから早期完成を目指すとの説明がありました。

委員より、河原・飛佐線は着工より38年ほど経過していることから、東九州自動車道等へのアクセス向上を図るため、残りわずかな距離なので早期完了に努めてほしいとの意見がありました。

商工観光課関係では、思いやりふるさと寄附金が伸び悩んでいるが、今後の見込みについての質疑に対し、今はインターネットでの申込みが約98%を占めており、本市もポータルサイト5社を通じて募集している。全国で本市と同等以上の返礼品を用意している自治体もある中で、寄附を検討している方に対して、いかに本市の返礼品に目を付けてもらえるか、前任者も含めて色々と検討を重ねている。一つの方策として、今回ポータルサイト内の広告の出し方を工夫しており、年末までの推移を見守っている状況であるとの答弁がありました。

委員より、市民も協力しやすい環境を整えることで、市外の親戚や知人に周知されていくと思われるので、市民に対してふるさと納税の大切さを理解していただき、親戚や知人に対する伝え方を周知したらよいのではないかと意見がありました。

農林振興課関係では、花と緑の供給センターの現地調査を実施しました。有害鳥獣等駆除被害防止事業について、被害があった場合の効率的な駆除隊への出動依頼の方法に関する質疑に対し、市の担当者と駆除隊長は日頃から密に連絡を取り合っており、被害の連絡が来た際は一緒に現地確認を行っているので、まずは担当課に連絡をしていただきたいとの答弁がありました。

農業委員会関係では、農業者年金について9人の新規加入者を確保し、569人の受給者に対して1億7,240万2,000円の年金が支給されたとの説明がありました。

農家相談室で応じた9件の相談内容についての質疑に対し、隣地における土手の除草や水田の水利用に関するトラブルが主なものであるとの答弁がありました。

耕地面積の現状についての質疑に対し、現在は約7,760haであり、年々減少しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センターの現地調査を実施しました。高齢者等和牛振興対策事業について、4,000円はありがたいが、運搬費も上がっていると思われるので

補助額を上げられないかとの質疑に対し、資材や燃料費などが高騰している状況ではあるが、曾於地域の行政間でこのような補助については足並みをそろえることになっており、高齢者・小規模農家の支援については今後検討するとの答弁がありました。

耕地課関係では、農地耕作条件改善事業の大隅新田場地区水路整備工事箇所及び曾於北部土地改良区の谷川内ダムの現地調査を実施しました。

曾於北部畑かんにおける水利用についての質疑に対し、水利用面積は約127.3haで、通水面積約769.4haの約16.5%、内訳は、茶が約56ha、ハウスが約24ha、普通畑が約47haであるとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

総務分科会関係では、地域コミュニティ事業について、現在までに6地区がモデル事業として取り組んでいるが、今後の残りの地区の推進状況についての質疑に対し、コロナ禍でなかなか協議が進まない状況であり、地域住民の意識向上が必要であるとの主査答弁がありました。

文教厚生分科会関係では、教育委員会関係の老朽化施設の今後の具体的対応についての質疑に対し、教職員住宅の建替えは大きな予算を伴うため、今後、段階的に廃止する方向で検討しているとの主査答弁がありました。

建設経済分科会関係では、市道河原・飛佐線の改良工事完了の時期についての質疑に対し、令和7年度に完成予定であるが、予算の範囲内で整備するので、完了時期はまだ先になるのではないかと主査答弁がありました。

思いやりふるさと寄附金は、近隣市町と比較して伸びていないが、今後の対策についての質疑に対し、コロナ禍の巣ごもり需要等で、寄附者がより時間を掛けて返礼品の質や量を比較するようになった。今後、より魅力ある返礼品の開発やポータルサイトでの集中的・効果的な曾於市のPRに取り組んでいくとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

認定案第1号の令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定には、委員長報告を了解するという立場で賛成いたします。

委員長から今後の改善点が幾つか報告がありましたが、新年度予算以降、市当局はこうした指摘を積極的に取り入れて、そして予算に生かすよう要望して、賛成討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決します。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定案第4号、令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査

を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本市における国保運営協議会の協議内容についての質疑に対し、加入者が減少し、一般会計からの繰入れで何とか運営できている。収入財源の確保、国保税の大幅な増加はできないが、今後、増税も検討していかなければならない等の議論がなされているとの答弁がありました。

県の連合会との協議の現状や方向性についての質疑に対し、3つの部会で県統一に向けて年3回開催されている。県の保険税額統一について、目標年度は決まっていないが議論している。

現在、保険税額の算出方法を令和5年度までにこれまでの4方式から資産割を除く3方式に統一していくことが県の方針で示されており、今年度12月議会で提案したいと考えている。また、3方式にした場合の保険税額について、市民へなるべく負担が掛からないように何度もシミュレーションを行い、これまで27回実施しているとの答弁がありました。

医療費の増減率についての質疑に対し、令和元年度が3.45%の減、令和2年度が0.32%の減、令和3年度が4.08%の増であったとの答弁がありました。

法定外繰入金2億5,000万円について、市民1人当たりの国保税の軽減はどの程度であったかとの質疑に対し、1人当たり4万536円の軽減になり、1人当たりの保険税額は8万890円であるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第3号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

本市における被保険者数と医療費の伸びについての質疑に対し、被保険者数は平成29年度から毎年減少して、令和3年度は対前年度比162人減の7,710人となった。医療費は令和元年度から減少に転じており、令和3年度は対前年度比0.97%減の総額74億4,879万2,407円で、1人当たりの医療費は96万6,120円であるとの答弁があ

りました。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

討論では、徳峰一成委員より、広域連合による本特別会計の制度上の理由から、本認定案に対する反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定案第4号、令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

介護保険制度は、制度発足から22年が経過しました。本市の65歳以上の1号被保険者は1万4,319人で、対前年度比33人の増であります。歳入総額は59億1,102万7,053円、歳出総額は56億2,465万5,097円で、歳入歳出の差引額は2億8,637万1,956円であります。

第8期の介護保険計画では、令和3年度が3.19%の増と想定していたが、実際は0.56%の減であった。これが今後続いていくと、市民は必要以上の保険料を支払うことになる。その中で令和3年度は3,400万円の基金取崩しを行っている。今年度は取り崩す必要がないのではないかと質疑に対し、令和4年度末を確定した際に取り崩す必要がなければ、そのように検討したいとの答弁がありました。

近年の給付費の特徴的な傾向についての質疑に対し、伸びている給付費としては、①施設介護サービス給付費の介護老人福祉施設のサービスが約6,000万円、②居宅介護サービス給付費の通所介護サービスが約1,900万円、③地域密着型介護サービス給付費の地域密着型通所介護が約1,700万円が主なものであるとの答弁がありました。

委員より、介護保険料が値上げされた件について、給付費の伸び率が当初想定していた数値と差が生じており、今後見直すべきであるとの強い意見がありました。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

討論では、徳峰一成委員より、介護保険料の平均で約15%の引上げがあったが、国への返還を考慮しても約1億4,000万円の剰余金が出ている。介護保険料の見直しをすべきとの反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません。

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

委員長の賛成を含めて申し上げます。

認定案第2号、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成をいたします。

特に令和3年度も引き続き一般会計から2億5,000万円の繰入れで、国保税の値上げが抑えられている点は高く評価いたします。賛成いたします。

次に、認定案第3号の令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算認定には、反対をいたします。

後期高齢者医療保険については、共産党議員団は制度発足以来、予算決算には反対してきた経過があります。その理由は、県連合の運営が年間2,000億円を超える膨大な決算額でありながら、風通しが非常に悪い制度内容であるからであります。

今回の決算審査でも、令和3年度の県連合の決算額がまだ詳しく分かっていないとの答弁でしたが、これでは深い決算審査ができません。

後期高齢保険料は2年に1回、事実上値上げがされております。今年の10月からは、被保険者の2割負担が新たに導入されます。県連合議会は、これらの値上げについても、わずか2時間足らずで総会を終わっております。

こうした風通しの悪い県連合議会の運営は、ガラス張り化を含めた刷新を必要としており、決算認定には反対をいたします。

次に、認定案第4号の令和3年度曾於市介護保険特別会計の決算認定にも反対であります。

反対する理由は、令和3年度、国民健康保険は一般会計から2億5,000万円の繰入れを行い、そして国保税の値上げを抑えておりますが、一方、介護保険は一般会計からの繰入れが全くなく、平均で15%の引上げを前提とした予算であります。

2点目は15%の引上げが介護給付費の伸びを当初3.19%と想定しておりましたが、実際は委員長報告にもありましたように、令和3年度の介護保険費の伸びはマイナスの0.56%であり、大きな見込み違いが生じております。

3点目は、このため令和4年度の繰越金は、昨年より2億1,000万円多い2億8,637万円であるからであります。ちなみに2億8,637万円から国に約1億4,000万円を返したとしても、残りの1億4,000万円が剰余金として残ります。ちなみに昨

年の剰余金は四百数十万円であったと理解をしております。こうした大きな剰余金は、令和３年度の当初の見込み違いから来ており、その一部分は保険料の今後の引下げに回すべきではないかということを指摘して、討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第３号を採決します。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、認定案第３号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定案第４号を採決します。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、認定案第４号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定案第２号を採決します。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第２号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第５ 認定案第５号 令和３年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定案第 6 号 令和 3 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 認定案第 7 号 令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 8 議案第 68 号 令和 3 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第 9 議案第 69 号 令和 3 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（久長登良男）

次に、日程第 5、認定案第 5 号、令和 3 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 9、議案第 69 号、令和 3 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

認定案 3 件、議案 2 件については、決算審査特別委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

認定案第 5 号、令和 3 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての総務分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

令和 3 年度の市町村設置型合併浄化槽の設置数は、5 人槽 18 基、7 人槽 4 基、10 人槽 1 基、20 人槽 1 基の計 24 基であったとの説明がありました。

事業導入から 20 年目となる令和 3 年度で新規の浄化槽設置は終了となり、20 年間で設置した基数は 1,109 基であります。

過年度分の浄化槽使用料の収入未済額 557 万 9,016 円、52 人分についての質疑に対し、催告書の発送、訪問等を積極的に行い、行方不明者等については不納欠損処分を行いながら対応していきたいとの答弁がありました。

起債残高、基金残高等の質疑に対し、起債残高は、元金 1 億 8,852 万 7,977 円、利子 1,636 万 7,310 円、基金残高は 1,984 万 4,247 円である。基金については、起債の繰上償還の財源としても活用していきたいとの答弁がありました。

委員より、今後 10 年間で起債償還も含めた計画を立て、計画的に清算を行うようにと意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会では、10 年かけて清算する理由はとの質疑に対し、財部町の市町村設置型浄化槽整備事業の浄化槽設置工事の終了に伴い、今後 10 年間で年次的に使用者に無償譲渡していくとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第 6 号、令和 3 年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は

次のとおりです。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価が140円6銭に対し、給水原価は令和2年度より約11円低い、149円77銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成3年度より現在まで53件、30億4,050万円を借入れ、当年度に1億809万3,252円を償還し、償還高累計は10億2,379万3,191円となり、未償還残高は20億1,670万6,809円となったとの説明がありました。

なお、決算審査特別委員会では、水道施設の老朽化に対する今後の対応についての質疑に対し、高松水源地、住吉水源地等を検討しており、順次、優先度を定めて施設の修繕を行っていくとの主査答弁でありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第7号、令和3年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数1,790戸、水洗化人口3,030人で、処理区域内人口4,220人に対し、71.80%の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成9年度より現在まで57件、25億2,530万円を借入れ、当年度に1億884万6,762円を償還し、償還高累計は10億9,758万479円となり、未償還残高は14億2,771万9,521円となったとの説明がありました。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第68号、令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金1億6,350万4,130円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第69号、令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は

次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金6,328万6,837円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決します。

お諮りします。認定案3件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号及び議案第69号を一括して採決します。

お諮りします。議案2件に対する決算審査特別委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号及び議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第10 閉会中の継続審査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第12 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長の発言を求めておられますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の議会におきまして審査をお願いいたしました令和3年度一般会計認定を含めて、全ての特別予算も認めていただきました。また、各議員の皆さんたちからの意見につきましては、来年度の予算編成に生かしていきたいというふうに思います。

引き続き、市民の暮らしを守るために全力を上げてまいりたいと思います。感謝申し上げます。終わります。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和4年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 5 号	曾於市南九州畜産獣医学拠点事業基金条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	賛成多数 原案可決
議 案 第 7 4 号	令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 7 号	曾於市大隅屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 1 号	令和 4 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 2 号	令和 4 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	令和 4 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	令和 4 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 6 号	令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 1 号	令和 3 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	令和 3 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 3 号	令和 3 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	令和 3 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 5 号	令和 3 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	令和 3 年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 6 8 号	令和 3 年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 9 号	令和 3 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について	全会一致 原案可決

令和4年第3回曾於市議會定例会

(決算審査特別委員会)

令和4年8月26日

決算審査特別委員会設置

分 科 会 設 置

令和4年9月21日

主 査 報 告

令和4年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和4年8月26日（金曜日）

午後4時55分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第1 委員長の互選について

第2 副委員長の互選について

2. 出席委員は次のとおりである。（17名）

2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理	4番	矢 上 弘 幸
5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭
11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛	16番	大川内 富 男
18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

1番 山 中 雅 人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

開会 午後 4時55分

○事務局次長（吉田竜大）

初めての委員会でありますので委員会条例第10条第2項の規定により、年長の大川内富男委員に、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（大川内富男）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、令和4年決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、配付いたしております日程により進めます。

日程第1 委員長の互選について

○臨時委員長（大川内富男）

決算審査特別委員会の委員長については、議員申し合わせ事項第37章第1項第2号の規定により、副議長があたることとなっておりますので、今鶴治信委員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（大川内富男）

御異議なしと認めます。

よって、今鶴治信委員が委員長に当選されましたので、当席から当選の告知をいたします。

ただいま、委員長に当選されました今鶴治信委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

（委員長就任のあいさつ）

○臨時委員長（大川内富男）

委員長と交代いたします。

日程第2 副委員長の互選について

○委員長（今鶴治信）

決算審査特別委員会の副委員長については、議員申し合わせ事項第37章第1項第2号の規定により、常任委員会の委員長が交代であたるようになっており、本年は総務常任委員長の順でありますので、岩水豊委員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。

よって、岩水豊委員が副委員長に当選されましたので、当席から当選の告知をいたします。

ただいま、副委員長に当選されました岩水豊委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

（副委員長就任のあいさつ）

○委員長（今鶴治信）

以上で委員会を閉会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 5時00分

令和4年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和4年8月26日（金曜日）

午後5時48分開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

第1 日程の決定

第2 分科会の設置

第3 主査、副主査の選任

第4 審査日程及び分科会付託

第5 その他

2. 出席委員は次のとおりである。（17名）

2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理	4番	矢 上 弘 幸
5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭
11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛	16番	大川内 富 男
18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

1番 山 中 雅 人

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

開会 午後 5時48分

○委員長（今鶴治信）

これより、令和4年決算審査特別委員会を開会いたします。

日程第1 日程の決定

○委員長（今鶴治信）

本日の委員会は、配付いたしております日程により進めます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2 分科会の設置

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第2、分科会の設置を議題といたします。

決算審査を円滑に効率的に行うため、本特別委員会に会議規則第102条の規定により、分科会を常任委員会単位で設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

日程第3 主査、副主査の選任

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第3、主査、副主査の選任を議題といたします。

各分科会の主査及び副主査につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

日程第４ 審査日程及び分科会付託

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第４、審査日程及び分科会付託を議題といたします。

審査日程及び分科会付託については、別紙資料のとおりであります。

次の委員会は９月21日午前10時開会、各分科会主査の審査結果報告から質疑、討論、採決であります。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第５ その他

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第５、その他を議題といたします。

議員申し合わせ事項についての確認でございますが、分科会では結論（採決）は出さないことになっております。

次に、９月21日の委員会では、執行部の出席は求めないことで御理解いただきたいと思いをします。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の委員会は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。委員の皆さん、御苦勞さまでした。

散会 午後 ５時５２分

令和4年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和4年9月21日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

- 第1 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（総務分科会主査、文教厚生分科会主査、建設経済分科会主査報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第3 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第4 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（文教厚生分科会主査報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 認定案第5号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第6 認定案第6号 令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について
第7 認定案第7号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
第8 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について
第9 議案第69号 令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（総務分科会主査、建設経済分科会主査報告）

2. 出席委員は次のとおりである。（17名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	4番	矢上弘幸
5番	片田洋志	6番	重久昌樹	7番	鈴木栄一
8番	上村龍生	9番	岩水豊	10番	湊合昌昭
11番	今鶴治信	12番	九日克典	13番	土屋健一
14番	原田賢一郎	15番	山田義盛	16番	大川内富男
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

3番 瀬戸口恵理

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

開会 午前10時00分

○委員長（今鶴治信）

おはようございます。

これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、配付しております審査日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（今鶴治信）

日程第1、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（岩水 豊）

総務分科会審査報告。

総務分科会に付託された認定案2件を、9月5日から9月8日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告します。

1、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

財政課関係では、庁舎管理費の電気料についての質疑に対し、入札により電力会社と契約し経費削減に努めているが、事業を撤退する会社もあり、今後については不透明な部分があるとの答弁がありました。

財政計画についての質疑に対し、昨年10月に見直しを行い、令和13年度までの計画を策定したとの答弁がありました。

また、今後の財政上の見通しについての質疑に対し、大型事業として南九州畜産獣医学拠点事業や大隅、財部両支所の整備事業、給食センター整備事業、末吉小学校の改修事業が続いていく。これらの事業を加味して財政計画も作成しているが、普通交付税の減少も危惧されることから、今後も過疎債、合併特例債等の有利な起債を使いながら実質公債費比率が大きくなるよう努力していきたいとの答弁がありました。

総務課関係では、職員の健康診断の状況についての質疑に対し、再検査対象者61名のうち29名から再検査受診の報告があったとの答弁がありました。

自治会振興費の自治会加入率についての質疑に対し、令和3年5月時点で69.4%、令和4年5月時点で68.0%であり、年に約1%減少しているとの答弁がありました。

防犯対策費の街頭防犯カメラ設置についての質疑に対し、市内9か所で運用を開始しており、令和3年度に1件、令和4年度は現在までに2件の警察からの画像提供依頼があったとの答弁がありました。

今後の行政改革についての質疑に対し、行政改革推進本部会議等を開催し、組織体制について協議を重ねてきたが、今後の支所再編等についても引き続き改革を進めていきたいとの答弁がありました。

委員より、行政改革による住民サービスの低下を招くことのないようにとの意見がありました。

企画課関係では、辺地総合整備計画における辺地地域の整備事業について、効果が見込まれる道路に集中的に配分して事業効果を上げるべきではないかとの質疑に対し、辺地債は全国的な起債の全体枠が少なく、また、事前に県の計画承認を受ける必要があり、その計画に沿って事業を進めているとの答弁がありました。

市内企業見学会、市内企業合同説明会の開催について、曾於高校の2年生を対象に実施しているが、職業選択や市内企業の魅力を伝えるため中学生向けに実施できないかとの質疑に対し、曾於市立地企業懇話会が開催しているが、今後、役員会等で中学生向けの説明会も検討したいとの答弁がありました。

テレワーク・起業創業推進事業の審査では、シゴトバ3ラボの現地調査を実施しました。

委員より、ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進のために、利用申込みや利用料の納入方法について、より利用しやすい手続方法を求める意見がありました。

市民課関係では、クリーンセンター管理費の今後の修繕の見通しについての質疑に対し、令和2年度において焼却炉の大規模改修を行ったが、今後も耐火物の修繕は少しずつ増えていく。破碎処理施設については、部分的に取替え等を繰り返しながら使用しており、消耗や劣化していく部分で年間2,000万円から3,000万円程度の費用が掛かると考えている。数年後には、破碎処理機の本体部分の修繕に4,000万円から5,000万円程度の費用が必要になるとの答弁がありました。

また、審査においては、大隅一般廃棄物最終処分場の現地調査を実施しました。当施設については、現在、破碎ごみの持ち込みが主であり、適正に管理されていることを確認したところであります。

税務課関係では、令和3年度の収納率95.92%で、前年度と比較して0.53%高く、また、収入未済額は1億3,259万9,000円で前年度より1,689万6,000円減少している

との説明がありました。

区分別の所得状況について、農業所得が対前年度比25.7%の減少となった主な要因はどのように考えているかとの質疑に対し、サツマイモ基腐病の影響が大きいと考えているとの答弁がありました。

滞納整理係の業務についての質疑に対し、現年の調定額に対する滞納額の割合を示す滞納繰越率を減らすよう各職員が日々努力している。以前、在籍していた滞納整理官の指導を生かしながら、負担軽減のため課内で業務を振り分けるなど効率的に業務を行っていききたいとの答弁がありました。

委員より、納税に関わる職員のメンタルケアについての配慮を引き続き行ってほしいとの意見がありました。

会計課関係では、窓口収納状況について、ゆうちょ銀行での取扱いが多い要因は何かとの質疑に対し、ゆうちょ銀行は窓口が午後4時までと、他の金融機関より利用しやすいからではないかと推測しているとの答弁がありました。

口座振替の促進についての質疑に対し、納付をお願いする際に、併せて口座振替も推奨しているとの答弁がありました。

委員より、口座振替に変更する際は、金融機関で手続する必要があり、働いていらっしゃる方が変更しやすい方策を検討してほしいとの意見がありました。

監査委員事務局関係では、監査指摘事項の内容についての質疑に対し、学校監査関係では、樹木の管理、休暇簿の記入の仕方、トイレの洋式化等に対する意見、消防監査においては、分団の統廃合についての意見や備品の修理についての意見等があったとの答弁がありました。

議会事務局関係では、新型コロナ感染対策の観点から、議員研修、所管事務調査、議会報告会は中止したとの説明がありました。

議会だよりの発行についての質疑に対し、令和3年度は、議員の改選により、例年より多い5回の発行であり、1回当たりの発行部数は1万2,000部であるとの答弁がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

次に、文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（上村龍生）

文教厚生分科会審査報告。

文教厚生分科会に付託された認定案4件を、9月5日から9月7日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管

分)。

本案について、主な審査内容について報告します。

保健課関係では、新型コロナ対策で多忙となったことで保健課全体の業務に支障が出ていないかとの質疑に対し、コロナ対策で保健師が2名不足しているが、コロナ禍により集団健診が中止になり、母子健診が中止や延期になったが、保健課としては何とか対応できた。また、コロナ対策により時間外勤務が最多で月140時間を超える職員もいたが、職員が1名増となり、何とか対応できたとの答弁がありました。

予防事業費や健康増進事業費が対前年度の予算額と比較して減少している。コロナの影響だと思われるが、がん検診等を含め、各種検診の受診者が減少することで市民の健康への影響はないかとの質疑に対し、昨年、集団健診は中止せざるを得なかったが、今年度4月に実施できた。約1年半空いたが、今のところ大きくは影響していない。がん検診については、申込みにより受診してもらっており、集団健診を中止した分は、個別健診に切り替えて受診してもらった。その他、人間ドックやミニドックの受診者数も伸びてきているとの答弁がありました。

P C R検査補助金の在り方について、3年度の2分の1から4年度は3分の2補助であるとの説明であった。現在、県が全額補助で実施しているが、10月以降はどうなるか分からないとのことである。また、コロナ感染者への傷病見舞金の1人3万円の助成は、あまり意味がないのではないかとの質疑に対し、コロナ感染により後遺症が残る方もいるため見舞金制度を創設した。今後は、国の動向を見ながら、感染症法によるコロナの分類を見直すことがあれば本制度も見直しをしていきたいとの答弁がありました。

委員より、以前の委員会でも伝えたとおり、P C R検査は全額補助にすべきである。傷病見舞金を振り替えてでも全額補助にすべきではないかとの強い意見が出されました。

介護福祉課関係では、末吉町深川柳迫の皆来館を拠点に、地域住民共同による活動スペースの作成や、高齢者・子育てサロンなどの地域でできる活動を行い、福祉の観点からの施策を取り入れることで自助や互助の活動意欲が高まっているとの説明がありました。

また、介護保険利用者負担事業として、社会福祉法人が介護保険サービスを利用している生活困窮者等の利用者負担額を軽減した際に、その軽減額の一部を助成する事業を実施したとの説明がありました。

福祉事務所関係では、県の権限委譲による市の社会福祉法人監査の対象法人数と監査体制の状況についての質疑に対し、対象法人は16法人で、監査体制は専門員が

1名と各法人の担当2人から3名で2年に1回実施し、1年に半分程度の施設について監査を行っているとの答弁がありました。

委員より、大きな予算が伴っているので、市のチェック体制や監査方針の確立は非常に大切な業務である。今後、さらに一定の専門性を持った人員の確保等監査体制の充実を図るようにとの意見がありました。

福祉事務所全体で事業費ごとの増減についての質疑に対し、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ関連事業や施設型給付費は伸びているが、高齢者福祉関連予算や生活保護関連の予算は減少しているとの答弁がありました。

教育委員会関係では、審査に先立ち、教育長の出席を求め、教育委員会としての今後の方針や課題、対応策等についての説明がありました。

教育委員会総務課関係では、各学校施設等の老朽化対策についての質疑に対し、学校からの要望は、現地を確認して優先順位をつけて対応をしているとの答弁がありました。

また、各学校からの修繕要望の質疑に対し、校長研修会等で要望書の提出方法について説明を行い、文書で依頼させているとの答弁がありました。

学校教育課関係では、いじめの現状についての質疑に対し、令和2年度まで100件台で推移していたが、令和3年度は978件に増加した。これは、教職員によるいじめの認知が低いと感じたことから、年度当初から小さい事案であっても報告するよう徹底したため、かなりの増加になったとの答弁がありました。

いじめ対策についての質疑に対し、昨年から鹿児島大学と連携し、准教授（心理学）から助言を頂いて、スクールソーシャルワーカーや教員に伝えているとの答弁がありました。

教職員の超過勤務に関する質疑に対し、一般教員で月45時間以上の超過勤務者が令和3年4月で全体の30.9%あり、本年度は上昇傾向にあるとの答弁がありました。また、学校活動支援員の状況についての質疑に対し、支援員が足りていない。具体的には、各学校1名の配置が望ましいとの答弁がありました。

文教厚生分科会としては、さきの高岡小学校の痛ましい事故等も踏まえ、学校現場での教職員の負担軽減を図り、質の高い教育現場実現のため、学校活動支援員等の増員を強く求めることで意見の一致を見ました。

社会教育課関係では、市内の社会教育課所管の施設についての質疑に対し、現在、所管施設が128施設あり、その3分の2に当たる82施設が耐用年数を過ぎている。中でも大隅文化会館のクーラー設備が使えない状況にあり、施設を計画的に統合したり修繕したりする必要があるとの答弁がありました。

委員より、市内のトイレ施設について、水洗化だけでなくバリアフリートイレの

設置が必要であるとの意見がありました。

文教厚生分科会としては、社会教育課所管の施設について放置できない状況になっており、早々の対策に取り組むよう強く求めるとのことで意見の一致を見ました。以上です。

○委員長（今鶴治信）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（九日克典）

建設経済分科会審査報告。

建設経済分科会に付託された認定案3件及び議案2件について、9月5日から9月8日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

1、認定案第1号、令和3年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

水道課関係では、市民の生活環境の整備充実を図るため、合併処理浄化槽設置補助金3,093万3,000円、浄化槽設置推進助成金559万円を交付し、一般会計から各事業会計への補助金として水道事業会計へ6,671万4,000円、公共下水道事業会計へ1億2,775万5,000円を交付したとの説明がありました。

建設課関係では、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）河原・飛佐線改良舗装工事の現地調査を実施しました。

河原・飛佐線については、地元の要望も強く、用地買収も順調に進んでいることから、早期完成を目指すとの説明がありました。

委員より、河原・飛佐線は着工より38年ほど経過していることから、東九州自動車道等へのアクセス向上を図るため、残りわずかな距離なので早期完了に努めてほしいとの意見がありました。

商工観光課関係では、思いやりふるさと寄附金が伸び悩んでいるが、今後の見込みについての質疑に対し、今はインターネットでの申込みが99.9%を占めており、本市もポータルサイト5社を通じて募集している。全国で、本市と同等以上の返礼品を用意している自治体もある中で、寄附を検討している方に対して、いかに本市の返礼品に目を付けてもらえるか、前任者も含めて、いろいろと検討を重ねている。一つの方策として、今回、ポータルサイト内の広告の出し方を工夫しており、年末までの推移を見守っている状況であるとの答弁がありました。

委員より、市民も協力しやすい環境を整えることで市外の親戚や知人に周知されていくと思われるので、市民に対して、ふるさと納税の大切さを理解していただき、

親戚や知人に対する伝え方を周知したらよいのではないかとの意見がありました。

農林振興課関係では、花と緑の供給センターの現地調査を実施しました。

有害鳥獣等駆除被害防止事業について、被害があった場合の効率的な駆除隊への出動依頼の方法に関する質疑に対し、市の担当者と駆除隊長は日頃から密に連絡を取り合っており、被害地の連絡が来た際は、一緒に現地確認を行っているので、まずは担当課に連絡をしていただきたいとの答弁がありました。

農業委員会関係では、農業者年金について、9人の新規加入者を確保し、569人の受給者に対して1億7,240万2,000円の年金が支給されたとの説明がありました。

農家相談室で応じた9件の相談内容についての質疑に対し、隣地における土手の除草や水田の水利用に関するトラブルが主なものであるとの答弁がありました。

耕地面積の現状についての質疑に対し、現在は7,760haであり、年々減少しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センターの現地調査を実施しました。

高齢者等和牛振興対策事業について、4,000円はありがたいが、運搬費も上がっていると思われるので補助額を上げられないかとの質疑に対し、資材や燃料費などが高騰している状況ではあるが、曾於地域の行政間でのこのような補助については足並みをそろえることになっており、高齢者・小規模農家の支援については、今後、検討するとの答弁がありました。

耕地課関係では、農地耕作条件改善事業の大隅新田場地区水路整備工事箇所及び曾於北部土地改良区の谷川内ダムの現地調査を実施しました。

曾於北部畑かんにおける水利用についての質疑に対し、水利用面積は約127.3haで通水面積約769.4haの約16.5%、内訳は、茶が約56ha、ハウスが約24ha、普通畑が約47haであるとの答弁がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

会議中でありますが、漏れがありましたので報告いたします。瀬戸口恵理委員より、本日の特別委員会を欠席する届出がありましたので報告いたします。

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

まず、総務分科会主査に2点質問いたします。

主査の報告にもありますが、1つは財政問題であります。財政計画については、今後の財政上の見通しについての質疑に対して、今後も過疎債、合併特例債の有利な起債を使いながら、実質公債費比率が大きくならないよう努力していきたいとの答弁がありましたとありますが、こうした答弁が、もしあるんだったら、答

弁自体にちょっと不可思議であるため質問いたします。

合併特例債は、もう今の太田支所と財部支所を、通常の当初の計画どおりに特例債を使ったとして、残りの特例債は、もう 1 億円余しかありません。ですから、基本的には、もう特例債は使えないというふうに認識したほうがいいと思います。

一方、過疎債については、もう目いっぱい使っております。特に、合併特例債がなくなりますと、過疎債でも対応できない市民からの行政需要がいっぱい、今後、重なるのではないかと心配されます。

そうした意味で、質問であります。市当局は、この合併特例債の有利な起債を今後使いながら云々って本当に答弁したのかですね、ちょっと財政の基本点で疑問なんです、確認をさせてください。

2 点目は、行政改革でございます。今後の行政改革についての質疑に対して、今後の支所再編等についても、引き続き改革を進めていきたいという答弁がありました。この末吉本庁についてはともかく、今年の10月から太田支所と財部支所は、正規の職員が33名から34名に、それぞれ大幅に減となります。これまでの住民サービスを、いかにこうした33名、34名の職員体制で維持するかが大きな課題であり、また、心配がされます。少なくとも、この行政改革云々の割り切り方は、太田と財部については、もうできない今後の現状があります。その点で、この問題で、特に太田と財部についての住民サービスの低下を来さない、これまでどおり維持するという観点での突っ込んだ質問と、もし当局からの答弁があったら報告してください。

次に、建設経済分科会主査に、報告に基づきまして3点質問をいたします。

第1点は、この河原・飛佐線でございます。私もしょっちゅう利用している道路であります。報告にありますように、実にこの間38年が経過いたしております。早期完成を目指すとの説明がありました。これは、当局の答弁で早期完成を目指すとの答弁でしょうか。

質問であります。であるならば、あと残りの区間を何年度までに一応完成を目指すという具体的な市としての計画が委員会に示されたのかどうかですね。やはり具体的に、事実に基づいて深い議論が大事なのではないかと考えております。

特に、河原・飛佐線については、実に38年も続いているわけありますから、一般論的な早期完成を目指すといった前向きな答弁だけではなくて、具体的な、何年度までに終了という事業計画が文書で示されたのかどうか、非常に大事な点であると思いますので、これは確認したい第1点であります。

第2点目は、思いやりふるさと寄附金でございます。報告にありますように、伸び悩んでおります。特に、令和3年度は、2年度に比べても、企業版ふるさと寄附金を加えても3億円以上減額いたしており、これは、例えば、志布志や大崎町より

も大きく、あるいは都城よりも率にしては伸び悩んできております。

曾於市の場合は、御承知のように、特に財政部門では、もう思いやりふるさと寄附金におんぶに抱っこといいますか、大きく頼っております。ですから、なぜ伸び悩んでいるのか深い分析が市当局から令和３年度の決算で示されたのかどうか、具体的に今後に生かす意味での分析が示されたのかどうか、質問をいたします。

最後に３点目でございます。北部畑かん事業でございます。北部畑かん事業も国営事業は終わり、今後あと数箇年で県営事業が終わる見込みであります。先日の私の総括質疑の中でも、平均年齢が農家の、72歳から73歳であります。主査報告にありますように、利用率が極めて低い、弱いという大きな課題がありますが、今後の水利用について、市としての、これも具体的な目標といいますか、今後の計画が文書で示されたのかお聞きいたします。

このように市の大事な問題は、やっぱり文書でもって市の考え方を説明していただく。口頭だけの説明に、あるいは一般論的な強調だけに終わらないことが大事でないかという観点から、文書で市はそういった計画を持っているのかどうか示されたのかどうか、これが質問であります。

以上です。

○総務分科会主査（岩水 豊）

お答えいたします。

財政課の財政計画についてであります。先ほど報告しました大型事業に対して、過疎債、合併特例債等の起債を使うということで、それ以上の質疑答弁は求めておりません。

また、行政改革推進についてであります。これについては、当初、職員数の減を図るということは御承知のとおりであります。その中で、特に、行政改革による住民サービスの低下を招くことのないようにという意見があっただけで、それ以上の質疑答弁を求めておりません。

以上です。

○建設経済分科会主査（九日克典）

河原・飛佐線の完成状況についてということで、報告にもありましたけども、当局の説明では、令和７年度で計画終了しをているが、延びる可能性がある。予算の範囲内でしか竣工できないという説明があったところであります。難しいのではないかということですね。

それから、思いやりふるさと寄附金につきましては、観光協会に一部委託しております。今、任用職員を１人、観光協会に派遣して、指導しながら掛け持ちでやっているということでもあります。

この伸び悩みの原因が、巣ごもり需要が減った関係と、その寄附者が買物感覚で品定めをする傾向にあるということで、それから無差別的な広め方、チラシを配るとか、そういうことが禁止されていますので、パンフレットを送付したり、あと成果を上げるために魅力ある商品の一業者での組合せで、新商品を開発して伸ばしていきたい。業者間の抱き合わせは、金額的、費用等いろいろ問題な面がある関係で複雑になるということでできないということでございました。

とにかくリピーターが10%しかいないということで、インターネット、電話での申込み、販売方法等、接客を考えてやっていきたいという説明でありました。

北部畑かん事業につきましては、今報告であったとおり、令和9年度に完了しますので、あと5年後では、散水機の取付けやら難しいのではないかという説明がありました。文書ではありませんでした。口頭で説明があったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成委員）

建設経済分科会主査に2回目の質問をいたします。

まず、河原・飛佐線でございますが、令和7年度に、計画上は、もう終了ということですよ。あれから、また六、七年たっております。つまり、計画は延々延長いたしております。

ですから、この主査報告にあります市のこれは考えた答弁として、早期完成を目指すという説明だったわけですよ、当局はですね。早期完成を目指すというんだったら、もうこれまで遅れているわけだから、じゃあいつまで終わるのかということで、今後、一応、何年度までにとということで具体的な計画は示されたのかどうかですね。くどいようですが、再度、そうした詰めた、私は決算でありますので、議論が必要でないか、これは事業が非常に長くかかっておりますので、そういった意味でも、詰めた議論が、もしされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

それから、このふるさと寄附金についても同様でございます。分科会でも、かなり質疑がなされたという点は理解いたします。ですから、一つの側面として伸び悩んでいる技術的な点についても主査から今、丁寧な説明がありました。この点は同意いたします。

一方、具体的な資料を、私、持ち合わせていませんけども、志布志や大崎、都城よりも伸び悩んでいるのが大きいんじゃないかと言えます。そういった点で、例えば、ふるさと基金を導入した初期の段階においては、先進地事例を、当局は足しげく通いながら一応学んだ経験があります。そういった点で、大崎、志布志に限らないのですが、学ぶべき点があったら、やはりそれを貪欲に吸収するようなやり方が

大事じゃないかということでの先ほどの質問でありましたけど、そこまでは、市は、まだされてないのかどうかですね。非常にこれは大きな財源でありますので、その点で質問いたしております。学ぶ点がなかったのかどうか、そこまではやっていないのかどうか、この確認でございます。

以上です。

○建設経済分科会主査（九日克典）

河原・飛佐線についてですが、現地調査をしたわけですが、令和7年度までには完成するということで説明があったわけですが、最後に、やっぱり予算の範囲内でしか延ばしていけないと。あと約900mぐらいかな、約900mぐらい、1kmなかったと思うんですが、説明の中でですね。その予算の範囲内で、順次改良していくという説明があったところであります。

それから、思いやりふるさと……

（何ごとか言う者あり）

○建設経済分科会主査（九日克典）

はい、一応、計画は令和7年度までということでしたけれども約束は……

（何ごとか言う者あり）

○建設経済分科会主査（九日克典）

それはなかったですね。とにかくわずかな距離です。しかし、現場を見たと、ちょっと難所なところがあるから大変だなと思った、崖がちょっとですね。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済分科会主査（九日克典）

崖があったような感じがしましたので、ちょっと難所なところがあるから時間的にも掛かるのかなというふうには感じました、私個人的にですね。

それから思いやりふるさと寄附金ですが、志布志、大崎、都城と周りに取り囲まれて、非常に伸びているわけですが、やはり新商品の開発に取り組んで、新たな商品を開発して、そしてそれを目玉にして、報告にもありましたが、市民にも周知して、あと市外の方々もみんな、失礼ですけども裕福な方ばかりではないので、あまり強力に進めることはできないというような意見もありました。

それから、宮崎県のある町のように、この過大広告で品不足になったりして取消しになるようなことは十分気を付けていただきたいというような意見もありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄委員）

総務分科会主査に質疑いたしますが、主要施策の成果等をずっと目を通して、報告等なかった点など、主要施策の成果で、ある程度、説明を受けられたと思いますので、議論されたり説明を受けた分の答弁を求めたいと思います。

まず、自治会振興費の件ですが、特に本市においては462という、自治会数があるわけです。中には、10戸未満の自治会もたくさんありますが、一番懸念されることは、もう今後、少子高齢化が、本当、こう、目に余る以上に進んでおりますので、自治会活動やら地域活動ができないというのは、みんなが感じていらっしゃると思います。

そこで、今日までの対応が、どうも所管の総務課において、もうちょっと足らんのじゃないかなということですが、それに引き換えて、今後、地域コミュニティ事業の地域コミュニティ活性化推進計画が立って、そして令和5年度をめどに、今日までの公民館体制からコミュ協体制に変わるというのは、再三、この本会議でも議論をしてきたところですが、総務分科会ではどのような議論がされたのかですね。

端的に考えますと、24の校区公民館、地区公民館ですね、これが現段階で6つの6校区モデル地域が活動して取り組んでいるわけですけど、残りの18相当は、どのような対応をされるのか。令和5年、6年にかけて、どうも見えづらいような気がしております。今日までの6地域については、それなりにモデルということで予算的な活動をしております。これについて、議論がされたものであれば報告を求めたいと思います。

あわせて、公民館振興が総務課から企画政策課に移行するということがありますが、これについても両所管で議論はされなかったのか。された内容について報告を求めたいと思います。

次に、企画課についてですが、山中顕彰館記念事業についてですが、今年度は、もう開館来9年目です。当初のこの成果にあるように、寄附金額は3億30万円という金額が集まったと思いますが、毎年毎年運営に使っておると、残る金額は、どのくらいになっているのか、議論されておれば報告を求めたいと思います。

あわせて、一般質問等でも問いただしたり議論をしてきた山中先生の功績の中に、台湾の屏東県里港郷の里港国民学校等々が出て、今日までいろいろ私も模索して、調べたり聞いたりしているんですが、できますならば、今後、顕彰するとなると、ぜひ国外というのは大ごとかもしれませんが、肝心な里港郷との盟約、若しくは締結等の議論は出なかったのか。本会議での質問では、市長もそれなりの答弁がされたし、委員会で議論されていないかを尋ねたいと思います。

次に、教育委員会と企画課の件ですが、議論の内容ですので、総務分科会で議論されていれば答弁を求めるし、また、続けて、文厚分科会の主査にも似たような質

問をしたいと思っております。

まず、今申し上げましたように、社会教育課が、今後、生涯学習課に変わるということについて、やはりもう目前です。申しますと、10月の3日というようなところまで来て、新しい南棟も完成しつつありますが、この辺りについての分科会での議論等はないのかですね。報告の中に出てきませんね。なので、当然それぞれの委員が議論をしていると思いますので、内容を報告を求めたいと思います。

あと、成果の17ページに、南九州畜産獣医学拠点が取組が出ておりますが、当然、令和4年度については、大分進捗しております。令和3年度を取組状況等が、成果で出ておりますが、当然、成果に出ている以上は、分科会では今後、令和6年の4月に向けて議論が出るんじゃないかと思っておりますので、内容的に出た分の報告を求めたいと思います。

単純な質疑ですが、当然、開校しますと、財部におきましては昼間の人口が増えることになります。現在、工事関係者等も、今まで以上に昼間の人口が増えると思いますが、曾於市における人口増は、本当、難しい状況ですけど、強いて言いますと、昼間の人口を増やすことも一つの手立てだと。昼間の人口が見えてくれば、それなりの経済も動くんだというふうにとらえておりますが、南九州畜産獣医学拠点について、今後の対応はどのように議論されたのか、議論された分を伺いたいと思います。

次、文厚分科会の主査に伺います。社会教育課の分ですが、当然、コロナ禍で地域の活動やいろいろなイベント等が中止されております。これも1年でなくて、もう今年で言えば3年目になっております。この間の社会教育、当然、学校教育もですが、社会教育において、どのような対応がなされてきたのか。主査の報告の中に、当初、教育長に出席してもらって、教育長の考え等を聞かれたということですので、教育長がどのような報告、答弁、説明をしたのか、全般的な内容から答弁を求めたいと思います。

あと、地域づくり積極的参加の推進はどうであるのかですね。令和5年度まで、地域コミュニティ協議会、公民館がコミュ協に移行することについて、先般の一般質問で教育長にただしたら、当面、今の所管である社会教育課、若しくは10月3日からの生涯学習課で握ると、対応せざるを得ないというような答弁を、私は受けたと思っておりますが、これについて、分科会では意見は出なかったのかですね。出していたら答弁を求めます。

それと併せて、どうも今日まで社会教育の段階で、曾於元気だそお事業が、ずっと尾を引いてきましたが、先ほどから申しますように地域での少子高齢化等で、この曾於元気だそお事業が、どこまで浸透して、俗に言う予算の範囲で発展を見てい

るのか、我々には、なかなか理解し難いですが、委員会でそのような議論がされていけば、答弁を求めたいと思います。

あわせて、総務のほうで聞きましたコミュ協への移行というのは、やはりこの基になる曾於元気だそお事業が核にあるんじゃないかというふうにとらえております。ただ、校区公民館から今後の対応ということでコミュ協に移行した場合には、またいろんな問題が出てくると思います、予算的なもの等がですね。できますなら、令和5年度向けに、この事業等がどうなるか気掛かりなところですので、議論に出されておれば出してもらいたいと思います。

あと、確認ですが、教育施設が所管には128施設、そのほか3分の2が耐用年数が来ていると見られておるようですが、現段階で教育施設の窓口が今の建設課に変わって、施設について今現在、建設課に窓口があります。そして、もう昨年から対応しているというような、教育施設も、それは数多いわけですので、どの範囲でやっているのか、私は所管が建設課なんです、そこら辺りがパッとしないんですね。

建設課に出向けば、教育施設係が窓口を持っているだけで、ここら辺りがどうも私自身、不勉強で理解し難いんですが、いろいろ含めて、今言ったように公民館的なものが総務課から企画課に移ると。こうなると、どうもはっきりしたことは出ないし、先般の一般質問の中で問いただきましたが、当面というような答弁がありました。そうすると、市報の10月号に載せる、そして、いろんなものは9月号に一応、報告するという答弁だったと思っていますけど、9月の市報を開いても、それらしき、市民が一目瞭然で分かるような記事が出ていないんですね。特段に変化するわけですので、執行部側は、もうちょっと念の入った対応はできないものか、思っておりますが、分科会は、そのような話はなかったのか尋ねます。

あと一点、成果の中では出ておりますが、国際交流に係る事業実績ということで、令和2年、3年中止、3年中止ですかね、今年度も中止ですが、これについて、いろんな形で今後の青少年の育成について、対応するのであれば、今まで続けてきた国際交流事業が宙に浮いたという感じですね。それに引き換えて、やはり青少年たちを市外、若しくは県外、若しくは国外に派遣すること等も、いろんな形で議論をすべきだと思っております。

先般の今年度の補正第5号では、鶴岡市に研修の内容で出掛けるという予算が出ておりましたが、そういう形等々で、やはりこの青少年の育成については議論すべきだというふうに思います。この国際交流について、この立場から一般質問等で議論しておりますので、台湾の屏東県里港郷と、若しくはアメリカのワシントンのシアトルですね、この辺りももう一歩突っ込んだ当局に要望すべきだし、また分科会、

また委員会等でも議論すべきではないかという考えです。全然議論されていません
と言えば、それまでですが、議論されているのであれば出してもらいたいと思いま
す。ちょっと長くなりましたけど、答弁できるものを求めたいと思います。

○委員長（今鶴治信）

質疑の途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○委員長（今鶴治信）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

○総務分科会主査（岩水 豊）

お答えいたします。

自治会振興については、コミュニティ協議会に転換する必要があるということ
で、柳迫地区が第1モデルとして市内では活躍されているということですが、
その他のコミュニティ協議会につきましては、コロナ禍のため協議が進んでいない
ということで、「進行に時間が、協議会に変更することについて時間が掛かる」と
いう説明がありました。また、「住民の意識向上がなければ進まない」という説明
でもありました。

山中貞則顕彰館の今後の運営、寄附等についての質疑がありませんでした。

南九州畜産獣医学拠点事業につきましては、決算の段階では、建設工事の事業費
そのものについては明許繰越になっておりますので、深い議論はされていないとこ
ろであります。

以上です。

○文教厚生分科会主査（上村龍生）

文教分のお答えをいたします。

まず、公民館関係、社会教育課から公民館事務がコミュニティに移行して企画に
移るという話の続きです。

この件につきましては、先般、行われました補正の委員長報告で報告したとおり
です。この決算では審査はされておられません。教育委員会で引き続き担当するとい
う話です。

教育長からの報告の分については後ほど説明いたしますが、曾於元気だそお事業
等についての質疑等も行っておりません。

それから、国際交流等の事業につきましては、決算の中では特別に議論はしてい

ませんけれども、方向性としてはコロナ禍の後にはできるだけ事業等は実施していきたいというのが流れでした。

それから、教育委員会の学校関係の窓口の話ですけれども、これは教育委員会だけに限らず、少なくともこういう教育委員会は本庁に移行しますので、10月以降、窓口としてはそれぞれ支所の取次ぎの窓口があるだけということで、実質的な事務は本庁になるということの理解をいたしております。

教育長からの今後の決算の特別委員会の資料として報告された関係のある分だけについて報告をいたします。

教育長から出された報告の中は、当面の教育委員会の課題といたしまして、1番目が教育予算の硬直化、いろいろと硬直してなかなか教育予算が確保できない、できづらい状況になるという説明でした。

それから、2番目は、学校施設や社会教育施設の老朽化ということで、学校プールの問題、それから教職員住宅の廃止、教職員住宅は現在46棟ありますが、8割以上が35年以上経過していると。「これらを改築するためには毎年1億円程度の予算が必要になる、現状では不可能です」というお話をされました。それに伴って、教職員住宅を段階的に廃止していきたいという方向性を持っているとのことでした。

それから、社会教育施設につきましては先ほども報告しましたが、これは市内にある重複施設等を含めて10年後を目指して計画を進めていく、3万人を切る自治体にふさわしい施設のスリム化を図っていきたいという方向性を示されました。

それから、少子高齢化に向けた対策では、先ほどの公民館組織の統廃合も教育委員会としても考えていきたい、それから、教育、社会教育団体の衰退化がかなり進んでいるということが話をされています。

教育委員会の各課の課題としては、学校給食センター、給食費の公会計化。それから、ICT教育の導入に伴う指導者の育成等々。それから、支援員がどうしても必要になってくるのではないかというお話。全般的にはいろいろとありましたけれども、先ほどの質問に対してはそのような方向性の説明があったところです。

以上です。

○18番（迫 杉雄委員）

今、主査のほうから答弁がありましたが、議論されなかったのは致し方ないということですが、報告の中で、普通に考えると分科会の意見等を強くということで、文厚については施設等の強い意見があると。意見並びに、要望、要請的な議論はしなかったのか。総務分科会においてもですが、執行部に対する要望、意見等は端的に出していません。ですから、議論されたのか、されなかったのかだけ確認をしたいと思います。

○総務分科会主査（岩水 豊）

先ほど最初に報告しましたとおり、それぞれのところで意見が出ている分については報告書で報告したとおりであります。

それ以外についてここに記載していない部分については、分科会としては意見は出ていないところであります。

以上です。

○文教厚生分科会主査（上村龍生）

報告のとおりです。

以上です。

○18番（迫 杉雄委員）

報告のとおりでいいんですが、「意見があった」という答弁がありましたということで、できますならもう決算ですので、令和5年度に向けての各分科会の要望的なものは出されないのか、そこら辺りで質問をしたところですが、なかったにすればどうしようもありません。今後のいろんな議論だと思います。

いいです。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（重久昌樹委員）

文教厚生分科会主査に1点だけお聞きしたいと思います。

コロナ感染の関係で傷病見舞金の1人3万円につきまして「コロナの分を見直すことがあれば本制度も見直しをしていきたい」という答弁があったようですが、今、感染が拡大して、また年末にかけても第8波ですか、感染が拡大していくという中で、手軽にこういう検査ができる抗原検査キットがあるわけですが、今後、このような抗原検査キットへの活用等について何か議論がされていたら教えていただきたいというように思います。

○文教厚生分科会主査（上村龍生）

コロナにつきましては、PCR検査補助金についての議論がなされておりまして、その検査体制かれこれについての議論は特別にはなされておりました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、各分科会主査の報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第1号は、認定すべきものと決しました。

—————・—————

日程第2 認定案第2号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第2、認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定案第4号、令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、文教厚生分科会に審査付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（上村龍生）

認定案第2号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

本市における国保運営協議会の協議内容についての質疑に対し、加入者が減少し、一般会計からの繰入れで何とか運営できている。収入財源の確保、国保税の大幅な増加はできないが、今後、増税も検討していかなければならない等の議論がなされ

ているとの答弁がありました。

県の連合会との協議の現状や方向性についての質疑に対し、3つの部会で県統一に向けて年3回開催されている。県の保険税統一について目標年度は決まっていなが議論している。現在、保険税額の算出方法を令和5年度までにこれまでの4方式から資産割を除く3方式に統一していくことが県の方針で示されており、今年度12月議会で提案したいと考えている。また、3方式にした場合の保険税額について、市民へなるべく負担が掛からないように何度もシミュレーションを行い、これまで27回実施しているとの答弁がありました。

医療費の増減率についての質疑に対し、令和元年度が3.45%の減、令和2年度が0.32%の減、令和3年度が4.08%の増であったとの答弁がありました。

法定外繰入金2億5,000万円について、市民1人当たりの国保税の軽減はどの程度であったかとの質疑に対し、1人当たり4万536円の軽減になり、1人当たりの保険税額が8万890円であるとの答弁がありました。

次に、認定案第3号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

本市における被保険者数と医療費の伸びについての質疑に対し、被保険者数は平成29年度から毎年減少して、令和3年度は対前年度比162人減の7,710人となった。医療費は令和元年度から減少に転じており、令和3年度は対前年度比0.97%減の総額74億4,879万2,407円で、1人当たりの医療費は96万6,120円であるとの答弁がありました。

次に、認定案第4号、令和3年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

介護保険制度は制度発足から22年が経過しました。本市の65歳以上の1号被保険者は1万4,319人で対前年度比33人の増であります。歳入総額は59億1,102万7,053円、歳出総額は56億2,465万5,097円で、歳入歳出の差引額は2億8,637万1,956円であります。

第8期の介護保険計画では、令和3年度が3.19%の増と想定していたが、実際は0.56%の減であった。これが今後続いていくと市民は必要以上の保険料を支払うことになる。その中で「令和3年度は3,400万円の基金取崩しを行っている。今年度は取り崩す必要はないのではないか」との質疑に対し、令和4年度末を確定した際に取り崩す必要がなければそのように検討したいとの答弁がありました。

近年の給付費の特徴的な傾向についての質疑に対し、伸びている給付費では①施

設介護サービス給付費の介護老人福祉施設のサービスが約6,000万円、②居宅介護サービス給付費の通所介護サービスが約1,900万円、③地域密着型介護サービス給付費の地域密着型通所介護が約1,700万円であるとの答弁がありました。

委員より、介護保険料が値上げされた件について、給付費の伸び率が当初想定していた数値と差が生じており、今後、見直すべきであるとの強い意見がありました。以上です。

○委員長（今鶴治信）

ただいまの文教厚生分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

私は、認定案第3号の令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定には反対をいたします。

この後期分については、毎年、共産党議員団はこれまで予算決算には反対しております。

その理由は、県連合の運営が一口に言って風通しが非常に悪いからでございます。

例えば、今回の決算審査でも県連合の令和3年度の決算額は2,000億円を超えると予想されますが、私の質問に「まだ県連合から曾於市のほうに詳しい決算の状況についての通知がなされていないから、詳しい県連合の決算総額が分からない」といった考えられない報告、答弁であります。決算審査の中で決算が分からないというのはこれは異常としか言いようがないからであります。ですから、深い決算審査ができませんでした。

加えて、県連合の広域連合はわずか2時間足らずで1年に2回の総会を開いております。2,000億円を超える膨大な予算決算を1時間半ぐらいで決めております。

加えて、今年の10月からは後期高齢者の被保険者の利用料が、一部、所得がある方は1割から2割負担になります。二、三日前の地元新聞にも書いてあったとおりでございます。これもわずか2時間足らずで決めているようでございます。

非常に風通しの悪い、こうした県連合でありまして、納得できず、反対であります。

次に、認定案第4号の令和3年度の曾於市介護保険特別会計の歳入歳出決算認定にも反対をいたします。

令和３年度から曾於市は介護保険料の平均で15%の大幅値上げをいたしました。

私はそのときに条例改正の値上げにも反対いたしました。一般会計からの繰入れがゼロ円であるからでございます。そして、令和３年度の介護保険の特別会計予算にも反対いたしました。

その理由は、こうした一般会計からの繰入れがなされず、あわせて、主査報告にありましたけれども、令和３年度の介護保険の給付費の伸びを市は3.19%と想定して予算を計上いたしておりましたけれども、私はその予算審議の中でも3.19%とはあまりにも上げ幅が大きい想定額ではないかと。コロナ禍の下で、また、経験的に言ってこれは言わばプラスアルファの予算計上額ではないかという、大きく２つの理由で、令和３年度の予算には反対いたしております。

実際に、決算審査の中で主査報告にもありましたけれども、令和３年度の介護保険給付率の伸びは3.19%の伸びではなく、マイナスであります。

マイナス0.56%であります。そのため、令和３年度から４年度への介護保険の繰越金は２億8,637万円であります。

このことについて、当局は答弁の中で「その中で１億4,000万円は国に返す」と言いました。国に返すといいましても残りの差し引き約１億4,000万円が純粋な剰余金でございます。

ちなみに、昨年度の場合は、令和２年度から３年度の繰越金は7,000万円であり、そのほとんどを国に返しており、約数百万円しか純粋な余っているお金はありません。そうした点からもあまりにも、この介護保険の財政運用が市民から高い保険料を払う形での財政運営でありまして、賛成できず反対であります。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、分科会主査の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（今鶴治信）

起立多数であります。よって、認定案第3号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、分科会主査の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（今鶴治信）

起立多数であります。よって、認定案第4号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定案第2号を採決いたします。本案は、分科会主査の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号は、認定すべきものと決しました。

—————・—————・—————

日程第5 認定案第5号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定案第6号 令和3年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定案第7号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第8 議案第68号 令和3年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第9 議案第69号 令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第5、認定案第5号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第69号、令和3年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

認定案3件、議案2件については、それぞれ所管の分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（岩水 豊）

認定案第5号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

令和３年度の市町村設置型合併浄化槽の設置数は、５人槽１８基、７人槽４基、１０人槽１基、２０人槽１基の計２４基であったとの説明がありました。

事業導入から２０年となる令和３年度で新規の浄化槽設置は終了となり、２０年間で設置した基数は１,１０９基であります。

過年度分の浄化槽使用料の収入未済額５５７万９,０１６円（５２人分）についての質疑に対し、督促状の発送、訪問等を積極的に行い、行方不明者等については不納欠損処分を行いながら対応していきたいとの答弁がありました。

起債残高、基金残高等の質疑に対し、起債残高は元金１億８,８５２万７,９７７円、利子１,６３６万７,３１０円、基金残高は１,９８４万４,２４７円である。基金については、起債の繰上償還の財源としても活用していきたいとの答弁がありました。

委員より、今後１０年間で起債償還も含めた計画を立て、計画的に精算を行うよう意見がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（九日克典）

認定案第６号、令和３年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価１４０円６銭に対し、給水原価は令和２年度より約１１円低い１４９円７７銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成３年度より現在まで５３件３０億４,０５０万円を借入れ、当年度に１億８０９万３,２５２円を償還し、償還高累計は１０億２,３７９万３,１９１円となり、未償還残高は２０億１,６７０万６,８０９円となったとの説明がありました。

次に、認定案第７号、令和３年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数１,７９０戸、水洗化人口３,０３０人で処理区域内人口４,２２０人に対し、７１.８０％の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成９年度より現在まで５７件２５億２,５３０万円を借入れ、当年度に１億８８４万６,７６２円を償還し、償還高累計は１０億９,７５８万４,７９円となり、未償還残高は１４億２,７７１万９,５２１円となったとの説明がありました。

次に、議案第６８号、令和３年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金１億６,３５０万４,１３０円を、全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

次に、議案第６９号、令和３年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金6,328万6,837円を、全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

まず、総務分科会主査に認定案第5号の生活排水関連の決算認定について質問いたします。

説明書の最後尾に、起債残高が1億8,852万円余とありまして、基金について活用して、起債の繰上償還の財源として活用していきたいと答弁がありましたということであります。

質問であります、この記載の繰上償還についての利率がそう高くなかったらもちろん基金を活用して繰入れの償還というのが非常に大事であります、大体、利率が幾らぐらいで、基金を活用した繰上げ償還が常識的な範囲内で対応できる利率であるのか、数字上、確認されていたら報告してください。

2点目、委員より今後10年間で起債償還を含めた計画を立てて云々という意見がありましたということですが、今後10年間というのは何か根拠があつての10年間であるのかどうか。一般的な強調で、私もよく使いますが、10年間という意味での10年間であつたのか、説明をお願いいたします。

次に、建設経済分科会主査に認定案第6号、水道事業会計について1点だけ質問いたします。

水道事業はこれまでも総括質疑を含めて、再三、質問いたしておりますが、非常に老朽化が進んでおります。ですから、当然、市も計画的であると思うのですが、一定の対策を行ってきております。

先日の議案質疑でも、水道事業関係はいわゆる内部留保金が10億円を超えておつて、客観的には曾於市の特別会計の中でも最も財政にゆとりがあります。その点で、決算の審議の中でこの水道事業の老朽化した諸施設等についての計画的な今後の修繕等についての説明が市からなされたのかどうか、非常に大事な点でありますので、もしされていたら報告をお願いいたします。この1点です。

○総務分科会主査（岩水 豊）

お答えいたします。

市町村設置型の合併浄化槽については、事業の導入から20年ということで終了と

なりましたので、今後10年間で年次的に無償譲渡をしていくという計画に、御存じのとおりなっておりますので、その無償譲渡が完了する時点には起債の償還も完了すべきではないかということで計画的に、計画性をもって浄化槽を住民に無償譲渡します。それが10年間です。

ですから、その10年間に起債償還を完了するのがいいのではないかのというのが委員からの意見でした。

起債の利率については、質疑はありませんでした。

○建設経済分科会主査（九日克典）

上水道の老朽化については、まず、末吉町高松地区を令和5年度までに開設するということと、その次に、橋野上水道が老朽化するので、順次、優先度を高めて老朽化の修繕に当たるということでありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定案3件は、各分科会主査の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は、認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号及び議案第69号、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案２件は、分科会主査の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号及び議案第69号の以上２件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託された案件の審査を全て終了いたしました。

なお、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任することに決しました。

以上をもちまして、令和４年決算審査特別委員会を閉会いたします。委員の皆さん、御苦労さまでした。

—————・—————・—————

閉会 午前１１時４７分